

越 監 公 表 第 2 4 号

地方自治法第252条の37第5項の規定により、包括外部監査人から令和3年度包括外部監査の結果に関する報告の提出があったので、同法第252条の38第3項の規定により次のとおり公表する。

令和4年（2022年）3月28日

越谷市監査委員 井 上 茂 平

越谷市監査委員 利根川 敏 彦

越谷市監査委員 小 林 豊代子

越谷市監査委員 細 川 威

令和 3 年度

越谷市包括外部監査報告書

補助金の交付等に関する事務の執行について

令和 4 年 2 月

越谷市包括外部監査人

公認会計士 藤原 拓也

目次

第1 包括外部監査の概要.....	1
1. 監査の種類.....	1
2. 選定した特定の事件（監査テーマ）.....	1
3. 特定の事件（監査テーマ）として選定した理由.....	1
4. 対象とする補助金等.....	1
5. 監査の着眼点.....	1
6. 主な監査手続.....	2
7. 監査の対象部署.....	2
8. 監査の対象期間.....	2
9. 監査実施期間.....	2
10. 包括外部監査人及び補助者.....	2
11. 利害関係.....	3
第2 越谷市の補助金等の概要.....	4
1. 地方自治体の補助金等について.....	4
2. 越谷市における補助金等について.....	4
3. 越谷市の補助費等の状況.....	5
4. 所管部課別の補助金等の推移.....	7
5. 補助金の交付手続き.....	11
6. 補助金等の見直し.....	13
7. 補助金等の評価体制.....	17
8. 無償の役務提供.....	19
9. 監査対象とした補助金等.....	21
第3 監査の結果（総論）.....	28
1. 定義.....	28
2. 総論.....	28
3. 各論（所管部課別の指摘と意見の一覧表）.....	36
第4 監査の結果（各論）.....	39
1. 市長公室.....	39
(1) 政策課.....	39
① 土地開発公社補助金.....	39
② 土地開発公社利子補給金.....	40
(2) 人権・男女共同参画推進課.....	49

① 越谷市自立支援団体助成金.....	49
2. 総務部.....	53
(1) 安全衛生管理課.....	53
① 職員福利厚生事業補助金.....	53
3. 市民協働部.....	58
(1) 市民活動支援課.....	58
① 越谷市国際交流協会補助金.....	58
② 越谷市自治会振興交付金（単位自治会分）.....	65
③ 越谷市自治会振興交付金（連合会分）.....	66
④ 越谷市集会施設整備事業補助金.....	81
⑤ 越谷市地区まちづくり助成金.....	86
(2) 暮らし安心課.....	96
① 越谷市防犯協会補助金.....	96
② 越谷駅東口第一自転車駐輪場.....	102
(3) 市民課.....	105
① 越谷市霊柩自動車利用助成金.....	105
(4) 危機管理課.....	108
① 越谷市自主防災組織育成費補助金.....	108
4. 福祉部.....	112
(1) 福祉推進課.....	112
① 社会福祉協議会助成金.....	112
② 民生・児童委員活動助成金.....	119
(2) 障害福祉課.....	124
① 越谷市地域活動支援センター事業等補助金.....	124
(3) 地域包括ケア推進課.....	128
① 軽費老人ホームサービス提供経費補助金.....	128
(4) 介護保険課.....	134
① 越谷市特別養護老人ホーム等整備促進事業費補助.....	134
5. 子ども家庭部.....	141
(1) 子ども育成課.....	141
① 1歳児担当保育士雇用費補助金.....	141
② アレルギー等対応特別給食提供事業費補助金.....	147
③ こしがや「プラス保育」幼稚園事業費補助金.....	151
④ 私立保育所等運営費補助金.....	157
⑤ 特別支援保育事業費補助金.....	161
(2) 青少年課.....	165

① ボーイスカウト助成金.....	165
6. 保健医療部.....	168
(1) 国民健康保険課.....	168
① 越谷市国民健康保険人間ドック検診料助成金.....	168
② 越谷市国民健康保険保養所宿泊助成.....	173
③ 越谷市後期高齢者医療制度保養所宿泊助成.....	175
(2) 生活衛生課.....	178
① 越谷市飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費補助金.....	178
7. 環境経済部.....	181
(1) 環境政策課.....	181
① 越谷市住宅用太陽光発電設備等設置費補助金.....	181
(2) リサイクルプラザ.....	185
① 越谷市資源回収奨励補助金.....	185
(3) 産業支援課.....	192
① 一般事業費補助金.....	192
② 越谷市地域支え合いの仕組み推進事業費補助金.....	198
③ 公益社団法人越谷市シルバー人材センター補助金.....	203
④ 住宅・店舗改修促進補助金.....	209
⑤ 商店街活性化推進事業費補助金.....	212
⑥ 中小企業経営支援事業費補助金.....	217
(4) 観光課.....	221
① 一般社団法人越谷市観光協会補助金.....	221
(5) 農業振興課.....	229
① 越谷市特別認定農業者補助金.....	229
② 株式会社埼玉県東部流通センター.....	234
8. 都市整備部.....	239
(1) 建築住宅課.....	239
① 越谷市既存建築物耐震改修補助金.....	239
9. 消防本部.....	243
(1) 予防課.....	243
① 越谷市幼少年婦人防火委員会補助金.....	243
10. 教育総務部.....	247
(1) 教育総務課.....	247
① 越谷市私立幼稚園振興補助金.....	247
(2) 生涯学習課.....	253
① 文化連盟助成金.....	253

(3) スポーツ振興課.....	259
① 越谷市レクリエーション協会補助金.....	259
② 越谷市体育協会補助金.....	264
11. 学校教育部.....	269
(1) 学務課.....	269
① 越谷市学校保健会交付金.....	269
(2) 指導課.....	272
① 越谷市中学校体育連盟補助金.....	272
② 越谷市部活動等競技会派遣助成金.....	276
(3) 教育センター.....	279
① 教育研究員助成金.....	279

(注：本報告書の表記方法等について)

1. 端数処理等について

報告書中の数値は、原則として、金額及び比率の表示単位未満については四捨五入しており、端数処理の関係で表中の合計が合致しない場合がある。また、公表されている資料等を使用している場合には、原則としてその数値をそのまま使用している。

2. 報告書の数値等の出所

報告書の数値等の出所は、原則として、越谷市が公表している資料、又は、所管課から提供を受けた資料である。一方、報告書の数値等のうち、これら以外の資料を出所とするものや包括外部監査人が作成したものについては、その旨及びその出所等を明示している。

第1 包括外部監査の概要

1. 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37第1項に基づく包括外部監査

2. 選定した特定の事件（監査テーマ）

補助金の交付等に関する事務の執行について

3. 特定の事件（監査テーマ）として選定した理由

補助金の交付等に関する事務は、地方自治法に基づいて特定の事務事業に対し、公益上の必要から、金銭的給付を行うものである。越谷市の令和3年度一般会計当初予算は103,200,000千円であり、このうち補助費等は10,405,693千円と、歳出全体の10%程度を占めている。また、同予算のうちの人件費・扶助費・公債費の義務的経費を除いた場合、その割合は、23%程度となり、市の財政に占める重要性は高い。

また、補助金等は、政策的な経費として、市の行政目的達成のための一つ的手段として支出されることが期待される。特に、市単独事業としての補助金等の交付は、その目的・金額・交付先等について市の裁量が大きく、適切な執行が求められている。

市の財政状態は厳しく、人口減少社会のなかで、市の予算が限られている状況において、補助金等の交付について、「合規性」、「経済性、効率性、有効性」、「公平性」、「適切な事業評価」4つの視点から検証を行うことは有意義であると考えられることから、補助金等の交付に関する事務の執行を監査対象として選定した。

4. 対象とする補助金等

一般会計において、越谷市の交付とした補助金等を対象とした。なお、団体等に対する財産の無償貸付あるいは低廉貸付取引等の補助金等の交付と同等と考えられる取引も対象とした。

5. 監査の着眼点

主な着眼点は、以下のとおりである。

(1) 補助金等の交付に関する事務手続が、関連諸法令及び要領に準拠し、適切に執行されているか

(2) 補助金等の金額は適切に算定されているか

また、その交付対象となる事業の効果及び経費削減は適切か

(3) 補助金等の交付に係る事務の執行は、公平に実施されているか

(4) 補助金等の使途に関して適切な報告が行われているか

また、その用途について、的確な評価を行い次の事業の見直しを行う仕組み、いわゆるPDCAサイクルが整備されているか

6. 主な監査手続

主な監査手続は、以下のとおりである。

- (1) 補助金等に関する法令、条例、補助金交付要綱等の内容を確認した。
- (2) 補助金等の目的の公益性を確認した。
- (3) 財政課が入手あるいは作成している関連書類の閲覧、分析を行った。
- (4) 補助金等の所管部課に対するアンケート調査及び質問を実施した。
- (5) 補助金等の所管部課が入手あるいは作成している関連書類の閲覧、分析を行った。
また、必要に応じて、所管部課を通じて、団体等から追加的な書類の入手を依頼し、それらの書類の閲覧、分析を行った。
- (6) 上記の手続の他、監査人が必要と考えた手続を行った。

7. 監査の対象部署

「第2 越谷市の補助金等の概要 9. 監査対象とした補助金等」に記載する補助金等を所管する部署及び当該補助金等に関連する部署である「財政課」、「公共施設マネジメント推進課」を監査の対象部署とした。

8. 監査の対象期間

原則として令和2年度（令和2年4月1日から令和3年3月31日まで）を監査の対象期間とした。ただし、必要に応じて、令和元年度以前の各年度及び令和3年度の執行分についても監査の対象とした。

9. 監査実施期間

令和3年7月20日から令和4年1月31日まで

10. 包括外部監査人及び補助者

包括外部監査人	公認会計士・税理士	藤原 拓也
補助者	公認会計士・税理士	小林 正和
	公認会計士・税理士	中井 真人
	公認会計士	黒田 徹
	弁護士・税理士・公認会計士試験合格者	隅田 敏

1 1. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

第2 越谷市の補助金等の概要

1. 地方自治体の補助金等について

地方自治法に補助金等の定義はないが、同法第232条の2の規定を根拠として、地方自治体は、補助金等を民間企業、社会福祉法人、各種団体、個人等に交付している。

同法第232条の2の規定は、以下のとおりである。

「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」

したがって、地方自治体が補助金等を交付する場合には、公益上の必要性の有無が基準となる。なお、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律 第2条では、補助金等を以下のように定義している。

同法第二条 この法律において「補助金等」とは、国が国以外の者に対して交付する次に掲げるものをいう。

- 一 補助金
- 二 負担金（国際条約に基く分担金を除く。）
- 三 利子補給金
- 四 その他相当の反対給付を受けない給付金であつて政令で定めるもの

2. 越谷市における補助金等について

越谷市補助金等の交付手続き等に関する規則 第2条において、越谷市は、補助金等を以下のように定義している。

同規則 第2条

この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 補助金等 市が交付する補助金、助成金、交付金、負担金、利子補給金その他相当の反対給付を受けない給付金（市長が指定するものは除く。）をいう。

したがって、補助金等は、市長が指定するものを除き、市が交付する反対給付を受けない給付金が幅広く含まれる。なお、当補助金等については、国あるいは県から対象事業を指定されるもの（特別定額給付金 令和2年度 決算額 34,415百万円等）や公営企業体に対するもの（病院事業会計負担金 令和2年度 決算額 1,300百万円等）も含まれるが、こ

これらの補助金等については、越谷市の裁量権が及ばないか他年度の包括外部監査の対象となっているため、当年度の包括外部監査の対象からは除外した。

3. 越谷市の補助費等の状況

令和2年度を含む過去5年度の歳出決算額の推移は、次表のとおりである。

区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
人件費	17,536,317	17,529,501	17,588,559	17,706,957	19,108,672
扶助費	25,690,948	26,752,480	27,475,255	29,723,964	32,233,447
公債費	7,138,824	7,058,391	7,095,943	7,391,233	7,355,884
小計	50,366,089	51,340,372	52,159,757	54,822,154	58,698,003
物件費	14,537,252	15,036,987	15,386,428	16,029,026	17,350,292
維持修費	473,206	453,799	501,913	441,006	437,273
補助費等	5,292,316	5,341,978	5,304,976	5,566,311	43,459,773
積立金	2,835,736	2,710,368	4,962,587	3,509,644	5,661,347
投資資金	-	-	-	-	-
貸付金	245,022	222,850	181,506	161,722	147,566
繰出金	12,210,253	12,598,721	12,717,835	12,627,238	10,082,681
普通建設事業費	7,042,584	10,279,730	6,490,202	8,602,474	18,329,779
災害復旧事業費	0	0	7,476	0	0
歳出合計	93,002,458	97,984,805	97,712,680	101,759,575	154,186,714
平成28年度に対する比率	1.00	1.05	1.05	1.09	1.66
対前年度に対する比率		1.05	1.00	1.04	1.52
補助費等/歳出合計	6%	5%	5%	5%	28%
補助費等/歳出合計 (義務的経費、繰出金、普通建設事業費、災害復旧事業費を除く場合)	23%	22%	20%	22%	65%
			財政課より提供されたデータに基づき、監査人が作成した		

(1) 地方自治体の財政用語について

義務的経費とは、地方公共団体の歳出のうち、任意に節減できない極めて硬直性の強い経費である。一般的には、人件費、扶助費、公債費で構成される。

人件費は、職員給、地方公務員共済組合等負担金、退職金、委員等報酬、議員報酬手当等である。扶助費は、社会保障制度の一環として、生活困窮者、児童、老人、心身障害者等を援助するために要する経費である。公債費は、地方公共団体が発行した地方債の元利償還等に要する経費である。

繰出金は、会計間相互に支出される経費である。また、企業会計に対する支出も繰出金に含まれる。普通建設事業費は、道路・橋りょう、学校、庁舎等公共又は公用施設の新増設等の建設事業に要する経費である。

(総務省地方財政白書(令和2年度)より)

(2) 令和2年度で補助費等が前年度に比して大幅に増加している理由

令和2年度で補助費等が前年度に比して大幅に増加している理由は、同年度に実施された特別定額給付金(34,415百万円)によるものである。

特別定額給付金は新型コロナウイルス感染症の拡大を受けた緊急経済対策として一人あたり10万円を支給したもので、財源は全額国庫支出金となっている。

(3) 財政課で補助金等一覧に記載されていない補助金等

財政課は、越谷市の裁量権の有する補助金等については、補助金等一覧表に記載し、評価対象としている。補助費等のうちで、補助金等一覧表に記載されていない補助金等の金額と評価対象外とした理由は以下のとおりである。

補助費等の内容	金額(千円)	財政課評価対象外の理由
特別定額給付金	34,415,096	国庫補助事業であるため
公共下水道事業会計負担金	1,925,334	補助金等に該当しないため
病院事業会計負担金	1,300,000	補助金等に該当しないため
東埼玉資源環境組合負担金	800,553	補助金等に該当しないため
事業継続支援金	502,100	コロナ対策の単年度事業であることから見直し不要と考えるため
		財政課作成データより

4. 所管部課別の補助金等の推移

財政課は、評価対象の補助金等について、補助金等一覧に記載している。令和2年度を含む

過去5年度の所管課別の補助金等の推移（金額及び比率）は、次表のとおりである。

所管課別補助金等の金額の推移						単位：千円
所管課	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	増減内容
くらし安心課	4,350	4,350	4,350	4,000	4,000	
スポーツ振興課	11,460	11,460	11,460	11,460	8,879	
リサイクルプラザ	59,819	56,448	53,056	49,301	43,659	
安全衛生管理課	10,016	9,966	10,207	9,140	1,627	令和2年度の大きな減少の理由は、新型コロナウイルス感染症の拡大によるレクリエーション補助の減少による
下水道経営課	0	17	0	0	0	
介護保険課	178,472	534,288	3,688	125,215	537,914	平成29年度、令和2年度の大きな増加の理由は、特別養護老人ホームの建設に対する補助金等の交付によるものである
学務課	860	830	880	880	800	
環境政策課	9,867	9,675	9,659	10,058	10,168	
観光課	82,318	80,379	73,266	74,311	54,074	
危機管理課	13,841	14,960	14,309	13,952	11,939	
議事課	25,864	24,838	22,341	19,434	22,198	
教育センター	420	360	450	450	450	
教育総務課	35,161	35,061	35,261	35,044	34,025	
建築住宅課	0	0	1,287	5,356	947	
国民健康保険課	23,293	23,508	24,744	25,148	10,246	
産業支援課	109,464	99,673	102,743	91,183	87,706	
子ども育成課	298,176	318,061	345,359	414,243	460,055	平成30年度以降の増加の理由は、こしがや「プラス保育」事業、特別支援対象児童受入事業によるものである
子育て支援課	263	331	179	66	0	
市民課	7,525	7,320	8,250	7,815	280	令和2年度の大きな減少の理由は、補助対象事業の廃止による
市民活動支援課	158,669	160,034	155,312	184,198	153,266	
市民健康課	1,049	1,285	979	978	2,820	
指導課	4,371	5,106	41,991	3,493	1,537	
消防局予防課	1,345	1,255	1,250	1,235	1,175	
障害福祉課	85,560	52,959	31,363	31,363	31,477	平成29年度にⅢ型B3型の施設が生活介護サービスへの移行（13百万円）、Ⅲ型C型の施設が地域活動支援センター事業の廃止（8.7百万円）があった。平成30年度ではⅢ型B3型（13百万円）、Ⅲ型C（8.7百万円）の補助金等が不要となった。
人権・男女共同参画推進課	3,486	3,156	3,178	3,401	1,619	
人事課	50	50	30	30	0	
図書館	30	21	21	21	0	
政策課	63,128	54,757	36,032	30,669	23,587	平成28年度以降の減少の理由は、土地公社の借入金残高の減少に伴う利子補給補助金等の交付額の減少によるものである
生涯学習課	5,030	5,030	5,030	5,030	4,306	
生活衛生課	497	498	974	998	1,000	
青少年課	650	650	850	650	650	
地域包括ケア推進課	55,331	56,387	57,870	56,504	60,213	
都市計画課	1,697	2,100	2,100	2,000	0	
農業振興課	14,396	15,254	14,345	12,336	13,381	
福祉推進課	108,140	108,111	110,087	108,099	108,325	
保健総務課	1,010	1,051	0	0	0	
総計	1,375,608	1,699,229	1,182,901	1,338,061	1,692,323	

財政課より提供されたデータに基づき、監査人が作成した

所管課別補助金等の構成割合の推移						
所管課	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	増減内容
くらし安心課	0.3%	0.3%	0.4%	0.3%	0.2%	
スポーツ振興課	0.8%	0.7%	1.0%	0.9%	0.5%	
リサイクルプラザ	4.3%	3.3%	4.5%	3.7%	2.6%	
安全衛生管理課	0.7%	0.6%	0.9%	0.7%	0.1%	令和2年度の大きな減少の理由は、新型コロナウイルス感染症の拡大によるレクリエーション補助の減少による
下水道経営課	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	
介護保険課	13.0%	31.4%	0.3%	9.4%	31.8%	平成29年度、令和2年度の大きな増加の理由は、特別養護老人ホームの建設に対する補助金等の交付によるものである
学務課	0.1%	0.0%	0.1%	0.1%	0.0%	
環境政策課	0.7%	0.6%	0.8%	0.8%	0.6%	
観光課	6.0%	4.7%	6.2%	5.6%	3.2%	
危機管理課	1.0%	0.9%	1.2%	1.0%	0.7%	
議事課	1.9%	1.5%	1.9%	1.5%	1.3%	
教育センター	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	
教育総務課	2.6%	2.1%	3.0%	2.6%	2.0%	
建築住宅課	0.0%	0.0%	0.1%	0.4%	0.1%	
国民健康保険課	1.7%	1.4%	2.1%	1.9%	0.6%	
産業支援課	8.0%	5.9%	8.7%	6.8%	5.2%	
子ども育成課	21.7%	18.7%	29.2%	31.0%	27.2%	平成30年度以降の増加の理由は、こしがや「プラス保育」事業、特別支援対象児童受入事業によるものである
子育て支援課	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	
市民課	0.5%	0.4%	0.7%	0.6%	0.0%	令和2年度の大きな減少の理由は、補助対象事業の廃止による
市民活動支援課	11.5%	9.4%	13.1%	13.8%	9.1%	
市民健康課	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.2%	
指導課	0.3%	0.3%	3.5%	0.3%	0.1%	
予防課	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	
障害福祉課	6.2%	3.1%	2.7%	2.3%	1.9%	
人権・男女共同参画推進課	0.3%	0.2%	0.3%	0.3%	0.1%	
人事課	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	
図書館	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	
政策課	4.6%	3.2%	3.0%	2.3%	1.4%	平成28年度以降の減少の理由は、土地公社の借入金残高の減少に伴う利子補給補助金等の交付額の減少によるものである
生涯学習課	0.4%	0.3%	0.4%	0.4%	0.3%	
生活衛生課	0.0%	0.0%	0.1%	0.1%	0.1%	
青少年課	0.0%	0.0%	0.1%	0.0%	0.0%	
地域包括ケア推進課	4.0%	3.3%	4.9%	4.2%	3.6%	
都市計画課	0.1%	0.1%	0.2%	0.1%	0.0%	
農業振興課	1.0%	0.9%	1.2%	0.9%	0.8%	
福祉推進課	7.9%	6.4%	9.3%	8.1%	6.4%	
保健総務課	0.1%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	
総計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	

財政課より提供されたデータに基づき、監査人が作成した

所管課別の補助金等の過去 5 年度の推移から明らかな点は、特定の課に補助金等の支出が集中する傾向があることである。介護保険課、子ども育成課で多額の補助金等が支出されている。これは、高齢化社会への対応と少子化対策という社会的なニーズと一致している。

また、具体的な理由は、以下のとおりである。

介護保険課では、新規の特別養護老人ホームの建設に対して補助金等の交付していることから、当該ホームの建設計画の決定時に多額の補助金等が支出されている。子ども育成課では、平成 30 年度以降に開始した、こしがや「プラス保育」事業（注 1）、特別支援対象児童受入事業（注 2）に多額の補助金等が支出されている。

（注 1）こしがや「プラス保育」事業とは、長時間の預かり保育を行う私立幼稚園及び認定こども園（教育部分）を市独自の「こしがや「プラス保育」幼稚園」と認定し、当該幼稚園の長時間の預かり保育に係る追加的な費用を補助するものである。

（注 2）特別支援対象児童受入事業とは、児童に対し保育士を加配して対応する必要があるか否かを判定（特別支援保育検討会議）し、加配の必要性がある児童を受け入れる民間保育施設等が、保育士を加配して対応している場合に当該補助金等の対象とするものである。

5. 補助金の交付手続き

越谷市の補助金等の交付手続きは、越谷市補助金等の交付手続き等に関する規則に規定され、その概要は、以下のとおりである。

（1）補助金等の交付の申請（同規則第 5 条）

補助金等の交付の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長の定める期日までに提出しなければならない。

- ① 申請者の氏名又は名称及び住所又は所在地
- ② 補助事業等の目的及び内容
- ③ 補助事業等の経費の配分、経費の使用方法、補助事業等の完了予定期日その他補助事業等の遂行に関する計画
- ④ 交付を受けようとする補助金等の額及びその算出基礎
- ⑤ その他市長が必要と認める事項

また、上記の申請書には、次に掲げる事項を記載した書類を添付しなければならない。

- ① 申請者の営む主な事業
- ② 補助事業等の経費のうち補助金等によって賄われる部分以外の経費の負担者、負担額及び負担方法

- ③ 補助事業等の効果
- ④ その他市長が必要と認める事項

(2) 補助金等の交付の決定（同規則第6条）

所管部課は、補助金等の交付申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて実地調査等を行う。また、補助金等交付要綱に基づき、補助金等の金額の算定を行い、予算の範囲内で補助金等の交付の決定を行う。

(3) 交付決定の通知（同規則第9条）

所管部課は、補助金等の交付の決定をしたときは、速やかに申請者に対し、その決定の内容を通知する。また、補助金等の交付について、条件を付した場合にはその条件を通知するものとする。

(4) 請求（概算払いあるいは前金払い）

概算払いあるいは前金払いの場合、補助金等申請者は、所管部課に対して、補助金等交付請求書を提出する。

(5) 支払（概算払いあるいは前金払い）

概算払いあるいは前金払いの場合、所管部課は上記の請求書に基づき、支出命令書を作成し、補助事業者に対して、補助金等の支払を行う。

(6) 補助事業等の遂行と状況報告（同規則第12条、第13条）

補助事業者は、補助金等の交付決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業等を行う。また、補助事業者は、補助事業等の遂行状況について、書面により報告を行う。

(7) 実績報告（同規則第15条）

補助事業者は、当該補助事業等が完了したとき又は補助金等の交付の決定に係る会計年度が終了したときは、以下の事項を記載した実績報告書を提出しなければならない。

- ① 補助事業者の住所及び氏名（法人又は団体の場合は、所在地、名称及び代表者の氏名）
- ② 補助事業の名称
- ③ 補助金の交付決定額
- ④ 補助事業の開始日及び完了日
- ⑤ 補助金の成果

⑥ 補助事業に要した経費の精算に関する事項

(8) 補助金等の額の確定（同規則第16条）

所管部課は、実績報告の書類の審査及び必要に応じて実地調査等を行い、その結果に基づき、補助事業等の成果が補助金等の交付の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金等の額を確定し、当該補助事業者に通知する。

(9) 請求

補助金等申請者は、所管部課に対して、補助金等交付請求書を提出する。

(10) 支払あるいは精算

所管部課は上記の請求書に基づき、支出命令書を作成し、補助事業者に対して、補助金等の支払を行う。また、概算払いの場合には、補助金等の精算を行い、概算払いの金額が確定額よりも大きい場合には、補助事業者に当該差額の返還を請求する。概算払いの金額が確定額よりも小さい場合には、補助事業者に当該差額の支払を行う。

6. 補助金等の見直し

(1) 補助金等の見直し経過

越谷市では、平成7年度から9年度までの3カ年を計画期間とする第2次越谷市行政改革大綱、及び平成10・11年度の第2次越谷市行政改革大綱第2期において、「当面の措置事項」として「補助金（助成金、融資、利子補給金を含む。）の簡素合理化適正化」が位置付けられた。

これを受けて、平成7年度以降、望ましい補助制度のあり方を実現するため、改善の体系を次のように設定し、補助金等の見直しについて検討を行った。

- ① 補助金等交付事務の標準化・・・a 補助金等交付手続規則の制定
*平成12年4月改正
- ② 補助制度の透明化・・・b 補助要綱等の整備
*随時検討（所管課）
・・・c 補助基準の整備
*平成11年3月制定
- ③ 補助金等の評価・見直し・・・d 補助金等評価基準・見直し分類基準の整備
*平成11年度検討
・・・e 補助金等の運用
*平成12年度以降検討

この体系に従い、平成 11 年度において、「③ 補助金等の評価・見直し d 補助金等評価基準・見直し分類基準の整備」を目標に、平成 10 年度に引き続き補助金等検討委員会（平成 10 年 9 月 25 日市長決裁に基づき、庁内各部の職員で構成される）において検討を行った。

（2）補助金等評価基準の制定

「③ 補助金等の評価・見直し d 補助金等評価基準・見直し分類基準の整備」は、補助金等の効果等について評価し、その結果による見直しを行うための基準を作成することになった。

補助金等は、行政目的を達成するために、行政が直接実施すると同等又はより効果的、効率的かつ公益上必要が認められる場合に行われる重要な政策実現手法である。しかしながら、補助金等は増加拡大、固定化、既得権化する懸念もはらんでおり、その原資は市税当貴重な財源であることから、その行政効果と経費負担等について、不断の見直しが必要である。

補助金等の見直しは、その根拠や対象、目的や性格など多種多様であり、また補助事業者の利害に影響するものであることから、単に行政側だけでなく補助事業者にも十分納得のいく方法で進めていかなければならないため、でき得る限り客観的で公平かつ簡便な基準を作成することが必要である。

平成 12 年 6 月に越谷市は、補助金等検討委員会の検討結果を踏まえ、評価にあたっての客観的基準として、補助金等評価基準を制定した。

（3）補助金等評価基準の改正

補助金等評価基準は、平成 12 年 6 月の制定以後、以下のように改正が行われている。

平成 12 年 6 月 6 日 制定

平成 19 年 6 月 5 日 改正

平成 23 年 10 月 25 日 改正

平成 28 年 10 月 20 日 改正

平成 29 年 11 月 20 日 改正

令和 2 年 12 月 4 日 改正

制定時の評価基準と現在の評価基準との主たる差異は、原則としての運営費補助の廃止等の運用の改正及び 3 年毎の一斉見直し時期の追加である。

（4）補助金等評価基準の構成

現在の補助金等評価基準は、以下の項目から構成される。

- 1 目的
- 2 対象
- 3 評価の区分及び方法
- 4 評価内容と評価項目
- 5 評価
- 6 運用
- 7 補助金等の見直し時期

(5) 補助金等評価基準の各項目の詳細

① 目的

補助金等評価基準を定めた目的が規定されている。すなわち、補助金等の公益性・公共性・必要性・有効性・効率性等について検証・評価するとともに見直しを図っていくための客観的基準として、同基準を定めた旨が規定されている。

② 対象

同基準の対象となる補助金等は、原則として、「市単独補助」である旨が規定されている。

③ 評価の区分及び方法

評価の区分は以下のとおりである。

	区分
A	継続する補助金等
B	減額（縮小）する補助金等
C	廃止する補助金等
D	終期設定する補助金等
E	統合・メニュー化する補助金等

評価の方法は、検討すべき補助金等の評価内容ごとに、より客観的な尺度として、後述の評価項目から 12 項目を選定し、評価項目として設定する。

④ 評価内容と評価項目

以下の 26 の評価内容と評価項目があり、所管課において、自己評価を行っている。

番号	評価内容	評価項目
1	補助対象事業は公益性があるか	営利性がない又は低く、かつ公益性がある
2	補助の必要性が明確になっているか	市の施策上の位置付けがあり、その目標や成果指標に対する貢献度が高い
3	社会的・経済的実情にそぐわなくなっていないか	補助金等の開始年度からの経過年数は3年未満である、または過去3年以内に補助金等の内容、補助額等を見直した
4	市民のニーズは十分あるか	市民ニーズは3年前と比較して増又は横ばいであり、社会情勢や時代の変化を踏まえても、行政が関与する必要がある
5	市が補助を行うことは妥当か	国・県または民間等からの同目的の重複する補助がない
6	補助対象者が限定されていないか	補助対象者が限定されていない、または限定されている場合、合理的な理由がある
7	補助対象事業費に占める補助金等の割合が小さい又は団体に対する補助金等の額が少額ではないか	補助対象事業費に占める補助金等の割合が10%以上であり、主に団体に対し交付する補助金等である場合、補助金等の額が10万円以上である
8	目的を実現（達成）するための代替策（を検討する余地）があるか	補助金等以外の方法がない（市直営・委託・現物給付他）
9	特定の者（団体）を優遇あるいは優先していないか	同一の事業者に対して重複して援助（補助金等を除く）していない
10	補助効果に対し補助金等が多額でないか	同様・類似又は他市の補助金等の額に比較して低い
11	目的どおりの成果があがっているか	年度当初の目的どおりの成果があがっている
12	すでに目標を達成（完了）しつつあるか	最終的な目標がまだ達成されていない
13	自主自立が困難なため公的関与が必要か	公共機関（団体）が設置し又組織する団体で、運営上市職員が構成員となる必要がある
14	団体の存在性があるか	会員数が増加傾向あるいは横ばいである
15	自主財源を確保しているか	歳入決算に占める自主財源（会費等）の割合は50%以上である
16	団体に財務的余裕がないか	財源調整的な積立金を有していない
17	食糧費（飲食費）に多く支出されていないか	歳出決算に占める食糧費（飲食費）の割合は10未満である
18	繰越金が多額となっていないか	翌年度繰越金の市補助金等に対する割合は10%未満である
19	適正な運営がなされているか	団体に会計事務手続きの規定等があり、適切に処理されている
20	補助金の交付先の団体が設立3年を超えている	
21	一時的・緊急的なものか	
22	補助事業の目的の達成（完了）時期、又は期間が明確か	
23	団体の自立を促す為の財政的支援か	
24	同一の団体等に対し他の補助があるか	
25	同様・類似の補助が他にあるか	
26	メニュー化により補助事業者の選択の範囲が拡大するか	

⑤ 評価

前述の評価内容と評価項目に基づき、所管課で以下の評価を決定する。

	区分	運営費補助以外	運営費補助
A	継続する補助金等	1～12で9項目以上が該当	1～12で9項目以上かつ13～19で6項目以上が該当
B	減額（縮小）する補助金等	1～12で5～8項目以上が該当	上記及び下記以外
C	廃止する補助金等	1～12で4項目以下が該当	1～12で4項目以下または13～19で3項目以下が該当、又は20が該当
D	終期設定する補助金等	21～23のいずれかに該当	
E	統合・メニュー化する補助金等	24～26のいずれかに該当	

⑥ 運用

所管課において、同基準を使用して、各補助金等の評価を行い、その結果に基づき適切な対応をとることが規定されている。

なお、減額（縮小）、廃止、終期設定、統合・メニュー化の評価結果となった補助金等は、見直し計画を策定し、計画的な見直しを行うものとする旨規定されている。

⑦ 補助金等の見直し時期

越谷市補助金等の交付手続き等に関する規則（平成8年規則第31）第7条第1項に規定する補助金等の見直し時期は、各補助金等について統一的に3年毎に一斉見直しを行うこととする旨規定されている。

7. 補助金等の評価体制

（1）評価体制

越谷市の補助金等の評価体制は、内部評価によるものと外部評価によるものがある。後述のように、内部評価と外部評価とでその評価に差異があるものもあるが、外部評価の結果を補助金等の見直しの参考にしている場合もある。

（2）内部評価

内部評価は、補助金等の評価基準に基づき、所管課が行っている。所管課で作成された評価資料は、財務課に提出され、次年度の予算の査定の資料とされる。内部評価は、その頻度により、以下の2つの評価に分類される。

① 毎年度の見直し

所管課は、前述の評価基準に基づき、補助金等の内部評価を行う。上記の評価結果に基づき、所管課は、当補助金等の継続、廃止等を決定する。

② 3年毎の見直し

毎年度の内部評価に加え、補助金等の見直しについての検討調書を作成する。

当該検討調書には、現状での補助金等の効果、今後の効果の見込み、見直し結果と今後の方針を記述し、所管課として、当補助金等を継続するかどうかの結論を記載する。

(3) 外部評価

越谷市では、平成17年度に行政評価制度を本格導入し、事務事業の事後評価や事前評価等を実施するとともに外部評価を実施している。当該評価は、補助金等の事務手続きを評価対象とするものでないが、補助対象事業が評価対象となる場合には、補助金等の使途の有効性が評価されることになる。

直近では、令和元年度に外部評価者（一般社団法人構想日本）により、17事業を対象として行われた。そのうちの4事業に4件の補助金等を含んでいる。

具体的な評価結果は、以下のとおりである。

外部評価で廃止との提言を受けた霊柩自動車利用助成金については、令和元年度で廃止された。なお、令和2年度決算額で、280千円の助成金の支出が発生しているが、これは、以下の理由によるものである。

- ・助成金交付申請書の提出期限は霊柩自動車を使用してから2月以内であるため
- ・提出期限2月以内を過ぎた場合も、利用実態が確認でき、申請遅延理由書を付記することにより、助成金は交付できることとしているため（平成17年12月22日付市民部長決裁）。

事業名	部	課	内部評価	外部評価	補助金名	外部評価	コメント
越谷しらこぼと基金事業	市民協働部	市民活動支援課	B	C	しらこぼと基金助成金	要改善	<ul style="list-style-type: none"> ・目的を達成する手段をゼロベースで考え直して、9億円の資源の有効活用を考えるべき。 ・スポーツ・文化振興を目的とするのであれば、薄くばらまくのではなくメリハリをつけてはどうか。 ・元本の取り崩し、運用手段の柔軟化も検討するべき。 ・助成の基準、審査の基準を定量的なものに変えるべき。 ・成果を明確にしていないので、効果があったか判断がつかない。 ・そもそも毎年400万円を上限にしている事業の仕組みを根本から見直すことも今後必要ではないか。 ・ばらまきの事業と思われてしまわないように目的と効果を整理するべき。
斎場運営事業	市民協働部	市民課	A	C	霊柩自動車利用助成金	廃止	<ul style="list-style-type: none"> ・当初の目的から変わってしまった今、アンケート結果も判断材料の1つに加え廃止の方向で取り組むべき。
魅力発信事業	環境経済部	観光課	B	B	魅力発信プロモーション事業補助金	要改善	<ul style="list-style-type: none"> ・補助金についても、ターゲットを明確にし、どんな成果を目指すのが再考してほしい。
既存建築物改修促進事業	都市整備部	建築住宅課	B	B	住宅耐震改修等補助金	要改善	<ul style="list-style-type: none"> ・重点地域を定めて、補助の積み増しと義務化を両面で進めていくのがよいと考えられる。

行政管理課作成資料より

(注) 令和3年度から「魅力発信事業」の所管課が「市長公室 広報シティプロモーション課」に事務移管している

評価の区分及びその内容は以下のとおりである。

区分	内容
A	事業内容は適切である
B	課題が少しあり事業の一部見直しが必要
C	課題が多く事業の大幅な見直しが必要
D	事業の休・廃止を含めた検討が必要

行政管理課作成資料より

上記の補助金等のうち、監査対象の補助金等は、以下の2つである。

事業名	部	課	補助金名
斎場運営事業	市民協働部	市民課	霊柩自動車利用助成金
既存建築物改修促進事業	都市整備部	建築住宅課	住宅耐震改修等補助金

8. 無償の役務提供

(1) 概要

監査対象とした補助金等を決定するにあたり、財政課作成資料（「越谷市補助金等一覧」(令和2年度)）に計上されている補助金等の他に無償の役務提供を監査対象に含めた。

これは、補助対象事業に補助金等として金銭を交付する行為と同事業に無償の役務提供を行う行為とは、経済的な行為としては同じであるためである。したがって、補助金等の効果を評価するに当たっては、予算として計上されている補助金等のみを評価の対象とするだけでは不十分であり、無償の役務提供を含めて補助金等の効果を評価すべきである。

越谷市の行う無償の役務提供には、以下の3つに分類できる。

- ・ 越谷市の有する財産（主として土地）を補助事業者に無償で使用させる
- ・ 越谷市の職員が無償で補助事業者の業務を行う
- ・ 補助事業者の借入に越谷市が信用を無償で供与する

(2) 内容

上記の3つの無償の役務提供の内容は、以下のとおりである。

① 財産の無償貸付

越谷市が所有する土地を補助対象事業者に対して、無償で貸し付ける行為である。このような例としては、以下のものがあげられる。

所管課	対象となる土地	貸付先
くらし安心課	越谷駅東口第一駐輪場用地	公益財団法人自転車駐車場整備センター
農業振興課	埼玉総合食品卸売市場用地	株式会社埼玉県東部流通センター
経済振興課	一般社団法人越谷市観光協会用地	一般社団法人越谷市観光協会

上記の無償貸付のうち、くらし安心課、農業振興課の無償貸付は、補助金等の交付を伴わないため、独立したサンプルとして、監査対象とした。また、経済振興課の無償貸付は、一般社団法人越谷市観光協会に対する補助金等を含めて監査対象とした。

② 越谷市職員による無償の役務提供

越谷市職員が無償で、補助事業者のための業務を行うものである。

上記の業務の具体的な内容は、補助事業者の事務局業務である。当該補助事業者の規模が小さく、当該業務を専任で行う職員を雇用することが資金的にできないため、越谷市職員が事務局業務を行っているものである。なお、越谷市社会福祉協議会等の事業規模の大きい補助事業者は、事務処理を行う職員を当該事業者の資金で雇用している。

経済的な取引としては、上記の市職員による当事業者に対する無償の役務提供は、補助金等の一部を構成するものであるが、当該業務が僅少であること、補助対象事業の円滑化には市役所職員の支援が必要であることから、当監査では、これらの無償の役務提供は監査の対象外とした。

③ 越谷市による無償の信用供与

補助事業者が借入を行う際に、越谷市が無償で債務保証等を行うことより、同者の信用力を補完し、同者が低利で資金調達を行うことができるように便宜を図るものである。

このような例としては、越谷市土地開発公社の借入の際に越谷市が債務保証を行うことがあげられる。当該債務保証により同公社は、低利で金融機関からの借入を行うことができているが、当該債務保証は、前述の財産の無償貸付、市職員による無償の役務提供とは異なる。

り、機会損失は生じていない。したがって、同公社への補助金等の項目において、その概要を記載するのみとし、監査の意見と指摘の対象とはしていない。

9. 監査対象とした補助金等

(1) 財政課の補助金等一覧

補助金等の評価及び管理のため、財政課で作成している補助金等一覧は、以下のとおりである。

補助金等一覧					
NO	所管課名 (令和2年度)	補助金等名称	補助金等の額 R2年度(千円)	新名称 部 (令和3年度)	新名称 所管課名 (令和3年度)
1	政策課	土地開発公社補助金	2,738	総合政策部	政策課
2	政策課	土地開発公社利子補給金	20,849	総合政策部	政策課
3	人権・男女共同参画推進課	越谷市自立支援団体助成金	1,619	市長公室	人権・男女共同参画推進課
4	安全衛生管理課	職員福利厚生事業補助金	1,627	総務部	安全衛生管理課
5	市民活動支援課	越谷しらこぼと基金助成金	2,139	市民協働部	市民活動支援課
6	市民活動支援課	越谷市国際交流協会補助金	1,874	市民協働部	市民活動支援課
7	市民活動支援課	越谷市自治会振興交付金(単位自治会分)	82,774	市民協働部	市民活動支援課
8	市民活動支援課	越谷市自治会振興交付金(連合会分)	14,358	市民協働部	市民活動支援課
9	市民活動支援課	越谷市集会施設整備事業補助金	29,865	市民協働部	市民活動支援課
10	市民活動支援課	越谷市地区まちづくり助成金	22,256	市民協働部	市民活動支援課
11	危機管理課	越谷市自主防災組織育成費補助金	11,939	危機管理室	危機管理室
12	くらし安心課	越谷市防犯協会補助金	4,000	市民協働部	くらし安心課
13	市民課	越谷市霊柩自動車利用助成金	280	市民協働部	市民課
14	福祉推進課	越谷地区保護司会越谷支部会助成金	730	福祉部	福祉総務課
15	福祉推進課	越谷地区保護司会助成金	2,065	福祉部	福祉総務課
16	福祉推進課	更生保護女性会助成金	160	福祉部	福祉総務課
17	福祉推進課	埼玉建設国保組合助成金	335	福祉部	福祉総務課
18	福祉推進課	埼玉土建国民健康保険組合助成金	1,609	福祉部	福祉総務課
19	福祉推進課	社会福祉協議会助成金	95,000	福祉部	福祉総務課
20	福祉推進課	民生・児童委員活動助成金	8,426	福祉部	福祉総務課
21	障害福祉課	越谷市重症心身障害者受入促進事業費補助金	960	福祉部	障害福祉課
22	障害福祉課	越谷市障害者共同受注システム促進事業費補助金	130	福祉部	障害福祉課
23	障害福祉課	越谷市地域活動支援センター事業等補助金	30,387	福祉部	障害福祉課
24	地域包括ケア推進課	越谷市軽費老人ホームのサービスの提供に要する費用補助金交付要綱	60,213	地域共生部	地域共生推進課
25	介護保険課	越谷市グループホーム家賃等助成事業	4,474	地域共生部	介護保険課
26	介護保険課	越谷市特別養護老人ホーム等整備促進事業費補助金	533,440	地域共生部	介護保険課
27	子育て支援課	越谷市中心臓手術費等助成金	0	子ども家庭部	子ども福祉課
28	子ども育成課	1歳児担当保育士雇費用補助金	99,660	子ども家庭部	保育入所課
29	子ども育成課	アレルギー等対応特別給食提供事業費補助金	13,350	子ども家庭部	保育入所課
30	子ども育成課	こしがや「プラス保育」幼稚園事業費補助金	82,343	子ども家庭部	保育入所課
31	子ども育成課	私立保育所等運営費補助金	244,316	子ども家庭部	保育入所課
32	子ども育成課	特別支援保育事業費補助金	18,646	子ども家庭部	保育入所課
33	子ども育成課	乳児途中入所促進事業費補助金	720	子ども家庭部	保育入所課
34	子ども育成課	保育所整備等借入金利子補助金	1,020	子ども家庭部	子ども施策推進課
35	青少年課	ガールスカウト助成金	220	子ども家庭部	青少年課
36	青少年課	ボーイスカウト助成金	430	子ども家庭部	青少年課
37	市民健康課	市外での予防接種費用助成金	2,820	保健医療部	健康づくり推進課
38	国民健康保険課	越谷市国民健康保険人間ドック検診料助成金	5,868	保健医療部	国保年金課
39	国民健康保険課	人間ドック検診料助成金	1,388	保健医療部	国保年金課
40	国民健康保険課	保養所宿泊助成金	1,667	保健医療部	国保年金課
41	国民健康保険課	保養所宿泊助成金	1,323	保健医療部	国保年金課
42	生活衛生課	越谷市飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費補助金	1,000	保健医療部	生活衛生課
43	環境政策課	越谷市雨水貯留施設設置費等助成金	208	環境経済部	環境政策課
44	環境政策課	越谷市住宅用太陽光発電設備等設置費補助金	9,960	環境経済部	環境政策課
45	リサイクルプラザ	越谷市資源回収奨励補助金	43,102	環境経済部	資源循環推進課
46	リサイクルプラザ	家庭用生ごみ処理機器購入費補助金	557	環境経済部	資源循環推進課
47	産業支援課	こしがや産業フェスタ負担金	0	環境経済部	経済振興課
48	産業支援課	たばこ小売活性化事業費補助金	790	環境経済部	経済振興課
49	産業支援課	一般事業費補助金	5,000	環境経済部	経済振興課
50	産業支援課	越谷市ビジネスパワーアップ補助金	1,311	環境経済部	経済振興課
51	産業支援課	越谷市空き店舗対策事業費補助金	2,750	環境経済部	経済振興課
52	産業支援課	越谷市創業者支援補助金	3,765	環境経済部	経済振興課

NO	所管課名 (令和2年度)	補助金等名称	補助金等の額 R2年度(千円)	新名称 部 (令和3年度)	新名称 所管課名 (令和3年度)
53	産業支援課	越谷市地域支え合いの仕組み推進事業費補助金	6,348	環境経済部	経済振興課
54	産業支援課	街おこし推進事業費補助金	0	環境経済部	経済振興課
55	産業支援課	起業家育成資金利子補給金	88	環境経済部	経済振興課
56	産業支援課	勤労者団体福利厚生事業費補助金	124	環境経済部	経済振興課
57	産業支援課	公益社団法人越谷市シルバー人材センター補助金	13,000	環境経済部	経済振興課
58	産業支援課	埼玉東部工業展開催事業費補助金	20	環境経済部	経済振興課
59	産業支援課	住宅・店舗改修促進補助金	9,164	環境経済部	経済振興課
60	産業支援課	商店街活性化推進事業費補助金	9,558	環境経済部	経済振興課
61	産業支援課	小口資金利子補給金	569	環境経済部	経済振興課
62	産業支援課	税務指導事業費補助金	300	環境経済部	経済振興課
63	産業支援課	中口資金利子補給金	1,266	環境経済部	経済振興課
64	産業支援課	中小企業経営支援事業費補助金	30,750	環境経済部	経済振興課
65	産業支援課	中心市街地活性化推進事業費補助金	2,703	環境経済部	経済振興課
66	産業支援課	伝統的地場産業育成事業費補助金	200	環境経済部	経済振興課
67	観光課	一般社団法人越谷市観光協会補助金	54,074	環境経済部	経済振興課
68	観光課	越谷市民まつり負担金	0	環境経済部	経済振興課
69	観光課	魅力発信プロモーション事業費補助金	0	市長公室	広報シティプロモーション課
70	農業振興課	越谷市特別認定農業者補助金	4,054	環境経済部	農業振興課
71	農業振興課	学校給食米生産奨励事業助成金	3,150	環境経済部	農業振興課
72	農業振興課	小土地改良事業費補助金	2,715	環境経済部	農業振興課
73	農業振興課	新規就農者応援事業費補助金	975	環境経済部	農業振興課
74	農業振興課	担い手育成総合支援協議会補助金	1,492	環境経済部	農業振興課
75	農業振興課	特産物生産奨励助成金	530	環境経済部	農業振興課
76	農業振興課	農業近代化資金利子補給金	465	環境経済部	農業振興課
77	都市計画課	越谷市ノンステップバス導入促進事業費補助金	0	都市整備部	都市計画課
78	建築住宅課	越谷市浸水住宅改良資金融資利子助成	0	都市整備部	建築住宅課
79	建築住宅課	越谷市老人居室整備資金融資	0	都市整備部	建築住宅課
80	建築住宅課	住宅耐震改修等補助金	947	都市整備部	建築住宅課
81	消防本部予防課	越谷市幼少年婦人防火委員会補助金	1,175	消防局	予防課
82	議事課	議員福利厚生費	278	議会事務局	議事課
83	議事課	政務活動費	21,920	議会事務局	議事課
84	教育総務課	幼稚園教職員研究事業費補助金	470	教育総務部	教育総務課
85	教育総務課	越谷市私立幼稚園振興補助金	33,555	教育総務部	教育総務課
86	生涯学習課	PTA連合会助成金	1,620	教育総務部	生涯学習課
87	生涯学習課	郷土芸能保存協会助成金	155	教育総務部	生涯学習課
88	生涯学習課	人権教育推進協議会補助金	454	教育総務部	生涯学習課
89	生涯学習課	文化連盟助成金	2,077	教育総務部	生涯学習課
90	スポーツ振興課	越谷市ゲートボール協会補助金	46	教育総務部	スポーツ振興課
91	スポーツ振興課	越谷市レクリエーション協会補助金	4,206	教育総務部	スポーツ振興課
92	スポーツ振興課	越谷市体育協会補助金	4,627	教育総務部	スポーツ振興課
93	図書館	読書グループ連絡協議会助成金	0	教育総務部	図書館
94	学務課	越谷市学校保健会交付金	800	学校教育部	学務課
95	学務課	外国人学校児童生徒通学費補助金	0	学校教育部	学務課
96	指導課	越谷市女子体育連盟補助金	50	学校教育部	指導課
97	指導課	越谷市小学校体育連盟	110	学校教育部	指導課
98	指導課	越谷市中学校体育連盟補助金	760	学校教育部	指導課
99	指導課	越谷市立小中学校児童生徒保護者等に対する集団宿泊的行事補助金	0	学校教育部	指導課
100	指導課	越谷市部活動等競技会派遣助成金	617	学校教育部	指導課
101	教育センター	学校教職員自主研究団体助成金	150	学校教育部	教育センター
102	教育センター	教育研究員助成金	300	学校教育部	教育センター
		合計	1,692,323		
				財務課作成データより監査人が抜粋した	

(注) 所管課の名称の変更について

越谷市は、令和3年4月1日に組織変更を行い、それに伴い、一部の所管課の名称が変更

されている。当報告書では、令和2年度の名称を使用している。所管課の名称の新旧の対比表は、以下のとおりである。

所管課名 (令和2年度)	所管課名 (令和3年度)
危機管理課	危機管理室
福祉推進課	福祉総務課
地域包括ケア推進課	地域共生推進課
子育て支援課	子ども福祉課
子ども育成課	保育入所課
子ども育成課	子ども施策推進課
市民健康課	健康づくり推進課
国民健康保険課	国保年金課
リサイクルプラザ	資源循環推進課
産業支援課	経済振興課
観光課	経済振興課
観光課	広報シティプロモーション課
消防本部予防課	消防局予防課

財政課より提供されたデータに基づき、監査人が作成した

(2) 無償の役務提供

財政課、行政管理課、公共施設マネジメント推進課に対するヒアリングにより、補助事業者等に対しての越谷市所有の土地の無償貸付取引があることを確認したため、公共施設マネジメント推進課より、令和2年度普通財産（土地）一覧を入手した。同一覧には、越谷市所有の土地ごとに現況地積、評価額、土地の利用状況等が記載されている。

(3) 監査対象の補助金等の抽出

上記の補助金等一覧及び普通財産（土地）一覧より、以下の基準により、監査の対象となる補助金等を抽出した。

- ・補助金等の交付実績のある所管課については、少なくとも1件をサンプルとする。
- ただし、市民健康課については、新型コロナウイルス感染症ワクチン接種業務のため、令和3年8月から12月に監査対応ができないとの連絡があったため、除外した。
- ・補助金等の金額が5百万円以上のものは、サンプルとする。
- ・補助金等の金額が1百万円以上で、補助事業者が1団体であるものは、サンプルとする。

- ・政務活動費及び議員福利厚生費は除く。

- ・土地の無償貸付について、重要な取引3件をサンプルとする。

なお、補助金等の金額から抽出したサンプルにより、観光課所管の一般社団法人越谷市観光協会補助金をサンプルとして抽出したが、越谷市と同法人との取引を監査するなかで、土地の無償貸付があることが確認されたが、当該取引は上記に含まれていない。

- ・補助金等の金額に応じて、特定の課にサンプルが偏ることがないことにサンプル数を調整した。

- ・サンプル対象の補助金等の監査のなかで、サンプル対象外の補助金等の関係で検討すべき事項があることが判明した場合は、当該補助金等も監査対象補助金等の関係で言及している。

(4) 監査対象の補助金等

上記の基準により抽出した監査対象の補助金等は、以下のとおりである。

サンプルNO	所管課名 (令和2年度)	所管課名 (令和3年度)	補助金等名称	補助金等の額(千円)
1	政策課	政策課	土地開発公社補助金	2,738
2	政策課	政策課	土地開発公社利子補給金	20,849
3	人権・男女共同参画推進課	人権・男女共同参画推進課	越谷市自立支援団体助成金	1,619
4	安全衛生管理課	安全衛生管理課	職員福利厚生事業補助金	1,627
5	市民活動支援課	市民活動支援課	越谷市国際交流協会補助金	1,874
6	市民活動支援課	市民活動支援課	越谷市自治会振興交付金(単位自治会分)	82,774
7	市民活動支援課	市民活動支援課	越谷市自治会振興交付金(連合会分)	14,358
8	市民活動支援課	市民活動支援課	越谷市集会施設整備事業補助金	29,865
9	市民活動支援課	市民活動支援課	越谷市地区まちづくり助成金	22,256
10	危機管理課	危機管理室	越谷市自主防災組織育成費補助金	11,939
11	くらし安心課	くらし安心課	越谷市防犯協会補助金	4,000
12	市民課	市民課	越谷市霊柩自動車利用助成金	280
13	福祉推進課	福祉総務課	社会福祉協議会助成金	95,000
14	福祉推進課	福祉総務課	民生・児童委員活動助成金	8,426
15	障害福祉課	障害福祉課	越谷市地域活動支援センター事業等補助金	30,387
16	地域包括ケア推進課	地域共生推進課	越谷市軽費老人ホームのサービスの提供に要する費用補助金交付要綱	60,213
17	介護保険課	介護保険課	越谷市特別養護老人ホーム等整備促進事業費補助金	533,440
18	子ども育成課	保育入所課	1歳児担当保育士雇用費補助金	99,660
19	子ども育成課	保育入所課	アレルギー等対応特別給食提供事業費補助金	13,350
20	子ども育成課	保育入所課	こしがや「プラス保育」幼稚園事業費補助金	82,343
21	子ども育成課	保育入所課	私立保育所等運営費補助金	244,316
22	子ども育成課	保育入所課	特別支援保育事業費補助金	18,646
23	青少年課	青少年課	ボーイスカウト助成金	430
24	国民健康保険課	国保年金課	越谷市国民健康保険人間ドック検診料助成金	5,868
25	国民健康保険課	国保年金課	保養所宿泊助成金	1,667
26	国民健康保険課	国保年金課	保養所宿泊助成金	1,323
27	生活衛生課	生活衛生課	越谷市飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費補助金	1,000
28	環境政策課	環境政策課	越谷市住宅用太陽光発電設備等設置費補助金	9,960
29	リサイクルプラザ	資源循環推進課	越谷市資源回収奨励補助金	43,102
30	産業支援課	経済振興課	一般事業費補助金	5,000
31	産業支援課	経済振興課	越谷市地域支え合いの仕組み推進事業費補助金	6,348
32	産業支援課	経済振興課	公益社団法人越谷市シルバー人材センター補助金	13,000
33	産業支援課	経済振興課	住宅・店舗改修促進補助金	9,164
34	産業支援課	経済振興課	商店街活性化推進事業費補助金	9,558
35	産業支援課	経済振興課	中小企業経営支援事業費補助金	30,750
36	観光課	経済振興課	一般社団法人越谷市観光協会補助金	54,074
37	農業振興課	農業振興課	越谷市特別認定農業者補助金	4,054
38	建築住宅課	建築住宅課	住宅耐震改修等補助金	947
39	消防局予防課	消防局予防課	越谷市幼少年婦人防火委員会補助金	1,175
40	教育総務課	教育総務課	幼稚園振興補助金	33,555
41	生涯学習課	生涯学習課	文化連盟助成金	2,077
42	スポーツ振興課	スポーツ振興課	越谷市レクリエーション協会補助金	4,206
43	スポーツ振興課	スポーツ振興課	越谷市体育協会補助金	4,627
44	学務課	学務課	越谷市学校保健会交付金	800
45	指導課	指導課	越谷市中学校体育連盟補助金	760
46	指導課	指導課	部活動等競技会派遣助成金	617
47	教育センター	教育センター	教育研究員助成金	300
48	くらし安心課	くらし安心課	越谷駅東口第一自転車駐輪場	無償貸付
49	農業振興課	農業振興課	東部流通センター	無償及び有償貸付
			合計	1,624,322
			財政課より提供を受けたデータより監査人が作成した	

上記のサンプルのカバー率（監査対象割合）は、以下のとおりである。

	全体 ①	サンプル対象数 ②	カバー率 ②/① %
補助金等の件数（件）	102	49	48%
補助金等の合計額（千円）	1,692,323	1,624,322	96%
財政課より提供されたデータに基づき、監査人が作成した			

第3 監査の結果（総論）

1. 定義

（1）「指摘」と「意見」

包括外部監査人は、監査の結果に関する報告を作成し、これを議会、市長、監査委員等に提出する（地方自治法 252 条の 37, 38）。包括外部監査人は、当該報告書に「指摘」と「意見」する。

ここで、「指摘」とは、財務に関する事務の執行及び経営に関する事業の管理について、規則や規定等に違反しているか、著しく適切さを欠くと判断したものであり、地方公共団体が改善・是正に取り組むべきものである。「意見」とは、組織及び運営の合理化の観点から改善の検討を求めるものである。

なお、令和2年度以前の包括外部監査では、「指摘」に該当する事項を「監査の結果」と表記したが、監査全体の結果と混同する可能性があるため、令和3年度の包括外部監査より「指摘」の用語を使用する。

（2）「総論」と「各論」

当報告書では、「指摘」と「意見」は、「総論」と「各論」とに区分して記載している。「総論」とは、越谷市が全庁的に取り組むべきものであり、「各論」とは、各所管部課が取り組むべきものである。

2. 総論

（1）概算払いについて【意見】

監査の対象となった補助金等について、概算払いによって交付されている補助金等が多数あった。

越谷市補助金等の交付手続き等に関する規則によれば、補助金等の交付時期は補助事業等が完了した後に交付することが原則である。越谷市補助金等の交付手続き等に関する規則第18条の規定は、以下のとおりである。

同規則 第18条 市長は、第16条の規定により額を確定した補助金等を補助事業等が完了した後に交付するものとする。ただし、市長が補助金等の交付の目的を達成するため特に必要があると認めるときは、補助事業等の完了前に補助金等の全部又は一部を交付することができる。

一方、各補助金等の要綱では、同規則のただし書きの規定に基づき、当補助金等を概算払いとする旨の規定を定めている要綱もある。例えば、越谷市土地開発公社補助金等交付要綱第6条の規定は、以下のとおりである。

同要綱 第6条（越谷市補助金等の交付手続き等に関する）規則第18条第1項ただし書の規定により、補助金等の交付決定後に概算払いにより補助金等を交付する。

また、補助金等の要綱に概算払いの規定を定めていない場合であっても、支出命令書に概算払いがなければ事業運営に支障をきたす旨の記載により、概算払いを行っている場合がある。

上記の各補助金等の要綱及び支出命令書の記載内容については、補助事業者の資金繰り等の状況を検討した結果ではなく、前年度以前より継続的に概算払いによって補助金等が交付された結果である。例えば、年間の経費を上回る普通預金を有している補助事業者や多数の会費収入等の自己収入が見込める補助事業者に対しても、概算払いが行われている。

越谷市補助金等の交付手続き等に関する規則第18条の原則的な規定に従い、補助事業等が完了した後に交付すべきであり、各補助金等の要綱もそれに従ったものとすべきである。一方で、補助事業者によっては、各補助金等の他に資金がない事業者も存在するため、それらの事業者に対しては、概算払いの必要性の根拠資料（資金繰り表等）の提出を義務付け、それらの資料を確認したうえで概算払いを行うべきである。

【意見1】 概算払いについて

越谷市補助金等の交付手続き等に関する規則によれば、補助金等の交付時期は補助事業等が完了した後に交付することが原則である。各補助金等交付要綱においても、同規則に従い、補助金等の交付時期は、補助事業等が完了した後に交付することを原則とすべきである。

（2）補助事業の終了予定年度について【意見】

監査の対象となった補助金等について、補助事業の終了予定年度が未定の補助金等が多数あった。

その理由の多くは、事前アンケートの記載あるいは所管課評価対象外の結果によれば、「事業目的の達成のため、継続的な支援が必要である。」というものであった。

確かに事業目的の達成のためには、継続的な支援が必要であることは事実である。しかしながら、事業目的は、社会環境の変化に応じて変化するものである。例えば、越谷市は令和2年度において、補助金等の31%を介護保険課が、27%を子ども育成課がそれぞれ所管する補助事業に対して交付している。これは、高齢化社会への対応と少子化対策という現在の社会のニーズに対応するものであり、人口動態の変化に応じて、いずれこれらのニーズも変化する。このように補助金等の設定は社会のニーズの変化に対応して変化するものであるべ

きである。また、補助金等はいったん設定され予算に組み込まれると、次年度以降も引き続き予算に計上されやすいため、その必要性や効果の検討が曖昧になり、交付が継続されやすいため、経済性及び公平性を害する危険がある。

上記の問題については、越谷市でも認識しており、3年毎の補助金等の見直しの際には、補助金等を継続する場合には、その根拠を所管課に記載させている。しかしながら、所管課の自己評価にとどまるため、多くの補助金等が継続されているのが実情である。

本来、補助金等は、事業計画に基づく事業目的の達成のために交付されるものである。よって、当該事業計画の最終年度を補助金等の終了予定年度とすべきである。当該最終年度において、次期事業計画を作成する際に、その効果、必要性、緊急性、公平性等を勘案し、必要であれば、あらためて補助金等を設定すべきである。

【意見2】 補助事業の終了予定年度について

補助金等は、事業計画に基づく事業目的の達成のために交付されるものである。社会環境の変化に対応して当該目的も変化するため、補助金等の必要性もそれに応じて変化すべきである。したがって、補助金等の既得権化を回避するため、当該事業計画の最終年度を補助金等の終了予定年度とすべきである。

(3) 効果測定値の把握について【意見】

補助金等の交付目的は補助事業の目的達成のためであり、貴重な財源を使用して補助金等の交付を行っている以上、その達成度合いを図る必要がある。

しかしながら、事前アンケートの結果、効果測定値の記載のない補助金等が以下のように約30%であった(15件/49件)。

事前アンケートの効果測定値に記載のない補助金等			
サンプルNO	所管課名	補助金等名称	補助金等の金額 (千円)
3	人権・男女共同参画推進課	越谷市自立支援団体助成金	1,619
4	安全衛生管理課	職員福利厚生事業補助金	1,313
5	市民活動支援課	越谷市国際交流協会補助金	1,873
6	市民活動支援課	越谷市自治会振興交付金(単位自治会分)	82,774
7	市民活動支援課	越谷市自治会振興交付金(連合会分)	14,358
8	市民活動支援課	越谷市集会施設整備事業補助金	29,865
9	市民活動支援課	越谷市地区まちづくり助成金	22,256
10	危機管理課	越谷市自主防災組織育成費補助金	11,939
16	地域包括ケア推進課	越谷市軽費老人ホームのサービスの提供に要する費用補助金交付要綱	60,213
40	消防局予防課	越谷市幼少年婦人防火委員会補助金	1,175
42	生涯学習課	文化連盟助成金	2,077
43	スポーツ振興課	越谷市レクリエーション協会補助金	4,206
44	スポーツ振興課	越谷市体育協会補助金	4,627
45	学務課	越谷市学校保健会交付金	800
48	教育センター	教育研究員助成金	300

財政課より提供されたデータに基づき監査人が作成した

上記の補助金等は、自治会活動の支援や社会福祉に係る補助金等であるため、直接的な指標としての効果測定値を設定することが困難であることは事実である。しかしながら、その場合でも間接的な指標を設定することができる場合がある。例えば、補助金等の基礎となる基本計画の進捗度や補助事業の参加者数等が挙げられる。

補助金等の効果を測るため、所管課では、直接的な指標としての効果測定値が設定できない場合であっても、その代替的な指標として、間接的な指標としての効果測定値を設定すべきである。

【意見3】 効果測定値の把握について

補助金等の効果測定のために、補助事業の活動成果を表す数値を把握することが必要である。当該数値は、補助事業の成果を直接的に表す指標（自治会活動等）であることが望ましいが、そのような直接的な数値を測定することが困難な場合には、代替的な数値（自治会参加率）を測定すべきである。

（4） 補助金等の金額の硬直性について【意見】

監査の対象とした補助金等のうち、以下の補助金等は、令和2年度を含む過去5年間の

平均値とそれぞれの年度との比率が90%～110%の範囲にあるため、当該5年間で補助金等の金額にほとんど変化がないと言える。

過去5年間の補助金等の金額は、その平均値の90%～110%のもの								(単位：千円)
サンプルNO	所管課名	補助金等名称	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	過去5年間の平均値
6	市民活動支援課	越谷市自治会振興交付金(単位自治会分)	71,419	71,459	71,429	82,939	82,774	76,004
11	くらし安心課	越谷市防犯協会補助金	4,311	4,147	4,315	4,312	4,314	4,280
13	福祉推進課	社会福祉協議会助成金	95,000	95,000	97,000	95,000	95,000	95,400
14	福祉推進課	民生・児童委員活動助成金	8,239	8,239	8,239	8,239	8,425	8,276
16	地域包括ケア推進課	越谷市軽費老人ホームのサービスの提供に要する費用補助金交付要綱	55,331	56,387	57,869	56,504	60,213	57,261
18	子ども育成課	1歳児担当保育士雇用費補助金	89,060	93,700	95,660	101,580	99,660	95,932
28	環境政策課	越谷市住宅用太陽光発電設備等設置費補助金	9,754	9,443	9,513	9,920	9,960	9,718
30	産業支援課	一般事業費補助金	4,400	5,000	5,000	5,000	5,000	4,880
31	産業支援課	越谷市地域支え合いの仕組み推進事業費補助金	6,281	6,408	6,448	6,429	6,348	6,383
32	産業支援課	公益社団法人越谷市シルバー人材センター補助金	13,000	13,000	13,000	13,000	13,000	13,000
40	消防局予防課	越谷市幼少年婦人防火委員会補助金	1,345	1,255	1,250	1,235	1,175	1,252
41	教育総務課	幼稚園振興補助金	33,861	33,761	33,961	33,744	33,555	33,776
45	学務課	越谷市学校保健会交付金	800	800	800	800	800	800
46	指導課	越谷市中学校体育連盟補助金	760	760	760	760	760	760
48	教育センター	教育研究員助成金	300	300	300	300	300	300

財政課より提供されたデータに基づき監査人が作成した

これらの補助金等の算定については、その上限額を予算額としているものもあるため、過去5年間のすべての年度でその上限に達しているものもある。

しかしながら、本来、補助金等の算定額は、対象となる補助事業の事業活動実績に比例すべきであり、継続的に補助金等の金額が予算の上限に達している場合には、対象となる補助事業の活動実績が適切な基準を下回っている可能性がある。また、補助金等が既得権化して、継続的に同額を補助金等に計上している可能性がある。

いずれにしても、越谷市が裁量権を有する補助金等の交付については、当該裁量権を適切に行使するために、補助金等の金額は各年度で補助事業の事業活動実績に応じて変動することが適切である。

【意見4】 補助金等の金額の硬直性について

補助金等は、事業計画に基づく事業目的の達成のために交付されるものであるため、当該金額は、補助事業の計画や実績に応じて変動すべきものである。補助金等を有効に活用するためには、越谷市が裁量権を有する補助金等については、当該計画や実績に応じて補助金等の金額を変動させるべきである。

(5) 補助金等の性格について【意見】

監査の対象となった補助金等についての事前アンケートには、当補助金等の性格（事業費か運営費）についての記載があるが、ほとんどの回答では、事業費との回答であった。これは、平成25年に越谷市での補助金の見直しを行った際に、運営費に対する補助金等は認められないとの決定が行われ、形式的に事業費に分類されている補助金等があるためである。

しかしながら、補助事業者が継続的に単独の団体であり、当該団体が自己収入を有しない場合には、当補助金等は実質的には当該団体の運営資金のため補助金等であるため、運営費としての性格を有する。これらの補助金等については、当該団体の必要性を検討し、その存続の必要性が認められた場合には、運営費として取り扱うべきである。

【意見5】 補助金等の性格について

補助金等のなかには、特定の団体の運営資金として交付されるものがある。当該団体の必要性を慎重に検討したうえで、当該団体の必要性が認められる場合には、運営費としての取扱いを行うべきである。

(6) 事業仕入に係る消費税相当額報告書について【指摘】

越谷市では、行財政部からの通知「補助金等における消費税及び地方消費税の取扱いの確認について（平成29年4月25日付）」を受けて、事業仕入に係る消費税相当額報告書についての対応方法の確認及び整理を行った。そのなかで、補助金等の要綱において「補助事業の実施に要する経費の一部とし、補助金の額は、毎年予算の範囲内で市長が別に定める」との記載の補助金等については、年度ごとの事業内容に応じた政策的な判断によること、補助率（注）による計算を行っていないことから、同報告書の提出についての要綱への規定を行っていない。

（注）越谷市は、補助金等を交付するにあたり、交付団体の種類（公的団体、準公的団体、その他の団体、個人）に応じて、事業費に対する補助率（4/4以内、3/4以内、2/4以内）を定めている。（補助基準 平成11年3月3日 市長決裁）

確かに、当補助金等については、補助率による計算を行っていないが、事業仕入に係る消費税相当額報告書の提出が必要な理由は、以下のように他の補助金等と同様である。

消費税の納付税額は、課税期間中の課税売上げに係る消費税額からその課税期間中の課税仕入れ等に係る消費税額（仕入控除税額）を控除して計算する。したがって、交付先の事業者が消費税課税事業者である場合、補助金の対象となる経費に消費税が含まれていると、そ

の仮払消費税相当額が、消費税納税額の減少を通じて、交付先事業者到手元に残る可能性がある。そのような場合は、相当額を交付先事業者から返還させる措置をとる必要がある。

したがって、これらの可能性のある補助金等の要綱については、事業仕入に係る消費税相当額報告書の提出についての規定を設けるべきである。

【指摘1】事業仕入に係る消費税相当額報告書について

事業仕入に係る消費税相当額が発生する可能性のある補助金等に係る要綱には、補助金に係る消費税仕入控除税額に係る規定を追加すべきである。当該規定の実効性を確保するため、所管課は、当該補助事業者が課税事業者であるかどうかの確認を行い、当該補助事業者が課税事業者に該当する場合には、事業仕入に係る消費税相当額報告書の提出を義務付けることが必要である。

(7) 事務手続の合理化について【意見】

補助金等のうちには、広く市民及び個人事業主を対象とした補助金等が存在する。例としては、以下のものがあげられる。

所管課	補助金等の名称	令和2年度の件数
産業支援課	住宅・店舗改修促進補助金	98
環境政策課	越谷市住宅用太陽光発電設備等設置費補助金	114

これらの補助金等の事務手続については、交付申請、実績報告の2回の手続が必要である。

これは、各補助金等の要綱には、工事完了後の申請は対象外となる旨の記載があること及び補助対象経費等の確認のため、補助金申請時に工事の見積書や工事前の写真の提出を求めているためである。

上記の事務手続は、越谷市の越谷市補助金等の交付手続等に関する規則に従った手続であり、手続の適法性に問題はない。しかしながら、これらの補助金等の交付件数、事務手続を考慮した場合、上記の原則的な手続が所管課及び申請者の双方にとって負担となる場合には、補助金等の交付手続の適正化を確保することを前提として、事務手続の合理化を検討する必要がある。

例えば、工事の完了後に工事前の写真の提出を義務付ける等の工夫により、工事完了後の確認のみでも適切な補助金等の事務手続の適正化を図ることが可能である場合には、当補助金等の事務手続を交付申請と実績報告とをあわせて1回の手続にすることにより、事

務手続の合理化を図ることができる。

【意見 6】 事務手続の合理化について

交付件数の多い補助金等については、当補助金等の交付手続の適正化を前提としたうえで、業務の効率化を推進する観点から、当該交付手続に係る事務負担を軽減する方法を検討すべきである。

(8) 補助金等の金額の算定方法の見直しについて【意見】

平成 27 年の中核市への移行に伴い、埼玉県から越谷市に多数の事業が移管された。これらの事業のうち補助金等の対象となる補助事業も含まれる。当該事業に係る補助金等の算定方法については、従前の埼玉県の基準を踏襲しているものが多い(軽費老人ホームサービス提供経費補助金、アレルギー等対応特別給食提供事業費補助金等)。これは、移管時点では、越谷市としての事業実績がないため、新しい算定法の検討を行うことができなかったこと、他市町との差異についての合理的な説明を行うだけの根拠がなかったことによるものである。

上記の事業移管より 6 年度を経過しており、補助事業に係る実績の蓄積が行われていると考えられることから、埼玉県の基準で行っている補助金等の算定方法について、越谷市としての算定方法を検討すべきである。

【意見 7】 補助金等の金額の算定方法の見直しについて

中核市への移行に伴い、埼玉県から越谷市に移管された事業に係る補助金等については、その算定方法の検証を行うことなく、従前の方法を採用している場合がある。当該事業の蓄積が行われていることから、上記のような補助金等については、その算定方法の検証を行うべきである。

(9) 所管課での補助事業の継続性について【意見】

各所管課では 3 年毎に、補助金等の評価基準に基づき、補助事業の継続の必要性についての見直し作業を行っているが、結果として、多くの事業が継続すべきとの判定となっている。また、所管課では、継続の理由を記載しているが、以下のような問題点がある。

- ・ 補助金等の金額と効果測定値との関係についての具体的な金額・数値に基づく記述がない
- ・ 事業の継続性についての記述のみで、当該事業の規模の縮小あるいは拡大についての記述がない。

補助事業の継続の根拠について、所管課は事業計画に基づき、補助金等の金額と効果測定値との関係についての具体的な金額・数値に基づく記述を行うとともに、当該事業の縮小・現状維持・拡大のいずれかを選択すべきかを記述すべきである。

【意見 8】 所管課での補助事業の継続性についての見直しについて

所管課での補助事業の継続の必要性の見直しについては、補助金等の金額と効果測定値との関係を検証し、当該事業の中止あるいは継続の判定の後、当該事業の継続の必要性が認められた場合には、当該事業の規模の縮小あるいは拡大の検討もあわせて行うべきである。

(10) 無償の役務提供の見直しについて【意見】

財政課では、補助金等の一覧に無償の役務提供を含めておらず、当該取引は見直しの対象とはならないため、長期間にわたり取引が継続する危険性がある。

また、無償の役務提供は資金支出を伴わず、予算に計上されないため、予算統制の対象外となり、その意味でも、長期間にわたり取引が継続する危険性がある。

事業者に対しての金銭による補助金等の交付と無償の役務提供とは、経済的な効果という点では同じであるため、定期的な見直しの対象とすべきである。

【意見 9】 無償の役務提供の見直しについて

越谷市所有の土地の無償貸付等の無償の役務提供は、経済的な効果としては金銭の交付と同様であるが、金銭の交付と異なり予算に計上されないため、予算統制の対象とならず長期間にわたり継続される危険性があるので、これらの取引についても定期的な見直しが必要である。

3. 各論（所管部課別の指摘と意見の一覧表）

所管部課補助金等別の指摘と意見の一覧表は、以下のとおりである。

No	部	所管課名	補助金等名称	項目	指摘/意見	ページ
1	市長公室	政策課	土地開発公社補助金	概算払いについて	意見	意見10
2	市長公室	政策課	土地開発公社利子補給金			
3	市長公室	人権・男女共同参画推進課	越谷市自立支援団体助成金	効果測定の数値について	意見	意見11
4	市長公室	人権・男女共同参画推進課	越谷市自立支援団体助成金	事業仕入に係る消費税相当額報告書について	指摘	指摘2
5	総務部	安全衛生管理課	職員福利厚生事業補助金	概算払いについて	意見	意見12
6	総務部	安全衛生管理課	職員福利厚生事業補助金	補助事業の必要性について	意見	意見13
7	市民協働部	市民活動支援課	越谷市国際交流協会補助金	補助対象経費の範囲外について	意見	意見14
8	市民協働部	市民活動支援課	越谷市国際交流協会補助金	補助基準の超過について	意見	意見15
9	市民協働部	市民活動支援課	越谷市自治会振興交付金(単位自治会分)	小規模自治会の統合について	意見	意見16
10	市民協働部	市民活動支援課	越谷市自治会振興交付金(単位自治会分)	交付金の算定方法について	意見	意見17
11	市民協働部	市民活動支援課	越谷市自治会振興交付金(単位自治会分)	交付金申請時添付書類の確認について	意見	意見18
12	市民協働部	市民活動支援課	越谷市自治会振興交付金(連合会分)	なし	—	—
13	市民協働部	市民活動支援課	越谷市集会所整備事業補助金	小規模自治会の統合について	意見	意見19
14	市民協働部	市民活動支援課	越谷市地区まちづくり助成金	監事の監査報告日について	指摘	指摘3
15	市民協働部	市民活動支援課	越谷市地区まちづくり助成金	備品購入支出の正当性について	指摘	指摘4
16	市民協働部	市民活動支援課	越谷市地区まちづくり助成金	まちづくり事業以外の事業報告・決算書について	意見	意見20
17	市民協働部	市民活動支援課	越谷市地区まちづくり助成金	補助基準の超過について	意見	意見21
18	市民協働部	くらし安心課	越谷市防犯協会補助金	補助金等の必要性について	意見	意見22
19	市民協働部	くらし安心課	越谷市防犯協会補助金	コスト構造について	意見	意見23
20	市民協働部	くらし安心課	越谷市防犯協会補助金	剰余金の返還について	意見	意見24
21	市民協働部	くらし安心課	越谷駅東口第一自転車駐輪場	無償貸付目的の明文化について	指摘	指摘5
22	市民協働部	くらし安心課	越谷駅東口第一自転車駐輪場	覚書の保存について	指摘	指摘6
23	市民協働部	市民課	越谷市霊柩自動車利用助成金	なし	—	—
24	市民協働部	危機管理課	越谷市自主防災組織育成費補助金	補助金の交付先について	意見	意見25
25	市民協働部	危機管理課	越谷市自主防災組織育成費補助金	効果測定の数値について	意見	意見26
26	市民協働部	危機管理課	越谷市自主防災組織育成費補助金	整備状況の把握について	意見	意見27
27	福祉部	福祉推進課	社会福祉協議会助成金	交付目的の明文化について	指摘	指摘7
28	福祉部	福祉推進課	社会福祉協議会助成金	助成金の性格について	意見	意見28
29	福祉部	福祉推進課	社会福祉協議会助成金	助成金の算定方法について	意見	意見29
30	福祉部	福祉推進課	民生・児童委員活動助成金	助成金の算定方法について	意見	意見30
31	福祉部	福祉推進課	民生・児童委員活動助成金	効果測定の数値について	意見	意見31
32	福祉部	障害福祉課	越谷市地域活動支援センター事業等補助金	事業仕入に係る消費税相当額報告書について	指摘	指摘8
33	福祉部	地域包括ケア推進課	越谷市軽費老人ホームのサービスの提供に要する費用補助金	効果測定の数値について	意見	意見32
34	福祉部	地域包括ケア推進課	越谷市軽費老人ホームのサービスの提供に要する費用補助金	対象経費の確認について	指摘	指摘9
35	福祉部	地域包括ケア推進課	越谷市軽費老人ホームのサービスの提供に要する費用補助金	事業実績報告書の添付資料について	指摘	指摘10
36	福祉部	介護保険課	越谷市特別養護老人ホーム等整備促進事業費補助金	概算払いについて	意見	意見33
37	福祉部	介護保険課	越谷市特別養護老人ホーム等整備促進事業費補助金	補助金等の交付先の財務リスクの把握について	意見	意見34
38	福祉部	介護保険課	越谷市特別養護老人ホーム等整備促進事業費補助金	財産処分制限期間の明確化について	意見	意見35
39	子ども家庭部	子ども育成課	1歳児担当保育士雇用費補助金	補助金の交付金額について	意見	意見36
40	子ども家庭部	子ども育成課	1歳児担当保育士雇用費補助金	補助金の交付対象について	意見	意見37
41	子ども家庭部	子ども育成課	アレルギー等対応特別給食提供事業費補助金	補助金の対象経費について	意見	意見38
42	子ども家庭部	子ども育成課	アレルギー等対応特別給食提供事業費補助金	補助金の算定方法について	意見	意見39
43	子ども家庭部	子ども育成課	こしがや「プラス保育」幼稚園事業費補助金	補助金の基準金額について	意見	意見40
44	子ども家庭部	子ども育成課	私立保育所等運営費補助金	要綱上での補助対象経費や使途の明確化について	指摘	指摘11
45	子ども家庭部	子ども育成課	特別支援保育事業費補助金	補助金の交付金額について	意見	意見41
46	子ども家庭部	青少年課	ボーイスカウト助成金	補助事業の対象団体について	意見	意見42

No	部	所管課名	補助金等名称	項目	指摘/意見		ページ
47	保健医療部	国民健康保険課	越谷市国民健康保険人間ドック検診料助成金	効果測定の数値について	意見	意見43	171～172
48	保健医療部	国民健康保険課	越谷市国民健康保険人間ドック検診料助成金	補助金の交付対象について	意見	意見44	172
49	保健医療部	国民健康保険課	越谷市国民健康保険保養所宿泊助成	なし	—	—	—
50	保健医療部	国民健康保険課	越谷市後期高齢者医療制度保養所宿泊助成	なし	—	—	—
51	保健医療部	生活衛生課	越谷市飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費補助金	効果測定の数値について	意見	意見45	180
52	保健医療部	生活衛生課	越谷市飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費補助金	補助金額の妥当性について	意見	意見46	180
53	環境経済部	環境政策課	越谷市住宅用太陽光発電設備等設置金	補助対象設備の拡大について	意見	意見47	184
54	環境経済部	リサイクルプラザ	越谷市資源回収奨励補助金	資源回収団体による資源回収量の減少について	意見	意見48	189～190
55	環境経済部	リサイクルプラザ	越谷市資源回収奨励補助金	回収実績が無かった団体について	意見	意見49	190～191
56	環境経済部	リサイクルプラザ	越谷市資源回収奨励補助金	補助金の単価について	意見	意見50	191
57	環境経済部	産業支援課	一般事業費補助金	概算払いについて	意見	意見51	196～198
58	環境経済部	産業支援課	越谷市地域支え合いの仕組み推進事業費補助金	補助金の金額について	意見	意見52	200～201
59	環境経済部	産業支援課	越谷市地域支え合いの仕組み推進事業費補助金	サポートスタッフの実稼働人数と利用券の使用状況について	意見	意見53	201～202
60	環境経済部	産業支援課	公益社団法人越谷市シルバー人材センター補助金	事業仕入に係る消費税相当額報告書について	指摘	指摘12	205～206
61	環境経済部	産業支援課	公益社団法人越谷市シルバー人材センター補助金	対象経費について	指摘	指摘13	206～207
62	環境経済部	産業支援課	公益社団法人越谷市シルバー人材センター補助金	効果測定の数値について	意見	意見54	207～208
63	環境経済部	産業支援課	住宅・店舗改修促進補助金	補助金等の事務手続きについて	意見	意見55	210～211
64	環境経済部	産業支援課	住宅・店舗改修促進補助金	財産処分制限の実効性確保について	意見	意見56	211
65	環境経済部	産業支援課	商店街活性化推進事業費補助金	補助金等の効果について	意見	意見57	215～216
66	環境経済部	産業支援課	中小企業経営支援事業費補助金	相談事業の人員費の確認について	指摘	指摘14	219～220
67	環境経済部	観光課	一般社団法人越谷市観光協会補助金	事業仕入に係る消費税相当額報告書について	指摘	指摘15	225～226
68	環境経済部	観光課	一般社団法人越谷市観光協会補助金	効果測定の数値について	意見	意見58	227
69	環境経済部	観光課	一般社団法人越谷市観光協会補助金	無償の役務提供について	意見	意見59	227～228
70	環境経済部	農業振興課	越谷市特別認定農業者補助金	概算払いについて	意見	意見60	231～232
71	環境経済部	農業振興課	越谷市特別認定農業者補助金	継続的な評価について	意見	意見61	232～233
72	環境経済部	農業振興課	株式会社埼玉県東部流通センター	株式会社埼玉県東部流通センターの支援の継続について	意見	意見62	238
73	都市整備部	建築住宅課	越谷市既存建築物耐震改修補助金	効果測定の数値について	意見	意見63	241～242
74	都市整備部	建築住宅課	越谷市既存建築物耐震改修補助金	耐震化率の向上について	意見	意見64	242
75	消防本部	予防課	越谷市幼少年婦人防火委員会補助金	前金払について	意見	意見65	245
76	消防本部	予防課	越谷市幼少年婦人防火委員会補助金	効果測定の数値について	意見	意見66	246
77	教育総務部	教育総務課	越谷市私立幼稚園振興補助金	見積書の添付について	意見	意見67	251
78	教育総務部	教育総務課	越谷市私立幼稚園振興補助金	実費について	意見	意見68	252
79	教育総務部	生涯学習課	文化連盟助成金	視察研修費の補助対象額への参入について	意見	意見69	256～258
80	教育総務部	スポーツ振興課	越谷市レクリエーション協会補助金	競技団体等への助成について	指摘	指摘16	262～263
81	教育総務部	スポーツ振興課	越谷市レクリエーション協会補助金	越谷市ゲートボール協会について	指摘	指摘17	263
82	教育総務部	スポーツ振興課	越谷市体育協会補助金	競技団体等への助成について	指摘	指摘18	267～268
83	教育総務部	スポーツ振興課	越谷市体育協会補助金	越谷市中学校体育連盟及び越谷市小学校体育連盟への助成について	意見	意見70	268
84	学校教育部	学務課	越谷市学校保健会交付金	効果測定の数値について	意見	意見71	271
85	学校教育部	指導課	越谷市中学校体育連盟補助金	越谷市中学校体育連盟の収支について	指摘	指摘19	274～275
86	学校教育部	指導課	越谷市中学校体育連盟補助金	効果測定の数値について	意見	意見72	275
87	学校教育部	指導課	越谷市部活動等競技会派遣助成金	効果測定の数値について	意見	意見73	278
88	学校教育部	教育センター	教育研究員助成金	なし	—	—	—

第4 監査の結果（各論）

1. 市長公室

（1）政策課

① 土地開発公社補助金

② 土地開発公社利子補給金

（ア）補助金等の概要

① 土地開発公社補助金

補助金等の名称	土地開発公社補助金					
補助金等の性格	運営費 事業費 その他					
補助事業の開始年度	平成14年度					
補助事業の終了予定年度	なし					
終了予定年度が設定されていない理由	土地開発公社の健全化にあたっては、令和5年度までを計画期間とする「第2次越谷市土地開発公社健全化計画」に沿い、新規取得は行わず、保有土地の処分を進めているが、保有土地には県の事業関連用地として県と処分に関する調整を要する土地が含まれており、それらの処分予定年度が未定のため。					
根拠法令（交付要綱）等	越谷市土地開発公社補助金等交付要綱					
財源の内訳	国：0% 県：0% 市：100% その他：0%					
交付先（団体の場合には、令和2年度の交付額上位3団体の名称）	越谷市土地開発公社					
交付先件数	1件					
交付目的	越谷市土地開発公社の事業の円滑な推進と経営の健全化を図ること					
対象経費	公租公課及び減価償却費を除く一般管理費（管理費、人件費、その他の経費の一部）					
算定方法	公社の収支予算により算定					
支払方法	完了払 前金払 概算払 その他（ ）					
交付先からの事業報告書の入手の有無	有 無					
交付先からの決算書の入手の有無	有 無					
補助制度の周知方法（追加）	本補助金は越谷市土地開発公社のみを交付対象としているため、特に周知していない。					
効果の内容	公社の経営健全化					
効果測定の方法	数値 アンケート 市民等からの声・評判 その他（ ）					
効果測定の方法が数値である場合の具体的な数値の内容	標準財政規模に対する公社保有土地の簿価総額割合					
過去5年の交付実績・予算	（単位：千円）					
年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
予算	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000	6,000
決算	7,000	7,000	6,510	5,578	2,738	
予算と決算との乖離（不用額）が予算に対して30%超える場合の理由	公社が年度当初に計画した保有土地の公売が中止になったことにより、測量業務や土地鑑定委託料が発生しなかったため、予算額と決算額に乖離が生じた。					
効果測定の数値	（単位：%）					
年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
実績	0.21	0.18	0.15	0.12	0.09	

② 土地開発公社利子補給金

補助金等の名称	土地開発公社利子補給金					
補助金等の性格	運営費	事業費	その他			
補助事業の開始年度	平成14年度					
補助事業の終了予定年度	なし					
終了予定年度が設定されていない理由	土地開発公社の健全化にあたっては、令和5年度までを計画期間とする「第2次越谷市土地開発公社健全化計画」に沿い、新規取得は行わず、保有土地の処分を進めているが、保有土地には県の事業関連用地として県と処分に関する調整を要する土地が含まれており、それらの処分予定年度が未定のため。					
根拠法令（交付要綱）等	越谷市土地開発公社補助金等交付要綱					
財源の内訳	国：0% 県：0% 市：100% その他：0%					
交付先（団体の場合には、令和2年度の交付額上位3団体の名称）	越谷市土地開発公社					
交付先件数	1件					
交付目的	越谷市土地開発公社の事業の円滑な推進と経営の健全化を図ること					
対象経費	公社の借入金に係る支払利息					
算定方法	公社の借入金残高及びこれに係る利率により算定					
支払方法	完了払	前金払	概算払		その他（ ）	
交付先からの事業報告書の入手の有無	有	無				
交付先からの決算書の入手の有無	有	無				
補助制度の周知方法（追加）	本補給金は越谷市土地開発公社のみを交付対象としているため、特に周知していない。					
効果の内容	公社の経営健全化					
効果測定の方法	数値	アンケート	市民等からの声・評判	その他（ ）		
効果測定の方法が数値である場合の具体的な数値の内容	標準財政規模に対する公社保有土地の簿価総額割合					
過去5年の交付実績・予算	（単位：千円）					
年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
予算	70,000	50,000	50,000	28,000	25,000	24,000
決算	56,128	47,757	29,522	25,091	20,849	
予算と決算との乖離（不用額）が予算に対して30%超える場合の理由	公社では、保有地を処分すると同時に借入金の早期返済を行うとともに、借入金の借換えを行うことにより、支払利息の低減を図っている。これらのことから、予算額と決算額に乖離が生じている。					
効果測定の数値	（単位：%）					
年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
実績	0.21	0.18	0.15	0.12	0.09	

（注）標準財政規模

地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源の規模を示すもので、標準税収入額等に普通交付税を加算した額。（総務省 HP より）

（イ）概要の補足

1) 越谷市土地開発公社の概要

越谷市土地開発公社は、公有用地、公用地等の取得、管理、処分を行うことにより、地域の秩序ある整備と市民の福祉の増進に寄与することを目的に、昭和49年6月に市の全額出資により設立された法人であり、事業が計画された道路や公園等の公有地を計画的に先行取得することにより、越谷市の計画的なインフラ整備や都市の発展に大きく貢献してきた。

一方、景気の低迷に伴う財政状況の悪化等を背景に、市の買戻しが計画どおり進まなかった結果、越谷市土地開発公社の長期保有地が増加し、借入金の金利負担増による簿価の上昇や地価の下落による資産価値の減少等の影響を受け、2)で記述する第1次越谷市土地開発公社経営健全化計画策定前の経営状況は非常に厳しいものとなっていた。

2) 越谷市土地開発公社経営健全化計画

越谷市は、平成12年に、平成13年度から平成25年度までを計画期間とした、第1次越谷市土地開発公社経営健全化計画を策定した。同計画では、土地の新規取得の抑制、計画的な買戻し、借換えによる金利負担の圧縮、代替用地の民間への売却等、越谷市と越谷市土地開発公社が一体となって経営の健全化へ取り組むことを明記した。同計画に基づく取組の結果、同計画前に294億円だった借入金は平成25年度末には159億円まで縮小された。

第1次計画の最終年度である平成25年に越谷市は、平成26年度から平成35年度までを計画期間とした、第2次越谷市土地開発公社経営健全化計画を策定した。

同計画の基本方針は、以下のとおりである。

第2次計画期間内において、標準財政規模に対する公社の保有土地の簿価総額割合を0.1以下にすることを目標とし、さらに越谷市が越谷市土地開発公社に取得を依頼した土地の処分を図る。具体的には、平成26年度から平成31年度までは年間平均約12.4億円、平成32年度から平成35年度までは年間平均約9.5億円の買戻しを越谷市で行い、民間への売却が可能な土地の売却を越谷市土地開発公社で行う。なお、経営健全化計画期間内における公社による新規取得については、原則として行わないこととする。

なお、令和2年度における同計画の進捗状況は、以下のとおりである。

第2次越谷市土地開発公社経営健全化計画の進捗状況

令和3年3月31日現在														
年度	平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
1. 年度初保有額（簿価）（百万円）	18,212	18,007	16,362	16,013	15,076	14,065	13,446	12,137	12,004	10,919	10,144	9,105	7,208	7,220
2. 取得計画額（百万円）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3. 処分計画額（百万円）	1,850	1,994	1,286	1,948	1,630	1,928	1,442	1,218	1,860	1,813	2,936	1,885	1,173	1,237
設立・出資団体による取得（百万円）	1,199	1,299	1,227	805	1,253	1,582	1,222	899	1,236	1,360	1,315	1,129	1,173	1,173
民間売却（百万円）	651	695	59	1,143	377	346	220	319	624	453	1,621	756	0	64
4. 当該年度支払利息（百万円）	87	79	80	69	73	56	63	48	59	30	51	25	39	21
5. 利子補給額（百万円）	87	79	80	69	73	56	63	48	59	30	51	25	39	21
6. 年度末保有額（百万円） （1+2-3+4-5）	16,362	16,013	15,076	14,065	13,446	12,137	12,004	10,919	10,144	9,105	7,208	7,220	6,035	5,983
7. 保有額÷標準財政規模（％）	0.29	0.29	0.27	0.24	0.24	0.21	0.22	0.18	0.18	0.15	0.13	0.12	0.11	0.09

政策課作成資料より

3) 越谷市土地開発公社の現状

埼玉県作成の「市町村土地開発公社の現況」（令和元年度）によると、財政的リスクについて、以下のように記載されている。

地方公共団体が土地開発公社の債務について行う債務保証等（注）は、将来的にはその一部又は全部を負担する可能性を有するものである。特に、多額の債務保証等を行う土地開発公社が経営破たんした場合には、当該地方公共団体は巨額の債務（財政負担）を負うというリスクが存在する。

土地開発公社においては、債務保証等の対象となっている保有期間が5年以上の土地の簿価総額が、当該地方公共団体の標準財政規模の10%以上である場合も含めて取り扱うことを基本とする（①実質的に債務超過である法人）。

また、地方公共団体が土地開発公社に対して行う債務保証等及び短期貸付けの標準財政規模に対する比率が、当該地方公共団体の実質赤字の早期健全化基準の水準（市町村は11.25%～15%）に達している場合には、多大な財政的リスクを有するものとして取り扱うことが適当である（②地方公共団体が多大な財政リスクを有する法人）。

（注）債務保証等：地方公共団体における損失補償、債務保証及び短期貸付

① $\geq 10\%$ あるいは② \geq 実質赤字比率の早期健全化基準に該当する団体は、以下のとおりである。

(単位：百万円、%)						
公社名	保有期間5年以上債務保証等対象土地の簿価総額A	地方自治体における債務保証等合計額B	標準財政規模C	A/C	B/C	実質赤字比率の早期健全化基準
蕨市	2,852	2,852	14,364	19.9%	19.9%	12.83%
越谷市	7,221	6,850	60,718	11.9%	11.3%	11.25%
春日部市	6,733	6,733	43,910	15.3%	15.3%	11.37%
川越市	5,012	7,437	64,007	7.8%	11.6%	11.25%

埼玉県「市町村土地開発公社の現況」(令和元年度)より

また、埼玉県作成の「市町村土地開発公社の現況」(令和元年度)によると、長期保有土地(5年以上保有している土地)の状況は、以下のとおりである。

各公社の長期保有土地の状況			(単位：百万円、%)
公社名	5年以上(金額)	長期保有割合	
越谷市	7,221	100.0	
川口市	6,891	100.0	
春日部市	6,733	100.0	
戸田市	4,065	91.5	
蕨市	2,852	100.0	
幸手市	2,474	100.0	
坂戸市	2,317	100.0	
ふじみ野市	1,846	100.0	
飯能市	1,492	100.0	
三郷市	1,362	94.2	
その他	10,275	-	
合計	47,528	90.9	

埼玉県「市町村土地開発公社の現況」(令和元年度)を基に作成

(5年以上の金額 \geq 1,000百万円 かつ 長期保有割合 \geq 90% のものを抜粋)

4) 補助金等の種類

越谷市では、越谷市土地開発公社補助金等交付要綱(平成14年告示第61号)に基づき、越谷市土地開発公社に対して、以下の補助金等を交付している。

補助金等の種類	補助対象経費
土地開発公社補助金	公租公課及び減価償却費を除く一般管理費
土地開発公社利子補給金	支払利息

5) 越谷市の越谷市土地開発公社への債務保証

越谷市土地開発公社は、民間金融機関から借入を行っている。

令和2年度末の借入金の残高は、以下のとおりである。

借入先	金額（百万円）
埼玉りそな銀行	2,896
青木信用金庫	1,740
足立成和信用金庫	1,000
合計	5,636

令和2年度越谷市土地開発公社決算書より

国や地方公共団体による債務保証については、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律（昭和三十二年法律第二十四号）第三条の規定により禁止されている。

第三条 政府又は地方公共団体は、会社その他の法人の債務については、保証契約をすることができない。ただし、財務大臣（地方公共団体のする保証契約にあつては、総務大臣）の指定する会社その他の法人の債務については、この限りでない。

ただし、地方公共団体の土地開発公社に対する債務保証については、公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六号）第二十五条の規定により例外的に認められている。

（土地開発公社に対する債務保証）

第二十五条 地方公共団体は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律（昭和三十二年法律第二十四号）第三条の規定にかかわらず、土地開発公社の債務について保証契約をすることができる。

一般的に、民間資金を借り入れる場合、なんらかの担保を要求される。

担保とは、債務不履行の際に債務の弁済を確保する手段として、あらかじめ債権者に提供しておくものである。

土地開発公社が資金を借りるときの担保は、設立母体である地方公共団体による債務保証等が多いと考えられる。

本条は、地方公共団体が土地開発公社の債務について、保証契約することができる旨を規定し、土地開発公社が必要とする資金の円滑な確保を図ろうとするものである。

一般的に、財務内容が悪化している事業体が金融機関から借入を行う際には、通常の借入レートを上回るレートでしか借入を行うことはできない。そのような場合に、当該事業体が通常の借入レート以下のレートで借入を行うとすれば、信用リスクの低い事業体の保証が必要である。

越谷市土地開発公社 令和2年度の借入実績

借入先	金額 (百万円)	借入日	返済日	利率 (%)	債務 保証
埼玉りそな銀行	300	2021/3/8	2026/3/8	0.28	有
埼玉りそな銀行	1,000	2021/3/8	2026/3/8	0.26	有
青木信用金庫	300	2021/3/8	2024/3/8	0.1	有
青木信用金庫	300	2021/3/8	2026/3/8	0.1	有
青木信用金庫	540	2021/3/8	2026/3/8	0.1	有
足立成和信用金庫	1,000	2021/3/8	2026/3/8	0.1	無
合計	3,440				

金銭消費貸借契約証書を基に作成

越谷市が債務保証している越谷市土地開発公社の令和2年度の借入についての約定金利と市場金利(注)との差額は、以下のとおりである。

(注) 市場金利：長期のプライムレート(金融機関が優良企業向けの長期貸出(1年以上の期間の貸出)に適用する最優遇金利)とする。

借入先ごとの借入金利率と市場金利との差額

借入先	金額 A	利率	市場金利(1%)	A×B
	(百万円)	(%)	との差 B	(百万円)
埼玉りそな銀行	300	0.28	0.72	2.16
埼玉りそな銀行	1,000	0.26	0.74	7.4
青木信用金庫	300	0.1	0.9	2.7
青木信用金庫	300	0.1	0.9	2.7
青木信用金庫	540	0.1	0.9	4.86
合計	2,440	-	-	17.12

所管課資料に基づき、監査人が作成

以上のことから、越谷市土地開発公社は越谷市から上記の金額に相当する補助を利子補給金の他に受けているという見方もできる。

6) 兼務職員の人件費

越谷市土地開発公社の事務局は、越谷市公共施設マネジメント推進課職員 4 人が兼務しているが、決算書によると、同職員の基本給部分は人件費として計上されていない。なお、令和 2 年度の決算書では、手当等 79 千円（職員超過勤務手当）は計上されている。

この点について、同課にヒアリングを行ったところ、その結果は、以下のとおりである。

公共施設マネジメント推進課の業務に比して、越谷市土地開発公社の業務割合は僅少であるため、基本給部分については、越谷市土地開発公社は負担していない。ただし、超過勤務命令等により、明確に越谷市土地開発公社の業務であることが識別できる手当については、経費として計上している。

令和 2 年度の勤務割合が僅少であり、今後、土地保有額の減少に対して兼務割合の大幅な増減は見込まれないため、現時点で問題とすべき点はない。

(ウ) 監査手続

- 1) 当補助金に係る概要を把握し、関連する法令、条例、規則、要綱等を閲覧した。
- 2) 当補助金に係る資料（土地開発公社の事業報告書・決算書、支出負担行為書、支出命令書、越谷市土地開発公社補助金等交付申請書、越谷市土地開発公社補助金等実績報告書、支出金精算書）を入手し、その内容（整合性及び承認証跡）を検証した。
- 3) 当補助金に関連するデータ（第 2 次越谷市土地開発公社経営健全化計画の進捗状況）を入手し、年度推移や関連する指標との関係を分析した。

4) 所管部課に質問を実施した。

(エ) 指摘と意見

1) 概算払いについて【意見】

当補助金等は、概算払いによって交付されている。この点について、所管課にヒアリングを行ったところ、その結果は、以下のとおりである。

越谷市土地開発公社補助金等交付要綱第6条に基づき、概算払いを行っている。

越谷市土地開発公社補助金等交付要綱第6条の規定は、以下のとおりである。

第6条 (越谷市補助金等の交付手続き等に関する) 規則第18条第1項ただし書の規定により、補助金等の交付決定後に概算払いにより補助金等を交付する。

しかしながら、令和2年度越谷市土地開発公社決算書では、以下の金額が計上されており、普通預金と土地貸付使用料の合計額が販売費及び一般管理費と支払利息の合計額を上回るため、概算払いにより資金ショートを回避する緊急性は低いと考えられる。

普通預金	56,075 千円
土地貸付使用料	19,407 千円
販売費及び一般管理費	15,319 千円
支払利息	20,849 千円

越谷市補助金等の交付手続き等に関する規則によれば、補助金等の交付時期は補助事業等が完了した後に交付することが原則である。

越谷市補助金等の交付手続き等に関する規則第18条の規定は、以下のとおりである。

第18条 市長は、第16条の規定により額を確定した補助金等を補助事業等が完了した後に交付するものとする。ただし、市長が補助金等の交付の目的を達成するため特に必要があると認めるときは、補助事業等の完了前に補助金等の全部又は一部を交付することができる。

したがって、所管課では、越谷市土地開発公社補助金等交付要綱第6条の規定を見直し、越谷市補助金等の交付手続き等に関する規則第18条にしたがって、完了払いを原則とし、特に事情がある場合(注)には、概算払いを認めるように規定を修正することを検討すべきである。

(注) 保有土地の売却に必要な測量業務、土地鑑定の委託料等の経費の発生が予想され、利息の支払い額を考慮すると資金ショート危険性がある場合等が考えられる。

【意見 10】 概算払いについて

越谷市補助金等の交付手続き等に関する規則によれば、補助金等は補助事業等が完了した後に交付することが原則である。当補助金等交付要綱においても、同規則に従い、補助金等の交付は、補助事業等の完了後とすることを原則とし、特に事情がある場合には、補助事業等の完了前に交付することができるよう、規定の修正を検討すべきである。

(2) 人権・男女共同参画推進課

① 越谷市自立支援団体助成金

(ア) 補助金等の概要

補助金等の名称	越谷市自立支援団体助成金					
補助金等の性格	運営費 <input checked="" type="radio"/> 事業費 <input type="radio"/> その他 <input type="radio"/>					
補助事業の開始年度	平成17年度					
補助事業の終了予定年度	有 (<input type="text"/> 年度) <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>					
終了予定年度が設定されていない理由	潜在的支援対象者がなくなるまで継続する必要があるため					
根拠法令(交付要綱)等	越谷市自立支援団体助成事業実施要綱					
財源の内訳	国 % 県 % <input checked="" type="radio"/> 市 100% その他 %					
交付先(団体の場合には、令和2年度の交付額上位3団体の名称)	特定非営利活動法人 女性のスペース結					
交付先件数	1件					
交付目的	市と協働して、社会における経済的若しくは精神的自立又は社会参画を求める女性に対する支援及びこれに関連する事業を実施するNPO法人等に対し、助成金を交付することで、「自立支援事業」の実施に係る体制の充実等を図り、もって男女共同参画を推進することを目的とする					
対象経費	女性の自立支援事業(地域コミュニケーションの推進や自立支援に関する講座等の開催、相談・カウンセリング、同行支援、その他団体が企画する事業)に直接要する経費のうち、人件費及び事務費。					
算定方法	事業収支予算書による査定					
支払方法	完了払 <input type="radio"/> 前金払 <input type="radio"/> <input checked="" type="radio"/> 概算払 <input type="radio"/> その他 (<input type="text"/>)					
交付先からの事業報告書の入手の有無	<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無					
交付先からの決算書の入手の有無	<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無					
補助制度の周知方法(追加)	公募による募集。ホームページ、広報こしがやにより告知。					
効果の内容	様々な葛藤を抱える女性たちの話を丁寧に聞き、自立を目指す女性に寄り添った支援を提供する					
効果測定の方法	数値 <input type="radio"/> アンケート <input type="radio"/> <input checked="" type="radio"/> 市民等からの声・評判 <input type="radio"/> その他 (<input type="text"/>)					
効果測定の方法が数値である場合の具体的な数値の内容						
過去5年の交付実績・予算	(単位：千円)					
年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
予算	4,000	4,000	4,000	4,000	3,500	3,500
決算	3,486	3,156	3,178	3,401	1,619	
予算と決算との乖離(不用額)が予算に対して30%超ある場合の理由	令和2年度については、新型コロナウイルス感染症感染拡大による休所、事業の中止、縮小等があったため。なお、令和2年度より各1団体ずつ募集していた「地域コミュニケーション事業」と「相談関連事業」を統合し、交付団体を1団体としたため、予算額が変わっている。					
効果測定の数値	(単位：)					
年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
実績						

(イ) 概要の補足

1) 事業の沿革等

事業の開始年度は、平成17年度である。県の婦人相談所とは別に越谷市が先見的に独自に取り組んでいる事業である。

女性の自立支援事業とは、越谷市男女共同参画計画に位置付けられている。この計画の根拠法は、男女共同参画社会基本法であり、国・県の男女共同参画に関する計画と整合を図っている。そのうち、基本目標Ⅳ「男女共同参画社会を阻む暴力の根絶」をいわゆるDV防止法（正式には「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」）に規定する市町村計画として、「越谷市DV対策基本計画」として位置づけている。

越谷市では、DV防止法に基づく配偶者暴力相談支援センター設置し、DV被害者からの相談を受け付けているが、DVにより精神的なダメージを受けた被害者が、精神的・経済的に自立していくための支援が必要となっている。

こういった相談者のニーズに応じたきめ細やかな対応をするため、令和2年度から補助金及び事業体系を見直した。現状、当該補助金による事業は、越谷市で独自に所有する施設、地域コミュニケーション事業及び講座開催事業（地域コミュニケーションの推進、自立支援に関する講座等の開催）、相談カウンセリング事業（相談・カウンセリング）、自立サポート事業（同行支援）、企画提案事業を実施している。

2) 交付先及び経費

市と協働して、社会における経済的若しくは精神的自立又は社会参画を求める女性に対する支援及びこれに関連する事業を実施するNPO法人等に対し、助成金を交付することで、「自立支援事業」の実施に係る体制の充実等を図り、もって男女共同参画を推進することを目的としている。なお、直接的な被害者保護は越谷市福祉事務所が所管している。

また、被害者からの相談を受け付ける配偶者暴力相談支援センターとも連携し、被害者の保護から自立へとつながる支援を実施している。なお、配偶者暴力相談支援センターにおける相談事業の委託先も当該補助金交付先と同一のNPO法人である。

越谷市自立支援団体助成金交付要綱に基づき交付される補助金は、女性の自立支援事業における地域コミュニケーション事業及び講座開催事業（地域コミュニケーションの推進、自立支援に関する講座等の開催）、相談カウンセリング事業（相談・カウンセリング）、自立サポート事業（同行支援）、その他団体が企画提案する事業に直接要する経費のうち、人件費及び事務費等に充てられている。

(ウ) 監査手続

1) 当補助金に係る概要を把握し、関連する法令、条例、規則、要綱等を閲覧した。

2) 当補助金に係る資料（補助金交付申請書及び添付資料、実績報告書及び添付資料、支出負担行為書、支出命令書、補助金交付決定通知書、補助金交付請求書）を入手し、その内容

(整合性及び承認証跡)を検証した。

3) 当補助金に関連するデータ(越谷市男女共同参画計画及び越谷市自立支援団体助成事業実施要綱)を入手し、年度推移や関連する指標との関係を分析した。

4) 担当部署の担当者に質問を実施した。

(エ) 指摘と意見

1) 効果測定の数値について【意見】

事前アンケートによると、効果測定の数値の記入はなく、空欄であった。その理由を聞き取り等で確認すると、所管部課からは、具体的な事業ごとに測定値が異なるため、数値は記入しなかったとの答えであった。

しかしながら、追加の聞き取りに対して、次のような実績値の回答があった。

まず相談カウンセリング事業として①宿泊カウンセリング、②女性のための電話相談、③グループカウンセリング、自立サポート事業として、④同行支援を実施している。

①「宿泊カウンセリング」については近年実施の実績はない。

②「電話相談」は水(月2回)・土・日の11時から15時に実施し、令和2年度は72件の相談があった。内容により市の配偶者暴力相談支援センターなどの関連機関に繋いだり、グループカウンセリングや地域コミュニケーション事業への参加を促している。

③「グループカウンセリング」は9回開催し、19人が参加した。

④「同行支援」の令和2年度の実績はない。

次に、地域コミュニケーション及び講座事業については、近隣住民の方や相談カウンセリング事業等により案内された女性を対象として実施している。令和2年度は49回、257人の参加があった。

これらの数値を引き続き把握し、成果指標として計画の見直し等に利用すべきと考える。

【意見11】効果測定の数値について

当補助金等の効果を測定するため、補助事業の活動指標となる具体的な数値が把握できる場合には、当該数値を把握すべきである。

2) 事業仕入に係る消費税相当額報告書について【指摘】

越谷市自立支援団体助成金交付要綱の規定は、以下のとおりである。

第8条 規則第15条第1項の報告書(注:事業実施報告書)の様式は、第4号様式のとおりとする。

2 前項の報告書の提出期限は、助成事業終了後30日以内とする。ただし、年度を越

えることはできない。

3 助成団体は、第1項の報告書を提出するに当たっては、助成金に係る消費税仕入控除税額等を減額して報告しなければならない。ただし、報告時において当該消費税仕入控除税額等が明らかでないものについては、この限りでない。

当該規定の必要性の理由は、以下のとおりである。

消費税の納付税額は、課税期間中の課税売上げに係る消費税額からその課税期間中の課税仕入れ等に係る消費税額(仕入控除税額)を控除して計算する。したがって、交付先の事業者が消費税課税事業者である場合、補助金の対象となる経費に消費税が含まれていると、その仮払消費税相当額が、消費税納税額の減少を通じて、交付先事業者の手元に残る可能性がある。そのような場合は、相当額を交付先事業者から返還させる措置をとる必要がある。

この点につき、所管部課担当者に確認したところ、以下のとおりであった。

口頭により補助金の交付先が消費税課税事業者であるとの報告を受けているが、補助金の大半が人件費(消費税法上の不課税取引)に費やされていることから、報告時において当該消費税仕入控除税額等が明らかでないものに該当すると判断した。

しかしながら、実績報告書に添付されている領収書等を確認すると、消費税法上の課税取引に該当する経費が散見された。

したがって、同要綱第8条第3項の規定に従って、補助事業者は、助成金に係る消費税仕入控除税額等を減額して事業実施報告書を提出しなければならない。

なお、同条同項の規定のただし書き、「報告時において当該消費税仕入控除税額等が明らかでないもの」については、報告時に不明確なものを報告対象から除外すると解釈する余地があるため、削除すべきである。

【指摘2】事業仕入に係る消費税相当額報告書について

当補助金等の補助事業者は消費税課税事業者であることから、当補助金等要綱第8条第3項の規定に従って、補助事業者は、助成金に係る消費税仕入控除税額等を減額して事業実施報告書を提出しなければならない。

2. 総務部

(1) 安全衛生管理課

① 職員福利厚生事業補助金

(ア) 補助金等の概要

健康管理費に該当する部分

補助金等の名称	健康管理費（人間ドック、インフルエンザ、ノロ、新型コロナ）					
補助金等の性格	運営費 <input type="checkbox"/> 事業費 <input checked="" type="checkbox"/> その他					
補助事業の開始年度						
補助事業の終了予定年度	有（ 年度 ） 無					
終了予定年度が設定されていない理由	福利厚生を目的とした助成制度であるため					
根拠法令（交付要綱）等						
財源の内訳	国 % 県 % 市 100% その他 %					
交付先（団体の場合には、令和2年度の交付額上位3団体の名称）	市職員					
交付先件数						
交付目的	職員の健康の保持増進に資するため					
対象経費						
算定方法						
支払方法	<input checked="" type="checkbox"/> 完了払 <input type="checkbox"/> 前金払 <input type="checkbox"/> 概算払 その他（ ）					
交付先からの事業報告書の入手の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有（領収書） <input type="checkbox"/> 無					
交付先からの決算書の入手の有無	有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/>					
補助制度の周知方法（追加）						
効果の内容						
効果測定の方法	数値 アンケート 市民等からの声・評判 その他（ ）					
効果測定の方法が数値である場合の具体的な数値の内容						
過去5年の交付実績・予算						(単位：千円)
年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
予算	1,100	1,100	1,100	1,100	1,888	1,100
決算	721	925	921	926	1,313	
執行率	65.5%	84.1%	83.7%	84.2%	69.5%	
予算と決算との乖離（不用額）が予算に対して30%超える場合の理由	令和2年度は、人間ドックが前年度に比べ50件ほど少なかったことによる 平成28年度は、人間ドック受検者数が想定ほど増えなかったことによる					
効果測定の数値						(単位：)
年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
実績						

福利厚生費に該当する部分

補助金等の名称	越谷市職員各課親睦会、部活動、スポーツ・レクリエーション					
補助金等の性格	運営費	<input checked="" type="checkbox"/> 事業費	その他			
補助事業の開始年度						
補助事業の終了予定年度	有 (年度)					<input checked="" type="checkbox"/> 無
終了予定年度が設定されていない理由	福利厚生を目的とした助成制度であるため					
根拠法令（交付要綱）等	越谷市職員各課親睦会補助金交付事務処理要綱					
財源の内訳	国	%	県	%	市	100% その他 %
交付先（団体の場合には、令和2年度の交付額上位3団体の名称）						
交付先件数						
交付目的						
対象経費						
算定方法						
支払方法	完了払	前金払	概算払	その他 ()		
交付先からの事業報告書の入手の有無	有	無				
交付先からの決算書の入手の有無	有	無				
補助制度の周知方法（追加）						
効果の内容						
効果測定の方法	数値	アンケート	市民等からの声・評判	その他 ()		
効果測定の方法が数値である場合の具体的な数値の内容						
過去5年の交付実績・予算						(単位：千円)
年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
予算	9,900	9,900	9,900	9,900	9,112	9,900
決算	9,295	9,041	9,287	8,214	314	
執行率	93.9%	91.3%	93.8%	83.0%	3.4%	
予算と決算との乖離（不用額）が予算に対して30%超える場合の理由	令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大により、各課親睦会補助金とスポーツ・レクリエーション補助金について中止としたため					
効果測定の数値						(単位：)
年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
実績						

(イ) 概要の補足

1) 補助金の内訳と概況

大きく職員福利厚生事業補助金と括っているが、予算科目で分けるとまず職員厚生費は、健康管理費と福利厚生費に分けられる。そして、健康管理費の補助金は、さらに人間ドック等、インフルエンザ、ノロ及び新型コロナの4つから成っている。これらは職員が人間ドック等を受ける際の助成金としている。

福利厚生費については、親睦会、部活動及びスポーツ・レクリエーションの3つに分けられる。これらも職員の親睦会等を始め職員の福利厚生活動の実施の助成としている。

アンケート調査結果及び担当部署とのヒアリングから、健康管理費については、健康診断において人間ドックを受けることにより健康診断受診にかえる場合等、様々な流動的要因があるため、結果として不用額が発生している状況とのことである。予算執行率は、過去5年の中でも最大で85%を越えることはなかった。福利厚生費については平成30年までは、90%以上の予算執行率であったが、令和元年度は後半新型コロナの影響を受けたため、予算執行率は83%に落ち込んだ。さらに令和2年度は、コロナ蔓延の影響をもろに受けたため、予算執行率は3.4%と激減した。

令和3年度の予算額は、従来どおり積算されている。

2) 根拠法令等

職員福利厚生事業補助金の根拠となる具体的な要領等は、次のとおり定められている。

○越谷市職員人間ドック・脳ドック・併診ドック助成金交付事務処理要領

越谷市業務職員人間ドック助成金の交付に関する取り扱いについて

○越谷市再任用短時間勤務職員及び業務職員インフルエンザ予防接種助成金交付事務処理要領

○越谷市職員に対するノロウイルス感染症検査費用助成金交付事務処理要領

○越谷市職員に対する新型コロナウイルス感染症検査費用助成金交付事務処理要領

○越谷市職員各課親睦会補助金交付事務処理要領

○越谷市職員部活動補助金交付事務処理要領

○越谷市職員スポーツ・レクリエーション事業補助金交付要領

しかしながら、特に具体的な法、条例、計画を根拠とはしておらず、地方公務員法第42条の「職員の厚生」をよりどころとしている。

(ウ) 監査手続

1) 当補助金に係る概要を把握し、関連する要領等を閲覧した。

2) 当補助金に係る資料(補助金交付申請書及び添付資料、実績報告書及び添付資料、支出負担行為書、支出命令書、補助金交付決定通知書、補助金交付請求書)を入手し、その内容(整合性及び承認証跡)を検証した。

3) 当補助金に関連するデータを入手し、年度推移や関連する指標との関係を分析した。

4) 担当部署の担当者に質問を実施した。

(エ) 指摘と意見

1) 概算払いについて【意見】

当該補助金の内、親睦会、部活動及びスポーツ・レクリエーションに関する福利厚生費に

については、概算払いによって交付されている。

この点について、所管部課の担当者にヒアリングを行ったところ、「福利厚生費については、補助金を前提に活動を実施しており、概算払いによらなければ資金確保が難しく事業が実施できない。」との説明を受けた。

越谷市補助金等の交付手続き等に関する規則によれば、補助金等の交付時期は補助事業等が完了した後に交付することが原則である。例外として、概算払いが認められるのは、資金繰り等の補助事業の実施のための必要性がある場合に限定すべきである。

したがって、上記の親睦会、部活動及びスポーツ・レクリエーションに関する福利厚生費については、完了払いを原則とし、やむを得ないと認める場合のみ、必要な額を概算払いとすべきである。

【意見 12】 概算払いについて

越谷市補助金等の交付手続き等に関する規則によれば、補助金等は補助事業等が完了した後に交付することが原則である。当補助金等交付要綱においても、同規則に従い、補助金等の交付は、補助事業等の完了後とすることを原則とし、特に事情がある場合には、補助事業等の完了前に交付することができるよう、規定の修正を検討すべきである。

2) 補助事業の必要性について【意見】

上記の補助金のうちの越谷市職員各課親睦会補助金の概要は以下のとおりである。

当補助金は、課親睦会の職員の親睦を図るための旅行等の福利厚生活動の助成のため課員一人当たり 4,000 円の補助金額を各課親睦会に支給しているものである。

当事業等には、「そもそも当該事業を職員が求めているのか（ニーズ）、求めているとしても任命権者が福利厚生事業として実施することが社会通念上適当かどうか（適当性）、国や他の地方公共団体、民間事業者との比較においてバランスを欠いたものではないか（均衡性）、より効率的・効果的に行う他の手段、他の事業はないのか（代替可能性）といった観点からの検証」*に堪えられなければならないと考えるが、このような検証を経て事業が継続されているとも思えない。

当補助金の性質に関しては、公費を伴う個人給付事業として、全国的にも関心があり、平成 30 年度に総務省が「地方公共団体における福利厚生事業の状況概要」として調査結果を公表している。それによると、公費による「保養施設利用補助」を実施している都道府県はなく、実施している自治体は、20 指定都市の内 2 都市のみ及び 1,721 市区町村の内 303 市区町村のみとなっている。

ただしこの調査結果は個人給付事業であり、越谷市の補助金は個人給付ではなく親睦会に給付されるとの違いはある。しかしながら親睦会を通じて最終的には個人に給付されており、参考にすべきものとする。

したがって、越谷市としても、上述の検証を行い、その結果、必要性が低いと判断された場合には、当補助金の廃止を検討すべきである。

*齋藤健吾著「地方公共団体の職員に対する福利厚生に関する一考察」自治大阪
2009-2 P.15 から引用

【意見 13】 補助事業の必要性について

最終的に市職員に給付されることになる補助金等については、その補助事業の必要性（市職員のニーズ、社会通念上の適当性、他の公共自治体・民間企業とのバランス、他の手段の有無等）を慎重に検討すべきである。

3. 市民協働部

(1) 市民活動支援課

① 越谷市国際交流協会補助金

(ア) 補助金等の概要

補助金等の名称	越谷市国際交流協会補助金					
補助金等の性格	運営費 <u>事業費</u> その他					
補助事業の開始年度	平成9年度					
補助事業の終了予定年度	有(年度) <u>無</u>					
終了予定年度が設定されていない理由	姉妹都市交流や国際化、多文化共生については、継続して行う必要があるため。					
根拠法令(交付要綱)等	越谷市国際交流協会補助金交付要綱					
財源の内訳	国 0% 県 0% <u>市</u> 100% その他 0%					
交付先(団体の場合には、令和2年度の交付額上位3団体の名称)	越谷市国際交流協会					
交付先件数	1					
交付目的	本市における多文化共生、国際交流、国際協力等の幅広い国際理解のための活動を通して地域社会の国際化の推進に寄与すること					
対象経費	事業費、雑費、事業の実施に必要な事務費等					
算定方法	補助金の額は、協会が実施する国際化の推進に関する事業に要する経費の範囲内において、そのつど市長が定める額とする。					
支払方法	完了払 <u>前金払</u> 概算払 その他()					
交付先からの事業報告書の入手の有無	<u>有</u> 無					
交付先からの決算書の入手の有無	<u>有</u> 無					
補助制度の周知方法(追加)						
効果の内容	効果の内容 令和2年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大の中活動が制限されたが、例年は、キャンベルタウン市との35年以上にわたる交流継続のほか、国際交流フェスティバルの開催など外国人市民との交流にも取り組むなど、本市の国際交流、多文化共生の推進に寄与している。					
効果測定の方法	数値 アンケート <u>市民等からの声・評判</u> その他()					
効果測定の方法が数値である場合の具体的な数値の内容						
過去5年の交付実績・予算						(単位：千円)
年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
予算	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	
決算	4,000	4,000	4,000	4,000	1,873	
予算と決算との乖離(不用額)が予算に対して30%超える場合の理由	令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により各種事業が中止となったため					
効果測定の数値						(単位：)
年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
実績						

(イ) 概要の補足

1) 越谷市国際交流協会の概要

○設立の経緯

越谷市国際交流協会の前身は、1982年(昭和57年)に設立された越谷市都市提携委員会であり、1984年4月11日の姉妹都市提携以降、越谷市の姉妹都市交流の役割を担ってきた。国際化の急速な進展に伴い、従来の姉妹都市をはじめとする海外諸都市との交流に加え、地域に住む外国人との交流や、地域の国際化のための事業等幅広い国際交流事業を展開するために、越谷市都市提携委員会を発展的に改組し、2001年(平成13年)5月29日に越谷市国際交流協会が設立された。

○設立の目的

越谷市国際交流協会は、越谷市の姉妹都市であるキャンベルタウン市(オーストラリアNSW州)をはじめ海外諸都市との交流や、在住外国人市民との積極的な市民交流等を行うことにより、市民の国際理解と国際親善の促進を図るとともに、地域社会の多文化共生の推進に寄与することを目的としている。

○事業内容

越谷市国際交流協会では、4つの委員会(総務委員会、都市交流委員会、地域交流委員会、青少年交流委員会)を設置し、それぞれの委員会が年間を通して下記に掲げる様々な国際交流関連事業を企画・実施している。

1. 姉妹都市等との交流の推進に関すること。
2. 国際交流に関する事業の計画及び実施に関すること。
3. 国際理解に関する事業の計画及び実施に関すること。
4. 国際交流に関する情報及び資料の収集及び提供に関すること。
5. 国際交流に関する諸団体との協力に関すること。
6. その他国際交流及び地域国際化の推進に必要な事業に関すること。

なお、令和2年度の各委員会の事業報告は以下のとおりである。

いずれの委員会の事業でも、新型コロナウイルス感染症拡大により中止された項目があった。

令和2年度各委員会事業報告

総務委員会事業報告	
事業名	事業内容
令和2年度越谷市国際交流協会総会	日次：令和2年5月16日 新型コロナウイルス感染症拡大のため書面評決による議決
「越谷市国際交流協会だより」発行	第44号 発行日：令和3年1月12日 発行部数：1,500部
越谷市国際交流協会 ホームページの運営	ホームページへの記事アップ実績13件
越谷市民まつりへの参加	新型コロナウイルス感染症拡大のため中止

都市交流委員会事業報告	
事業名	事業内容
2020年（第32回） 越谷市中学生使節団 姉妹都市派遣事業	新型コロナウイルス感染症拡大のため中止
2020年 キャンベルタウン市 青少年使節団受け入れ事業	新型コロナウイルス感染症拡大のため中止

地域交流委員会事業報告	
事業名	事業内容
越谷市国際フェスティバル	新型コロナウイルス感染症拡大のため中止
多文化共生事業	新型コロナウイルス感染症拡大のため中止

青少年交流委員会事業報告	
事業名	事業内容
青少年のための国際理解・ 国際交流事業	新型コロナウイルス感染症拡大のため中止

令和3年度越谷市国際交流協会総会資料より

○会員数等

各年4月1日現在の会員数は、以下のとおりである。

会員数（各年4月1日現在）		（単位：人）	
	令和元年度	令和2年度	令和3年度
個人会員	141	135	120
学生会員	29	22	12
団体会員	9	9	10
法人会員	38	37	37
派遣生ファミリー会員	0	15	15
（合計）	217	218	194

令和3年度越谷市国際交流協会総会資料より

2) 補助金等の概要

市は、越谷市国際交流協会が、本市における多文化共生、国際交流、国際協力等の幅広い国際理解のための活動を通して地域社会の国際化の推進に寄与することを目的として実施する事業に対し、補助金を交付している。

なお、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、開催を予定していた多くの事業が中止となったため、補助金額の変更を行っている。

	変更前	変更後	増減
補助金申請額	4,000,000円	1,873,840円	▲2,126,160円

越谷市国際交流協会補助金交付決定通知書、同変更交付決定通知書より

（ウ）監査手続

- 1) 当補助金に係る概要を把握し、関連する法令、条例、規則、要綱等を閲覧した。
- 2) 当補助金に係る資料（越谷市国際交流協会の歳入歳出決算、支出命令書、越谷市国際交流協会補助金等交付申請書、越谷市国際交流協会補助事業実績報告書）を入手し、その内容（整合性及び承認証跡）を検証した。
- 3) 当補助金に関連するデータ（補助金等に関するアンケート表等）を入手し、年度推移や関連する指標との関係を分析した。
- 4) 担当部署の担当者に質問を実施した。

（エ）指摘と意見

- 1) 補助対象経費の範囲外について（「越谷市国際交流協会補助金交付要綱」第2条）【意見】

令和2年度の越谷市国際交流協会の予算上、越谷市国際交流協会補助金の金額は4,000,000円となっており、事業費の金額3,390,000円よりも610,000円大きくなっていた。また、令和2年度の越谷市国際交流協会の実績上、越谷市国際交流協会補助金の金額は

1,873,840 円となっており、事業費の金額 500,639 円よりも 1,373,201 円大きくなっていた。

科目	令和2年度 当初予算	令和2年度 実績
繰越金	991,776	991,776
市補助金	4,000,000	1,873,840
その他	1,013,224	639,625
（歳入合計）	6,005,000	3,505,241
会議費	110,000	131,236
事務費	2,060,000	1,881,565
事業費	3,390,000	500,639
総務事業費	200,000	84,043
都市交流事業費	2,300,000	172,086
地域交流事業費	840,000	244,510
青少年交流事業費	50,000	0
雑費	10,000	0
予備費	435,000	0
（歳出合計）	6,005,000	2,513,440

令和3年度越谷市国際交流協会総会資料より

本補助金の金額は、「前条に規定する補助対象経費の範囲内において、そのつど市長が定める額」（「越谷市国際交流協会補助金交付要綱」第3条）とされている。そして、本補助金の補助の対象となる経費は「協会が実施する国際化の推進に関する事業に要する経費」（「越谷市国際交流協会補助金交付要綱」第2条）とされている。

ここで、本補助金は事業費補助に分類されることから（「平成30年度補助金等に関する調書」分類1）、「事業に要する経費」とは、歳入歳出決算（予算・実績）上の事業費に当たる（それ以外の会議費・事務費等は含まれない。）と考えられる。

とすれば、越谷市国際交流協会の歳入歳出決算（予算・実績）において、補助金の金額が事業費の金額よりも大きくなっていることは、要綱第3条に抵触する恐れがある。

そこで、補助金の金額が、「事業に要する経費」（要綱2条）すなわち歳入歳出決算（予算・実績）上の事業費の範囲内となるように算定することが望まれる。

なお、市としては、事務費は実際には各事業に係る事務のための支出であるため、歳入歳出決算上、事務費を各事業費に内包させれば、本補助金の金額が「事業に要する経費」の範囲内と解釈することが可能と考えている。との見解であった。

【意見 14】 補助対象経費の範囲外について（「越谷市国際交流協会補助金交付要綱」第 2 条）

越谷市国際交流協会の歳入歳出決算（予算・実績）において、補助金等の金額が事業費の金額よりも大きくなっていることは、当補助金要綱第 3 条に抵触するおそれがある。

そこで、補助金等の金額が、「事業に要する経費」（要綱 2 条）すなわち歳入歳出決算（予算・実績）上の事業費の範囲内となるように算定することが望まれる。

2) 補助基準の超過について【意見】

令和 2 年度越谷市国際交流協会歳入歳出予算上、事業費は 3,390,000 円（実績 500,639 円）、これに対する補助金は 4,000,000 円（実績 1,873,840 円）であった。

「令和 2 年度補助金等に関する調書」の分類の欄において、越谷市国際交流協会は準公的団体、本補助金は市単独補助・奨励的・事業費補助とされていた。

ここで、「補助基準」（平成 11 年 3 月 3 日市長決裁）によれば、補助金等が市単独補助で奨励的な事業費補助の場合、補助金等の金額は、補助対象経費に対して 3/4 以内が上限とされている。

本件では、補助対象経費（要綱第 2 条）が歳入歳出決算上の事業費部分のみであることを前提とすると、予算でも実績でも、補助金等の金額が補助対象経費の 3/4 を超えており、「補助基準」に抵触する。

「補助基準」は対外的に明示しているものではなく、あくまで内規とのことである。しかし、市長決裁を経ている方針であるので、これに向けて努力すべき指針と考えられる。そこで、本補助金の分類を奨励的な事業費補助するのであれば、金額が補助対象経費の 3/4 以内で算定されるよう検討すべきである。

なお、市としては、国際交流協会はもともと都市提携委員会という市が設立し、事務局を担う組織であり、本補助金を活用して国際交流協会として自主運営を開始した経緯を踏まえると、国際交流協会を公的団体として分類することも検討すべきである。

また、国際交流等本来市で行うべき業務等を実施しているという面からは、奨励的な事業

費補助に分類される補助金の対象とせず、委託業務として整理することも考えられる。

【意見 15】 補助基準の超過について

「補助基準」によれば、補助金等が市単独補助で奨励的な事業費補助の場合、補助金等の金額は、補助対象経費に対して $3/4$ 以内が上限とされている。令和2年度越谷市国際交流協会補助金の予算及び実績は、同基準を超過しているため、当補助金等の算定方法を再考すべきである。

②越谷市自治会振興交付金（単位自治会分）

③越谷市自治会振興交付金（連合会分）

（ア）補助金等の概要

②越谷市自治会振興交付金（単位自治会分）

補助金等の名称	越谷市自治会振興交付金（単位自治会分）					
補助金等の性格	<input checked="" type="checkbox"/> 運営費 <input type="checkbox"/> 事業費 <input type="checkbox"/> その他					
補助事業の開始年度	昭和61年度					
補助事業の終了予定年度	有（ 年度 ） <input checked="" type="checkbox"/> 無					
終了予定年度が設定されていない理由	自治会活動の円滑な推進のため、継続的な交付金の交付が必要なため。					
根拠法令（交付要綱）等	越谷市自治会振興交付金交付要綱					
財源の内訳	国 0 % 県 0 % 市 100% その他 0 %					
交付先（団体の場合には、令和2年度の交付額上位3団体の名称）	赤山町三丁目自治会、南町自治会、千間台西一丁目自治会					
交付先件数	381件					
交付目的	越谷市自治会連合会及び自治会の健全な育成と円滑な運営を助長し、地域社会における連帯感の醸成、自治意識の向上並びに環境衛生思想の啓発及び普及を図ることを目的とする					
対象経費	自治会活動にかかる経費					
算定方法	40,000円＋加入世帯数×690円					
支払方法	完了払 <input checked="" type="checkbox"/> 前金払 <input type="checkbox"/> 概算払 その他（ ）					
交付先からの事業報告書の入手の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 無					
交付先からの決算書の入手の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 無					
補助制度の周知方法（追加）	通知					
効果の内容	自治会の安定的な運営、活性化					
効果測定の方法	数値 アンケート 市民等からの声・評判 <input checked="" type="checkbox"/> その他（自治会からの活動報告（決算書））					
効果測定の方法が数値である場合の具体的な数値の内容						
過去5年の交付実績・予算						（単位：千円）
年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
予算	72,600	72,600	72,600	84,320	84,320	84,320
決算	71,419	71,459	71,429	82,939	82,774	
予算と決算との乖離（不用額）が予算に対して30%超ある場合の理由						
効果測定の数値						（単位： ）
年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
実績						

③越谷市自治会振興交付金（連合会分）

補助金等の名称	越谷市自治会振興交付金（連合会分）					
補助金等の性格	<input checked="" type="radio"/> 運営費 <input type="radio"/> 事業費 <input type="radio"/> その他					
補助事業の開始年度	昭和61年度					
補助事業の終了予定年度	有（ 年度 ） <input checked="" type="radio"/> 無					
終了予定年度が設定されていない理由	自治会活動の円滑な推進のため、継続的な交付金の交付が必要なため。					
根拠法令（交付要綱）等	越谷市自治会振興交付金交付要綱					
財源の内訳	国 0% 県 0% 市 100% その他 0%					
交付先（団体の場合には、令和2年度の交付額上位3団体の名称）	越谷市大袋地区自治会連合会、桜井地区自治会連合会、大相模自治会連合会					
交付先件数	14件					
交付目的	越谷市自治会連合会及び自治会の健全な育成と円滑な運営を助長し、地域社会における連帯感の醸成、自治意識の向上並びに環境衛生思想の啓発及び普及を図ることを目的とする					
対象経費	自治会活動にかかる経費					
算定方法	年額 1,600千円（全市） 加入自治会数×10,000円+世帯数×20円（13支部） ・加入促進交付金 500,000円×14（支部・全市）					
支払方法	完了払 <input checked="" type="radio"/> 前金払 概算払 その他（ ）					
交付先からの事業報告書の入手の有無	<input checked="" type="radio"/> 有 無					
交付先からの決算書の入手の有無	<input checked="" type="radio"/> 有 無					
補助制度の周知方法（追加）	各支部への通知による					
効果の内容	情報の提供等様々な支援により、各単位自治会の円滑な活動が図られる					
効果測定の方法	数値 アンケート市民等からの声・評判 <input checked="" type="radio"/> その他（団体からの活動報告（決算書）による）					
効果測定の方法が数値である場合の具体的な数値の内容						
過去5年の交付実績・予算	（単位：千円）					
年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
予算	7,400	7,400	7,400	14,680	14,680	14,680
決算	7,321	7,342	7,339	14,361	14,358	/
予算と決算との乖離（不用額）が予算に対して30%超ある場合の理由						
効果測定の数値	（単位： ）					
年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
実績						/

(イ) 概要の補足

1) 越谷市自治会および自治会連合会の概要

②越谷市自治会振興交付金（単位自治会分）

○越谷市の自治会の現状

市内には、令和2年5月1日現在で380の自治会があり、自治会加入世帯数は97,903世帯、世帯の自治体加入率は62.4%である。自治会には10世帯の小さなものから、1,326世帯の大きなものまであり、平均すると1つの自治会あたり約258世帯となる。

自治会への加入率は、年々減少傾向にある。原因として、コミュニティ意識の希薄化や会長など役員の担い手不足、自治会内の高齢化などが挙げられる。

年度	基準日	自治会数	人口	A 世帯数	C 自治会加入世帯 数	D (C/A) 自治会加入 率
22	5月1日	371	327,099人	136,102世帯	96,338世帯	70.8%
23	5月1日	372	328,722人	138,031世帯	96,514世帯	69.9%
24	5月1日	374	329,630人	139,604世帯	97,139世帯	69.6%
25	5月1日	374	330,764人	139,727世帯	97,179世帯	69.5%
26	5月1日	375	332,821人	141,911世帯	97,444世帯	68.7%
27	5月1日	376	332,821人	144,378世帯	98,070世帯	67.9%
28	5月1日	376	337,589人	146,821世帯	98,057世帯	66.8%
29	5月1日	378	339,762人	149,146世帯	98,139世帯	65.8%
30	5月1日	378	341,221人	151,576世帯	97,999世帯	64.7%
元	5月1日	380	343,568人	154,278世帯	98,088世帯	63.6%
2	5月1日	380	344,963人	156,896世帯	97,903世帯	62.4%

※昭和60年までは住民基本台帳人口で61年からは総人口(住民基本台帳人口+外国人登録数)

※平成15年までは4月1日の人口、16年からは5月1日の人口

越谷市市民活動支援課作成資料より

市としては、自治会は、地域住民同士が助け合い、安心して暮らせる生活環境を築いていくための基本的な組織であり、協働によるまちづくりを進める上で、最も重要な組織であると考え、越谷市自治会連合会や各地区などと連携し、自治会活動の活性化を進めている(連合会HPより)。

第4次越谷市総合振興計画後期基本計画では、自治会活動推進事業は重点戦略事業となっており、令和2年度の目標として、自治会加入世帯数を102,756世帯(69.0%)に増加させることを掲げている。

○自治会の設立（自治会長ガイドブック P7）

自治会設立の流れは以下のとおりである。

- i. 設立準備会を設置する。
- ii. 会の規約（会則）案を作成する（隣接する自治会の区域と重複しないよう区域を定める）。
- iii. 設立趣意書を作成し、加入申込書とともに住民に配布して加入の申し込みを受け付ける。
- iv. 設立総会の開催準備をする。
- v. 設立総会を開催する。
- vi. 市に設立の届け出をする。

（必要書類：①自治会設立届、②自治会規約（会則）、③区域図、④設立総会資料、⑤既存自治会の総会資料（既存自治会から分かれるもしくは統合した場合））

○自治会毎の世帯数は、地区ごとに、以下の表のとおりである。

自治会毎の世帯数							
桜井地区		新方地区		増林地区		大袋地区	
自治会名	世帯数	自治会名	世帯数	自治会名	世帯数	自治会名	世帯数
大里	730	船渡	330	上組一区	135	恩間第1	270
大里南	652	新船渡	97	上組二区	51	恩間第2	230
大里東	850	船渡睦町会	111	中山中	113	恩間第3	298
パークハイツ越谷	339	しらこぼと	196	下組	38	恩間第4	450
上間久里	895	大松	53	城之上	44	恩間第5	390
上間久里南	582	大杉	208	前波	56	恩間新田	208
桜井青空	148	大杉新田	120	林西川	11	袋山第1	600
上間久里東	371	大杉東都	92	本田	170	袋山第2	577
下間久里	1,050	北川崎	237	新田	98	袋山第3	720
あさひ住宅	103	向畑	210	三丁野	43	袋山第4	725
東都	360	大吉	123	森西川	52	袋山第5	550
仲田	40	弥栄町一丁目	407	中島	167	袋山第6	500
北陽	75	弥栄町二丁目	303	花田一丁目	220	袋山第7	560
越谷スカイハイツ	270	弥栄町三丁目	303	花田二丁目	216	うめが丘	138
メイツ越谷	102	弥栄町四丁目	272	花田三丁目	223	梅園台	39
平方南	165	弥十郎第一	375	花田四丁目	269	大竹第1	280
横手	224	弥十郎第二	564	花田五丁目	390	大竹第2	259
会の川	151	弥十郎第三	232	花田六丁目	126	大道	700
上沖	205	弥十郎第四	224	花田七丁目	141	三野宮	182
平方東	128	弥十郎第五	187	東越谷一丁目	850	三野宮第2	64
戸崎	72	弥十郎団地	47	東越谷二丁目	500	大林	460
山谷	430	中層	15	東越谷三・四丁目	470	海道西	112
立野	76	大吉第二	287	東越谷六丁目	410	梅ヶ丘中央	121
三和	68	越谷駅前	20	東越谷七丁目	570	桃山	42
平方共栄	26	(小計)	5,013	東越谷八丁目	370	大林東	494
平方中央	181			東越谷九丁目	260	大林新生	213
山谷青葉	60			東越谷十丁目	380	大房	186
つくしヶ丘	42			(小計)	6,373	沼田	190
平方成和	139					外野合	58
平方旭	69					野合住宅	19
平方第一共栄	37					丸友第1	124
平方中部	73					第2丸友	85
大泊	500					鯛之島	218
大泊親栄	141					三井せんげん台ハイツ	170
ひばり野	275					千間台西一丁目	1,215
大泊南	320					サニーハイツせんげん台	86
せんげん台	226					首都公団	11
松見台	52					千間台西二丁目	582
大泊東	281					せんげん台パークタウン一番街	197
越谷間久里団地	150					せんげん台パークタウン二番街	450
ワコーレ武里	100					千間台西四丁目	680
丸三	34					千間台西五丁目	780
越谷北パークホームズ	53					千間台西六丁目	654
千間台東一丁目	329					パークタウン三番街	80
ルイシャトレ越谷大袋	67					朝日プラザ越谷III	78
平方のぞみ	80					せんげん台パークタウン四番街	100
モア・ステージせんげん台	240					ライオンズガーデン北越谷	59
コスモタウン平方	54					ヴェルビュせんげん台	170
平方グリーンタウン	26					エクセル越谷	92
平方団地	80					西大袋中層住宅	50
(小計)	11,721					(小計)	15,516

荻島地区		出羽地区		蒲生地区		南越谷地区	
自治会名	世帯数	自治会名	世帯数	自治会名	世帯数	自治会名	世帯数
野島	92	大間野町一丁目	198	蒲生一丁目	430	瓦曽根三丁目	250
野島団地	28	大間野町二丁目	307	蒲生二丁目	460	南越谷二丁目	195
小曾川	140	大間野町三丁目	184	蒲生三丁目	560	越谷郵政	104
砂原一	96	大間野町四丁目	340	蒲生四丁目	450	南越谷三丁目	106
砂原東	85	大間野町五丁目	287	蒲生西町一丁目	410	J R	79
長島	57	七左町一丁目	171	蒲生西町二丁目	890	富士団地	150
北前	47	新越谷二丁目	109	蒲生東町	1100	南団地	360
根郷	54	七左町四丁目	296	南町	1240	朝日プラザ越谷	80
東組	59	七左町中層住宅	48	南町一丁目	215	ザ・ウインベル新越谷	127
西組	84	七左町五丁目	110	蒲生旭町	804	登戸西町会	125
立野	35	七左町六丁目	220	蒲生愛宕町	302	南越谷四・五丁目	1,150
堀の内	84	七左町七丁目	40	蒲生寿町第1	518	墨水南越谷マンション	112
西前	18	七左町七丁目第2	285	蒲生寿町第2	238	茜町会	1,150
野合	406	七左町8丁目	229	蒲生本町	392	元柳田町	240
新田	107	新川町一丁目	184	登戸町	1152	東柳田	130
堤根	557	新川町二丁目	190	瓦曽根一丁目第1	280	東柳田みどり会	235
野中	78	谷中光和会	24	瓦曽根一丁目第2	300	赤山町三丁目	1,326
中組	132	谷中町一丁目	380	瓦曽根二丁目	770	赤山町四丁目	310
下手	105	ワコーレ越谷	86	ウェルフェアグリーン越谷	215	越谷ファミリータウン	660
さしきだ	193	谷中町二丁目	145	ハイツ越谷	79	赤山町五丁目	260
南荻島出津	710	谷中町二丁目東	91	南越谷一丁目	580	七左一若草	450
南荻島団地	80	谷中町三丁目	64	コーボ南越谷	310	モリス南越谷	67
南荻島	22	谷中町四丁目	85	ヴィルヌーブ南越谷	434	ライオンズステーションプラザ新越谷	88
(小計)	3,269	宮本町一丁目	560	オーベル越谷南	93	グラン・ブラーザ新越谷	248
		宮本町二丁目第1	200	ステイツ新越谷	60	エシール越谷	145
		宮本町二丁目第2	300	レクセルマンション新越谷	85	新越谷一丁目	420
		宮本町三丁目	860	ベルメゾン越谷	68	ポレスターブロードシティ越谷赤山	82
		宮本町四丁目	360	レクセルプラッツァ蒲生	197	(小計)	8,649
		宮本町五丁目	600	南越ジュネシオン会	159		
		宮本町五丁目北	142	新越谷スカイハイツ・新越会	154		
		バラシオン越谷	85	エム・ブランド越谷GAMO	177		
		神明町一丁目	842	(小計)	13122		
		神明町二丁目	830				
		神明みどり	27				
		神明団地	79				
		神明町三丁目	256				
		松葉	22				
		ひまわり	13				
		大関団地	44				
		(小計)	9,293				

大相模地区		越ヶ谷地区		大沢地区		北越谷地区	
自治会名	世帯数	自治会名	世帯数	自治会名	世帯数	自治会名	世帯数
大境	101	新石一	143	大沢一丁目	310	北越谷一丁目	850
シティハウス	108	新石二	197	大沢二丁目	250	北越谷二丁目	706
西方	270	新石三	93	大沢三丁目	1,129	北越谷二丁目東	500
モアグランデ南越谷	87	本一	53	大沢四丁目	893	北越谷三丁目	600
エフロレ新越谷	200	本二	29	鷺後	1,095	北越谷四丁目	700
西方東	65	本三	124	東大沢高畑	420	東武越谷サンライトマンション	80
親和会	10	御殿町	120	大沢外河原	165	北越谷五丁目	232
相模町流	210	弥生町	230	鷺越	1,123	(小計)	3,668
山野	410	音和町	25	サンコーボラス越谷	180		
藤塚南	200	四丁野道	65	宮浦	120		
藤塚北	186	中町	37	住吉新生	350		
不動	204	中町西	35	大房新生	320		
番場	159	袋町	50	シャルム北越谷	227		
田向	67	新道	103	大房南	104		
馬場野	42	柳町	158	藤ヶ丘	85		
南馬場	143	宮前	130	グランドモール北越谷	55		
東交	26	東宮前	171	モナーク北越谷	91		
みどり団地	64	元御殿	38	L S T 北越谷	208		
後方	124	赤山町一丁目	1,005	(小計)	7,125		
高畑	127	赤山町二丁目東	370				
辻	220	赤山町二丁目西	583				
東和	47	赤山本町	370				
西口	52	越ヶ谷四丁目	11				
あゆみ	13	東越谷四丁目	285				
栄	81	東越谷五丁目	405				
越東	17	宮前一丁目	316				
富士見	50	チュリス越谷	69				
幸町	163	グローリオ越谷	100				
飯島	90	(小計)	5,315				
南百	136						
四条本田	125						
四条新田	77						
別府	43						
千疋北	78						
千疋南	110						
イーストサイド	92						
東町さくら	16						
ガーデンシンフォニー新越谷	360						
D'グラフォートレイクタウン	482						
レイクタウン美環の杜	131						
レイクタウン北	215						
レイクタウン1丁目	384						
L P 越谷レイクタウンエルフィス	95						
レイクタウン美季の杜	214						
レイクタウン美来の杜	466						
(小計)	6,560						

川柳地区	
自治会名	世帯数
東向	75
川柳市営住宅	29
伊原本田	543
上谷	106
麦塚上手	202
麦塚根郷	226
伊原新田	701
伊原スカイハイツ	95
朝日プラザ	350
越谷レイクタウン七丁目24西	116
グランセンス越谷レイクタウン	112
(小計)	2,555

越谷市市民活動支援課作成資料より

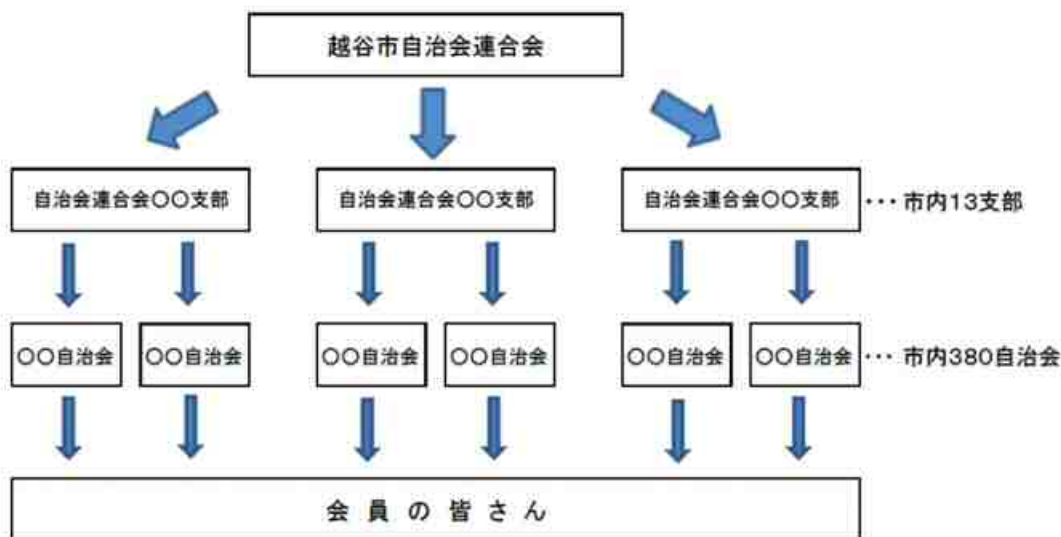
③越谷市自治会振興交付金（連合会分）

○自治会連合会の概要

名称	越谷市自治会連合会
組織	越谷市内の各自治会（令和2年5月1日現在 380自治会）
目的	本会は、自治会相互の連絡協調と健全なる自治の運営に寄与し、もって市民の福祉増進及び地域社会の伸展を期すること。
事業	<p>目的を達成するため、次の事業を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 市民の生活向上と福祉増進に関すること。 2. 市及び公共的団体と市民との間の連絡に関すること。 3. 自治会又は支部相互間の連絡及び調整に関すること。 4. 自治会の運営についての調査研究及び先進都市の視察に関すること。 5. 自治会功労者の表彰及び弔慰に関すること。 <p>その他本会の目的を達成するために必要な事項に関すること。</p>
役員	<p>会 長 1名 副会長 2名 理 事 13名（会長及び副会長を含む） 会 計 1名 監 事 2名</p>
支部の設置	市内の桜井、新方、増林、大袋、荻島、出羽、蒲生、南越谷、大相模、越ヶ谷、大沢、北越谷、川柳の各地区に本会の支部を設置する。
会議の種類	総会及び役員会
会議の付議事項	<p>① 総会に付議する事項は、次のとおりとする</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会則の制定及び改廃に関すること。 ・会長、副会長その他の役員の承認に関すること。 ・事業計画及び予算に関すること。 ・事業報告及び決算に関すること。 ・その他本会の運営について重要な事項に関すること。 <p>② 役員会に付議する事項は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本会の事業の執行に関すること。 ・総会に付議すべき議案に関すること。 ・顧問の委嘱に関すること。 ・総会で定めるもののほか、本会の運営に関すること。 ・その他会長において必要と認めること。
経費	運営費用は、会費、市補助金、寄附金及びその他の収入。

越谷市自治連合会ホームページより

○越谷市の自治会組織図（令和2年5月1日現在）



2) 補助金等の概要

②越谷市自治会振興交付金（単位自治会分）

○昭和61年度からの越谷市自治会振興交付金（単位自治会分）の算定方法の変遷は、以下のとおりである。

越谷市自治会振興交付金の推移				
	交付金算出基準		1世帯あたりの補助額	増減額
昭和61年度～	上半期	加入世帯数×250円 ・基準日 5月1日	500円	
	下半期	加入世帯数×250円 ・基準日 11月1日		
平成6年度～	上半期	加入世帯数×290円 (うち20円は、自治会連合会会費) ・基準日 5月1日	580円 (うち40円は、自治会連合会費)	加入世帯数×80円の増額 (うち40円は、自治会連合会費)
	下半期	加入世帯数×290円 (うち20円は、自治会連合会会費) ・基準日 11月1日		
平成8年度～	上半期	10,000円+加入世帯数×350円 (うち20円は、自治会連合会会費) ・基準日 5月1日	640円 (うち40円は、自治会連合会費)	10,000円+加入世帯数×60円の増額
	下半期	加入世帯数×290円 (うち20円は、自治会連合会会費) ・基準日 11月1日		
平成9年度～	上半期	10,000円+加入世帯数×400円 (うち20円は、自治会連合会会費) ・基準日 5月1日	690円 (うち40円は、自治会連合会費)	加入世帯数×50円の増額
	下半期	加入世帯数×290円 (うち20円は、自治会連合会会費) ・基準日 11月1日		
平成12年度～	10,000円+加入世帯数×690円 (うち40円は、自治会連合会会費) ・基準日 5月1日		690円 (うち40円は、自治会連合会費)	5月2日以降、11月1日までに設立された自治会は1自治会当たり、5,000円+加入世帯数×55円の増額
令和元年度～	40,000円+加入世帯数×690円 (うち40円は、自治会連合会会費) ・基準日 5月1日		690円 (うち40円は、自治会連合会費)	1自治会当たり30,000円の増額。 5月2日以降、11月1日までに設立された自治会は1自治会当たり、15,000円の増額

越谷市市民活動支援課作成資料より

○平成 27 年度から令和 2 年度の越谷市自治会振興交付金（単位自治会分）の金額は、以下のとおりである。

越谷市自治振興交付金（単位自治会分）				（単位：円）	
年度	自治会数	加入世帯数	単位自治会交付金		
H27	376	98,070	71,428,300		
H28	376	98,057	71,419,330		
H29	378	98,139	71,495,910		
H30	378	97,999	71,399,310	71,429,150	
	(追加交付)		29,840		
R1	380	98,088	82,880,720	82,939,360	
	(追加交付)		58,640		
R2	380	97,903	82,753,070	82,774,105	
	(追加交付)		21,035		

※1 加入世帯数は当該年度の5月1日現在
越谷市市民活動支援課作成資料より

③ 越谷市自治会振興交付金（連合会分）

○越谷市自治会振興交付金（連合会分）の算定方法は、以下のとおりである

連合会に交付する交付金の算出基準	
交付金の種類	算出基準
自治会連合会交付金	年額1,600,000円
自治会連合会支部交付金	加入自治会数×10,000円+加入世帯数×20円

越谷市自治会振興交付金交付要綱別表第1より

○平成 27 年度から令和 2 年度の越谷市自治会振興交付金（連合会分）の金額は、以下のとおりである。

越谷市自治振興交付金（連合会分）					
年度	自治会数	加入世帯数	支部交付金（円）	連合会交付金（円）	加入促進交付金（円）
H27	376	98,070	5,721,400	1,600,000	
H28	376	98,057	5,721,140	1,600,000	
H29	378	98,139	5,742,780	1,600,000	
H30	378	97,999	5,739,980	1,600,000	
R1	380	98,088	5,761,760	1,600,000	7,000,000
R2	380	97,903	5,758,060	1,600,000	7,000,000

※1 加入世帯数は当該年度の5月1日現在
越谷市市民活動支援課作成資料より

○自治会連合会、地区自治会連合会、自治会を含めた自治会振興交付金の流れは、以下のとおりである。（令和2年度）

(ウ) 監査手続

- 1) 当補助金に係る概要を把握し、関連する法令、条例、規則、要綱等を閲覧した。
- 2) 当補助金に係る資料(申請書兼請求書、支出負担行為書、交付決定通知書、支出命令書)を入手し、その内容(整合性及び承認証跡)を検証した。
- 3) 当補助金に関連するデータ(越谷市自治会振興交付金の推移等)を入手し、年度推移や関連する指標との関係を分析した。
- 4) 担当部署の担当者に質問を実施した。

(エ) 指摘と意見

② 越谷市自治会振興交付金(単位自治会分)

1) 小規模自治会の統合について【意見】

自治会の活動は、①防犯、防災および交通安全運動への協力、②排水路の清掃や廃品回収等の環境美化活動の推進、③共同募金等の社会福祉に対する援助、④盆踊り・イベント等による地域の親ばく活動、⑤広報紙等の配布、と多岐にわたるが、380(令和2年5月1日現在)ある自治会の中で、各自治会の加入世帯数は、9世帯から1,322世帯(令和元年度)(平均250~260世帯)までと、規模にばらつきがある。

自治会の収入は、主に加入世帯からの自治会費に依存しているため、加入世帯数の少ない小規模の自治会では収入が十分でなく、多岐にわたる自治会活動を行うには事務負担が大きくなってしまいう傾向がある。

また、本補助金の算定は、自治会の規模に拘わらず、
・1つの自治会に対し40,000円+当該自治会の加入世帯数×690円
で行われるため、各自治会の規模が小さくなり自治会の数が増えた場合、加入世帯数に拘わらず全体の補助金額合計が増加することも想定される。

これら問題点改善のためには、たとえば以下のようなことが考えられる。

- i) 小規模な自治会の統合(近隣の中・大規模自治会への統合等)を行うことが有用であり、これを促すような補助金の算定方法の検討を行うことが考えられる。
- ii) 現状自治会の設立には加入世帯数が一定以上必要というような制限はなく、一定の手続(設立準備会の設置、規約(会則)案の作成、設立趣意書の作成、設立総会の準備・開催、市への設立の届け出)を経れば設立が可能である。しかし、コミュニティ組織の維持の視点からも小規模自治会を増やさないためには、設立に当たって加入世帯数に一定の下限を設けることを促すことが考えられる。

【意見 16】 小規模自治会の統合について

小規模の自治会は、収入が少なく、また、自治会活動の事務負担が大きくなる傾向があるため、自治会の設立には、その加入世帯に一定の下限を設定することが考えられる。また、コミュニティ組織の維持の視点からも小規模な自治会の統合を促すような補助金等の算定方法を採用することも考えられる。

2) 交付金の算定方法について【意見】

自治会への加入率は、平成 22 年度には 70.8%あったものが、年々低下し続け、令和 2 年度には 62.4%まで下落している。

自治会への加入率が低下すれば、本交付金のみならず自治会に対して拠出される補助金等の効果について、自治会非加入者は受けられなくなってしまうことになる。これを防ぐためには、本交付金算定に際しても、自治会への加入率の増加に寄与するような方法を検討することが望まれる。

たとえば、自治会への加入世帯数が一定割合もしくは一定数増加した自治会には、増加に応じて交付金算定額を増加させるような算定方法を用いることが考えられる。

【意見 17】 交付金の算定方法について

自治会への加入率が、近年、低下傾向にある。この傾向への対策として、自治会への加入率あるいは加入数の増加を促すため、補助金等の算定方法に同加入率あるいは加入数を反映させることが考えられる。

3) 交付金申請時添付書類の確認について【意見】

所管部課では、総会において承認されて決算書の提出を求めるが、監事監査を実施した証跡のある自治会会計収支決算書を提出するようには、指導を行っていなかった。

越谷市自治会振興交付金交付要綱の第 4 条 1 項においては、補助金の交付を受けようとするものは越谷市自治会振興交付金交付申請書兼請求書（第 4 号様式）を提出しなければならないとされている。また、第 4 号様式には添付書類として直近年度の自治会会計収支決算書を添付するよう記載されている。そして、同要綱 4 条 2 項では、これを審査することが定められている。

このように、要綱が前年度の自治会会計収支決算書を申請時の必須書類としたのは、申請

時にこれを審査の対象とするためである。また自治会の運営は会員によって行われる性質のものであることから、総会の承認を経ているとはいえ、決算書については、自治会が選任した監事が決算書の内容を確認したうえで適正と認めたものであることが望まれ、担当課としても監事が適正と認めているか否かの確認をすることは有用であるとする。

したがって、自治会会計収支決算書については、監事監査を実施した証跡のあるものを提出するよう、指導を行うことを検討すべきである。

【意見 18】 交付金申請時添付書類の確認について

提出資料の適正性を確保するため、所管課は、自治会に自治会会計収支決算書についての監事監査を実施し、また、監事監査報告書を付した同書を提出するよう自治会に指導すべきである。

③越谷市自治会振興交付金（連合会分）

特に指摘すべき事項及び意見はない。

④越谷市集会施設整備事業補助金

(ア) 補助金等の概要

補助金等の名称	越谷市集会施設整備事業補助金					
補助金等の性格	運営費 事業費 その他					
補助事業の開始年度	昭和55年度					
補助事業の終了予定年度	有(年度) 無					
終了予定年度が設定されていない理由	毎年度多くの自治会から補助要望があがっていることから継続的な補助が必要である。					
根拠法令(交付要綱)等	越谷市集会施設整備事業補助金交付要綱					
財源の内訳	国 % 県16.7% 市83.3% その他 %					
交付先(団体の場合には、令和2年度の交付額上位3団体の名称)	大泊自治会、東越谷三・四丁目自治会、宮本町一丁目					
交付先件数	25件					
交付目的	地域における自治連帯意識の高揚を図り、地域文化の発展と福祉の向上に資するため、自治会等の地域自治団体が集会施設を整備する場合、当該自治会に対し、市がその整備費の一部を予算の範囲内で補助する。					
対象経費	(1) 集会施設の用に供する土地の取得 (2) 集会施設の新築 (3) 集会施設の増改築及び修繕 (4) 集会施設の空調設備の設置又は更新 (5) 集会施設の公共下水道に接続するための排水設備工事					
算定方法	越谷市集会施設整備事業補助金交付要綱第4条参照					
支払方法	完了払 前金払 概算払 その他()					
交付先からの事業報告書の入手の有無	有 無					
交付先からの決算書の入手の有無	有 無					
補助制度の周知方法(追加)	通知、自治会長ガイドブック					
効果の内容	自治会活動の拠点となる集会施設を整備することで、自治会活動の活性化が図られる					
効果測定の方法	数値 アンケート 市民等からの声・評判 その他 (自治会からの活動報告(決算書))					
効果測定の方法が数値である場合の具体的な数値の内容						
過去5年の交付実績・予算						(単位：千円)
年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
予算	30,000	32,500	30,000	34,000	30,000	36,900
決算	29,955	32,419	23,592	33,946	29,865	
予算と決算との乖離(不用額)が予算に対して30%超える場合の理由						
効果測定の数値						(単位：)
年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
実績						

(イ) 概要の補足

1) 自治会の集会施設について

令和3年5月1日現在、越谷市内には380の自治会が存在し、331の自治会館等が整備されている。

また、令和2年度で、各自治会の集会所用地として越谷市が普通財産の無償貸付を行っている土地が、無評価資産で171、管理保全資産で3ある。なお、この中には、自治会が取得費用を負担した後に市に寄附したもの、土地区画整理事業による換地処分に係るもの等が含まれる。

平成25年度に越谷市自治会連合会で行った「自治会活動に関するアンケート調査」では、自治会館などの自治運営の集会施設の年間平均利用日数が76.8日、月平均で6.4日となっており、稼働率は約20%となっていた。

平成30年度に行ったアンケートでは、集会施設の利用状況および集会施設の整備について、下記のとおりであった。

集会施設利用状況		
利用日数（月間）	件数	割合（％）
1～5日	79	34%
6～10日	51	22%
11～15日	37	16%
16～20日	25	11%
21～25日	11	5%
26～31日	6	3%
未回答	22	10%
利用内容	件数	割合（％）
自治会行事	205	89%
会員の親睦活動	194	84%
会員以外への貸し出し	84	36%
その他	23	10%

平成30年度集会施設整備事業アンケート（まとめ）より

集会施設の整備について		
補助要望	件数	
有	97	
無	117	
未回答	17	
主な修繕内容	件数	割合
外壁や屋根の修繕（老朽化に伴う）	52	54%
トイレの洋式化	25	26%
畳からフローリング(高齢化対策)	24	25%
空調工事(高額な設備)	34	35%
合併浄化槽への改修	9	9%
その他	18	19%

平成30年度集会施設整備事業アンケート（まとめ）より

2) 補助金等の概要

越谷市では自治会が集会施設を整備する場合、その整備費の一部を予算の範囲内で補助している。補助対象事業・補助額・限度額は以下のとおりである。

補助事業毎の補助金の額及び限度額			
事業		補助額	限度額
集会施設の用に供する土地の取得 (要綱第2条第1号)	土地を購入する場合	(1)取得面積が300㎡以下の場合 取得に要する経費の総額に4分の3を乗じて得た額 (2)取得面積が300㎡を超える場合 取得に要する経費のうち300㎡を超えない部分に 4分の3を乗じて得た金額	21,000,000円
	その他の場合	当該用地の固定資産評価額に10分の1を乗じて得た額	1,000,000円
集会施設の新築 (要綱第2条第2号)		次に掲げる額のいずれか低い方の額 (1)経費の総額に100分の55を乗じて得た額 (2)延床面積に170,000円を乗じて得た額に100分の55を乗じて得た額	13,000,000円
集会施設の増改築及び修繕 (要綱第2条第3号)		経費の総額の100分の55を超えない範囲内で市長が定める額	3,000,000円
集会施設の空調設備の設置又は更新 (要綱第2条第4号)		経費の総額の100分の55を超えない範囲内で市長が定める額	1,000,000円
集会施設の公共下水道に接続するための排水設備工事		経費の総額の2分の1を超えない範囲内で市長が定める額	300,000円

越谷市集会施設整備事業補助金交付要綱より

○令和2年度の本補助金の交付対象自治会は、以下のとおりである。

令和2年度越谷市集会施設整備事業補助金交付対象							(単位：円)
事業名	補助事業の内容	日付	事業費	市補助金	自治会資金	補助率	
大泊自治会集会施設建設事業	集会施設の新築	R2.8.31	25,377,776	11,923,000	13,454,776	47.0%	
東越谷三・四丁目自治会集会施設修繕事業	集会施設の増改築及び修繕	R2.10.21	4,000,000	2,200,000	1,800,000	55.0%	
赤山町二丁目西自治会集会施設修繕事業	集会施設の増改築及び修繕	R2.7.13	3,107,962	1,709,000	1,398,962	55.0%	
南越谷一丁目自治会集会施設修繕事業	集会施設の増改築及び修繕	R2.4.24	3,100,000	1,705,000	1,395,000	55.0%	
新田自治会集会施設修繕事業	集会施設の増改築及び修繕	R2.5.7	785,444	431,000	354,444	54.9%	
中山中自治会集会施設修繕事業	集会施設の増改築及び修繕	R2.5.13	1,210,000	665,000	545,000	55.0%	
宮本町一丁目自治会集会施設修繕事業	集会施設の増改築及び修繕	R2.4.24	3,480,000	1,914,000	1,566,000	55.0%	
ハイツ越谷自治会集会施設修繕事業	集会施設の増改築及び修繕	R2.4.6	220,000	121,000	99,000	55.0%	
南萩島出津自治会集会施設修繕事業	集会施設の増改築及び修繕	R2.5.12	213,400	107,000	106,400	50.1%	
ひばり野自治会集会施設修繕事業	集会施設の増改築及び修繕	R2.4.14	1,279,531	703,000	576,531	54.9%	
グラン・ブラーザ新越谷自治会集会施設修繕事業	集会施設の増改築及び修繕	R2.4.6	1,077,230	592,000	485,230	55.0%	
鷺後自治会集会施設修繕事業	集会施設の増改築及び修繕	R2.4.7	2,255,000	1,040,000	1,215,000	46.1%	
大沢一丁目自治会集会施設修繕事業	集会施設の増改築及び修繕	R2.4.10	2,592,000	1,425,000	1,167,000	55.0%	
エプロレ新越谷自治会集会施設修繕事業	集会施設の増改築及び修繕	R2.6.8	1,056,000	580,000	476,000	54.9%	
花田六丁目自治会集会施設修繕事業	集会施設の増改築及び修繕	R2.6.1	880,000	484,000	396,000	55.0%	
東宮前自治会集会施設修繕事業	集会施設の増改築及び修繕	R3.2.22	1,140,000	627,000	513,000	55.0%	
花田三丁目自治会集会施設空調整備事業	集会施設の空調設備設置または更新	R2.5.22	1,800,810	990,000	810,810	55.0%	
東越谷五丁目自治会集会施設空調整備事業	集会施設の空調設備設置または更新	R2.6.17	166,287	91,000	75,287	54.7%	
宮本町二丁目自治会集会施設空調整備事業	集会施設の空調設備設置または更新	R2.5.12	473,000	260,000	213,000	55.0%	
宮本町一丁目自治会集会施設空調整備事業	集会施設の空調設備設置または更新	R2.4.24	477,400	262,000	215,400	54.9%	
弥十郎自治会集会施設空調整備事業	集会施設の空調設備設置または更新	R2.4.6	462,000	254,000	208,000	55.0%	
平方成和自治会集会施設空調整備事業	集会施設の空調設備設置または更新	R2.4.22	680,900	374,000	306,900	54.9%	
東越谷六丁目自治会集会施設空調整備事業	集会施設の空調設備設置または更新	R2.7.6	1,288,750	696,000	592,750	54.0%	
モリス南越谷自治会集会施設空調整備事業	集会施設の空調設備設置または更新	R2.6.23	990,000	544,000	446,000	54.9%	
鯛之島自治会集会施設空調整備事業	集会施設の空調設備設置または更新	R2.5.1	306,226	168,000	138,226	54.9%	
				29,865,000			

越谷市集会施設整備事業補助金交付決定通知書より

○平成28年度から令和2年度までの集会施設整備事業補助金の実績は、以下のとおりである。

集会施設整備事業補助金 実績一覧

(単位：円)

	①用地取得			②新築			③増改築・修繕		
	要望自治会数	交付自治会数	交付決定額	要望自治会数	交付自治会数	交付決定額	要望自治会数	交付自治会数	交付決定額
H28	1	0	0	3	2	23,000,000	19	10	6,955,000
H29	0	0	0	3	2	22,549,000	13	12	9,870,000
H30	1	1	12,349,000	2	0	0	14	15	11,243,000
R1	2	2	21,179,000	3	1	12,767,000	5	0	0
R2	1	0	0	2	1	11,923,000	18	15	14,303,000
合計	5	3	33,528,000	13	6	70,239,000	69	52	42,371,000

	④空調整備			⑤排水設備工事			合計			
	要望自治会数	交付自治会数	交付決定額	要望自治会数	交付自治会数	交付決定額	要望自治会数	交付自治会数	交付決定額	実現率
H28				0	0	0	23	12	29,955,000	52.2%
H29				0	0	0	16	14	32,419,000	87.5%
H30				0	0	0	17	16	23,592,000	94.1%
R1				0	0	0	10	3	33,946,000	30.0%
R2	10	9	3,639,000	0	0	0	31	25	29,865,000	80.6%
合計	10	9	3,639,000	0	0	0	97	70	149,777,000	72.2%

※④空調整備については、令和2年度分より補助対象事業として追加。

越谷市市民活動支援課作成資料より

(ウ) 監査手続

- 1) 当補助金に係る概要を把握し、関連する法令、条例、規則、要綱等を閲覧した。
- 2) 当補助金に係る資料（交付申請書、交付内定通知書、支出負担行為書、交付決定通知書、支出命令書、実績報告書）を入手し、その内容（整合性及び承認証跡）を検証した。
- 3) 当補助金に関連するデータ（R2 年度集会施設整備事業 補助対象自治会一覧、集会施設整備事業要望一覧（年度別）、等）を入手し、年度推移や関連する指標との関係を分析した。
- 4) 担当部署の担当者に質問を実施した。

(エ) 指摘と意見

1) 小規模自治会の統合について【意見】

集会施設を整備する各自治会の加入世帯数は、9 世帯から 1,322 世帯（令和元年度）（平均 250～260 世帯）までと、規模にばらつきがある。一方で、越谷市内には 380 の自治会が存在し、330 の自治会館等が整備されている。

現状、自治会の規模に拘わらず、本補助金の申請は可能であるが、規模の小さい自治会についても等しく集会施設を整備する場合、全体として補助金の総額が多額になることも想定される。自治会加入世帯数の減少傾向もあり、コミュニティ組織の維持の視点からも小規模な自治会の統合（近隣の中・大規模自治会への統合等）を促すことが有用である。

【意見 19】 小規模自治会の統合について

当補助金等の申請については、自治会の規模は問われないものの、コミュニティ組織の維持の視点からも規模の大小を問わず、一律に集会施設を整備することとなった場合には、当補助金等が過大となる恐れがあるため、自治会の統合を促すことが有用である。

⑤越谷市地区まちづくり助成金

(ア) 補助金等の概要

補助金等の名称	越谷市地区まちづくり助成金					
補助金等の性格	運営費 <u>事業費</u> その他					
補助事業の開始年度	平成16年度					
補助事業の終了予定年度	有(年度) <u>無</u>					
終了予定年度が設定されていない理由	継続した助成により、各地区等におけるコミュニティの醸成に寄与されると考えられるため					
根拠法令(交付要綱)等	越谷市地区まちづくり助成金交付要綱					
財源の内訳	国 0% 県 0% 市 100% その他 0%					
交付先(団体の場合には、令和2年度の交付額上位3団体の名称)	出羽地区コミュニティ推進協議会、桜井地区コミュニティ推進協議会、増林地区コミュニティ推進協議会					
交付先件数	14件					
交付目的	地域におけるコミュニティ活動の推進と併せて各地区の創意と工夫による特色あるまちづくりを推進し、心ふれあう豊かな地域社会を築くため。					
対象経費	収入項目(参加費、協賛金、助成金、売上金、雑入等) 支出項目(講師等謝礼、会議費、食糧費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、委託料、借上料、備品購入費、会場設営費等)					
算定方法	過年度決算額のほか、各団体からの事業提案内容等を総合的に勘案し、予算の範囲内で算定					
支払方法	完了払 <u>前金払</u> 概算払 その他()					
交付先からの事業報告書の入手の有無	<u>有</u> 無					
交付先からの決算書の入手の有無	<u>有</u> 無					
補助制度の周知方法(追加)	通知					
効果の内容	各地区の創意と工夫によりまちづくりが進められることにより、地区からのまちづくりが展開される					
効果測定の方法	数値 アンケート 市民等からの声・評判 <u>その他</u> (各地区からの事業実施報告による)					
効果測定の方法が数値である場合の具体的な数値の内容						
過去5年の交付実績・予算						(単位：千円)
年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
予算	43,000	43,000	46,000	46,500	43,000	43,000
決算	43,000	43,000	45,932	46,500	22,256	
予算と決算との乖離(不用額)が予算に対して30%超える場合の理由	令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により各種事業が中止となったため					
効果測定の数値						(単位：)
年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
実績						

(イ) 概要の補足

1) 越谷市コミュニティ推進協議会及び地区コミュニティ推進協議会の概要

○越谷市コミュニティ推進協議会（以下「全市コミ協」という。）は、地区コミュニティ推進協議会（以下「地区コミ協」という。）がコミュニティ活動を積極的に展開するための啓発を中心とした各種事業（講座の開催や地区コミ協の活動内容を発表するシンポジウム、先進地視察研修、等）の実施や団体相互の情報交換・連絡調整、広報誌等の発行を行い、地区コミ協を支援している。

○地区コミ協は、地域の実情に合った自主的な組織として、地域の課題を整理・選択し、行政と協力しながら個性的で魅力のある地域の実現を目指して様々なコミュニティ事業を展開している。

具体的な活動としては、地域のシンボリックなフェスティバルをはじめ、クリーン作戦や花いっぱい運動、子育て支援や世代間交流、健康ウォーキングや地区の歴史の探求、伝統芸能の継承など多岐にわたっている。地区コミ協では、事務局の役割を担う総務部会を中心としていくつかの部会を設置してこれらの事業を展開している。

また、地区コミ協の活動の拠点として各地区に地区センターが整備されている。

2) 補助金等の概要

○越谷市地区まちづくり助成金交付要綱によれば、

・助成対象事業は、全市コミ協及び地区コミ協が、地区まちづくり及びコミュニティ活動の推進のために創意と工夫により実施する事業である（第2条）。

・助成対象経費は、助成対象事業の実施に要する経費である（第3条）。

・助成金の額は、前条に規定する助成対象経費を超えない範囲内において、そのつど市長が定める額である（第4条）。

助成金の額は、具体的には、全市コミ協及び地区コミ協が、各生涯学習事業、スポーツ・レクリエーション推進事業、まちづくり事業の各事業について、その内訳となる内容に応じて予算を作成し、これを市が全体の予算の中で配分している。

平成28年度から令和2年度の越谷市地区まちづくり助成金の交付実績は、表のとおりである。

越谷市地区まちづくり助成金 平成28年度～令和2年度配分額一覧表					(単位：円)
地区名	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
桜井	3,572,284	3,466,000	4,223,200	3,521,620	3,310,000
新方	3,305,705	3,311,700	3,696,700	3,116,000	3,209,000
増林	3,432,519	3,199,300	3,345,100	3,934,320	3,553,000
大袋	3,631,500	4,206,000	3,690,700	4,264,530	3,778,000
荻島	3,007,750	3,028,500	2,965,900	3,275,340	2,899,000
出羽	3,835,850	3,340,300	4,145,800	3,222,000	4,180,000
蒲生	3,766,515	3,873,600	4,814,700	5,138,250	3,741,000
川柳	2,632,456	2,675,400	2,436,200	3,014,960	2,516,000
大相模	3,202,849	3,109,700	3,036,600	3,587,600	3,349,000
大沢	3,032,695	3,036,300	3,414,200	3,790,440	2,788,000
北越谷	2,869,192	2,815,400	3,176,400	2,594,620	2,769,000
越ヶ谷	2,813,020	2,726,500	3,101,000	2,676,890	2,960,000
南越谷	3,197,665	3,511,300	3,253,500	3,663,430	3,248,000
全市	700,000	700,000	700,000	700,000	700,000
計	43,000,000	43,000,000	46,000,000	46,500,000	43,000,000

越谷市市民活動支援課作成資料より

ただし、令和2年度については、新型コロナウイルスの影響で、当初の配分額を変更している。(下表参照。)

令和2年度越谷市地区まちづくり助成金金額（当初・変更後）							（単位：円）
事業	交付額	協議会	桜井	新方	増林	大袋	
まちづくり事業	当初	700,000	1,634,000	1,391,100	2,130,000	1,979,000	
	変更後	551,764	1,329,859	613,005	782,478	1,313,969	
スポーツ・レクリエーション推進事業	当初	0	1,078,000	1,337,400	1,030,000	1,239,000	
	変更後	0	824,231	145,869	1,030,000	342,123	
生涯学習推進事業	当初	0	598,000	480,500	393,000	560,000	
	変更後	0	533,563	190,444	188,046	237,910	
（合計）	当初	700,000	3,310,000	3,209,000	3,553,000	3,778,000	
	変更後	551,764	2,687,653	949,318	2,000,524	1,894,002	

事業	交付額	荻島	出羽	蒲生	川柳	大相模
まちづくり事業	当初	1,617,000	2,723,000	2,024,900	1,050,000	1,783,000
	変更後	980,184	2,762,384	1,030,027	409,864	971,565
スポーツ・レクリエーション推進事業	当初	975,000	1,100,000	1,162,400	1,029,000	1,046,000
	変更後	305,507	39,676	267,842	318,115	276,579
生涯学習推進事業	当初	307,000	190,500	553,700	437,000	520,000
	変更後	116,982	110,156	234,652	189,789	124,868
（合計）	当初	2,899,000	4,013,500	3,741,000	2,516,000	3,349,000
	変更後	1,402,673	2,912,216	1,532,521	917,768	1,373,012

事業	交付額	大沢	北越谷	越ヶ谷	南越谷	（合計）
まちづくり事業	当初	1,616,000	1,426,000	1,219,900	1,645,000	22,938,900
	変更後	1,176,443	1,063,697	341,304	1,385,939	14,712,482
スポーツ・レクリエーション推進事業	当初	950,000	1,039,000	1,265,100	1,143,000	14,393,900
	変更後	425,189	251,312	347,916	361,489	4,935,848
生涯学習推進事業	当初	222,000	304,000	475,000	460,000	5,500,700
	変更後	65,315	76,684	286,795	252,895	2,608,099
（合計）	当初	2,788,000	2,769,000	2,960,000	3,248,000	42,833,500
	変更後	1,666,947	1,391,693	976,015	2,000,323	22,256,429

令和2年度越谷市地区まちづくり助成金交付決定通知より

(ウ) 監査手続

- 1) 当補助金に係る概要を把握し、関連する法令、条例、規則、要綱等を閲覧した。
- 2) 当補助金に係る資料（交付申請書、交付決定通知書、支出負担行為書、支出命令書、交付請求書、変更承認申請書、変更承認通知書、実績報告書）を入手し、その内容（整合性及び承認証跡）を検証した。
- 3) 当補助金に関連するデータ（令和2年度越谷市地区まちづくり助成金交付実績等）を入手し、年度推移や関連する指標との関係を分析した。
- 4) 担当部署の担当者に質問を実施した。

(エ) 指摘と意見

1) 監事の監査報告日について【指摘】

令和2年度桜井地区コミュニティ推進協議会収支決算報告書では、会計期間が令和3年3月31日までと記載されている一方、監事による報告の日付は令和3年3月21日と記載されていた。

監事による報告の日付が会計期間終了以後でない場合、会計期間全般にわたって監事が収支を確認したことにならないことが想定される。

市担当者にヒアリングの結果、本件においては、監査報告書の日付である令和3年3月21日には桜井地区の収支が完了していたとのことであった。しかし、監事は会計期間全般にわたって収支を確認することが原則であるので、監事の監査報告書の日付は会計期間終了日以後となるようにすべきである。

【指摘3】 監事の監査報告日について

地区コミュニティ推進協議会収支決算報告書に添付される監事監査報告書については、同決算書の会計期間の全期間にわたって監事監査が行われたことを明らかにするため、同報告書の日付は会計期間の終了日の翌日以後の日付とすべきである。

2) 備品購入支出の正当性について【指摘】

令和2年度桜井地区まちづくり助成金返金額一覧表（表1）の、No.1のコミ協運営事業について、助成金額が当初の助成金交付額50,000円から、変更後の助成金額281,126円と増加していた。

(表1)

令和2年度桜井地区まちづくり助成金返金額一覧表 (単位：円)					
事業名	No.	事業名	助成金交付済金額 (A)	変更後助成金額 (B)	差額 (A-B)
まちづくり事業	1	コミ協運営事業	50,000	281,126	▲ 231,126
	2	桜井地区ふれあい環境フェスタ～地域の未来のために～	430,000	425,040	4,960
	3	広報誌「桜井コミ協だより」、「コミュニティさくらい」発行	300,000	186,230	113,770
	4	桜井ふるさと音頭普及啓発事業	200,000	0	200,000
	5	桜井地区北部防災訓練	200,000	0	200,000
	6	視察研修会	25,000	0	25,000
	7	桜井地区自治会一斉ゴミ清掃活動「クリーン作戦」	0	0	0
	8	防災マップ普及啓発事業	25,000	0	25,000
	9	古利根川クリーン作戦	35,000	0	35,000
	10	花いっぱい運動	65,000	85,362	▲ 20,362
	11	桜井グリーン（緑の）カーテン	15,000	30,745	▲ 15,745
	12	さわやか桜井ウォーキング	20,000	0	20,000
	13	住みよいまちづくり講演会	70,000	70,000	0
	14	おやこ夏休みふるさと体験教室	55,000	76,500	▲ 21,500
	15	桜井子どもハッピーふぁーむ（農業体験教室）	84,000	101,341	▲ 17,341
	16	育苗圃整備事業	60,000	73,515	▲ 13,515
	(小計)		1,634,000	1,329,859	304,141
事業推進	17	スポ・レク運営事業	171,000	254,431	▲ 83,431
	18	市民体育祭派遣事業	335,200	272,796	62,404
	19	地区スポーツ大会・講習会事業	93,500	0	93,500
	20	桜井地区スポーツフェスティバル	478,300	297,004	181,296
	(小計)		1,078,000	824,231	253,769
事業推進	21	桜井地区文化祭	110,000	110,000	0
	22	越谷市新成人へのお祝い	488,000	423,563	64,437
	(小計)		598,000	533,563	64,437
		(合計)	3,310,000	2,687,653	622,347

令和2年度桜井地区まちづくり助成金返金額一覧表より

この内容として、令和2年度桜井地区まちづくり助成金・実施結果報告書のまちづくり事業・個別表には、事業額として表2のとおり記載されていた。

(表2)

コミ協運営事業への助成金の内訳 (単位：円)		
③食糧費	7,982	お茶
④消耗品費	90,756	用紙、インク。消毒液等
⑥印刷製本費	9,570	封筒印刷
⑦通信運搬費	42,262	通知郵送、はがき
⑨手数料	1,100	プリンター処分
⑩備品購入費	129,456	ポロシャツ、プリンター等
(合計)	281,126	

令和2年度桜井地区まちづくり補積金・実施結果報告書
まちづくり事業個別表より

その表2の⑩備品購入費の内容は、担当者へのヒアリングによれば表3とのことであった。

(表 3)

⑩備品購入費 (単位：円)	
かき氷機	56,680
プリンター	22,969
ステージ	17,000
ポロシャツ	32,807
(合計)	129,456

越谷市市民活動支援課担当者
からのヒアリングより

本補助金は事業費補助金であり、当初予定していた事業が行われなかった場合、それに充てる予定であった補助金は返還するのが原則である。本件では、新型コロナの影響により桜井ふるさと音頭普及啓発事業等が行われず、当初予算のうち当該事業相当分が使用されない見込みとなったところ、他事業であるコミ協運営事業の予算変更をして、当初予算時には予定していなかったポロシャツ等の購入のために、期の途中で助成額を増額している。当該支出については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等のやむを得ない事情によるものであるため、ただちに不正な支出とはいえないものの、変更承認手続や支出の緊急的な必要性の点で、支出の正当性に問題がある。

新型コロナ等により事業が行われなかったことにより使われなかった予算は、変更承認を受けた後に予算変更するか、剰余金として返還すべきである。

【指摘 4】 備品購入支出の正当性について

補助金等は当初予定していた事業に使用すべきであり、予算変更には変更承認が必要である。当該事業が新型コロナウイルス感染症拡大の影響等のやむを得ない事情により中止あるいは縮小され、その結果として剰余金が生じた場合には、変更承認を受けた後に予算変更するか、剰余金として返還すべきである。

3) まちづくり事業以外の事業報告・決算書について【意見】

市は地区コミ協の決算書を入手しているが、この決算書には、地区まちづくり助成金のうち、まちづくり事業に対する助成金額のみ計上されている。

新方地区を例にとれば、申請書の添付書類として「令和2年度新方地区まちづくり助成金配分」が添付されており、下記の内容となっていた。

新方地区地区まちづくり助成金配分		(単位：円)
項目	予算額	収入済額
【収入の部】		
地区まちづくり助成金	3,209,000	949,318
(合計)	3,209,000	949,318
項目	予算額	支出額
【支出の部】		
まちづくり事業	1,251,100	613,005
コミ協助成	1,251,100	613,005
スポーツ・レクリエーション推進事業	1,337,400	145,869
スポレク助成	291,000	136,369
市民体育祭助成	384,000	9,500
地区体育祭助成	662,400	0
生涯学習推進事業	480,500	190,444
文化祭助成	37,500	0
成人式事業助成	443,000	190,444
新方東部地区自治会連合会助成	140,000	0
(合計)	3,209,000	949,318

令和2年度新方地区地区まちづくり助成金配分（申請書の添付書類）より

一方で、入手している決算書は、下記「新方地区コミュニティ推進協議会決算書」のみであった。

新方地区コミュニティー推進協議会決算書		(単位：円)
項目	予算額	収入済額
【収入の部】		
繰越金	272,621	272,621
助成金	1,351,100	613,005
地区まちづくり	1,251,100	613,005
自治会連合会	100,000	0
その他	30,079	6,610
(合計)	1,653,800	892,236
項目	予算額	支出額
【支出の部】		
運営費	290,000	136,455
事業費	1,230,000	441,550
備品購入費	100,000	35,000
予備費	33,800	0
(合計)	1,653,800	613,005

新方地区コミュニティー推進協議会決算書より

市は、拠出した補助金の対象となった団体から事業報告・決算書を徴求している。この趣旨は、実績報告時に徴求した費目別集計表及びまちづくり補助金実施結果報告書・地区総括表等と、補助金の対象となった団体の事業報告・決算書との整合を確かめることにあると考えられる。

本件においては、補助金は、①まちづくり事業、②スポーツ・レクリエーション推進事業、③生涯学習推進事業に対して拠出されているから、この趣旨からすれば、各々の対象となった団体の事業報告・決算書を入手することが望まれる。しかしながら、①まちづくり事業の対象となった地区コミ協の決算報告のみ入手し、②③の対象となった団体の事業報告・決算書を入手していない。

実績報告時に徴求した費目別集計表及びまちづくり補助金実施結果報告書・地区総括表等と、補助金の対象となった団体の事業報告・決算書との整合を確かめるため、②スポーツ・レクリエーション推進事業、③生涯学習推進事業の対象となった法人・団体の事業報告・決算書を入手することが考えられる。

【意見 20】 まちづくり事業以外の事業報告・決算書について

補助金等の交付対象の補助事業の事業報告・決算書を入手するにあたっては、その対象となった補助事業のすべての団体の事業報告・決算書を入手すべきである。

4) 補助基準の超過について【意見】

本補助金の補助対象経費（要綱第3条）は、助成対象事業の実施に要する経費である。令和2年度全市コミ協の予算上の事業費は680,000円（実績519,750円）であり、これに対する本補助金金額は予算上700,000円（実績551,764円）であった。

全市コミ協は準公的団体、本補助金は市単独補助・奨励的・事業費的補助とされている（「平成30年度補助金等に関する調書」分類）。

ここで、「補助基準」（平成11年3月3日市長決裁）によれば、補助金等が、市単独補助で奨励的な事業費的補助の場合、補助対象経費に対して3/4以内が上限とされている。

本件では、予算でも実績でも、補助対象経費の3/4を超えており、「補助基準」に抵触する。

「補助基準」は対外的に明示しているものではなく、あくまで内規とのことである。しかし、市長決裁を経ている方針であるので、これに向けて努力すべき指針と考えられる。そこで、本補助金の分類を奨励的な事業費的補助するのであれば、金額が補助対象経費の3/4以内で算定されるよう検討すべきである。

なお、全市コミ協はもともと市が立ち上げた団体であり、自主財源がほとんどなく、本補助金を活用しての運営が前提とされていること、さらにその事務局を市が担っていることなども踏まえると全市コミ協を公的団体として分類することも検討すべきである。これは、各地区のコミ協についても同様であると考えられる。

また、全市コミ協が、本来市で行うべき業務を実施しているという面からは、奨励的な事業費補助に分類される補助金の対象とせず、委託業務として整理することも考えられる。

【意見 21】 補助基準の超過について

「補助基準」によれば、補助金等が市単独補助で奨励的な事業費補助の場合、補助金等の金額は、補助対象経費に対して3/4以内が上限とされている。令和2年度越谷市コミュニティ推進協議会補助金の予算及び実績は、同基準を超過しているため、当補助金等の算定方法を再考すべきである。

(2) 暮らし安心課

① 越谷市防犯協会補助金

(ア) 補助金等の概要

担当部課 (担当者名: 内線番号、メールアドレス)	越谷市防犯協会補助金					
補助金等の名称	運営費	<input checked="" type="checkbox"/> 事業費	その他			
補助金等の性格	昭和35年度					
補助事業の開始年度	有 (年度)		<input type="checkbox"/> 無			
補助事業の終了予定年度	継続して、防犯協会に対し支援を行うことで、安全安心なまちづくりをすすめていくため。					
終了予定年度が設定されていない理由	越谷市防犯協会補助金交付要綱					
根拠法令 (交付要綱) 等	国	%	県	%	市	100% その他 %
財源の内訳	越谷市防犯協会					
交付先 (団体の場合には、令和2年度の交付額上位3団体の名称)	1件					
交付先件数	犯罪のない明るい社会実現のため。地域住民の地域安全思想の普及高揚と地域安全活動及び少年の育成並びに風俗環境浄化のための活動を効果的に促進し、もって社会公共の安全に寄与する。					
交付目的	4,000,000円					
対象経費	現在、実施している事業を継続していく上で必要な金額より算出している。					
算定方法	完了払	<input checked="" type="checkbox"/> 前金払	概算払	その他 ()		
支払方法	<input checked="" type="checkbox"/> 有		無			
交付先からの事業報告書の入手の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有		無			
交付先からの決算書の入手の有無	周知なし					
補助制度の周知方法 (追加)	市内の刑法犯認知件数の減少					
効果の内容	<input checked="" type="checkbox"/> 数値	アンケート	市民等からの声・評判	その他 ()		
効果測定の方法						
効果測定の方法が数値である場合の具体的な数値の内容	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	(単位: 千円)
過去5年の交付実績・予算	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
年度	4,325	4,324	4,304	4,318	4,372	4,415
予算	4,311	4,147	4,315	4,312	4,314	
決算						
予算と決算との乖離 (不用額) が予算に対して30%超える場合の理由						
						(単位: 件)
効果測定の数値	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
年度	4,456	3,908	3,746	3,350	2,522	
実績						

(イ) 概要の補足

1) 防犯協会

地域住民のために、警察や各機関と連帯して地域安全活動を行なう団体が「防犯協会」である。防犯活動を通して社会貢献する目的で、全国47都道府県に設置されている。

「地域住民を守る」という活動を行なう警察を、さまざまな面でサポートしている団体の

ひとつに「防犯協会」というものがある。防犯協会は、「安全で明るく住みよい社会」をスローガンに活動している公益財団法人で、防犯知識の普及活動、覚せい剤などの薬物乱用の防止、青少年の健全育成、風俗環境の浄化、暴力団の排除などを警察と連携して実施している。

防犯協会は、財団法人「全国防犯協会連合会」を中心に、都道府県防犯協会、都道府県暴力追放運動センター、地区防犯協会、市（区）町村防犯協会、さらには防犯連絡所、防犯推進員、防犯指導員、防犯ボランティア団体などに分かれ、全国規模でその活動を展開している。

（公益財団法人 全国防犯協会連合会、パブリネット ホームページより）

2) 越谷市防犯協会

越谷市防犯協会は、「犯罪のない明るい社会実現」を目的に、警察署をはじめ各機関・団体との連携を強化し、市民の地域安全意識の普及を図るため、自転車盗や車上ねらい等の街頭犯罪や、侵入窃盗などの犯罪被害防止キャンペーンや啓発活動を行っている。

その主な事業は、以下のとおりである。

- ・街頭キャンペーン等の犯罪防止啓発活動
- ・越谷市地域安全推進大会の開催
- ・越谷市地域防犯推進委員の委嘱（2年に1回）
- ・市民まつりでの防犯グッズ等の配布や犯罪被害防止等の啓発
- ・広報紙「タウン・ぱとろーる」の発行（年2回発行）

（越谷市ホームページより）

3) 越谷市の犯罪認知件数の推移

越谷市の犯罪認知件数の過去5年間の推移は、以下のとおりである。

越谷市における街頭犯罪等発生状況（確定値）					
	*1～12月の認知件数対比				
街頭犯罪	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
路上強盗	3	3	1	4	1
ひったくり	13	21	12	15	15
オートバイ盗	59	75	65	77	45
自転車盗	1,597	1,411	1,217	1,004	697
自動車盗	82	58	45	62	28
車上ねらい	400	260	210	198	149
部品ねらい	108	94	107	76	57
自動販売機ねらい	99	64	26	27	26
合計	2,361	1,986	1,683	1,463	1,018
増減率	△16.5%	△15.9%	△15.3%	△13.1%	△30.4%
	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
侵入窃盗	253	285	267	187	148
増減率	△9.6%	12.6%	△6.3%	△30.0%	△20.9%
	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
刑法犯認知総数	4,456	3,908	3,746	3,350	2,522
増減率	△3.3%	△12.3%	△4.1%	△10.6%	△24.7%
埼玉県データより					

上表のとおり、越谷市における刑法犯認知総数は、過去5年間にわたり、継続的に減少している。

4) 越谷市防犯協会の過去3年度の決算の推移は、以下のとおりである。

1 収入の部		単位:円		
科 目		平成30年度	令和元年度	令和2年度
(1)補助金		4,000,000	4,000,000	4,000,000
	①補助金	4,000,000	4,000,000	4,000,000
(2)負担金		140,727	123,626	71,972
	①地域安全ニュース負担金	50,000	50,000	50,000
	②地域安全推進大会負担金	90,727	73,626	21,972
(3)雑収入		16	15	18
	①雑収入	16	15	18
(4)繰越金		174,864	188,379	242,400
	①繰越金	174,864	188,379	242,400
計		4,315,607	4,312,020	4,314,390
2 支出の部		単位:円		
科 目		平成30年度	令和元年度	令和2年度
(1)会議費		6,838	5,194	4,668
	①会議費	6,838	5,194	4,668
(2)県会費		340,860	342,940	344,520
	①県会費	340,860	342,940	344,520
(3)事業費		2,265,384	2,172,774	2,222,192
	①地域安全活動費	1,013,692	502,826	979,177
	②地域安全推進大会	589,171	589,641	556,998
	③推進委員委嘱式	0	297,675	0
	④広報費	363,860	370,260	373,620
	⑤表彰費	133,768	123,065	128,282
	⑥車両維持費	164,893	289,307	184,115
(4)事務費		80,211	67,172	166,823
	①事務費	7,128	7,128	99,660
	②消耗品費	69,174	59,145	67,163
	③旅費	3,909	899	0
	④雑費	0	0	0
(5)人件費		1,433,935	1,481,540	1,290,670
	①人件費	1,429,608	1,467,946	1,279,249
	②社会保険料	4,327	13,594	11,421
(6)予備費		0	0	0
	①予備費	0	0	0
計		4,127,228	4,069,620	4,028,873
				防犯協会決算書より

支出に占める人件費の割合は、以下のとおりである。

科 目	平成30年度	令和元年度	令和2年度
人件費A(円)	1,433,935	1,481,540	1,290,670
支出合計B(円)	4,127,228	4,069,620	4,028,873
A/B(%)	35%	36%	32%

全体の支出の 3 分の 1 を人件費に支出しているため、事業活動に使用できる支出は残りの 3 分の 2 となっている。これは、防犯協会が警察署単位で設置されているため、事務処理のための固定的な人件費が経常的に発生しているためである。

(ウ) 監査手続

- 1) 当補助金に係る概要を把握し、関連する法令、条例、規則、要綱等を閲覧した。
- 2) 当補助金に係る資料（越谷市防犯協会の決算報告書、支出負担行為書、支出命令書、補助金等交付申請書、補助金等実績報告書）を入手し、その内容（整合性及び承認証跡）を検証した。
- 3) 当補助金に関連するデータ（越谷市の犯罪認知件数）を入手し、年度推移や関連する指標との関係を分析した。
- 4) 担当部署の担当者に質問を実施した。

(エ) 指摘と意見

1) 補助金等の必要性について【意見】

効果測定数値である越谷市の犯罪認知件数が過去 5 年間継続して減少していることから、同協会に対する補助金等についての効果はあると考えられる。

しかしながら、過去 5 年間継続して、ほぼ同額の補助金等を交付していることは、当補助金等が既得権化している危険性がある。したがって、社会情勢、越谷市の状況、近隣市町村との連携、越谷警察署との役割分担等を考慮して、補助金等の算定方法の見直しを検討すべきである。

【意見 22】 補助金等の必要性について

当補助金等については、過去 5 年間継続してほぼ同額の補助金等を交付している。当補助金等の効果測定値（犯罪認知件数）は、同期間にわたって継続的に減少していることから当補助金等については一定の効果があると考えられるものの、補助金等の既得権化を防止し、説明責任を果たすためには、補助金等の算定方法の見直しが必要である。

2) コスト構造について【意見】

過去3年度にわたり、人件費は総事業費の約3分の1となっている。これは、警察署単位で市町村の防犯協会が設置されているため、同協会の事務を担当する事務職員に係るパート代が固定的なコストとなっているためである。

同協会の本来の事業目的を考えると、人件費の割合が高くなることは、事業費の割合が低くなることであるため、好ましくないが、事務職員の業務は事務処理だけではなく、街頭での防犯に関する啓発活動や地域安全推進大会などの事業運営も含まれている。また、給与は時間給であり、単価は市の期間職員（事務補助）と比較しても同程度である。

上記のとおり、防犯協会は警察署単位で設置されているため、固定費のコスト削減に限界はあるが、人件費を変動費化し、業務量を考慮した人件費を設定すべきである。

【意見 23】 コスト構造について

当補助金等の補助事業の総事業費の3分の1が人件費となり固定化されていることは、事業目的の制約条件となる可能性がある。人件費の変動化を検討し、業務量を考慮した人件費を設定すべきである。

3) 剰余金の返還について【意見】

当補助金は、越谷市防犯協会補助金交付要綱第7条に規定により、前金払としている。越谷市防犯協会補助金交付要綱第7条の規定は以下のとおりである。

越谷市防犯協会補助金交付要綱第7条

規則第18条第1項ただし書の規定により、補助金の交付決定後に前金払として補助金を交付する。

前金払のため、年度決算で剰余金が生じても越谷市に返還することなく、次年度に繰り越している。前述のように、過去5年間継続して、ほぼ同額の補助金等を交付していることから、上記の補助金等を既定の収入として考えることにより、事業費の効率化のインセンティブが失われる可能性がある。

したがって、同要綱を改正し、当補助金の交付は概算払いとし、残額については各年度で事業実績報告書に基づき精算すべきである。

【意見 24】 剰余金の返還について

当補助金等は前金払いで交付されているため、年度決算で剰余金が生じても越谷市に返還されることがない。その結果、事業費の効率化のインセンティブが失われる可能性がある。この弊害を防止するため、当補助金要綱を改正し、当補助金等の交付は概算払いとし、残額については各年度で事業実績報告書に基づき精算すべきである。

② 越谷駅東口第一自転車駐輪場

(ア) 補助金等の概要

越谷市は、自転車駐輪場の整備を目的として、公益財団法人自転車駐車場整備センター（以下同センターという）に対して、越谷市所有の土地の無償貸付を行っている。当該貸付は、無償の役務提供であるため、経済的効果としては補助金等と同一であることから、監査の対象とした。

当該貸付の対象となる土地は、以下のとおりである。

所管課	大字	本番		現況地積 (㎡)	評価額 (円)	備考	利用状況	分類
くらし安心課	弥生町	637	2	482	137,654,719	越谷駅東口第一自転車駐輪場	駐輪場敷地	無償
くらし安心課	弥生町	637	3	165	47,139,839	越谷駅東口第一自転車駐輪場	駐輪場敷地	無償
くらし安心課	弥生町	637	2	485	138,598,771	越谷駅東口第一自転車駐輪場	駐輪場敷地	無償
くらし安心課	弥生町	637	3	165	47,139,839	越谷駅東口第一自転車駐輪場	駐輪場敷地	無償
			合計	1,297	370,533,168			
						公共施設マネジメント推進課の土地一覧より		

(イ) 概要の補足

1) 公益財団法人自転車駐車場整備センター

同センターは、自転車駐輪場整備等を目的とする財団法人であり、全国で事業を展開している。

同センターの沿革、事業の概要は以下のとおりである。

公益財団法人自転車駐車場整備センターは、自転車利用者の利便の増進及び道路交通の安全と円滑化を図るため、自転車駐車場の整備に関する事業等を行い、地域社会の健全な発展に資することを目的として、昭和 54 年、建設大臣の許可を得て設立された。また、平成 25 年 4 月 1 日には内閣総理大臣の認定を得て公益財団法人へ移行した。

同センターは発足以来 41 年にわたり、関係地方公共団体や公益財団法人 JKA、一般財団法人日本宝くじ協会等の関係機関のご指導、ご支援のもと、三大都市圏を中心に自転車等駐車場の建設及び管理運営業務に積極的な取組を行ってきた。

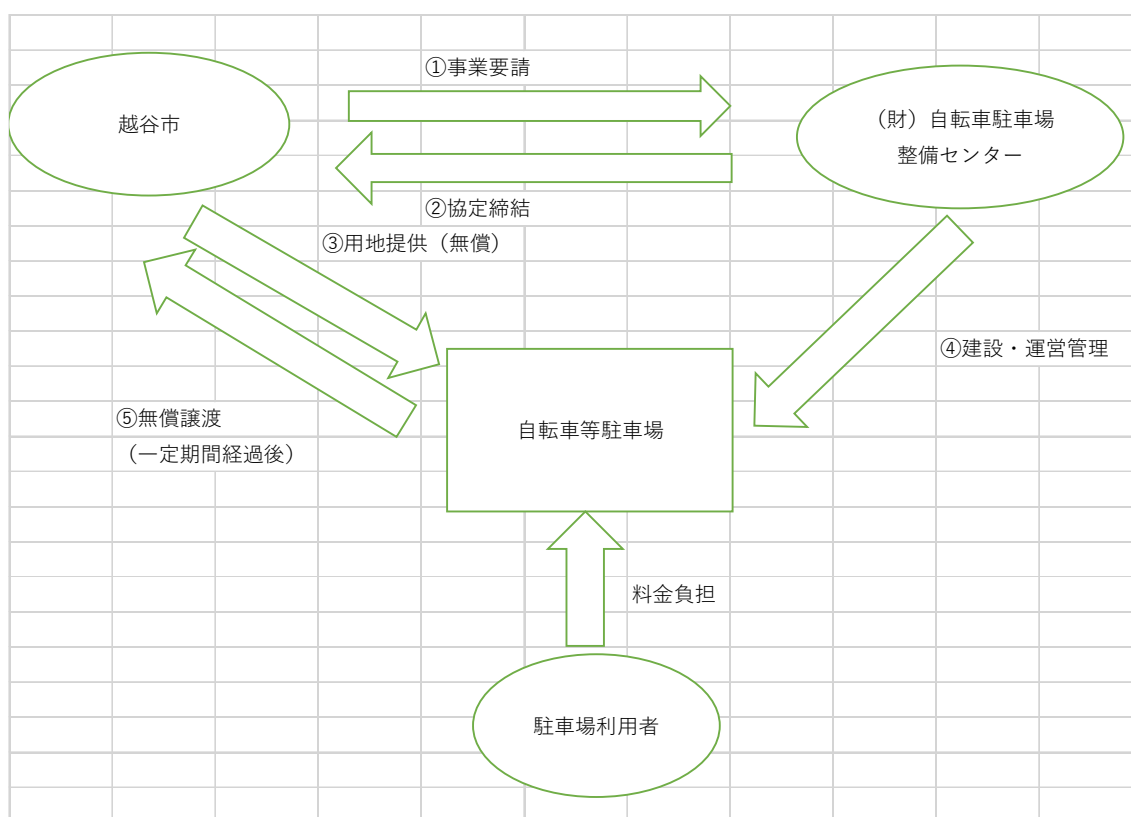
令和元年度末までに同センターが建設した自転車等駐車場は 1,362 箇所、収容台数約 81 万

9千台に達している。また、令和2年4月現在、管理している自転車等駐車場は、724箇所44万7千台(直営管理：688箇所41万9千台、指定・受託管理：37箇所2万8千台)になるなど、全国的に放置自転車対策の成果が上がるなかで主要な役割を担ってきている。また、自転車等駐車場等に関する調査研究や国際貢献の観点から行う撤去自転車の海外無償供与事業についても、公益事業の一環として積極的な展開を図っている。

(公益財団法人自転車駐車場整備センターのホームページより)

2) 事業の概要

事業の概要は、以下のとおりである。



(財) 自転車駐車場センター ホームページより

(ウ) 監査手続

- 1) 当貸付に係る概要を把握し、関連する法令、条例、規則等を閲覧した。
- 2) 当貸付に係る資料(契約書、覚書、事業報告・決算書)を入手し、その内容(整合性及び承認証跡)を検証した。
- 3) 当補助金に関連するデータを入手し、年度推移や関連する指標との関係を分析した。
- 4) 担当部署の担当者に質問を実施した。

(エ) 指摘と意見

1) 無償貸付目的の明文化について【指摘】

当該事業は、平成 11 年 6 月に開始されているが、当該事業のための無償土地貸付の目的、事業収支の試算、経済効果等を検討した資料を確認することはできなかった。

当該契約は、その後の越谷市と同センターとの覚書により、平成 45 年（令和 15 年）まで延長されたこと、当該事業に建設された自転車駐車場の耐用年数が 38 年であることを考慮すると、上記の資料は 38 年間保存すべきである。

【指摘 5】 無償貸付目的の明文化について

長期間にわたる無償貸付については、当該事業のための無償貸付の目的、事業収支の試算、経済効果等を検討した資料を適切に整備・保存し、当該期間にわたって事後的にそれらの目的等を確認できるようにすべきである。

2) 覚書の保存について【指摘】

越谷市と同センターとは、事業開始時（平成 11 年 6 月 1 日）に「自転車駐車場施設の設置及び運営に関する協定書」を締結し、その後（平成 11 年 6 月 1 日）、覚書を取り交わし、自転車駐車場用地の無償貸付の期間を平成 26 年までとしている。

その後、越谷市と同センターは、再度、覚書を取り交わし、上記の期間を平成 45 年（令和 15 年）までに延長している（平成 24 年）

上記の再延長の根拠として、事業の試算等の資料を担当部課に依頼したが、それらの資料の保存は確認できないとのことであった。

当該契約は、平成 45 年まで継続することから、上記の資料については、当該契約期間満了まで、適切に保存すべきである。

【指摘 6】 覚書の保存について

長期間にわたる無償貸付契約については、契約書あるいは覚書のみでの保存ではなく、当該契約の根拠となる事業の試算等の根拠資料の保存が必要である。

(3) 市民課

①越谷市霊柩自動車利用助成金

(ア) 補助金等の概要

補助金等の名称	越谷市霊柩自動車利用助成金					
補助金等の性格	運営費	事業費	その他			
補助事業の開始年度	平成17年度					
補助事業の終了予定年度	有 (令和元年度)		無			
終了予定年度が設定されていない理由						
根拠法令(交付要綱)等	越谷市霊柩自動車利用助成金交付要綱(令和2年4月1日廃止)					
財源の内訳	国	%	県	%	市	100% 其他 %
交付先(団体の場合には、令和2年度の交付額上位3団体の名称)	死亡者又は葬儀の喪主が越谷市民で霊柩自動車を使用した者					
交付先件数	56件					
交付目的	霊柩自動車の使用に要した費用について、その一部を助成する。					
対象経費	霊柩自動車の使用に要した費用(上限5,000円)					
算定方法	「死亡者の住所・氏名」、「領収書の宛名・明細内訳」及び「会葬礼状の喪主」により確認					
支払方法	完了払	前金払	概算払	その他(使用後の申請に基づき支払)		
交付先からの事業報告書の入手の有無	有	無				
交付先からの決算書の入手の有無	有	無				
補助制度の周知方法(追加)	死亡届受理時に案内、市ホームページ、葬儀社への周知					
効果の内容	霊柩自動車を使用した方の負担軽減					
効果測定の方法	数値 アンケート 市民等からの声・評判 その他()					
効果測定の方法が数値である場合の具体的な数値の内容	助成件数					
過去5年の交付実績・予算						(単位:千円)
年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
予算	7,900	8,000	8,250	8,000	1,500	0
決算	7,525	7,320	8,250	7,815	280	
予算と決算との乖離(不用額)が予算に対して30%超える場合の理由	令和2年度は、申請期限2月相当分の予算を確保したが、実際の申請数は少なかったため。					
効果測定の数値						(単位:件数)
年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
実績	1,505	1,464	1,650	1,563	56	

(イ) 概要の補足

○導入の経緯

本助成金は、旧斎場から現斎場への移行に伴う市民火葬料の有料化及び旧斎場で行っていた霊柩自動車貸出制度の代替案として、市民サービスの低下を防ぐために創設したものである。

現斎場に併設する式場は、利用料金を低廉な価格に抑えたことから、供用開始当初は多く

の利用が見込まれていた。このため、越谷市斎場の式場を利用できなかった人が民間葬儀場でやむなく葬儀を行った場合に、葬儀場から越谷市斎場に遺体を搬送するための霊柩自動車の利用に係る費用について、その一部を助成することを目的としていた。

○助成金の内容

- ・本助成金を申請できる者は、霊柩車を使用した者で、次のいずれかに該当する装備の喪主である。
 - ①亡くなった方が越谷市民の場合
 - ②喪主自身が越谷市民の場合
- ただし、越谷市斎場で通夜・告別式を行った場合は申請の対象とならない。
- ・申請期間は、霊柩車を利用した日から2か月以内である。
- ・助成上限は5千円である。
- ・口座振り込み日は申請日の翌月末である。
- ・越谷市斎場の式場を利用した場合は除く。

○令和元年度での廃止

- ・越谷市霊柩自動車利用助成金交付事業は、令和元年度をもって廃止している。
- ・交付申請書の提出期限は霊柩自動車を使用してから2月以内となっていた。(要綱に規定)。このため、令和2年度も助成金の支出が発生している。
- ・提出期限2月以内を過ぎた場合も、利用実態が確認でき、申請遅延理由書を付記することにより、助成金は交付できることとしている(平成17年12月22日付市民部長決裁)。

平成30年度までの内部評価では、民間葬儀場で葬儀を行った喪主に対して、霊柩車を使用した費用の一部を助成することは、葬儀費用の負担軽減に一定の効果を上げていると考えられる、として継続方針であった。

一方、本助成金を設けた趣旨は、やむなく市の斎場を使えなかった場合の補助だったが、近年は、式場(お通夜・葬式)を使わない方、民間の式場を希望する方に対する補助金が増えていた。

令和元年度の補助金の見直しに係る調書では、助成金をとりまく現状と、当初の目的とかけ離れた助成が増えているため廃止の方向で取り組むべきとの外部評価結果を勘案し、創設当初の役目を終えたものとして、本助成金を令和元年度使用分までで廃止とした。

(ウ) 監査手続

- 1) 当補助金に係る概要を把握し、関連する法令、条例、規則、要綱等を閲覧した。
- 2) 当補助金に係る資料（交付申請書兼請求書、交付決定書、支出証憑）を入手し、その内容（整合性及び承認証跡）を検証した。
- 3) 当補助金に関連するデータ（補助金等に関するアンケート表）を入手し、年度推移や関連する指標との関係を分析した。
- 4) 担当部署の担当者に質問を実施した。

(エ) 指摘と意見

特に指摘すべき事項及び意見はない。

(4) 危機管理課

① 越谷市自主防災組織育成費補助金

(ア) 補助金等の概要

補助金等の名称	越谷市自主防災組織育成費補助金					
補助金等の性格	運営費	事業費	その他			
補助事業の開始年度	昭和56年					
補助事業の終了予定年度	有(年度)				無	
終了予定年度が設定されていない理由	地域防災力の向上のため、継続的に自主防災組織の支援を行っていく必要があるため					
根拠法令(交付要綱)等	越谷市自主防災組織育成費補助金交付要綱					
財源の内訳	国	%	県	%	市:100%	その他 %
交付先(団体の場合には、令和2年度の交付額上位3団体の名称)	市内の自主防災組織及び自主防災組織が合同で防災訓練等を行う場合における複数の自主防災組織の集合体					
交付先件数	146件					
交付目的	自主防災組織等が防災活動を行う上に必要な防災備蓄倉庫の設置、防災資器材等の購入、防災訓練等に対し、自主防災組織育成費補助金を交付し、もって市民の自主的な防災意識の普及及び高揚を図る					
対象経費	防災対策備品費					
算定方法	自主防災組織育成費補助金交付要綱 別表(第3条、第4条関係)参照					
支払方法	完了払	前金払	概算払	その他()		
交付先からの事業報告書の入手の有無	有	無				
交付先からの決算書の入手の有無	有	無				
補助制度の周知方法(追加)	自治会長ガイドブック、出張講座等					
効果の内容	自主防災組織における防災備蓄品の整備					
効果測定の方法	数値	アンケート	市民等からの声・評判	その他()		
効果測定の方法が数値である場合の具体的な数値の内容						
過去5年の交付実績・予算						(単位:千円)
年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
予算	14,000	15,000	14,500	14,500	12,000	12,000
決算	13,841	14,960	14,309	13,952	11,939	
予算と決算との乖離(不用額)が予算に対して30%超える場合の理由						
効果測定の数値						(単位:)
年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
実績						

(イ) 概要の補足

1) 補助事業の沿革等

補助事業の開始年度は、昭和56年度である。越谷市自主防災組織育成費補助金交付要綱の定めるとおり、自主防災組織等が防災活動を行う上に必要な防災備蓄倉庫の設置、防災資

器材等の購入、防災訓練等に対し、自主防災組織育成費補助金を交付し、もって市民の自主的な防災意識の普及及び高揚を図ることを目的としている。ここで自主防災組織等とは、自治会等を単位として市民が自主的にその地域の防災対策の確立のために組織する団体で、自主防災組織設立届により市長に届け出のあったもの及びこれらのものが合同で防災訓練等を行う場合における複数の自主防災組織の集合体をいう。

2) 根拠法令等

具体的には昭和 56 年告示の越谷市自主防災組織育成費補助金交付要綱に基づいて交付されているが、その根拠となる計画は、災害対策基本法第 42 条に基づく越谷市地域防災計画によっている。現在は平成 27 年 3 月制定の計画を実施中である。

3) 補助金の交付状況

補助事業は 4 事業に細分される。

	規格	補助基準額 (円)	補助率
防災備蓄倉庫設置費補助事業	アルミ製品、二次製品等耐火性のもの	1,200,000	3 / 4
備蓄資器材購入費補助事業	発電機、投光機、コードリール他	600,000	3 / 4
防災資器材購入費補助事業	強力ライト、メガホン、その他の防災資器材	200,000	1 / 2
防災訓練等活動費補助事業	防災訓練に参加した世帯数に応じて	20,000~50,000	

令和 2 年度の交付状況は次のとおりである。

	件数	購入金額	補助金合計
防災備蓄倉庫設置費補助事業	3	4,132,000	1,554,000
備蓄資器材購入費補助事業	39	5,785,473	4,320,000
防災資器材購入費補助事業	97	15,290,485	5,930,000
防災訓練等活動費補助事業	7	145,212	135,000
合計	146	25,353,170	11,939,000

基本予算額は 1,200 万円であり、必要に応じて増額している。例年、交付申請を先着順に受付し、内容を審査し交付している。

(ウ) 監査手続

- 1) 当補助金に係る概要を把握し、関連する法令、条例、規則、要綱等を閲覧した。
- 2) 当補助金に係る資料（補助金交付申請書及び添付資料、実績報告書及び添付資料、支出

負担行為書、支出命令書、補助金交付決定通知書、補助金交付請求書)を入手し、その内容(整合性及び承認証跡)を検証した。

3) 当補助金に関連するデータ(越谷市地域防災計画)を入手し、年度推移や関連する指標との関係を分析した。

4) 担当部署の担当者に質問を実施した。

(エ) 指摘と意見

1) 補助金の交付先について【意見】

既に述べたとおり、自主防災組織等とは、「自治会等を単位として市民が自主的にその地域の防災対策の確立のために組織する団体で、自主防災組織設立届により市長に届け出のあったもの及びこれらのものが合同で防災訓練等を行う場合における複数の自主防災組織の集合体」と定義されている。現在 302 組織等が存在する。

そして当該補助金に係る事業は、越谷市地域防災計画に基づき交付されている。同防災計画によると、「市民の自主防災組織が活動するうえで必要な防災資器材・備蓄物資の整備及び諸活動に係る支援を行う。」との取組が記されている。これを受けて、具体的には自治会長会議等の場や自治会長ガイドブックを通じて、当該補助金の趣旨及び申請要領等を啓発している。

そして現状の交付先選定はほぼ先着順となっており、令和 2 年度は、146 組織(同一組織への重複交付含む。)へ交付している。

しかしながら、理想的には越谷市地域防災計画やハザードマップ等から、災害の危険性や整備状況の進捗状況を考慮し、自主防災組織等の中で交付の優先順位を付与することを検討すべきである。

確かに自主防災組織が独自に整備計画を策定することは困難であると考えられるが、市が主体となって地域ごとに防災資器材・備蓄物資の整備基本方針を示し、その達成度に応じて申請を促し受理するとの体制がとられるならば当該事業の意義は高まると考える。

このことは、越谷市地域防災計画に記されている「自主防災組織の活動を活性化するため、市は、関係機関と連携を図り、講演会や研修会を開催するとともに、パンフレットやリーフレットの作成・配布、消防職員による防災訓練の助言・指導、専門家やアドバイザーの派遣によるまちづくり講座の開催などを実施し、自主防災組織の防災知識・技術の向上を図る。」との取組を自主防災組織が活動するうえで必要な防災資器材・備蓄物資の整備等に係る面で具現化することにほかならないと考える。

【意見 25】 補助金の交付先について

当補助金等の交付にあたっては、越谷市地域防災計画やハザードマップ等から、災害の危険性や整備状況の進捗状況を考慮し、自主防災組織等の中で交付の優先順位を付与することを検討すべきである。

2) 効果測定の数値について **【意見】**

当補助金について、所管部課では、特に効果測定を行っていないため、アンケート調査では、効果測定の数値は空欄となっていた。しかしながら、整備基本方針を達成した組織数等を効果測定の数値に採用することにより、当補助事業の達成度を把握することができると考える。したがって、整備基本方針を達成した組織の割合を当補助金の効果測定の数値として、採用することを検討すべきである。

【意見 26】 効果測定の数値について

当補助金等については、効果測定が行われていないが、整備基本方針を達成した組織数等を効果測定の数値に採用することにより、当補助事業の達成度を把握することができると考える。そのような数値を把握できるのであれば、当該数値を効果測定値として活用することを検討すべきである。

3) 整備状況の把握について **【意見】**

所管部課では、毎年度、各自治会からの報告に基づき、購入した備蓄品の一覧表を作成しているが、その後の状況についての確認は行っていない。備蓄倉庫については、その耐用年数が長く（税法上の耐用年数は、軽量鉄骨プレハブ造(骨格材肉厚 3mm 以下)の場合には 19 年である)、また、金額も高額であることから、購入後の状況確認は必要である。

整備基本方針に基づき、備蓄品についての定期的な自治会からの報告及び所管部課による確認を実施すべきである。

【意見 27】 整備状況の把握について

当補助金等の補助事業により購入される物品等については、長期間あるいは高額なものも存在する。また、備蓄品としての性格から複数年の保存を前提としている。したがって、所管部課では、これらの物品が適切に保存されていることを定期的に確認することを検討すべきである。

4. 福祉部

(1) 福祉推進課

① 社会福祉協議会助成金

(ア) 補助金等の概要

補助金等の名称	社会福祉協議会助成金					
補助金等の性格	運営費 <input checked="" type="radio"/> 事業費 <input type="radio"/> その他					
補助事業の開始年度	不明					
補助事業の終了予定年度	有 (年度) <input type="radio"/> <input checked="" type="radio"/> 無					
終了予定年度が設定されていない理由	社会福祉協議会はボランティア活動や地域福祉推進の担い手であり、公共性・公益性の高い非営利団体であるため、継続して支援の必要性がある。					
根拠法令（交付要綱）等	社会福祉法人に対する助成の手続きを定める条例、社会福祉法人に対する助成の手続きを定める条例施行規則					
財源の内訳	国 0% 県 0% 市 100% その他 0%					
交付先（団体の場合には、令和2年度の交付額上位3団体の名称）	社会福祉法人越谷市社会福祉協議会					
交付先件数	1件					
交付目的	地域福祉を中心に事業を展開する民間の社会福祉団体である越谷市社会福祉協議会の組織体制及び事業の強化・充実を図り、すべての人々が住み慣れた地域で安心して暮らせるように地域福祉事業の充実を図る。					
対象経費	事業費					
算定方法	助成金算出年度の当該団体予算書から、助成金対象事業の人件費、事業費、事務費等を確認し、その金額から租税公課を除き、補助基準に従い4分の3の金額を算定。その金額より、収入（その他受託金）を除いた額が支給対象額となる。その金額と予算額を比較し、助成金の金額を決定している。					
支払方法	完了払 <input type="radio"/> <input checked="" type="radio"/> 前金払 <input type="radio"/> 概算払 <input type="radio"/> その他 ()					
交付先からの事業報告書の入手の有無	<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無					
交付先からの決算書の入手の有無	<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無					
補助制度の周知方法（追加）	団体への案内					
効果の内容	活動の促進・支援					
効果測定の方法	<input checked="" type="radio"/> 数値 <input type="radio"/> アンケート <input type="radio"/> 市民等からの声・評判 <input type="radio"/> その他 ()					
効果測定の方法が数値である場合の具体的な数値の内容	ふれあいサロン参加者数					
過去5年の交付実績・予算	(単位：千円)					
年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
予算	95,000	95,000	97,000	95,000	95,000	103,000
決算	95,000	95,000	97,000	95,000	95,000	
予算と決算との乖離（不用額）が予算に対して30%超える場合の理由						
効果測定の数値	(単位：人)					
年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
実績	25,651	30,943	37,766	38,684	8,781	

(イ) 概要の補足

1) 社会福祉協議会

社会福祉協議会は、民間の社会福祉活動を推進することを目的とした営利を目的としない民間組織である。昭和26年(1951年)に制定された社会福祉事業法(現在の「社会福祉法」)に基づき、設置されている。社会福祉協議会は、それぞれの都道府県、市区町村で、地域に暮らす住民のほか、民生委員・児童委員、社会福祉施設・社会福祉法人等の社会福祉関係者、保健・医療・教育など関係機関の参加・協力のもと、地域の人びとが住み慣れたまちで安心して生活することのできる「福祉のまちづくり」の実現をめざしたさまざまな活動をおこなっている。

たとえば、各種の福祉サービスや相談活動、ボランティアや市民活動の支援、共同募金運動への協力など、全国的な取組から地域の特性に応じた活動まで、さまざまな場面で地域の福祉増進に取り組んでいる。

住民のもっとも身近な地域で活動しているのが市区町村社会福祉協議会(市区町村社協)である。高齢者や障害者の在宅生活を支援するために、ホームヘルプサービス(訪問介護)や配食サービスをはじめ、さまざまな福祉サービスをおこなっているほか、多様な福祉ニーズに応えるため、それぞれの社協が地域の特性を踏まえ創意工夫をこらした独自の事業に取り組んでいる。

地域のボランティアと協力し、高齢者や障害者、子育て中の親子が気軽に集える「サロン活動」を進めているほか、社協のボランティアセンターではボランティア活動に関する相談や活動先の紹介、また、小中高校における福祉教育の支援等、地域の福祉活動の拠点としての役割を果たしている。社会福祉協議会は、地域のさまざまな社会資源とのネットワークを有しており、多くの人びととの協働を通じて地域の最前線で活動している。

(社団法人全国社会福祉協議会ホームページより)

2) 越谷市社会福祉協議会の主な事業

越谷市社会福祉協議会の主な事業は、ボランティア活動者の養成や福祉教育の推進、ふれあいサロンの拡充、ファミリー・サポート・センターや子育てサロンの運営、老人福祉センターや障害者福祉センターの運営、福祉サービス利用援助の推進、総合的な福祉相談の実施など、社会福祉の全般にわたり、きめ細かな福祉活動を進めている。

また、介護保険事業では、利用計画書を作成する支援事業所と、ホームヘルプサービスを提供する事業所として、積極的に取り組んでいる。なお、介護保険の対象外となった方、高齢者の生きがいや寝たきり予防のための各種在宅福祉サービスの充実にも努めている。

(越谷市ホームページより)

3) ふれあいサロン

越谷市社会福祉協議会では、地域の身近な場所で、住民の方が自主的・主体的に活動を行う「ふれあいサロン」の設置を推進している。

「ふれあいサロン」は家に閉じこもりがちな高齢者や子育て中の親などを対象に参加者同士の交流や情報交換の場、気軽に立ち寄れる居場所として機能している。また、自治会やマンション単位で行う高齢者の見守り活動やコミュニティ活動の一つとして大きな関心が寄せられている。

参加者と共に活動を企画・検討、進行し、気軽に、楽しく、無理なく参加できる内容が望ましいものと考えている。例として、茶のみ・会食・健康相談・ストレッチ体操・小物作りなど、地域にあったさまざまな活動が行われている。

4) 根拠法令等

越谷市社会福祉協議会に対する助成金の根拠となる法令は、以下のとおりである。

- ・ 社会福祉法人に対する助成の手続きを定める条例
- ・ 社会福祉法人に対する助成の手続きを定める条例施行規則

なお、同協議会に対する助成金については、補助金作成要綱は作成されていない。

5) 他市比較

一人あたり補助金等の金額を埼玉県と同規模の中核市あるいは近隣市と比較すると、以下のとおりである。

	経常経費補助金等収入 A (令和2年度、円)	推計人口 B (2021年7月、人)	A/B(円)
越谷市	117,489,870	342,154	343
春日部市	78,213,500	229,371	341
草加市	93,543,370	248,520	376
川口市	193,970,326	594,239	326
川越市	222,083,980	355,096	625

各市の社会福祉法人協議会の決算書より

(注) 経常経費補助金等収入には、各市からの補助金等と埼玉県社会福祉協議会からの交付金とで構成される

川越市を除き、一人当たりの補助金等の金額は、ほぼ同額である。

6) 助成金の交付方法

越谷市社会福祉協議会に対する助成金は、年度当初（4月）に前金払いで交付される。支出負担行為書には、その理由が以下のように記載されている。

理由 社会福祉協議会助成金は、事業を実施するための人件費を含むため

7) 効果測定の数値について

越谷市社会福祉協議会は、多数の事業を行っているため、当助成金に対する効果測定は、助成対象事業のうちの主たる事業である地域福祉事業のうちで客観的な数値を把握できる「ふれあいサロン」の参加者数を採用している。

令和2年度において、同数は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により激減しているが、令和元年度以前においては順調に増加していたため、当助成金の効果があったものと考えられる。

(ウ) 監査手続

- 1) 当補助金に係る概要を把握し、関連する法令、条例、規則等を閲覧した。
- 2) 当補助金に係る資料（申請書、支出負担行為書、助成決定通知書、支出命令書、事業実績報告書、事業報告・決算書）を入手し、その内容（整合性及び承認証跡）を検証した。
- 3) 当補助金に関連するデータを入手し、年度推移や関連する指標との関係を分析した。
- 4) 担当部署の担当者に質問を実施した。

(エ) 指摘と意見

1) 交付目的の明文化について【指摘】

社会福祉協議会に対する助成金の交付の根拠は、以下の条例、施行規則であるが、いずれも助成の手続きを定めるものであり、助成の目的は記載されていない。

- ・ 社会福祉法人に対する助成の手続きを定める条例
- ・ 社会福祉法人に対する助成の手続きを定める条例施行規則

また、他の補助金等と異なり補助金交付要綱は作成されていない。

この点について、所管部課担当者に質問したところ、以下の結果であった。

社会福祉協議会は、社会福祉法において、全国の市町村、都道府県・指定都市、中央の各段階に組織され、地域福祉を推進する団体と位置づけられている。

地域福祉推進の中核的な存在として、福祉事業者間の連携や自助・互助と呼ばれる住民参加による地域福祉の推進など、民間企業やNPO法人等が不採算のため、取組が難しい事項な

どに積極的に取り組んでいる。

このように、民間の社会福祉法人でありながら、他の社会福祉団体等と比較しても、極めて公共性の高い、他に類のない特殊な団体であり、市と一体的な側面を持っている。

社会福祉協議会の財源は、会員会費や財産収入、事業収入などがあるが、社会福祉協議会に期待される地域福祉推進事業を実施するには、事業実施に必要な運営費が必要となる。そこで、市ではこれまで長きにわたり、事業実施に必要な運営費を助成してきた経過がある。

地域福祉の推進に向けた事業の企画においては、社会福祉協議会の独自性を尊重しながらも、市が期待する取組についても踏まえて実施していることから、毎年度当初予算の調整の中で、事業内容及び助成金額についても協議してきた経過がある。

このような理由から、個別の交付要綱をこれまで整備してこなかったことが考えられる。

上記のような社会福祉協議会の位置づけと越谷市との特別な関係は、その沿革と経緯から理解できるものである。しかしながら、独立した社会福祉法人に対して、補助金等の交付が行われる場合には、その目的を明確化するために明文化する必要がある。特に、社会福祉協議会のような多数の事業を行っている法人に対する補助金等は、その交付目的が曖昧なものとなり、当補助金等が固定化され、既得権化される危険性がある。したがって、社会福祉協議会に対する助成金についても他の補助金等と同様に交付要綱を制定し、その交付目的を記載する必要がある。なお、その場合には、上記のような同協議会と越谷市との密接な関係を考えると、同協議会の独立性を明確化するためにも、より具体的な目的を明記すべきである。

【指摘 7】 交付目的の明文化について

当助成金の交付の根拠は、条例、施行規則であるが、いずれも助成の手続きを定めるものであり、助成の目的は記載されていない。また、当助成金については、要綱等は制定されていない。当助成金の交付目的を明確化するため、条例、施行規則の改正あるいは要綱等の制定が必要である。

2) 助成金の性格について【意見】

事前アンケートの記載には、補助金等の性格について、「事業費」との記載があったが、「3) 助成金の算定方法について」に記載のとおり、実質的には「運営費」である。

これは、平成 25 年に越谷市での補助金の見直しを行った際に、運営費に対する補助金等は認められないとの決定が行われ、同助成金についても形式的に事業費に分類されたものである。

したがって、越谷市は同助成金を運営費に対する助成金として取り扱い、「補助金等に対

する調書」においても分類1を事業費補助ではなく、運営費補助として取り扱う必要がある。

【意見 28】 助成金の性格について

事前アンケートの回答では、当助成金の性格は事業費である旨の回答であったが、後述の「3) 助成金の算定方法について」に記載のとおり、実質的には運営費補助と考えられるため、補助金等の評価では運営費補助として評価すべきである。

3) 助成金の算定方法について【意見】

当助成金は、以下のように算定される。

令和元年度予算額（助成対象事業のみ）		単位：千円
人件費	176,753	
事業費	24,630	
事務費	33,013	
その他	26,028	
合計	260,424	①
歳出事務費租税公課	636	②
令和元年度予算額（助成対象事業のみ）		
市受託金	53,200	
その他受託金	19,295	
合計	72,495	③
助成対象額A	122,346	$= (① - ②) * 3/4$ （注） - ③
（注） 準公的団体補助：補助基準（平成11年3月3日市長決裁）		
令和2年度当初予算B	95,000	
A > B より、助成金は、B 95,000千円となる		

したがって、令和2年度の助成対象額と助成金との差額は、27,346千円（122,346千円－95,000千円）となる。越谷市社会福祉協議会は、上記の金額を自己収入でカバーする必要

があるが、助成対象事業が社会福祉事業であることから、その自己収入の多くが経費補助金収入及び都道府県・市町村からの受託金収入であり、当該不足分を自己収入でカバーすることはできず、繰越金の取崩しやパート・アルバイト等の活用による人件費の削減でカバーしているのが現状である。

過去5年間の差額の推移は以下のとおりである。

	助成対象額と予算額との差額の推移		単位：千円
年度	助成対象額 A	予算額 B	差額(B-A)
令和2年度	122,346	95,000	-27,346
令和元年度	122,416	95,000	-27,416
平成30年度	109,859	97,000	-12,859
平成29年度	106,769	95,000	-11,769
平成28年度	105,595	95,000	-10,595

福祉総務課のデータより

なお、令和2年度の社会福祉事業の事業活動資金収支差額は、18,434千円のプラスであるが、これは、受託金収入のうちの都道府県社協受託金収入-生活福祉資金貸付事業受託金収入の増加（予算 4,563千円、決算 39,648千円、差額 △35,085千円）によるものである。これは、以下のように一時的な要因によるものである。

生活福祉資金貸付制度では、新型コロナウイルス感染症の影響により、貸付の対象世帯が低所得世帯以外に拡大され、休業や失業等により生活資金にお悩みの方々に向けて、緊急小口資金等の特例貸付が実施されることとなった。当該事業について、同協議会が受託することとなったことに伴い、受託金収入が増額となったものである。

同協議会の継続性を考えると、上記の差額が経常化している現状は問題である。同協議会の自己収入増加のための一層の努力やコストの見直しを行うことを前提として、予算額の算定方法の見直しを検討すべきである。

【意見 29】 助成金の算定方法について

補助事業の助成対象額と予算額との差額は、過去5年間にわたり継続してマイナスである。補助事業者の継続性を考えた場合には、当該マイナスが継続することは問題であるため、当該マイナスの原因を調査し、その対応を検討すべきである。

② 民生・児童委員活動助成金

(ア) 補助金等の概要

補助金等の名称	民生・児童委員活動助成金					
補助金等の性格	運営費 <input checked="" type="radio"/> 事業費 <input type="radio"/> その他 <input type="radio"/>					
補助事業の開始年度	不明					
補助事業の終了予定年度	有 (年度) <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>					
終了予定年度が設定されていない理由	身近な福祉の相談役として地域で活発な活動ができるよう、地域、福祉団体、行政等と連携した取組を促進し、支援していく必要があるため。					
根拠法令(交付要綱)等	越谷市民生児童委員活動助成金交付要綱					
財源の内訳	国 0% 県 0% 市 100% その他 0%					
交付先(団体の場合には、令和2年度の交付額上位3団体の名称)	越谷市民生委員・児童委員協議会					
交付先件数	1件					
交付目的	民生委員・児童委員の活動を積極的に支援・促進し、地域福祉の向上を図る。					
対象経費	事業費					
算定方法	助成金を交付する年度の4月1日現在の民生委員の定数に18,600円以内で市長の定めた額を乗じて得た額。					
支払方法	完了払 <input type="radio"/> 前金払 <input checked="" type="radio"/> 概算払 <input type="radio"/> その他 () <input type="radio"/>					
交付先からの事業報告書の入手の有無	<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無					
交付先からの決算書の入手の有無	<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無					
補助制度の周知方法(追加)	団体への案内					
効果の内容	活動の促進・支援					
効果測定の方法	<input checked="" type="radio"/> 数値 <input type="radio"/> アンケート <input type="radio"/> 市民等からの声・評判 <input type="radio"/> その他 () <input type="radio"/>					
効果測定の方法が数値である場合の具体的な数値の内容	民生委員・児童委員協議会の開催回数					
過去5年の交付実績・予算						(単位:千円)
年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
予算	8,240	8,240	8,240	8,240	8,430	8,430
決算	8,239	8,239	8,239	8,239	8,425	
予算と決算との乖離(不用額)が予算に対して30%超える場合の理由						
効果測定の数値						(単位:回)
年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
実績	183	186	186	186	115	

(イ) 概要の補足

1) 民生委員・児童委員

民生委員は、民生委員法に基づき、厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員である。給与の支給はなく（無報酬）、ボランティアとして活動している（任期は3年、再任可）。また、民生委員は児童福祉法に定める児童委員を兼ねることとされている。民生委員・児童委員は、人格識見高く、広く地域の実情に通じ、社会福祉の増進に熱意のある人など、民生委員法に定める要件を満たす人が委嘱される。市町村ごとに設置される民生委員推薦会による選考等、公正な手続きを経て推薦、委嘱がなされている。民生委員・児童委員制度は全国統一の制度であり、すべての市町村において、一定の基準に従いその定数（人数）が定められ、全国で約23万人が活動している。民生委員・児童委員は、自らも地域住民の一員として、それぞれが担当する区域において、住民の生活上のさまざまな相談に応じ、行政をはじめ適切な支援やサービスへの「つなぎ役」としての役割を果たすとともに、高齢者や障がい者世帯の見守りや安否確認などにも重要な役割を果たしている。

（全国民生委員・児童委員連合会 ホームページより）

2) 民生委員・児童委員の基本的な活動

民生委員・児童委員の基本的な活動は、以下のとおりである。

- 1 相談のはたらき……地域住民が抱える問題について相手の立場に立ち、親身になって相談にのる。
- 2 情報提供のはたらき……社会福祉の制度やサービスについて、その内容や情報を住民に的確に提供する。
- 3 連絡通報のはたらき……住民が、個々の福祉ニーズに応じた福祉サービスが得られるよう関係行政機関、施設・団体等に連絡し、必要な対応を促すパイプの役割をつとめる。
- 4 調整のはたらき……住民の福祉ニーズに対応し、適切なサービスの提供が図られるように支援する。
- 5 社会調査のはたらき……担当区域内の住民の生活実態や福祉ニーズを日常的に把握する。
- 6 生活支援のはたらき……住民の求める生活支援活動を自ら行い、支援体制をつくっていく。
- 7 意見具申のはたらき……活動を通じて得た問題点や改善策について取りまとめ、必要に応じて民生委員児童委員協議会を通して関係機関などに意見を提起する。

（越谷市ホームページより）

3) 越谷市の民生委員・児童委員の構成

令和2年度の越谷市の民生委員・児童委員の定数は453名（令和2年4月1日の実数は417名）である。越谷市の民生委員・児童委員は、越谷市民生委員・児童委員協議会に属し、同協議会は、越谷市内の13地区の地区協議会で構成される。

また、地区ごとの定員、実数は、以下のとおりである。

■ 民生委員・児童委員の推薦候補者（地区別調整状況一覧）										R2. 4. 1 現在
地区・民児協	① 民生委員・児童委員			② 主任児童委員						充足率
	定数	委員数	未定	定数	委員数	未定	定数	委員数	未定	
桜井地区	49	43	6	3	3	0	52	46	6	88.5%
新方地区	21	21	0	2	2	0	23	23	0	100.0%
増林地区	33	33	0	2	2	0	35	35	0	100.0%
大袋地区	58	55	3	3	3	0	61	58	3	95.1%
荻島地区	15	15	0	2	2	0	17	17	0	100.0%
出羽地区	37	37	0	3	3	0	40	40	0	100.0%
蒲生地区	57	53	4	3	2	1	60	55	5	91.7%
川柳地区	11	11	0	2	2	0	13	13	0	100.0%
大相模地区	30	22	8	2	2	0	32	24	8	75.0%
大沢地区	28	23	5	2	2	0	30	25	5	83.3%
北越谷地区	15	13	2	2	1	1	17	14	3	82.4%
越ヶ谷地区	25	24	1	2	2	0	27	26	1	96.3%
南越谷地区	43	38	5	3	3	0	46	41	5	89.1%
合計	422	388	34	31	29	2	453	417	36	92.1%

福祉総務課作成資料より

4) 助金等の算定方法

越谷市民生児童委員活動助成金交付要綱第 2 条の規定に基づき、助成金の金額は以下のように算定される。

助成金の額は、助成金を交付する年度の 4 月 1 日現在の民生委員の定数に 18,600 円以内で市長の定める額を乗じて得た額とする。

令和 2 年度の補助金の算定は、以下のとおりである（越谷市民生児童委員活動助成金交付申請書）。

$$18,600 \text{ 円} \times 453 \text{ 人} = 8,425,800 \text{ 円}$$

5) 助成金の交付方法

越谷市からの助成金は、越谷市民生委員・児童委員協議会に一括して交付され、その後、各地区の協議会に交付される。なお、福祉総務課が、各地区の協議会の事務局を兼務しているため、支払手続きは、同課で行われている。

なお、当該助成金は、越谷市民生児童委員活動助成金交付要綱第 6 条の規定に基づき、前金払いで交付される。これは、同協議会が前年度繰越金（令和 2 年度の場合には、1,659,702 円）を除いて手元資金を有してないため、同協議会の活動資金を各年度の早い時期に交付する必要があるためである。

(ウ) 監査手続

1) 当補助金に係る概要を把握し、関連する法令、条例、規則、要綱等を閲覧した。

2) 当補助金に係る資料（越谷市民生児童委員活動助成金交付申請書、支出負担行為書、支出命令書、越谷市民生児童委員活動助成金事業等実績報告書、越谷市民生委員・児童委員協議会総会資料）を入手し、その内容（整合性及び承認証跡）を検証した。

3) 当補助金に関連するデータ（民生委員・児童委員の定数及び実数）を入手し、年度推移や関連する指標との関係を分析した。

4) 担当部署の担当者に質問を実施した。

(エ) 指摘と意見

1) 助成金の算定方法について【意見】

越谷市民生児童委員活動助成金交付要綱第 2 条の規定に基づき、助成金の金額は、民生委員・児童委員の実数ではなく、定数を基準として算定される。

令和 2 年 4 月 1 日現在の実数は、417 名であるため、定数 453 名との差額について、合理的な説明が必要である。

この点について、所管部課の担当者に質問したところ、以下の回答であった。
歳出については、実数に係わらず固定的な費用が多いためである。

同協議会及び各地区の決算書を閲覧したところ、確かに負担金、事業費（地区活動費）、部会活動費等の固定的な費用が多い。一方で、研修費、会議費（印刷、郵送、お茶）、互助費（慶弔）等の実数に比例する費用も散見された。

したがって、助成金の算定については、定数だけではなく、実数を考慮することも必要である。

【意見 30】 助成金の算定方法について

当助成金の算定については、補助事業者の民生委員・児童委員の定数に基づき算定される。しかしながら、補助事業者の費用のなかには、同委員の実数に比例する費用もあるため、当助成金の算定には同実数も考慮する必要がある。

2) 効果測定の数値について【意見】

当助成金の効果測定の数値は、民生委員・児童委員協議会の開催回数により行われている。確かに民生委員・児童委員の活動を促進するために同協議会を開催することは有益であるが、効果測定には、民生委員・児童委員に活動により直接的に関連する数値を効果測定の数値として使用すべきである。例えば、越谷市ホームページに掲載されている民生委員・児童委員の基本的な活動のうちの「相談のはたらき」を表す数値として、相談件数等があげられる。

【意見 31】 効果測定の数値について

当助成金の効果測定の数値は、民生委員・児童委員協議会の開催回数により行われている。効果測定には、民生委員・児童委員の活動により直接的に関連する数値を効果測定の数値として使用することが望ましい。

(2) 障害福祉課

① 越谷市地域活動支援センター事業等補助金

(ア) 補助金等の概要

補助金等の名称	越谷市地域活動支援センター事業等補助金
補助金等の性格	運営費 <u>事業費</u> その他
補助事業の開始年度	平成18年度
補助事業の終了予定年度	有(年度) <u>無</u>
終了予定年度が設定されていない理由	障がい者の自立支援のためには、継続的な支援が必要であるため。
根拠法令(交付要綱)等	越谷市地域活動支援センター事業補助金交付要綱
財源の内訳	(Ⅲ型 基礎的事業分) ※埼玉県障害福祉施設等支援事業費補助金交付要綱を参照。 国 % 県 % 市 % (Ⅰ・Ⅲ型 機能強化分) 国 40% 県 20% 市 40%
交付先(団体の場合には、令和2年度の交付額上位3団体の名称)	特定非営利法人視覚障がい者支援協会・ひかりの森(Ⅲ型) 医療法人 秀峰会(Ⅰ型) 社会福祉法人 草加市社会福祉事業団(市外Ⅱ型)
交付先件数	6件
交付目的	障がい者等の地域生活支援の促進を図るため。
対象経費	(Ⅰ型事業) ・指導員の人件費及び旅費、需用費、役務費、使用料、賃貸料その他地域活動支援センター事業に要する経費 (Ⅱ型事業) ・事業に要する人件費、事務費及びその他地域活動支援センター事業に要する経費 ・利用者に対し、入浴サービスを行った場合の経費 ・利用者の居宅と施設との送迎を行った場合の経費 ※現在、市内にⅡ型の設置がないため、設置されている市の要綱に基づき、補助金を交付している。 (Ⅲ型事業) ・指導員の人件費及び旅費、需用費、役務費、使用料、賃貸料その他地域活動支援センター事業に要する経費 ・就労支援員の配置に要する人件費等の経費 ・看護師に配置に要する人件費等の経費 ・施設の建物を契約により賃借している場合の経費 ※現在、設置している施設では、看護師が配置されていない為、補助金に該当しない。
算定方法	越谷市地域活動支援センター事業補助金交付要綱の第5条1項の別表第1, 2, 3に基づいて算出。
支払方法	<u>完了払(Ⅱ型事業)</u> ・前金払 <u>概算払(Ⅰ型、Ⅲ型事業)</u> その他()
交付先からの事業報告書の入手の有無	<u>有</u> 無
交付先からの決算書の入手の有無	<u>有</u> 無
補助制度の周知方法(追加)	現存の施設に対する補助であるため、周知はしていない。
効果の内容	実利用人数・施設数
効果測定の方法	<u>数値</u> アンケート 市民等からの声・評判 その他()
効果測定の方法が数値である場合の具体的な数値の内容	・実績報告書において報告された当該年度の実利用人数及び登録者数から算出。 ・越谷市が設置承認をした施設の数

過去5年の交付実績・予算						(単位：千円)
年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
予算	86,500	55,777	33,000	32,000	32,000	32,000
決算	85,338	51,839	30,222	31,603	30,387	
予算と決算との乖離（不用額）が予算に対して30%超ある場合の理由						
効果測定の数値						(単位：人、施設)
年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
実績（実利用人数）	213	207	118	117	128	
実績（施設数）	10	7	5	6	6	

(イ) 概要の補足

1) 地域活動支援センターの目的等

障がい者に対するサービスについては、大きく分けて障害福祉サービスと地域生活支援事業の2つがある。地域活動支援センターは、地域生活支援事業の中の市町村必須事業となり、地域の特性に合わせて、市町村が必ず設置するものである。地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、創作的活動又は生産活動の機会の提供及び社会との交流の促進を図るとともに、日常生活の支援、相談、生活訓練、作業訓練等を行うことを目的としている。

その内容は、「基礎的事業」と「機能強化事業」に分けられる。基礎的事業とは、その目的どおり創作的活動又は生産活動の機会の提供及び社会との交流の促進を図る事業であり、創作的活動、レクリエーション活動、屋外での課外活動、自主製品の製作、軽作業全般、地域での交流イベント等が該当する。機能強化事業とは、基礎的事業を補完し、充実強化するものとして行う事業で、Ⅰ型事業、Ⅱ型事業及びⅢ型事業に細分される。

細分された各事業の概要は次のとおりである。

Ⅰ型事業：医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障がいに対する理解促進を図るための普及啓発等の事業

Ⅱ型事業：地域において就労が困難な障がい者等のための機能訓練、社会適応訓練、入浴サービス等を行う事業

Ⅲ型事業：地域の障がい者が通所し、生活訓練、作業訓練等必要な支援を受けるために行う事業

2) 越谷市における事業の状況

越谷市地域活動支援センター事業実施要綱に基づく基礎的事業及び機能強化事業に対して越谷市地域活動支援センター事業補助金交付要綱に従い、補助金を交付している。

令和2年度の補助金の交付状況内訳は下表のとおりである。

施設名	事業類型	延利用人数	補助金額
【市内】			
A 医療法人	I 型	5,393人	12,082,000円
B NPO法人	III型 B2	2,597人	16,117,000円
【市外】			
C 社会福祉法人	II 型	96人	729,288円
D 社会福祉法人	II 型	106人	965,664円
E 社会福祉法人	II 型	72人	442,080円
F NPO法人	II 型	11人	51,000円

障害福祉課作成資料より

(ウ) 監査手続

- 1) 当補助金に係る概要を把握し、関連する法令、条例、規則、要綱等を閲覧した。
- 2) 当補助金に係る資料（補助金交付申請書及び添付資料、支出負担行為書、支出命令書、補助金交付決定通知書、補助金交付請求書、支出金精算書、事業利用状況報告書）を入手し、その内容（整合性及び承認証跡）を検証した。
- 3) 当補助金に関連するデータ（第5次越谷市障がい者計画）を入手し、年度推移や関連する指標との関係を分析した。
- 4) 担当部署の担当者に質問を実施した。

(エ) 指摘と意見

1) 事業仕入に係る消費税相当額報告書について【指摘】

越谷市地域活動支援センター事業補助金交付要綱には、消費税仕入控除税額等についての規定はない。当該規定の必要性の理由は、以下のとおりである。

消費税の納付税額は、課税期間中の課税売上げに係る消費税額からその課税期間中の課税仕入れ等に係る消費税額(仕入控除税額)を控除して計算する。したがって、交付先の事業者が消費税課税事業者である場合、補助金の対象となる経費に消費税が含まれていると、その仮払消費税相当額が、消費税納税額の減少を通じて、交付先事業者の手元に残る可能性がある。そのような場合は、相当額を交付先事業者から返還させる措置をとる必要がある。

この点につき、所管部課担当者に確認したところ、以下のとおりであった。

補助事業者が消費税課税事業者であるかどうかの確認は税務署等に行っていない。しか

しながら、地域活動支援センター事業等補助金に関しては、非課税売上になること及び補助対象経費の過半が課税仕入とならない。不課税取引に該当する人件費である。よって、消費税納税額の減少を通じて、その相当額が交付先事業者の手元に残る可能性は低く、仮に生じたとしても、その額は極めて少ないと思われる。

当補助金等の補助事業者が課税事業者である可能性がある以上、上述の必要性はあるため、当該補助事業者が課税事業者であるかどうか、該当する場合には補助金に係る消費税仕入控除税額の確認が必要である。

したがって、同要綱には、補助金に係る消費税仕入控除税額に係る規定を追加し、当該規定の実効性を確保するため、所管部課は、当該補助事業者が課税事業者であるかどうかの確認を行うことが必要である。

なお、越谷市の他の補助金要綱では、以下の規定を設けているものもある。

越谷市特別認定農業者補助金交付要綱

(消費税仕入控除税額等の確定に伴う補助金の返還)

第 13 条の 2 補助事業者は、補助事業の完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合には、速やかに当該消費税仕入控除税額等を越谷市特別認定農業者補助事業仕入れに係る消費税等相当額報告書(第 9 号様式)により市長に報告しなければならない。

また、上記の規定の実効性を確保するため、上記の補助金等の所管部課では補助事業者が、以下のいずれかに該当するかどうかの確認を行っている。

- ・ 消費税課税事業者でないこと
- ・ 簡易課税方式により申告していること
- ・ 補助対象経費にかかる消費税を、個別対応方式において非課税売上のみならず要するものとして申告していること

なお、上記の場合に加えて、以下の場合にも、補助金等の対象経費が仕入税額控除の対象となることはない。

- ・ 特定収入割合が 5%を超えていること
- ・ 補助対象経費が人件費等の不課税仕入・非課税仕入のみとなっていること

【指摘 8】 事業仕入に係る消費税相当額報告書について

当補助金要綱には、補助金に係る消費税仕入控除税額に係る規定を追加し、当該規定の実効性を確保するため、所管課は、当該補助事業者が課税事業者であるかどうかの確認を行うことが必要である。

(3) 地域包括ケア推進課

① 軽費老人ホームサービス提供経費補助金

(ア) 補助金等の概要

補助金等の名称	軽費老人ホームサービス提供経費補助金							
補助金等の性格	○運営費 事業費 その他							
補助事業の開始年度	平成27年度							
補助事業の終了予定年度	有(年度) ○無							
終了予定年度が設定されていない理由	軽費老人ホームへの継続的な運営支援が目的であるため。							
根拠法令(交付要綱)等	<ul style="list-style-type: none"> ・越谷市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年12月22日 条例第68号) ・軽費老人ホームの利用料等に係る取り扱い指針について(平成20年5月30日付老発第0530003号厚生労働省老健局長通知) ・越谷市軽費老人ホームのサービスの提供に要する費用補助金交付要綱(平成27年3月31日告示第102号) ・越谷市軽費老人ホーム利用料等取扱基準(平成27年3月20日市長決裁 一部改正令和2年3月24日市長決裁) 							
財源の内訳	国	%	県	%	市	100 %	その他	%
交付先(団体の場合には、令和2年度の交付額上位3団体の名称)	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉法人 寛友会 コスモ越谷 ・社会福祉法人 越寿会 リバティールガーデン 							
交付先件数	2件							
交付目的	軽費老人ホームは入居者の経済的負担を軽減するため収入に応じてサービス費用の一部を減免しており、その減免額に対し補助金を交付することで、運営支援を行うため。							
対象経費	市内に設置する軽費老人ホームのサービスの提供に要する費用(費用実支出額(年額)と費用助成基準額(年額)のいずれか少ない方)から、入所者からの徴収額を差し引いた額							
算定方法	毎年5月30日までに当該年度の申請を受ける。申請額は見込み額となるため、補助金は年3回(概算払)に分けて交付する。3回目の交付前に、必要に応じて変更申請を受け付け、提出があった場合には変更交付決定額に基づき第3回目を交付する。補助金額の最終決定は、翌年度の実績報告で行い、精算処理を行う。							
支払方法	完了払	前金払	○概算払	その他()				
交付先からの事業報告書の入手の有無	○有 無							
交付先からの決算書の入手の有無	○有 無							
補助制度の周知方法(追加)	特になし(2団体のみのため、個別に対応することとする)							
効果の内容								
効果測定の方法	数値 アンケート 市民等からの声・評判 その他()							
効果測定の方法が数値である場合の具体的な数値の内容								
過去5年の交付実績・予算	(単位:千円)							
年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度		
予算(平成30年度~令和2年度は修正後)	56,000	56,000	59,600	58,800	61,000	59,000		
決算	55,331	56,387	57,869	56,504	60,213			
		配当替388千円にて対応						
予算と決算との乖離(不用額)が予算に対して30%超える場合の理由								
効果測定の数値	(単位:)							
年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度		
実績								

(イ) 概要の補足

1) 軽費老人ホーム

軽費老人ホームは、60歳以上で自立して生活することに不安がある身寄りのない人や家族による援助を受けることが困難な人などが入居できる、老人福祉法で定められた施設である。食事サービス・生活支援の提供があるA型、自炊できることが条件のB型、全室個室で食事・生活支援サービスのついたケアハウス（C型）の3つのタイプがあるが、2008年から基準等が変わり、A型B型は新たには建てられないため減少傾向にあり、現状、ケアハウスに一本化の方向である。ケアハウスには「自立型」と「介護型」があり、どちらも比較的低い費用で利用できる。都市部で急速に進む高齢化に対応して、居室面積を狭くして利用料を低く抑え、低所得者を対象にした「都市型軽費老人ホーム」の設置が、首都圏、近畿圏など特定の地域で始まっている。

軽費老人ホームに対する補助金等の交付は、埼玉県の実業として行われてきたが、平成27年度の中核市への移行に伴い、当該業務は埼玉県から越谷市に移管された。

また、当補助金の交付対象となる軽費老人ホームは、いずれもケアハウス（C型）である。

2) 社会的な役割

地域包括ケアシステムのなかで介護保険制度の枠組みから外れる高齢者を地域で支え、生活支援するために、軽費老人ホームが有する多様な機能を活かし、地域住民や医療・保険・福祉関係者との連携をより強めながら、地域の中でソーシャルワーク機能を活用した支援を行い、新しい機能を発揮していくことが求められている。

3) 補助金の交付目的

当補助金の交付対象は2団体であるが、越谷市には、これら以外の軽費老人ホームはない。この背景には、これらの軽費老人ホームの竣工後（平成9年、平成11年）に、介護保険制度が改正され、同制度のサービスの多様化に対応して、高齢者生活支援が介護でカバーされることになったことがある。また、事業主体が社会福祉法人あるいは地方自治体に限定されること、施設整備についての補助金等が存在しないことにより、本市内においては新規の軽費老人ホームの建設が行われていない。

したがって、当補助金の交付目的は、現存の軽費老人ホーム2か所の維持と現在の入居者の支援にあると考えられる。

4) 交付対象の軽費老人ホームの概要

交付対象の軽費老人ホームの令和2年度における定員、平均入居者数および平均入居率は以下のとおりである。

社会福祉法人	施設名	定員（人）	平均入居者数（人）	平均入居率（％）
社会福祉法人 寛友会	ケアハウスコスモ越谷	55	50	91
社会福祉法人 越寿会	ケアハウスリパティールガーデン	50	38	76

（地域共生推進課作成資料より）

5) 補助金等の算定方法

越谷市軽費老人ホームのサービスの提供に要する費用補助金交付要綱第 3 条の規定に基づき、補助金の金額は以下のように算定される。

補助金の額は、サービスの提供に要する必要実支出額（年額）と越谷市軽費老人ホーム利用料等取扱基準（平成 27 年 3 月 20 日市長決裁）に定めるサービス提供に要する費用助成基準額（年額）を比較し、いずれか少ないほうの額から、入所者からのサービスの提供に要する費用徴収額を控除して得た額を限度とし、市長が定める額とする。

令和 2 年度の補助金の算定は、以下のとおりである。

						（単位：円）
社会福祉法人	施設名	総事業費 A	サービスの提供 に要する費用 実支出額 B	サービスの提供 に要する費用 基準額 C	サービスの提供 に要する費用 徴収額 D	補助金額 BとCを比較し、 小さい方からD を控除したもの
社会福祉法人 寛友会	ケアハウスコスモ越谷	55,292,000	55,167,000	40,881,366	11,229,600	29,651,766
社会福祉法人 越寿会	ケアハウスリパティールガーデン	110,542,895	41,506,626	38,092,776	7,531,500	30,561,276

（越谷市軽費老人ホームのサービスの提供に要する費用補助金所要額調書より作成）

（ウ） 監査手続

- 1) 当補助金に係る概要を把握し、関連する法令、条例、規則、要綱等を閲覧した。
- 2) 当補助金に係る資料（越谷市軽費老人ホームのサービスの提供に要する費用補助金交付申請書、支出負担行為書、支出命令書、越谷市軽費老人ホームのサービスの提供に要する費用補助金に係る事業実績報告書、社会福祉法人の決算書）を入手し、その内容（整合性及び承認証跡）を検証した。
- 3) 当補助金に関連するデータ（軽費老人ホームの定員、入居者数）を入手し、年度推移や関連する指標との関係を分析した。
- 4) 担当部署の担当者に質問を実施した。

（エ） 指摘と意見

- 1) 効果測定の数値について【意見】

当補助金の効果測定の数値は、所管部課では、特に把握はしていない。
この点について、所管部課担当者に対して質問を行ったところ、以下のような回答であった。

当補助金の交付事業は、継続的な社会福祉に関わる事業であるため、数値により補助金の効果を測定することは困難である。

確かに社会福祉事業のための補助金等については、その他の事業に交付される補助金等に比して数値による効果に馴染まない点はある。しかしながら、補助金として、その交付額の根拠及びその効果検証のため、何らかの数値目標を設定することを検討する必要がある。

当補助金の場合には、前述の補助金の交付目的を前提とすると、軽費老人ホームの入居者数あるいは入居率を効果測定の数値とすることが考えられる。

【意見 32】 効果測定の数値について

所管課は、当補助金等の効果測定の数値は把握していない。交付事業の性格から直接的な指標となる数値を入手することができない場合であっても、間接的な数値が入手できる場合には、これらの数値を効果測定の数値とすべきである。

2) 対象経費の確認について【指摘】

越谷市軽費老人ホームのサービスの提供に要する費用補助金交付申請書の添付資料である補助金所要額内訳書に基づき、総事業費のうちのサービス提供に要する費用対象経費を判定している。令和2年度の総事業費には、修繕費（コスモ越谷 4,500 千円、リバティールガーデン 2,180 千円）が計上されているが、その内容を検討することなく、その全額をサービス提供に要する費用対象経費としている。

越谷市軽費老人ホームのサービスの提供に要する費用補助金交付要綱第2条第3項の規定では、固定資産の価値が増加するような改良に係る経費等については、補助金の交付対象となる経費としない旨が記載されている。

したがって、上記の修繕費の中に固定資産の価値が増加する支出（いわゆる資本的支出）が含まれていないかの確認を行う必要がある。具体的には、修繕費のなかに法人税法基本通達 7-8-1 に列挙されているものがないかどうかを社会福祉法人の経理担当者にヒアリングで確認することが考えられる。

法人税法基本通達 7-8-1 の記載は、以下のとおりである。

7-8-1 法人がその有する固定資産の修理、改良等のために支出した金額のうち当該固定

資産の価値を高め、又はその耐久性を増すこととなると認められる部分に対応する金額が資本的支出となるのであるから、例えば次に掲げるような金額は、原則として資本的支出に該当する。(昭55年直法2-8「二十六」により追加)

- (1) 建物の避難階段の取付等物理的に付加した部分に係る費用の額
- (2) 用途変更のための模様替え等改造又は改装に直接要した費用の額
- (3) 機械の部分品を特に品質又は性能の高いものに取り替えた場合のその取替えに要した費用の額のうち通常の見取替の場合にその取替えに要すると認められる費用の額を超える部分の金額

(注) 建物の増築、構築物の拡張、延長等は建物等の取得に当たる。

【指摘9】対象経費の確認について

対象経費のうちで、対象外経費(資本的支出)となる可能性の費用(多額の修繕費等)がある場合には、所管課はその内容を確認すべきである。

3) 事業実績報告書の添付資料について【指摘】

補助金交付要綱の第11条によれば、事業実績報告書の添付資料として、当該年度の決算書抄本(または見込書抄本)を添付しなければならないとある。()内で見込書としている理由は、以下のとおりである。

3月決算の社会福祉法人については、決算書は6月に開催される理事会の承認をもって確定することから、事業実績報告書の提出時点では、見込書を添付資料として提出し、後日決算書類を提出することとしているためである。(埼玉県も同様の運用である。)

しかしながら、令和2年度の事業実績報告書を確認したところ、ケアハウスコスモ越谷の場合、その添付資料として令和2年度の資金収支予算書が添付されていた。

この点について、所管部課担当者に確認したところ、以下の回答であった。

ケアハウスコスモ越谷については、令和2年度の事業報告書の提出の際には、見込書の提出はなかったため、添付された資金収支予算書に基づき、補助金の精算手続きを行った。

補助金の精算手続きの際には、補助金の交付要綱に従い、決算見込書を入手して、精算手続きを行うべきである。

なお、当該補助金の考え方として「サービスの提供に要する必要実支出額」と「サービス提供に要する費用助成基準額」を比較し、いずれか少ない方を元に算出しており、比較すると基準額(すべて越谷市軽費老人ホーム利用料等取扱基準に定められている)の方が少なくなるため、決算内容は算出及び補助金交付額に影響していない。

【指摘 10】 事業実績報告書の添付資料について

補助金の精算手続の際には、補助金の交付要綱に従い、必要な資料を入手して、精算手続きを行うべきである。

(4) 介護保険課

① 越谷市特別養護老人ホーム等整備促進事業費補助金

(ア) 補助金等の概要

補助金等の名称	越谷市特別養護老人ホーム等整備促進事業費補助金					
補助金等の性格	運営費 <u>事業費</u> その他					
補助事業の開始年度	平成27年度					
補助事業の終了予定年度	有(年度) <u>無</u>					
終了予定年度が設定されていない理由	特別養護老人ホームを創設する施設整備計画を継続して行っていることに加え、既存施設の修繕等についても補助メニューがあることから終了予定年度を設定していない					
根拠法令(交付要綱)等	越谷市特別養護老人ホーム等整備促進事業費補助金交付要綱					
財源の内訳	市 13.6% その他(市債) 86.4%					
交付先(団体の場合には、令和2年度の交付額上位3団体の名称)	特別養護老人ホーム等の施設整備を行う社会福祉法人					
交付先件数	2法人					
交付目的	特別養護老人ホームの開設					
対象経費	特別養護老人ホームの建設に係る施設整備費及び開設に伴う備品等の設備費					
算定方法	施設整備費：3,000千円/床(特養) 430千円/床(短期入所) 設備整備費：25,000千円/施設					
支払方法	完了払 前金払 <u>概算払</u> その他()					
交付先からの事業報告書の入手の有無	有 <u>無</u>					
交付先からの決算書の入手の有無	有 <u>無</u>					
補助制度の周知方法(追加)	市ホームページ、事業者公募のための公募要項内に記載					
効果の内容	特別養護老人ホームの開設、特別養護老人ホーム入所待機者の減少					
効果測定の方法	<u>数値</u> アンケート 市民等からの声・評判 その他()					
効果測定の方法が数値である場合の具体的な数値の内容	整備数(床数)を65歳以上の人口で除した割合。 第4次越谷市総合振興計画(後期)において目標値を設定する際、埼玉県が設定する目標値を参考として、令和2年度までに1.8%を目標とした。 特別養護老人ホームと同様に入所が可能な介護サービスとして特定施設入居者生活介護の整備も行っているため、令和元年度より特定施設入居者生活介護の整備数についても実績値に含めた。 両サービス種別の整備により令和2年度には目標値に達した。					
過去5年の交付実績・予算						(単位：千円)
年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
予算	175,300	530,000	0	121,000	534,000	0
決算	174,998	530,000	0	120,860	533,440	
予算と決算との乖離(不用額)が予算に対して30%超ある場合の理由						
効果測定の数値						(単位：)
年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
実績	1.16	1.40	1.40	1.53	1.85	

(イ) 概要の補足

1) 第8期越谷市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

平成27年度の中核市への移行に伴い、越谷市は、特別養護老人ホーム等の整備を促進するため、市内において特別養護老人ホーム等の施設整備を行う社会福祉法人に対し、補助金等を交付している。

第8期越谷市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（令和3年度から令和5年度）において、最終年度の令和5年度の介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の数値目標が設定され、令和元年度からの増加数に対応して、同補助金等が予算に計上されている。

同計画の数値目標は、以下のとおりである。

指標	現状（令和元年度）	令和5年度目標
介護老人福祉施設 （特別養護老人ホーム）	12施設（1,069床）	15施設（1,387床）

第8期越谷市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画より

2) 施設種別、整備区分、基準額、対象経費

具体的な施設種別、整備区分、基準額、対象経費は以下のとおりである。

施設種別	整備区分	基準額	対象経費
特別養護老人ホーム	創設	定員1人あたり 3,000千円	施設整備に必要な工事費 又は工事請負費（冷暖房 工事費、浄化槽工事費、 昇降機工事費又はスプリン クラー工事費を含み、 第4条各号に掲げる費用 （注）を除く）
	増床	定員1人あたり 2,160千円	
	改修増床	定員1人あたり 1,000千円	
	改築	定員1人あたり 3,000千円	
	大規模修繕	定員1人あたり 1,000千円	
老人短期入所施設	創設	定員1人あたり 430千円	施設整備に必要な需要費 （消耗品費）、備品購入 費又は工事請負費
養護老人ホーム	改築	定員1人あたり 3,000千円	
	大規模修繕	定員1人あたり 1,000千円	
特別養護老人ホーム	創設	1施設あたり 25,000千円	施設整備に必要な需要費 （消耗品費）、備品購入 費又は工事請負費
	増床		
養護老人ホーム	改築		

(注) 第4条各号に掲げる費用：越谷市特別養護老人ホーム等整備促進事業費補助金交付要綱第4条に規定される以下の費用		
(1) 土地の取得又は精緻に要する費用		
(2) 既存建物の取得（建物の新築に比べ、相当に効率的であると認められる場合におけるものを除く。）による費用		
(3) 職員の宿舍の整備に要する費用		
(4) その他補助事業に係る施設整備に要する費用として適当と認められない費用		

越谷市特別養護老人ホーム等整備促進事業費補助金交付要綱より

3) 総事業費及び補助金等

当補助事業の総事業費及び交付される補助金等の金額は、以下のとおりである。

法人名	総事業費A (千円)	補助金等B (千円)	比率B/A (%)
社会福祉法人 愛生福社会	1,496,562	329,300	22%
社会福祉法人 高志会	1,385,200	325,000	23%
		施設整備申請額内訳、支出命令書より	

(ウ) 監査手続

- 1) 当補助金に係る概要を把握し、関連する法令、条例、規則、要綱等を閲覧した。
- 2) 当補助金に係る資料（補助金交付申請書及び添付資料、実績報告書及び添付資料、支出負担行為書、支出命令書、補助金交付決定通知書、補助金交付請求書）を入手し、その内容（整合性及び承認証跡）を検証した。
- 3) 当補助金に関連するデータ（第8期越谷市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画）を入手し、年度推移や関連する指標との関係を分析した。
- 4) 担当部署の担当者に質問を実施した。

(エ) 指摘と意見

1) 概算払いについて【意見】

当該補助金等は、概算払いによって交付されている。

支出時期は、以下のとおりである。

着工年度：補助金等の総額の20%

法人名	金額 (千円)	支払日
社会福祉法人 愛生福社会	60,860	2020年3月25日
社会福祉法人 高志会	60,000	2020年3月9日
		支出命令書より

竣工年度：補助金等の総額の80%

法人名	金額（千円）	支払日
社会福祉法人 愛生福祉会	268,440	2021年1月18日
社会福祉法人 高志会	265,000	2021年2月25日
		支出命令書より

この点について、所管部課の担当者にヒアリングを行ったところ、その結果は、以下のとおりである。

越谷市特別養護老人ホーム等整備促進事業費補助金交付要綱第10条に基づき、概算払いを行っている。

越谷市特別養護老人ホーム等整備促進事業費補助金交付要綱第10条の規定は、以下のとおりである。

（補助金等の交付等）

第10条（越谷市補助金等の交付手続き等に関する）規則第18条第1項ただし書の規定により、補助金等の交付決定後に概算払いにより補助金等を交付する。

しかしながら、越谷市補助金等の交付手続き等に関する規則によれば、補助金等の交付時期は補助事業等が完了した後に交付することが原則である。また、着工時の支払金額は、補助金総額の約20%、補助対象事業の総事業費の約4%であるため、当該支払がないことが事業の開始に重大な影響を及ぼすものとは考えられない。

越谷市補助金等の交付手続き等に関する規則第18条の規定は、以下のとおりである。

（補助金等の交付時期）

第18条 市長は、第16条の規定により額を確定した補助金等を補助事業等が完了した後に交付するものとする。ただし、市長が補助金等の交付の目的を達成するため特に必要があると認めるときは、補助事業等の完了前に補助金等の全部又は一部を交付することができる。

したがって、所管部課では、越谷市特別養護老人ホーム等整備促進事業費補助金交付要綱第10条の規定を見直し、越谷市補助金等の交付手続き等に関する規則第18条にしたがって、完了払いを原則とし、特に事情がある場合には、概算払いを認めるように規定を修正することを検討すべきである。

【意見 33】 概算払いについて

越谷市補助金等の交付手続き等に関する規則によれば、補助金等は補助事業等が完了した後に交付することが原則である。当補助金等交付要綱においても、同規則に従い、補助金等の交付は、補助事業等の完了後とすることを原則とし、特に事情がある場合には、補助事業等の完了前に交付することができるよう、規定の修正を検討すべきである。

2) 補助金等の交付先の財務リスクの把握について【意見】

当補助金等は、特別養護老人ホームの整備促進を目的とするものであるため、その効果は特定の事業年度に限定される運営費に対する補助金等は異なり、長期間に及ぶものであることが期待されている。したがって、当補助金等の交付先である社会福祉法人は、長期間にわたり安定的に事業が運営される経営・財務の基盤を有していることが必要である。

この点について、所管部課では、社会福祉法人より補助金等の支出年度の資金計画及び資金収支計画のみを入手し、経営・財務の状況を確認している。しかしながら、長期間にわたる経営・財務の状況を予測するためには、単年度の資金計画及び資金収支計画の確認では、十分とは言えない点もある。また、財務状況を確認するためには社会福祉法人の貸借対照表を入手する必要がある。したがって、社会福祉法人の3年程度の事業計画及び貸借対照表を入手し、予測可能な期間での経営・財務の状況を予測することが望ましい。

【意見 34】 補助金等の交付先の財務リスクの把握について

特別養護老人ホームの整備促進のように補助事業の効果が長期にわたるものについては、補助事業者が長期間にわたり安定的に補助事業を行うことができる経営・財務の基盤を有していることを確認すべきである。

3) 財産処分制限期間の明確化について【意見】

当補助金等は、特別養護老人ホームの整備促進を目的として、社会福祉法人に交付されるため、同法人が破綻等により事業を中止した場合には、その効果はその時点で消滅することとなる。このようなリスクへの対策として、越谷市は、越谷市補助金等の交付手続き等に関する規則第21条において、以下の財産の処分制限を定めている。

同規則第21条の規定は、以下のとおりである。

(財産の処分制限)

第21条 補助事業者は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産で次に掲げる

ものを市長の承認を受けないで、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、補助事業者が補助金等の全部に相当する金額を市に納付した場合又は補助金等の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して市長が定める期間を経過した場合は、この限りでない。

- (1) 不動産及びその従物
- (2) 機械及び重要な器具で市長が定めるもの
- (3) その他市長が定めるもの

上記の「市長が定める期間」は、越谷市補助金等の交付手続き等に関する規則の運用方針において、以下のとおりとしている。

同規則

第5 雑則に関する事項

1 財産の処分制限に関する事項（第21条）

財産の処分の制限の緩和について第21条ただし書に規定する「市長が定める期間」は個々の補助金等について判断し、要綱等又は伺い決裁をもって定めておくことが望ましいこと。同条第2号及び第3号の「市長が定めるもの」についても、同様であること。

上記の規則、運用方針の規定に対して、介護保険課の取扱いは、以下のとおりである。

特養補助金要綱では処分制限の規定はなく（あるとすれば、「規則に定めるもののほか」とした、特養補助金要綱の趣旨規定のみ）、市長決裁による伺いもない。

越谷市としては、補助対象事業が中止された場合の対応として、同要綱に財産処分制限の規定を設けるべきである。その場合の処分制限期間は、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画における補助対象事業の特別養護老人ホームの使用予定年数とすることが適切である。

なお、所管部課に対し、埼玉県及び県内の他市の取扱いの確認を依頼したところ、以下のとおりであった。

埼玉県（高齢者福祉課内に限る）においても、県独自の財産の処分制限に係る取扱規定は設けていない。また、特養における類似事例もない。

ただし、別サービス（地域密着型等）における補助金では、補助交付後の短期間の間に事業撤退する事例があり、この場合、厚生労働省が発出している「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準」を準用して対応している。

仮に、特養で事業撤退があった場合には、上記承認基準を準用して対応することになる

(であろう) とのことである。なお、埼玉県その他 3 市も、仮に特養の事業撤退があった場合は、県のやり方に倣う (であろう) とのことである。

【意見 35】 財産処分制限期間の明確化について

特別養護老人ホームの整備促進のように補助事業の効果が長期にわたるものについては、補助事業者が補助事業を中止した場合の対応として、同要綱に財産処分制限の規定を設けるべきである。

5. 子ども家庭部

(1) 子ども育成課

① 1歳児担当保育士雇用費補助金

(ア) 補助金等の概要

補助金等の名称	1歳児担当保育士雇用費補助金					
補助金等の性格	運営費 <u>事業費</u> その他					
補助事業の開始年度	平成27年度					
補助事業の終了予定年度	有(年度) <u>無</u>					
終了予定年度が設定されていない理由	低年齢児の受入れの促進を図ることを目的としており、全県的な取組のため県と対応を合わせるため					
根拠法令(交付要綱)等	越谷市特定教育・保育施設運営事業費補助金交付要綱					
財源の内訳	国 0% 県 0% 市 100% その他 0%					
交付先(団体の場合には、令和2年度の交付額上位3団体の名称)	認定こども園わかばの森ナーサリー、埼玉東萌保育園、西大袋保育園					
交付先件数	32件(施設)					
交付目的	低年齢児の心身発達の特성에応じた保育を安定的に提供できるよう1歳児を担当する保育士等を確保し、低年齢児の受入れの促進を図るため					
対象経費	入所乳幼児のうち、1歳児4人につき1人の割合で保育士を配置するために必要な、人件費の額を超える経費					
算定方法	1歳児1人につき月額20,000円					
支払方法	<u>完了払</u> 前金払 概算払 その他()					
交付先からの事業報告書の入手の有無	有 <u>無</u>					
交付先からの決算書の入手の有無	有 <u>無</u>					
補助制度の周知方法(追加)	代表者会議					
効果の内容	国の基準よりも高い基準を設けているため、手厚い保育が行えている					
効果測定の方法	<u>数値</u> アンケート 市民等からの声・評判 その他()					
効果測定の方法が数値である場合の具体的な数値の内容	県基準(4:1)で配置をしている施設の割合					
過去5年の交付実績・予算						(単位:千円)
年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
予算	90,000	91,000	100,000	100,000	103,000	100,000
決算	89,060	93,700	95,660	101,580	99,660	
予算と決算との乖離(不用額)が予算に対して30%超ある場合の理由						
効果測定の数値						(単位:%)
年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
実績	100.0	100.0	96.7	100.0	100.0	

(イ) 概要の補足

<背景>

「第2期越谷市子ども・子育て支援事業計画(令和2年度から令和6年度までの5ヵ年計画)」で、待機児童数減少に向けて保育所等の確保方針が策定されている。計画によると、

今後保育量は微増見込みであり、引き続き保育所等、保育士の確保をしていく方針である。

【提供量の見込み及び確保方針】（基準日：各年4月1日）（単位：人）

量の見込み／確保方針		令和2年度				
		1号	2号	3号		
		3～5歳	3～5歳	0～2歳	0歳	1・2歳
①量の見込み		5,500	3,222	2,950	453	2,497
②確保方針	教育・保育施設	7,165	3,170	1,648	291	1,350
	地域型保育事業			1,109	222	887
	こしがや「プラス保育」幼稚園事業		455			
	計	7,165	3,625	2,757	520	2,237
②-①		1,665	403	-193	67	-260
量の見込み／確保方針		令和3年度				
①量の見込み		5,326	3,357	2,983	461	2,522
②確保方針	教育・保育施設	7,165	3,170	1,731	291	1,423
	地域型保育事業			1,334	250	1,101
	こしがや「プラス保育」幼稚園事業		630			
	計	7,165	3,800	3,065	541	2,524
②-①		1,839	433	82	80	2
量の見込み／確保方針		令和4年度				
①量の見込み		5,130	3,464	3,018	488	2,530
②確保方針	教育・保育施設	7,165	3,170	1,731	291	1,423
	地域型保育事業			1,334	250	1,101
	こしがや「プラス保育」幼稚園事業		630			
	計	7,165	3,800	3,065	541	2,524
②-①		2,035	336	47	53	-6
量の見込み／確保方針		令和5年度				
①量の見込み		4,945	3,582	3,043	513	2,530
②確保方針	教育・保育施設	7,165	3,170	1,731	291	1,423
	地域型保育事業			1,334	250	1,101
	こしがや「プラス保育」幼稚園事業		630			
	計	7,165	3,800	3,065	541	2,524
②-①		2,220	218	22	28	-6
量の見込み／確保方針		令和6年度				
①量の見込み		4,773	3,696	3,076	541	2,535
②確保方針	教育・保育施設	7,165	3,170	1,731	291	1,423
	地域型保育事業			1,334	250	1,101
	こしがや「プラス保育」幼稚園事業		630			
	計	7,165	3,800	3,065	541	2,524
②-①		2,392	104	-11	0	-11

(単位：人)

量の見込み／確保方策		令和7年度				
		1号	2号	3号		
		3～5歳	3～5歳	0～2歳	0歳	1・2歳
①量の見込み		4,773	3,696	3,076	541	2,535
②確保方策	教育・保育施設	7,165	3,170	1,731	291	1,423
	地域型保育事業			1,334	250	1,101
	こしがや「プラス保育」幼稚園事業		630			
	計	7,165	3,800	3,065	541	2,524
②-①		2,392	104	-11	0	-11

当補助金は、1歳児の担当保育士を埼玉県が定める配置基準(保育士:1歳児=1:4(国は1:6))として配置した場合の経費を補助するものである。以前は県からも補助金の交付を受けていたが、平成27年度の中核市への移行に伴い県からの補助がなくなったため、市単独事業として補助金を交付している。

1歳児クラスは、成長が著しい年齢である中、最大で11か月の月齢差がある子どもが混在し、子どもの動きで大きく差が出る年齢であり、国基準の職員配置では、子どもの成長に合ったきめ細かな保育を行うことはできない。国の運営費の中からだけでは適切な人数の保育士を配置することは困難であるため、補助は必要と考えられる。

当補助金により、1歳児を担当する保育士を国基準に比べて手厚くするための給与等を一部補填することで、保育園、認定こども園が適切な人数の保育士を配置可能となる。1歳児の保育受入れ人数を確保すると同時にきめ細かな対応ができる保育の質も担保し、保護者が安心して預け、産休育休復帰することが可能となるものである。

<金額の根拠>

埼玉県において安心・元気！保育サービス支援事業として乳幼児の福祉の向上を図るための支援策を行っており、越谷市においても県内の他市町村と同様の支援を行っていく必要があると判断したため、埼玉県と同様の金額で、1歳児の各月受入人数×20,000円と設定している。

補助金の区分	補助対象施設等	補助対象経費	補助単価及び補助基準額
1歳児担当保育士等雇用費補助金	保育所及び幼稚園	入所乳幼児のうち、1歳児4人につき1人の割合で保育士又は保育教諭(以下「保育士等」という。)を配置するために必要な、給付単価における人件費の額を超える経費	1 補助単価 1歳児1人につき月額20,000円 2 補助基準額 各月初日における1歳児数の年間延べ人数に補助単価を乗じて得た額

(出所：越谷市特定教育・保育施設等運営事業費補助金交付要綱)

<交付対象>

1歳児担当保育士等雇用事業実施要綱には、「本事業の実施主体は、私立保育所等とする」と記載されている。「私立保育所等」とは、越谷市では年齢ごとにクラスを編成し、保育室を区切って保育を行っている保育施設、つまり地域型保育事業所を含まない施設型給付費を受領する施設のことである。地域型保育事業所は上記の基準を満たしていないため交付対象となっていない。

(1歳児クラス設置私立保育所等数および当該施設での1歳児人数推移)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
対象施設数	26	27	31	32	32
対象施設の 1歳児受入人数 (月平均)	4,453 (371)	4,685 (390)	4,783 (398)	5,079 (423)	4,983 (415)

<使用実績確認>

補助金の使用実績確認について、申請書類において、1歳児担当保育士の勤務実績表、給与額を明記・提出が必要であり、これを上限として補助金を算定している。そのため、担当保育士の給与等と補助金が明確に紐づけられ、給与等の補填という目的に合致した補助となっている。

交付対象となる保育所等は限定されており、1歳児クラスの定員人数は予め調査済みのため、当該情報をもとに予算を策定している。実績は受入人数を基準に交付しており、実績と定員数に乖離は少なく、予算と実績に乖離は少ない。

(ウ) 監査手続

- 1) 当補助金に係る概要を把握し、関連する法令、条例、規則、要綱等を閲覧した。
- 2) 当補助金に係る資料（補助金交付申請書及び添付資料、実績報告書及び添付資料、支出負担行為書、支出命令書、補助金交付決定通知書、補助金交付請求書）を入手し、その内容（整合性及び承認証跡）を検証した。
- 3) 当補助金に関連するデータ（保育施設別1歳児合計人数資料等）を入手し、年度推移や関連する指標との関係を分析した。
- 4) 担当部署の担当者に質問を実施した。

(エ) 指摘と意見

1) 補助金の交付金額について【意見】

当補助金の目的は、1歳児担当保育士を、国の配置基準6:1から県の配置基準4:1にするために必要な収入または費用の補填である。

保育スペース確保の問題もあり、保育士1人あたりの児童数を少なくすることで、受入人数が減少するため、収入面では預かり保育料、1歳児の受入人数に応じて受領できる施設型給付費等が減少する。そのため、当補助金の目的は、保育士加配費用の補填であるとともに、減少する収入面の補填でもある。

補助金交付申請資料を閲覧すると、1歳児受入人数が明記されており、また1歳児担当保育士の給与額等を上限としているため、概ね目的に合致した補助がなされていることが確認できた。

当補助金の補助単価及び補助基準額からすると、補助金の目的が、保育士加配費用の補填であるとともに、施設型給付費等減少収入の補填であることを要綱等において明確にすべきである。

【意見 36】 補助金の交付金額について

当補助金等の交付目的については、要綱には明確に記載されていない。当該目的が保育士加配費用の補填であるとともに、施設型給付費等減少収入の補填であることを要綱等において明確にすべきである。

2) 補助金の交付対象について【意見】

当補助金の交付対象は、私立保育園等であり、地域型保育事業所等は対象外となっている。一方で、地域型保育事業所等も、1歳児全体の3割程度受け入れている。

■幼稚園・保育所（園）・認定こども園・地域型保育事業所の児童数 (施設、人)

	施設数	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
幼稚園	21	—	—	—	1,415	1,536	1,527	4,478
保育所（園）	43	270	557	712	872	890	847	4,148
認定こども園	7	23	82	102	411	442	432	1,492
地域型保育	49	127	315	295	—	—	—	737

資料：子ども育成課（令和元年5月1日現在）

この点、支出面の補填という目的で、1歳児受入1人当たり20,000円/月補助という基準で交付するのであれば、1歳児クラス専属ではなくても、1歳児受入に要する保育士の給与は補助すべきと考えられ、1歳児を保育している地域型保育事業所等にも広く補助が行き渡るような制度を検討する必要があると考えられる。補助金の目的が、1歳児受入を促進し、そのために保育士を加配するための費用の補填であるならば、補助金はその目的に整合した形で交付すべきである。

一方、収入面の補填という目的を明記し、1歳児受入1人当たり20,000円/月補助という基準で交付するのであれば、施設型給付費等の対象外の地域型保育事業所等に交付は不要である。

【意見 37】 補助金の交付対象について

当補助金等の交付対象は、私立保育園等であり、地域型保育事業所等は対象外となっている。一方で、地域型保育事業所等も、1歳児全体の3割程度受け入れている現状がある。当補助金等の交付目的が費用の補填であるのであれば、後者も当補助金等の交付対象に含まれることが適切であると考えられる。

② アレルギー等対応特別給食提供事業費補助金

(ア) 補助金等の概要

補助金等の名称	アレルギー等対応特別給食提供事業費補助金					
補助金等の性格	運営費 <u>事業費</u> その他					
補助事業の開始年度	平成27年度					
補助事業の終了予定年度	<u>有 (令和3年度)</u> 無					
終了予定年度が設定されていない理由						
根拠法令(交付要綱)等	越谷市特定教育・保育施設運営事業費補助金交付要綱					
財源の内訳	国 0% 県 0% 市 100% その他 0%					
交付先(団体の場合には、令和2年度の交付額上位3団体の名称)	埼玉東萌保育園・越谷レイクタウンどろんこ保育園・第二おおたけ保育園					
交付先件数	23件(施設)					
交付目的	乳幼児の福祉の向上を図り、全県的な取組のため県と対応を合わせるため					
対象経費	アレルギー等のため給食に特別な配慮を要する乳幼児に対応するために必要な経費					
算定方法	月額50,000円 × 実施月数					
支払方法	<u>完了払</u> 前金払 概算払 その他()					
交付先からの事業報告書の入手の有無	有 <u>無</u>					
交付先からの決算書の入手の有無	有 <u>無</u>					
補助制度の周知方法(追加)	代表者会議					
効果の内容	民間の保育施設においてもアレルギー対応特別給食の児童の預かりが実施できている					
効果測定の方法	<u>数値</u> アンケート 市民等からの声・評判 その他()					
効果測定の方法が数値である場合の具体的な数値の内容	アレルギー対応特別給食を必要とする施設数及び児童数					
過去5年の交付実績・予算						(単位:千円)
年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
予算	13,000	13,000	15,000	16,000	16,000	13,000
決算	12,050	12,500	13,150	14,900	13,350	
予算と決算との乖離(不用額)が予算に対して30%超える場合の理由						
効果測定の数値						(単位:人)
年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
実績(補助対象施設数)	19	21	41	26	22	
実績(特別給食を必要とする児童数)	104	96	105	93	98	

(イ) 概要の補足

<背景>

① (イ) のとおり、引き続き保育所等、保育士の確保をしていく方針である中で、様々な保育ニーズ(例えばアレルギー等をもつ児童の保育ニーズなど)にも対応可能な保育所の確保が必要である。

当補助金は、医療機関等において、アレルギーにより給食に配慮が必要と認められた児童を月に2人以上受け入れている保育所等において、運営費負担金の基準を上回る調理員を加配するための人件費を補助するものである。以前は県からも補助金の交付を受けていたが、平成27年度の中核市への移行に伴い県からの補助がなくなったため、市単独事業として補助金を交付している。

アレルギー等対応特別給食提供事業には、調理員等について、国の基準では利用定員 40 人以下の施設は 1 人、41 人以上 150 人以下の施設は 2 人、151 人以上の施設は 3 人と定められているが、本事業を実施するためには 1 人以上（埼玉県基準では常勤換算で 0.1 人以上）の調理員の加配が必要であり、国の運営費の中からはより手厚い対応は困難であるため、補助は必要と考えられる。

給食等に特別の配慮を要する児童に対してアレルギー等対応特別給食を実施している民間保育所等に補助することにより、アレルギー等をもつ児童の保育ニーズに対応した給食提供の充実とともに、保育の質の向上に貢献している。

<金額の根拠>

埼玉県において安心・元気！保育サービス支援事業として乳幼児の福祉の向上を図るための支援策を行っており、越谷市においても県内の他市町村と同様の支援を行っていく必要があると判断したため、埼玉県と同様の金額で、月額 50,000 円×実施月数と設定している。

補助金の区分	補助対象施設等	補助対象経費	補助単価及び補助基準額
アレルギー等対応特別給食提供事業費補助金	保育所及び幼保連携型認定こども園	アレルギー等のため給食に特別な配慮を要する乳幼児に対応するために必要な経費	月額 50,000 円×実施月額

(出所：越谷市特定教育・保育施設等運営事業費補助金交付要綱)

<交付対象>

交付対象は、医療機関等において、アレルギーにより給食に配慮が必要と認められた児童を月に 2 人以上受け入れている保育所でアレルギー等対応特別給食を提供している事業者を対象としている。

<使用実績確認>

補助金申請書類において、アレルギー等のために給食に特別な配慮を要する乳幼児に対応するために必要な経費の実績を確認している。ここでは、調理業務を委託している場合、

調理業務とアレルギー対応が不可分であれば、全額を対象経費として計上して構わない旨、埼玉県から説明があり、合わせた対応を行っている。この経費を上限として補助金を算定している。そのため、加配した調理員の給与等と補助金が明確に紐づけられ、調理員加配に要する経費等の補填という目的に合致した補助となっている。

平成 30 年度に多くの保育園が新設され、アレルギー等対応特別給食提供事業者が増加したが、その後減少に転じている。担当者にヒアリングしたところ、理由は、「施設型給付費における栄養管理加算の拡充のため、補助対象施設数が減少している。特別給食対応を必要とする児童数の増減理由は把握できておらず、単純にアレルギー等の対応が必要な児童がいるかないかだけと推測される」とのことである。

<補助事業の終了予定年度>

当補助金等の対象となる補助事業の終了予定年度は、令和 3 年度に設定されている。理由は、施設型給付費における栄養管理加算拡充のため、埼玉県がアレルギー等対応特別給食提供事業費補助金を令和 2 年度で廃止すると決定したことに倣い、越谷市における当該補助は令和 3 年度を最後に廃止予定としている。しかし、埼玉県は令和 3 年度において経過措置を取ることから、越谷市においても県の対応と同等の補助を行う予定である。

(ウ) 監査手続

- 1) 当補助金に係る概要を把握し、関連する法令、条例、規則、要綱等を閲覧した。
- 2) 当補助金に係る資料（補助金交付申請書及び添付資料、実績報告書及び添付資料、支出負担行為書、支出命令書、補助金交付決定通知書、補助金交付請求書）を入手し、その内容（整合性及び承認証跡）を検証した。
- 3) 当補助金に関連するデータ（保育施設別アレルギー等対応必要対象者一覧資料等）を入手し、年度推移や関連する指標との関係を分析した。
- 4) 担当部署の担当者に質問を実施した。

(エ) 指摘と意見

1) 補助金の対象経費について【意見】

当補助金は、医療機関等において、アレルギーにより給食に配慮が必要と認められた児童を月に 2 人以上受け入れている保育所において、運営費負担金の基準を上回る調理員を加配するための人件費を補助するものである（月に 1 人受け入れている保育所には、補助金は交付されていない）。つまり、補助金は特別対応のための調理員の賃金等に充てられるべきものである。

補助金交付のための申請資料を閲覧すると、アレルギー等に対応した経費として集計さ

れている調理業務委託料等、そのうち補助金で充当する金額が明記、紐づけされていた。しかし、当補助金はアレルギー等対応特別給食を実施するために必要な調理員の加配費用の補填であるが、実績として提出されている資料は、埼玉県からの説明に基づき、調理業務委託料全額となっている。

本来は、アレルギー対応に要する費用を別に計算した上で、当該費用を補助金の上限額とすべきと考えられる。実務上、アレルギー対応に要する費用のみを計算することは難しいものの、安易に調理業務とアレルギー対応が不可分として、全額を対象経費として計上していないかは確認する必要があると考えられる。

【意見 38】 補助金の対象経費について

当補助金等は、アレルギー等対応特別給食を実施するために必要な調理員の加配費用の補填であるが、実際の対象経費は調理業務委託料全額となっている。当該金額のうちに、アレルギー等対応に関係のない費用が含まれていないことを確認すべきである。

2) 補助金の算定方法について【意見】

当補助金の算定方法は、1施設あたり月額 50,000 円であり、対象者が 2 人の施設もあれば 8 人の施設もあるが、すべての施設に同金額だけ補助金が交付されている。これは埼玉県が過去から設定していた基準を踏襲しており、越谷市ではその理由を確認していない。この点、対応が必要な人数に応じて調理員の工数や食材の負担が増加すると考えられるため、2 人でも 8 人でも一律 50,000 円／月では、事業者によっては対象経費に対し補助金等に過不足のいずれかが生じている可能性が否めない。

埼玉県としての基準もあるが、補助すべき金額も人数に応じて変動する算定方法の検討も必要と考えられる。また、補助金額の適切性についても、対象経費の整理とあわせて検証が必要と考えられる。

【意見 39】 補助金の算定方法について

当補助金等の算定方法は、1施設あたり月額 50,000 円として算定され、対象者の人数が下限の 2 名を上回っていれば、その数と補助金等の金額とは比例しない。この算定方法は、越谷市が中核市となる以前に埼玉県で設定されていた方法を踏襲したもので、越谷市としては、補助金等の算定方法を検討していない。越谷市として、当補助金等の算定方法を検討すべきである。

③ こしがや「プラス保育」幼稚園事業費補助金

(ア) 補助金等の概要

補助金等の名称	こしがや「プラス保育」幼稚園事業費補助金					
補助金等の性格	運営費 事業費 その他					
補助事業の開始年度	令和元年度					
補助事業の終了予定年度	有 (年度) 無					
終了予定年度が設定されていない理由	事業の特性上、継続して補助をしていく必要があるため					
根拠法令(交付要綱)等	越谷市特定教育・保育施設等運営事業費補助金交付要綱					
財源の内訳	国 30% 県 28% 市 42% その他 %					
交付先(団体の場合には、令和2年度の交付額上位3団体の名称)	大袋幼稚園、大袋わかば幼稚園、大沢幼稚園					
交付先件数	14件(施設)					
交付目的	保育の受け入れ枠の拡大					
対象経費	こしがや「プラス保育」幼稚園事業の実施に必要な経費					
算定方法	※別紙参照					
支払方法	完了払 前金払 概算払 その他 ()					
交付先からの事業報告書の入手の有無	有 無					
交付先からの決算書の入手の有無	有 無					
補助制度の周知方法(追加)	未実施園への事業についてのご案内の配布、及び市民に対し広報等で周知。					
効果の内容	既存社会資源である幼稚園を活用した効率的な環境整備であるとともに、保護者の預け先の拡充により選択肢が増え、3歳児の壁と言われる待機児童の解消につながる。					
効果測定の方法	数値 アンケート 市民等からの声・評判 その他 ()					
効果測定の方法が数値である場合の具体的な数値の内容	保育の受け入れ枠					
過去5年の交付実績・予算	(単位：千円)					
年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
予算				80,000	134,000	103,200
決算				48,290	82,343	
予算と決算との乖離(不用額)が予算に対して30%超ある場合の理由	補助対象経費が補助基準額を下回ったことから、補助対象経費までの補助となった施設が多かったため(補助基準額まで経費を使い切らなかった)。					
効果測定の数値	(単位：人)					
年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
プラス保育枠定員数(実績)				350	455	578
プラス保育枠利用人数(実績)				286	365	

(イ) 概要の補足

1) 背景

「第2期越谷市子ども・子育て支援事業計画（令和2年度から令和6年度までの5ヵ年計画）」で、待機児童数減少に向けて保育所等の確保方針が策定されている中で、こしがや「プラス保育」幼稚園事業は、保育ニーズを受け入れるための機動的かつ効率的な整備・拡充の中心的な施策として、長時間の預かり保育を行う私立幼稚園及び認定こども園（教育部分）を市独自の「こしがや「プラス保育」幼稚園」と認定し、3歳以降の保育ニーズに対応している。計画によると、こしがや「プラス保育」幼稚園事業は少なくとも令和6年度までは継続予定である。

【提供量の見込み及び確保方策】

一時預かり（幼稚園型）					
量の見込み／確保方策（単位）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（延人／年）	103,549	133,888	135,119	136,347	137,586
確保方策（延人／年）	125,549	162,933	164,271	165,596	166,938
【参考】こしがや「プラス保育」幼稚園事業[見込み量]（人）	455	600	600	600	600
【参考】こしがや「プラス保育」幼稚園事業[定員]（人）	504	630	630	630	630
一時預かり（幼稚園型以外）					
量の見込み／確保方策（単位）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（延人／年）	17,705	17,429	17,154	16,879	16,603
確保方策（延人／年）	37,450	37,450	37,450	37,450	37,450

当補助金は、こしがや「プラス保育」幼稚園事業の実施に必要な経費を補助するものである。幼稚園の8時～18時に延長する保育は実質保護者負担なしで預かり保育を利用できる制度となっているため、幼稚園としては預かり保育料等による収入より延長保育にかかる保育士等の給与や経費の方の金額が大きければ負担となってしまうため、補助は必要と考えられる。

当補助金により、長時間預かりを実施する幼稚園等を「こしがや「プラス保育」幼稚園」と認定し、市が就労する保護者を支援している。

2) 金額の根拠

単価設定は、下記1、2、3については、先進自治体（草加市）を参考に、5、6については時給1,000円×稼働時間×2人×週稼働日数×50週をもとに算定、7については給付費の給食実施加算をもとに算定、その他は財源としている一時預かり事業（幼稚園型）の加算設定額を根拠としている。

補助対象施設等	補助対象経費	補助単価及び補助基準額
幼稚園及び幼保連携型認定こども園	こしがや「プラス保育」幼稚園事業の実施に必要な経費	1 基礎補助額 (1) 基本型 年額 1,000,000 円 (2) 機能強化型 年額 1,500,000 円 2 保育対象児童加算額 次の額に、当該児童の預かり保育料を減じて得た額 (1) 基本型 プラス保育枠の児童 1 人につき月額 16,000 円 (2) 機能強化型 プラス保育枠の児童 1 人につき月額 21,500 円 3 連携施設加算 年額 100,000 円 4 就労支援型施設加算 年額 1,383,200 円 5 土曜日実施加算 年額 800,000 円 6 11 時間実施加算 年額 750,000 円 7 5 日給食実施加算(幼保連携型認定こども園を除く。) 年額 300,000 円 8 保育体制充実加算 年額 1,446,200 円 9 特別支援児童加算 プラス保育枠の児童 1 人につき日額 4,000 円

(出所：越谷市特定教育・保育施設等運営事業費補助金交付要綱)

上記で算出された補助基準額と、実際に支払った預かり保育分給与等経費から預かり保育料等収入を引いた金額のいずれか小さい額を補助金として交付している。

3) 交付対象

交付対象は、「こしがや「プラス保育」幼稚園」と認定された長時間預かりを実施する幼

稚園等である。越谷市特定教育・保育施設等運営事業実施要領における、こしがや「プラス保育」幼稚園事業実施要領に定める事業内容のとおり事業を実施する申出があった園に対し、認定を行っている。

当該実施要領の第5（実施内容）が実施内容となり、国の一時預かり事業の基準を満たすほか、平日の午前8時以前から午後6時以降まで開園し預かり保育を行うこと、長期休業期間（春休み、夏休み及び冬休み）に日数の3/4以上開園すること、定額の預かり保育を行う定員枠（プラス保育枠）を設けること等が条件となっている。

4) 使用実績確認

補助金の使用実績確認について、申請書類において、預かり保育担当の保育士等の勤務実績表、給与額、その他経費の明記・提出が必要であり、この金額から預かり保育料等を差し引いた金額と、上記の補助基準額のいずれか小さい金額を算定している。そのため、担当保育士の給与等と補助金が明確に紐づけられ、給与等の補填という目的に合致した補助となっている。なお、当該経費に固定資産の取得にかかるものは含まれていない。

予算は、交付対象となる幼稚園等は限定されており、定員人数は予め調査済みのため、当該情報と補助基準額をもとに策定している。実績は、利用人数を基準に交付しており、新設制度であるため、定員数>利用人数であったこと、補助基準額を下回る費用実績の園が多かったため、直近2年では予算>実績となっている。令和3年度の予算は、定員数増加予定にもかかわらず減少している。この理由は上記のとおり、補助金額を下回る費用実績の園が多いことを反映したものである。

(ウ) 監査手続

- 1) 当補助金に係る概要を把握し、関連する法令、条例、規則、要綱等を閲覧した。
- 2) 当補助金に係る資料（補助金交付申請書及び添付資料、実績報告書及び添付資料、支出負担行為書、支出命令書、補助金交付決定通知書、補助金交付請求書）を入手し、その内容（整合性及び承認証跡）を検証した。
- 3) 当補助金に関連するデータを入手し、年度推移や関連する指標との関係を分析した。
- 4) 担当部署の担当者に質問を実施した。

(エ) 指摘と意見

1) 補助金の基準金額について【意見】

補助金の基準金額が費用を上回っている園と下回っている園があり、金額にもばらつきがある（下表の④と③のいずれか小さい金額を交付している）。

		①	②	③=①-②	④	④-③		単位:千円
No.	教育施設名	支出額	収入額	収支額	補助 基準額	差額	対象児数 (人)	一人当たり 支出額/月
1	認定こども園しらこぼと幼稚園	3,176	1,166	2,010	3,007	997	109	29
2	認定こども園北越谷幼稚園	2,904	2,208	696	3,901	3,204	181	16
3	しらとりこども園	5,510	895	4,615	6,233	1,618	60	91
4	日本基督教団越谷協会付属越谷幼稚園	3,804	2,426	1,377	4,275	2,897	300	12
5	越谷わかば幼稚園	10,741	4,016	6,725	6,732	7	358	30
6	愛隣幼稚園	11,360	4,416	6,944	6,689	-254	360	31
7	大沢幼稚園	10,744	3,852	6,892	6,789	-102	389	27
8	大袋わかば幼稚園	15,722	7,544	8,178	17,627	9,449	780	20
9	アスナロ幼稚園	8,967	3,523	5,443	5,383	-60	231	38
10	大袋幼稚園	39,523	15,997	23,525	21,572	-1,953	1,152	34
11	清浄院幼稚園	10,026	6,576	3,449	7,643	4,194	405	24
12	まどか幼稚園	5,645	814	4,831	4,672	-159	74	76
13	あゆみ幼稚園	2,316	873	1,443	2,412	968	72	32
14	レイクアスナロ幼稚園	9,841	4,660	5,180	5,153	-26	237	41

この理由について担当者に質問したところ、回答は以下のとおりであった。

幼稚園及び認定こども園の1号認定部分の運営は、各園の建学の精神に基づく多種多様な幼児教育を行う場である。教育時間(概ね10時～14時が多い)前後に特化して補助を行う当該事業において、経費をどのようにかけて行うかは園によって考え方や方法などに大きな差異があり、一律ではない。具体的には、プラス保育従事職員の増員や手当支給により差が生じており、似たような開園時間・種類の幼稚園でも、当該事業に係る経費の算定は異なる。特に、事業実施1年目の園において、収支額が補助基準額に満たない園が多く見受けられることから、補助基準額に余裕があるようであれば、事業実施によって多忙化する職員に手当等で還元する等の方法を示しながら、適正な事業の実施と補助の執行を促している。

手当は、預かり保育にかかわる幼稚園教諭・保育教諭への「プラス保育従事手当」であり、次の条件を満たして行うことを求めており、当該補助金の目的に沿った使途である。

- ・ 手当の額の合計が、「補助額試算表」の「対象経費」欄における「担当幼稚園教諭の人件費」を超えないこと。
- ・ 預かり保育にかかわる現場の幼稚園教諭・保育教諭(私学助成対象者可)を対象とすること(常勤・非常勤は問わない。理事長、理事、園長、副園長・教頭(管理職員などこれらに類するものを含む。)及び事務職員は対象外。)

- ・ 職員への配分額の算出が妥当であること。

同じ預かり保育を行っているにも関わらずばらつきが生じるのは、必要最低限の費用しかかかず、補助基準額を下回る園もある一方、補助基準額を把握し、補助対象経費の範囲で適切に費用を計上している園があるためであることを担当課に確認した。

については、事業実施園における公平性を保つ観点から、補助対象経費に含まれる経費に関して、実施園にさらなる周知を行うとともに、補助基準額の適正性や実績に含めるべき経費について詳細に検証を行うことが必要と考えられる。

【意見 40】 補助金の基準金額について

当補助金等の補助事業者の対象者一人当たりの支出額（月額）は、12 千円から 91 千円とばらつきがある。補助事業者間で預り保育に対して支出している経費及び対象経費に差異がないかどうかの確認が必要である。

④ 私立保育所等運営費補助金

(ア) 補助金等の概要

補助金等の名称	私立保育所等運営費補助金					
補助金等の性格	運営費 事業費 その他					
補助事業の開始年度	昭和54年度					
補助事業の終了予定年度	有(年度) 無					
終了予定年度が設定されていない理由	公定価格における地域区分が是正されない中、継続して補助をしていく必要があるため					
根拠法令(交付要綱)等	越谷市特定教育・保育施設等運営事業費補助金交付要綱					
財源の内訳	国 % 県 % 市 100% その他 %					
交付先(団体の場合には、令和2年度の交付額上位3団体の名称)	越谷レイクタウンさくら保育園、おおたけ保育園、越ヶ谷保育園					
交付先件数	32件					
交付目的	本市の公定価格における地域区分(6/100)が東京23区(20/100)やさいたま市(15/100)より低く、この多寡が給付費水準に直結することから、この差を埋め、地域間格差を是正すること					
対象経費	運営費					
算定方法	毎月初日在籍児童1人あたり6,880円					
支払方法	完了払 前金払 概算払 その他()					
交付先からの事業報告書の入手の有無	有 無					
交付先からの決算書の入手の有無	有 無					
補助制度の周知方法(追加)	代表者会議					
効果の内容	保育士が確保できていないことにより、利用定員まで預かりを行えていない施設の数					
効果測定の方法	数値 アンケート 市民等からの声・評判 その他()					
効果測定の方法が数値である場合の具体的な数値の内容	公定価格における地域区分が本市よりも高い地域では、保育士の採用・雇用にに対し、より経費をかけることができるため保育士を確保し易いが、本市においては当該補助金を活用することにより、保育士の確保を含めた利用定員を預かるための適正な運営が行っていると解釈することができる。そのため、保育士の確保状況を示す当該数値を効果測定の指標とした。					
過去5年の交付実績・予算						(単位：千円)
年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
予算	198,000	210,000	230,000	238,000	245,000	240,000
決算	196,007	210,434	229,387	237,578	244,315	
予算と決算との乖離(不用額)が予算に対して30%超える場合の理由						
効果測定の数値						(単位：%)
年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
実績(保育士が確保できていないことにより、利用定員まで預かりを行えていない施設の数)	0	0	0	0	0	

(イ) 概要の補足

1) 背景

特定教育・保育施設は、制度設計上自主財源に乏しく、収入のほとんどを施設型給付費等や補助金に依存せざるを得ないものとなっている。

こうした中、越谷市の施設型給付費等に係る地域区分（6/100）は東京 23 区（20/100）やさいたま市（15/100）と比較して低い状況にある。給付費の多寡は運営水準に直結するため、当該補助があることにより、実質的にさいたま市を含む越谷市より地域区分の乗率が高い自治体と同等の水準の支弁を行うことができている。

越谷市では、「子育てにやさしい、誰もが安心して暮らせるまち 越谷」を掲げており、子育て施策の中核をなす保育（子ども・子育て支援）の分野において、各私立保育園及び各認定こども園の保育の質に資する、すなわち地域区分の差を埋め、運営水準の確保につながる当該補助金は越谷市民全体の利益に寄与している。

2) 金額の根拠

平成元年度に 6,880 円／人に見直して以来、下表から見直されていない。上記の地域区分格差の是正という目的があり、越谷市の園が受け取る給付費は、さいたま市と概ね同等の水準となっている。

補助金の区分	補助対象施設等	補助対象経費	補助単価及び補助基準額
私立保育園等運営改善費補助金	保育所及び幼保連携型認定こども園	子ども・子育て支援法施行令（平成 26 年政令第 213 号）において定められた施設型給付費等負担対象額の単価（以下「給付単価」という。）の額を超える経費	1 補助単価 対象施設の入所乳幼児（幼保連携型認定こども園については、保育認定子ども（法第 59 条に規定する保育認定子どもをいう。以下同じ。）に限る。以下この項において同じ。1 人につき月額 6,880 円 2 補助基準額 毎月初日における入所乳幼児数に補助単価を乗じて得た額

（出所：越谷市特定教育・保育施設等運営事業費補助金交付要綱）

3) 使用実績確認

給付費の多寡は運営水準に直結するものだが、当補助金の使用用途は明確にされておらず、結果的に内部留保となってしまうなど、適正でない使用とならないように確認する必要があるため、適正な運営をした後、委託費の経理と同じ取扱い（当期末支払資金残高について、当該年度の委託費収入等の 30%以下の保有とする）を求め、決算書類にてこの基準を満たしているか確認する。

（ウ） 監査手続

1) 当補助金に係る概要を把握し、関連する法令、条例、規則、要綱等を閲覧した。

- 2) 当補助金に係る資料(補助金交付申請書及び添付資料、実績報告書及び添付資料、支出負担行為書、支出命令書、補助金交付決定通知書、補助金交付請求書)を入手し、その内容(整合性及び承認証跡)を検証した。
- 3) 当補助金に関連するデータを入手し、年度推移や関連する指標との関係を分析した。
- 4) 担当部署の担当者に質問を実施した。

(エ) 指摘と意見

1) 要綱上での補助対象経費や使途の明確化について【指摘】

平成30年度の包括外部監査指摘事項要約は下記のとおりである。(詳細は平成30年度の包括外部監査報告書参照)

【監査の結果5】要綱上での補助対象経費や使途の明確化

私立保育所等運営改善費補助金について、現状では、要綱上で補助対象経費や使途が明確に記載されていない。対象経費の範囲や金額を明確にし、具体的な交付目的や補助金の使途が特定されるように要綱上で記載する必要がある。

当包括外部監査実施時点では、当該指摘事項について改善中であり、まだ完了していない。この理由について担当者に確認したところ、回答は以下のとおりであった。

平成30年度に指摘を受け、改善に向けた取組を始め、対象事業者で構成する「越谷市私立保育園・認定こども園協会」(以下、「協会」という)と協議に着手していた。対象事業者に直接的な影響を及ぼす補助事業であるため、慎重に複数回の協議を行っていきよう調整を行い、令和2年度の早い段階で結論を得ることを目途に準備を進めていたが、令和2年2月頃からの新型コロナウイルス感染症の発生により協議の場を設けることが困難となった(3密回避、接触の機会を8割減らす等の対応が求められた中で従前の会議形式による協議が実施できなくなった)中、市及び協会を構成する園ともにその対応に追われ、協議が行えないまま令和2年度が過ぎた。

感染状況は収束に至っていないが、改善に向けた取組は進めなければならないことから、令和3年に各施設宛に当該補助金に関するアンケート調査を実施し、対象経費の範囲や補助金申請手続き等に係る事業者の意向を確認し、意見を集約した上で、要綱に定める使途等について書面協議を行っている。

現在、協議を進めている改善(案)の中では、当補助金の使用用途は、保育士に係る人件費に限らず、各施設が施設運営上必要となる経費も対象経費とする方向で検討している。

本件については引き続き改善に取り組む必要がある。また、今後、使途を明確化した形に

改善した場合は、対象経費が明確化される事業費補助となることから、補助金使用実績確認方法を変更し、当該使用用途に応じた使用実績を申請書で確認できるよう、申請書類の見直しも併せて検討する必要がある。

【指摘 11】 要綱上での補助対象経費や用途の明確化について

当補助金等については、平成 30 年度の包括外部監査で指摘を受けている。当該指摘事項（要綱上で補助対象経費や用途が明確に記載されていない。）は、当包括外部監査の実施時点でも解消されていなかった。当該指摘事項については、速やかな対応が必要である。

⑤ 特別支援保育事業費補助金

(ア) 補助金等の概要

補助金等の名称	特別支援保育事業費補助金					
補助金等の性格	運営費 事業費 その他					
補助事業の開始年度	平成30年度					
補助事業の終了予定年度	有(年度) 無					
終了予定年度が設定されていない理由	今後も事業を継続する必要があり、当該補助金がないと施設の運営に支障が出るため					
根拠法令(交付要綱)等	越谷市特定教育・保育施設運営事業費補助金交付要綱					
財源の内訳	国 % 県 % 市 100% その他 %					
交付先(団体の場合には、令和2年度の交付額上位3団体の名称)	①東大沢保育園 ②しらとりこども園 ③越ヶ谷保育園					
交付先件数	6件					
交付目的	障がい児や発達に遅れのある児童(以下、「障がい児等」という)の受入れに積極的に取り組む私立保育所等において、障がい児等の心身発達の特性に応じた保育を安定的に提供できるよう保育士等を加配し、障害児の処遇の向上を図るために必要な助成をすることにより、実施保育所等の拡大を目的とする。					
対象経費	特別支援保育担当保育士等の雇用に要する費用					
算定方法	補助基準月額額210,000円と対象経費を比較して少ない方の金額					
支払方法	完了払 前金払 概算払 その他()					
交付先からの事業報告書の入手の有無	有 無					
交付先からの決算書の入手の有無	有 無					
補助制度の周知方法(追加)	私立保育園・認定こども園代表者会議					
効果の内容	今まで公立保育所に空きがなく入所できなかった特別支援対象児童が、民間保育施設への入所が可能になった。					
効果測定の方法	数値 アンケート 市民等からの声・評判 その他()					
効果測定の方法が数値である場合の具体的な数値の内容	民間保育施設における特別支援保育対象児童の入所者数					
過去5年の交付実績・予算						(単位:千円)
年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
予算	0	0	12,000	20,000	20,000	15,000
決算	0	0	6,090	10,832	18,646	
予算と決算との乖離(不用額)が予算に対して30%超える場合の理由	特別支援保育対象児童のために、保育士を加配することができるか否かは申請時には確定しておらず、保育士の確保が厳しい状況により配置することができないケースが多いため。					
効果測定の数値						(単位:人)
年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
実績	0	0	6	8	13	

(イ) 概要の補足

1) 背景

従前、特別支援保育対象児童の受入れにおいては、公立保育所のみで行っていたが、年々

対象児童が増加し、公立保育所における受入枠定員は飽和状態となり、先々も対象児童数の増加が見込まれていた。

一方、民間保育施設に対しては、県補助を活用し「障害児保育事業費補助金」としてメニュー化し、民間保育施設での受入れを促していたが、補助額が少ない（対象児童1人当たり4万円/月額）こともあり、民間保育施設での受入れが進まない状況だった。

越谷市として、特別支援保育対象児童の受入枠定員の拡充を行う必要があり、人口30万人を超える規模である越谷市において、既に全施設で各学年に複数の特別支援保育対象児童が在籍している公立保育所のみでの対応では限界があり、受入れ態勢の確保に要する期間が長くかかることが予想され、ニーズへの機動的な対応が困難と見込まれた。

そこで、民間保育施設における受入枠の拡充について、近隣他市で行っている補助事業を調査し、また全国の中核市における類似の調査を確認したところ、多くの市で保育士を加配して対応した施設に対し、保育士の雇用に必要と見込まれる額を月単位で補助を行っており、このことが民間保育施設の受入れを促進していることが分かり、各施設の実情に合った補助となることから、それらを参考に市単独事業として、現状の補助額により実施することとした。

これにより、従前の補助事業実施時に比べ、民間保育施設における受入れ人数も増加していることが確認でき、市の意図する方向への効果が出ている。

2) 金額の根拠

平成30年度に、近隣他市が実施する補助額、市内民間保育施設における保育士賃金を踏まえ、過不足ない額として210,000円/月と算定している。

補助金の区分	補助対象施設等	補助対象経費	補助単価及び補助基準額
特別支援保育事業費補助金	保育所及び幼保連携型認定こども園	特別支援保育担当保育士等の雇用に要する経費	加配保育士等1人につき月額210,000円

(越谷市特定教育・保育施設等運営事業費補助金交付要綱より)

3) 交付対象

障がい等の有無にかかわらず、発達に遅れがある場合も含め、集団で保育を受けるにあたり、当該児童に対し保育士を加配して対応する必要があるか否かを判定（特別支援保育検討会議）し、加配の必要性がある児童を受け入れる民間保育施設等が、保育士を加配して対応している場合に当該補助事業の対象となる。

なお、加配の判断については、雇用状況を示す資料の提出を求めた上で、認可上必要な配

置基準を踏まえ、保育士の配置状況を確認している。

4) 使用実績確認

補助金の使用実績確認について、申請書類において、障がい児等受入に加配した保育士の給与額を明記・提出が必要であり、これを上限として補助金を算定している。そのため、担当保育士の給与等と補助金が明確に紐づけられ、給与等の補填という目的に合致した補助となっている。

5) 予算額推移

令和3年度、予算額が減少している。理由は以下のとおりである。

対象児童を受入れ、補助対象となり得る施設等において、結果的に加配保育士を雇用することができなかったなどの理由から、対象経費となる支出が行えない施設が複数あった。そのため、予算に対し不用額が多く発生したという過去の実績を踏まえ、年度途中における加配保育士配置実績を勘案し、不足すると見込まれる場合は補正予算による対応とする方針としたためであり、前年度から引き続き当該事業を実施し、補助を行う見込みが立てられる施設分のみを当初予算で措置している。

(ウ) 監査手続

- 1) 当補助金に係る概要を把握し、関連する法令、条例、規則、要綱等を閲覧した。
- 2) 当補助金に係る資料（補助金交付申請書及び添付資料、実績報告書及び添付資料、支出負担行為書、支出命令書、補助金交付決定通知書、補助金交付請求書）を入手し、その内容（整合性及び承認証跡）を検証した。
- 3) 当補助金に関連するデータを入手し、年度推移や関連する指標との関係を分析した。
- 4) 担当部署の担当者に質問を実施した。

(エ) 指摘と意見

1) 補助金の交付金額について【意見】

当補助金の目的は、障がい児等受入のために加配した保育士の人件費等の補填である。当補助金は、加配した保育士の人数に応じる補助金額となっており目的に合致している。

一方、同じ保育所等への補助金で、1歳児担当保育士雇用費補助金は受入人数に比例、アレルギー等対応特別給食提供事業費補助金は施設あたり定額となっており、これらの補助金とは目的が類似しているにも関わらず、補助金額の算定方法が異なっている。様々な算定方法を用いると、利用者にとって分かりにくいものとなる可能性がある。

この点、担当課によると、職員の配置に伴う補助制度の場合、職員1人当たりの単価を設定したほうが明解で分かりやすいことから、特別支援保育事業費補助金についても保育士

1人当たりの単価を設定した。一方で、保育所等に係る運営経費の基となる公定価格においては、「個人給付の法定代理受領」という位置付けで設計されており、「子ども1人当たりの単価の積み上げ」については、前身となる保育所運営費における保育単価制度が制定された昭和33年から継続した考え方として行われてきた背景がある中、県の取扱いに準じて行っているものを中心に、補助事業についても子ども1人当たりの単価としているものが多く、県と歩調をあわせた対応を行っているものは対応が難しい。また、算定方法が事業によって異なることに関する意見は、事業者から特に寄せられていないとの説明があった。

【意見41】 補助金の交付金額について

保育所等への補助金等の算定方法の基準には、追加的な保育士の人数、受入人数、施設当たりとがあるが、各補助金等の交付目的と算定方法とが合致している必要がある。所管課の補助金等には、埼玉県から承継したものや埼玉県に基準に準じたものがあるため、所管課では、これらの補助金等の算定方法が越谷市としての交付目的に合致しているかどうかの検証を行うべきである。

(2) 青少年課

① ボーイスカウト助成金

(ア) 補助金等の概要

補助金等の名称	ボーイスカウト助成金					
補助金等の性格	運営費 <u>事業費</u> その他					
補助事業の開始年度	平成8年度					
補助事業の終了予定年度	有(年度) <u>無</u>					
終了予定年度が設定されていない理由	ボーイスカウトの活動は世界的な組織として、ボランティア活動を通じて社会に奉仕する心や技能を修得し地域社会に貢献している。次代を担う子どもたちの健全育成に、ボーイスカウト活動は大きく寄与しており、越谷市ボーイスカウト各団連絡協議会へ継続して事業費補助金を交付する。					
根拠法令(交付要綱)等	越谷市青少年関係団体補助金等交付要綱					
財源の内訳	国 0% 県 0% 市 100% その他 0%					
交付先(団体の場合には、令和2年度の交付額上位3団体の名称)	越谷市ボーイスカウト各団連絡協議会					
交付先件数	1件					
交付目的	青少年の健全育成を目的に社会奉仕活動等を行っており、社会情勢や時代の変化をふまえても市が関与することが必要であるため、交付している。					
対象経費	事業費					
算定方法	R2ボーイ全団事業費見込合計×2/4(補助率)≧350,000円(R3助成金予算額)					
支払方法	完了払 <u>前金払</u> 概算払 その他()					
交付先からの事業報告書の入手の有無	<u>有</u> 無					
交付先からの決算書の入手の有無	<u>有</u> 無					
補助制度の周知方法(追加)	越谷市青少年関係団体補助金実績報告書等の提出時に周知。					
効果の内容	社会奉仕活動などの諸活動を行い、地域社会における青少年健全育成に大きく貢献しているため、一定の成果があげられている。					
効果測定の方法	<u>数値</u> アンケート 市民等からの声・評判 その他()					
効果測定の方法が数値である場合の具体的な数値の内容	各ボーイスカウトで活動する児童・生徒数(スカウト数)					
過去5年の交付実績・予算						(単位:千円)
年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
予算	430	430	630	430	430	350
決算	430	430	630	430	430	
			※日本ジャンボリー参加のため、20万円増額			
予算と決算との乖離(不用額)が予算に対して30%超ある場合の理由	特に無し					
効果測定の数値						(単位:人)
年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
実績(スカウト数)	124	120	128	132	137	

(イ) 概要の補足

1) ボーイスカウト助成金の概要

越谷市青少年関係団体補助金等交付要綱第2条に基づき、越谷市ボーイスカウト各団連

絡協議会に対してボーイスカウト助成金として交付している。また同条により、越谷市ガールスカウト連絡協議会にガールスカウト助成金を交付しているところである。越谷市青少年関係団体補助金等交付要綱に定める青少年関係団体は上の2団体に限定されている。

補助対象経費は、越谷市青少年関係団体補助金等交付要綱第3条により「企画費、普及啓発費等青少年関係団体が実施する事業に要する経費」としている。

2) 越谷市ボーイスカウト各団連絡協議会

越谷市ボーイスカウト各団連絡協議会は、越谷第1団、越谷第2団、越谷第5団、越谷第6団、越谷第8団及び越谷第10団の計6団を連絡調整する協議会となっている。協議会は、各団から派出され会長1名、副会長1名及び事務局1名の計3名の役員により構成されている。当該補助金は連絡協議会を通じて越谷市の各団に配分されている。

(ウ) 監査手続

1) 当補助金に係る概要を把握し、関連する法令、条例、規則、要綱等を閲覧した。

2) 当補助金に係る資料（越谷市ボーイスカウト決算、支出負担行為書、支出命令書、越谷市青少年団体補助金等交付申請書、越谷市青少年団体補助金等交付決定通知書、越谷市青少年関係団体補助事業等事業年度完了実績報告書、支出金清算書）を入手し、その内容（整合性及び承認証跡）を検証した。

3) 当補助金に関連するデータ（補助事業の効果測定資料（ボーイスカウト助成金））を入手し、年度推移や関連する指標との関係を分析した。

4) 担当部署の担当者に質問を実施した。

(エ) 指摘と意見

1) 補助事業の対象団体について【意見】

当補助金の交付団体は、越谷市青少年関係団体補助金等交付要綱第2条の規定により、越谷市ボーイスカウト各団連絡協議会及び越谷市ガールスカウト連絡協議会の2団体に限定している。

越谷市青少年関係団体補助金等交付要綱第2条の規定は、以下のとおりである。

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 青少年関係団体 別表の左欄に掲げる団体をいう。

(2) 補助金等 別表の右欄に掲げる補助金等をいう。

別表（第 2 条関係）

青少年関係団体	補助金等の名称
越谷市ボーイスカウト各団連絡協議会	ボーイスカウト助成金
越谷市ガールスカウト連絡協議会	ガールスカウト助成金

上記の点について、所管部課担当者にヒアリングを行った結果、当補助金等を上記の 2 団体に限定している根拠は、特にないとのことであった。

越谷市には、上記の 2 団体の他にも青少年関係団体は存在するため、それらの団体についても、当補助金の申請の機会を与えるべきである。したがって、同要綱の第 2 条の規定は、それらの団体も応募できるように修正すべきである。

なお、平成 20 年度に実施された外部評価における事業評価書には、「助成金の性質から、特定の団体に偏らないことが求められる。」と記載されている。

【意見 42】 補助事業の対象団体について

当補助金等の交付団体は、要綱第 2 条の規定により特定の 2 団体に限定しているが、当該限定についての根拠は、特にない。したがって、その他の団体も当補助金等の応募が可能となるように、要綱の改正を行うことを検討すべきである。

6. 保健医療部

(1) 国民健康保険課

① 越谷市国民健康保険人間ドック検診料助成金

(ア) 補助金等の概要

補助金等の名称	越谷市国民健康保険人間ドック検診料助成					
補助金等の性格	運営費 事業費 <u>その他</u>					
補助事業の開始年度	平成26年度					
補助事業の終了予定年度	有 (年度) <u>無</u>					
終了予定年度が設定されていない理由	国民健康保険被保険者の健康の保持増進を図ることを目的とした助成であるため。					
根拠法令(交付要綱)等	越谷市国民健康保険人間ドック検診料助成要綱					
財源の内訳	国 % 県 50% 市 50% その他 %					
交付先(団体の場合には、令和2年度の交付額上位3団体の名称)	越谷市国民健康保険の被保険者(年度年齢40歳以上)					
交付先件数	587件					
交付目的	越谷市国民健康保険の被保険者の健康の保持増進を図る。					
対象経費	人間ドックの検診料に相当する金額。					
算定方法	・10,000円を上限 ・同一人につき年度内1回					
支払方法	<u>完了払</u> 前金払 概算払 その他 ()					
交付先からの事業報告書の入手の有無	<u>有</u> (結果の写し及び領収書の提出) 無					
交付先からの決算書の入手の有無	有 <u>無</u>					
補助制度の周知方法(追加)	健診受診券同封チラシ、ホームページ、国保ガイドブック、広報紙、窓口配架チラシ					
効果の内容	申請件数					
効果測定の方法	<u>数値</u> アンケート 市民等からの声・評判 その他 ()					
効果測定の方法が数値である場合の具体的な数値の内容	助成件数÷当初予算ベースの助成見込件数					
過去5年の交付実績・予算						(単位：千円)
年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
予算	6,000	8,000	8,500	8,500	8,500	8,500
決算	8,269	8,078	8,338	8,364	5,868	
予算と決算との乖離(不用額)が予算に対して30%超える場合の理由	令和2年度は、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う被保険者の受診控えの影響で、30.9パーセントの乖離が生じている。					
効果測定の数値						(単位：%)
年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
実績	137.8	101.0	98.2	98.5	69.1	

(イ) 概要の補足

1) 背景

「第2期越谷市国民健康保険保健事業実施計画」および「第3期越谷市特定健康診査等実

施計画」中間見直し版（平成 30 年度から令和 5 年度までの 6 か年計画）にて、重点施策として健康管理意識の向上が掲げられ、この中の 1 つに、人間ドック健診料助成事業があげられている。健康管理意識の向上の指標は特定健康診査受診率であり、令和元年度 41.9%（うち、人間ドック健診料助成事業からの換算率は 1.72%（833 人））だが、令和 5 年度 60%以上（うち、人間ドック健診料助成事業からの換算率は 1.72%以上（850 人））を目標としている。国民健康保険加入者数は、平成 24 年以降、後期高齢者医療への移行数が増加するなどの要因により減少しており、今後も減少が見込まれる。その中でも当該事業の目標人数を維持し、比率を向上させる目標である。

当補助金は、越谷市国民健康保険の被保険者の健康の保持増進を図るために、特定健康診査より詳細に検査をしたい方向けに人間ドックの検診料を補助するものである。特定健康診査は無料で受診可能な点も考慮し、人間ドックを受診したい方にも特定健康診査と同程度の補助は必要と考えられる。

2) 金額の根拠

補助金額は、特定健康診査と同程度という趣旨で、1 万円／年を上限と設定している。

過去、越谷市では人間ドック助成事業を行っており、年度年齢 35 歳以上の被保険者を対象に年度 1 回、3 万円を限度として、検査費用の 7 割を助成していた。しかし、外部評価により、「人間ドックの助成は、市の基本健康診査とは別に個人で受診した場合の助成であり、特定の利用者だけに支給するのは公平性に欠ける面がある。」との指摘を受けた経緯もあり、現状では特定健康診査と整合性を取る形で金額設定がなされている。

なお、近隣他市は以下のとおりであり、補助内容、金額ともに様々である。

- 草加市：35 歳以上、2 万円を限度として、検査費用の 7 割を助成
- 春日部市：なし
- 川口市：自己負担額 30 歳～64 歳 9,900 円、65 歳～74 歳 6,600 円
- 川越市：脳ドックのみ、40 歳～74 歳、最大 26,250 円

3) 助成対象

「人間ドック」とは生活習慣病、その他疾病の早期発見及び予防を目的とする身体の精密検査により行う総合的健康診断であって、下表に掲げる検診項目を満たすものをいう。

	検診項目	検診項目
1	問診	既往歴の調査(服薬歴及び喫煙習慣の状況に係る調査を含む。)
		自覚症状 他覚症状
2	計測	身長、体重及び腹囲の検査
		BMI(次の算式により算出した値をいう。)の測定
		$BMI = \text{体重(kg)} \div \text{身長(m)}^2$
3	血圧	拡張期血圧
		収縮期血圧
4	肝機能検査	血清グルタミンオキサロアセチク トランスアミナーゼ(GOT)
		血清グルタミンピルビク トランスアミナーゼ(GPT)
		ガンマーグルタミルトランスぺプチダーゼ(γ -GTP)
5	脂質検査	血清トリグリセライド(中性脂肪)
		高比重リポ蛋白コレステロール(HDL コレステロール)
		低比重リポ蛋白コレステロール(LDL コレステロール)
6	血糖検査	ヘモグロビン A1c 又は空腹時血糖
7	尿検査	尿糖
		尿蛋白

助成の対象者は、越谷市国民健康保険の被保険者で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 人間ドックを受診する日の属する年度(以下「受診年度」という。)において40歳以上の者
- (2) 受診年度において高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第20条に規定する特定健康診査を受診していない者
- (3) 受診年度において埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例(平成19年広域連合条例第24号)第3条に規定する健康診査を受診していない者
- (4) 受診年度において越谷市後期高齢者医療人間ドック検診料助成要綱(平成26年告示第90号)による助成を受けていない者
- (5) その者が属する世帯の納税義務者が、納期の到来している越谷市国民健康保険税について完納している者

(越谷市国民健康保険人間ドック検診料助成要綱より)

4) 使用実績確認

補助金の使用実績確認について、申請書類において、人間ドックの健診料の領収書、健診結果の提出が必要であり、これを上限として補助金を算定している。そのため、人間ドック

の健診料と補助金が明確に紐づけられ、目的に合致した補助となっている。

また、対象者と助成人数は下記のとおりであり、令和2年度の新型コロナウイルスによる受診控えの影響を除けば、助成率は1.5～1.7%の間で推移している。

国民健康保険 人間ドック助成の推移について

年度	対象者数	特定健康診査		人間ドック助成	
		受診者数	受診率	助成人数	助成率
H28	55,640人	22,337人	40.1%	827人	1.5%
H29	52,821人	22,021人	41.7%	808人	1.5%
H30	50,046人	20,746人	41.5%	834人	1.7%
R1	48,215人	20,217人	41.9%	837人	1.7%
R2	47,795人	17,472人	36.6%	587人	1.2%

※対象者数は40歳以上の被保険者

※対象者数及び特定健康診査の受診者数は法定報告の数値

(ウ) 監査手続

- 1) 当補助金に係る概要を把握し、関連する法令、条例、規則、要綱等を閲覧した。
- 2) 当補助金に係る資料（補助金交付申請書及び添付資料、実績報告書及び添付資料、支出負担行為書、支出命令書、補助金交付決定通知書、補助金交付請求書）を入手し、その内容（整合性及び承認証跡）を検証した。
- 3) 当補助金に関連するデータを入手し、年度推移や関連する指標との関係を分析した。
- 4) 担当部署の担当者に質問を実施した。

(エ) 指摘と意見

1) 効果測定の数値について【意見】

アンケートによると、効果の内容が申請件数、効果測定の数値は助成件数÷当初予算ベースの助成見込件数となっている。この数値は見込みと比べた実績を表しているが、効果指標は見込み人数に影響され、見込を低く設定すると効果が上がるという指標では適切な指標とはいえない。

また、「第2期越谷市国民健康保険保健事業実施計画」および「第3期越谷市特定健康診査等実施計画」中間見直し版には、人間ドック健診料助成人数と特定健康診査受診率への換算率の両数値を目標値として設定し、効果測定をしている。

平成30年度、令和元年度の実績において、目標値は、対象者が減少する中で換算率1.56%以上と設定しているにもかかわらず、人数は850人以上と設定しており、両目標値の整合性が取れていない。例えば、目標人数を850人とするのであれば、換算率は平成30年度で1.69%、令和元年度で1.76%必要であるが、そのようには設定されていない。

当補助金は、国民健康保険加入者が減少する中での特定健康診査受診率向上が目標のた

め、対象者のうち人間ドック助成率、もしくは人間ドック助成を受けた方の特定健康診査への換算率（またはそれに応じた助成人数）を指標とするべきと考えられる。

【意見 43】 効果測定の数値について

当補助金等の効果を測定するため、補助事業の活動指標となる具体的な数値が把握できる場合には、当該数値を把握すべきである。

2) 補助金の交付対象について【意見】

助成金の対象を、特定健康診査と検査項目に合わせたことにより、本来助成金を受けるべき方が受けられなかった例があった。例えば、透析患者は尿検査ができない等の理由で当助成金の検査項目要件を満たさず、人間ドックを受診したにもかかわらず助成金を受領できない方がいた。

助成金の目的は特定健康診査受診率の向上にあるが、この上位目標は健康管理意識の向上であり、上記のような特殊な事情による方が助成対象から外れるべきではない。本件については、担当者も認識しており、改善を行う方向で検討することである。

【意見 44】 補助金の交付対象について

助成金の対象を、特定健康診査と検査項目に合わせたことにより、本来助成金を受けるべき方が受けられなかった例があった。特殊な事情により、検査項目要件を満たさない場合には、当該条件を考慮して、当助成金の交付対象に含めるべきである。

② 越谷市国民健康保険保養所宿泊助成

(ア) 補助金等の概要

補助金等の名称	越谷市国民健康保険保養所宿泊助成					
補助金等の性格	運営費	事業費	その他			
補助事業の開始年度	平成14年度					
補助事業の終了予定年度	有(年度) 無					
終了予定年度が設定されていない理由	国民健康保険被保険者の健康の保持増進を図ることを目的とした助成であるため。					
根拠法令(交付要綱)等	越谷市国民健康保険保養所宿泊助成要綱					
財源の内訳	国	%	県	%	市	100% その他 %
交付先(団体の場合には、令和2年度の交付額上位3団体の名称)	越谷市国民健康保険の被保険者					
交付先件数	668件					
交付目的	越谷市国民健康保険の被保険者の健康の保持増進を図る。					
対象経費	埼玉県国民健康保険団体連合会が保養施設利用契約を締結した宿泊施設に宿泊する際の宿泊料の一部					
算定方法	・助成金額は1泊につき大人(中学生以上)2,500円、小人(3歳以上小学生まで)1,500円 ・年度2泊を上限					
支払方法	完了払 前金払 概算払 その他()					
交付先からの事業報告書の入手の有無	有 無					
交付先からの決算書の入手の有無	有 無					
補助制度の周知方法(追加)	ホームページ、国保ガイドブック					
効果の内容	申請件数					
効果測定の方法	数値 アンケート 市民等からの声・評判 その他()					
効果測定の方法が数値である場合の具体的な数値の内容	助成件数÷当初予算ベースの助成見込件数					
過去5年の交付実績・予算						(単位:千円)
年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
予算	8,000	8,000	7,500	7,000	7,000	
決算	7,234	6,853	7,063	6,607	1,667	
予算と決算との乖離(不用額)が予算に対して30%超える場合の理由	令和2年度は、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う被保険者の外出控えの影響で、76.1パーセントの乖離が生じている。					
効果測定の数値						(単位:%)
年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
実績	90.8	86.2	94.7	95.1	23.9	

(イ) 概要の補足

1) 背景

越谷市国民健康保険加入者は、健康の保持増進を図る目的から、埼玉県国民健康保険団体連合会が行っている保養施設宿泊利用共同事業の保養施設を、費用の一部の助成を受けて利用することが出来る。

越谷市国民健康保険保養所宿泊助成要綱には以下のとおり定められている。

(助成対象者)

第3条 助成の対象者は、越谷市国民健康保険の被保険者とする。ただし、納税義務者が国民健康保険税を滞納している世帯に属する被保険者は除く。

(助成金の額等)

第4条 助成金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 大人(中学生以上) 1泊につき 2,500円

(2) 小人(3歳以上小学生まで) 1泊につき 1,500円

2 利用の助成限度は、被保険者1人につき1年度2泊までとする。

なお、近隣他市は以下のとおりであり、越谷市は補助金額が若干多いとも考えられる。

- 草加市：平成19年廃止
- 春日部市：同一年度に2泊まで、大人(中学生以上)は1泊2,000円、子ども(小学生以下で料金のかかる人)は1泊1,000円の助成
- 川口市：なし
- 川越市：あり(金額明示なし)

2) 使用実績確認

当助成金は、利用者が越谷市に申請書を提出し、越谷市は利用助成券を発行し、利用者は助成券を宿泊施設へ提出することで、助成金額控除後の料金で宿泊することが可能となる。宿泊施設は埼玉県国民健康保険団体連合会から助成金額分を受領し、越谷市は埼玉県国民健康保険団体連合会へ助成金額を支払うため、最終的には市が利用実績をもとに助成金額を負担している。

(ウ) 監査手続

1) 当補助金に係る概要を把握し、関連する法令、条例、規則、要綱等を閲覧した。

2) 当補助金に係る資料(補助金交付申請書及び添付資料、実績報告書及び添付資料、支出負担行為書、支出命令書、補助金交付決定通知書、補助金交付請求書)を入手し、その内容(整合性及び承認証跡)を検証した。

3) 当補助金に関連するデータを入手し、年度推移や関連する指標との関係を分析した。

4) 担当部署の担当者に質問を実施した。

(エ) 指摘と意見

特に指摘すべき事項及び意見はない。

③ 越谷市後期高齢者医療制度保養所宿泊助成

(ア) 補助金等の概要

補助金等の名称	越谷市後期高齢者医療制度保養所宿泊助成					
補助金等の性格	運営費	事業費	その他			
補助事業の開始年度	平成21年度					
補助事業の終了予定年度	有(年度) 無					
終了予定年度が設定されていない理由	後期高齢者医療被保険者の健康の保持増進を図ることを目的とした助成であるため。					
根拠法令(交付要綱)等	越谷市後期高齢者医療制度保養所宿泊助成要綱					
財源の内訳	国	%	県	%	市	100% 其他 %
交付先(団体の場合には、令和2年度の交付額上位3団体の名称)	越谷市後期高齢者医療の被保険者					
交付先件数	529件					
交付目的	後期高齢者医療被保険者の健康の保持増進を図る。					
対象経費	埼玉県国民健康保険団体連合会が保養施設利用契約を締結した宿泊施設に宿泊する際の宿泊料の一部					
算定方法	・助成金額は1泊につき2,500円 ・年度2泊を上限					
支払方法	完了払	前金払	概算払	其他()		
交付先からの事業報告書の入手の有無	有 無					
交付先からの決算書の入手の有無	有 無					
補助制度の周知方法(追加)	ホームページ					
効果の内容	申請件数					
効果測定の方法	数値	アンケート	市民等からの声・評判	其他()		
効果測定の方法が数値である場合の具体的な数値の内容	助成件数÷当初予算ベースの助成見込件数					
過去5年の交付実績・予算						(単位:千円)
年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
予算	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000
決算	6,490	7,080	7,665	8,260	1,323	
予算と決算との乖離(不用額)が予算に対して30%超える場合の理由	令和2年度は、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う被保険者の外出控えの影響で、66.9パーセントの乖離が生じている。					
効果測定の数値						(単位:%)
年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
実績	162.3	177.0	191.6	206.5	33.1	

(イ) 概要の補足

1) 背景

後期高齢者医療制度加入者は、健康の保持増進を図る目的から、埼玉県国民健康保険団体連合会が行っている保養施設宿泊利用共同事業の保養施設を、費用の一部の助成を受けて

利用することが出来る。

以前より運用されていた越谷市国民健康保険保養所宿泊助成について、後期高齢者医療制度が平成20年度から開始されたことから、当助成金に分割されて運用されることとなっている。なお、国民健康保険事業は特別会計であるが当助成金は一般会計であり、当助成金への割当額は過去から変動していない。

越谷市後期高齢者医療制度保養所宿泊助成要綱には以下のとおり定められている。

(助成対象者)

第3条 助成の対象者は、越谷市後期高齢者医療に関する条例(平成19年条例第37号)第7条に規定する被保険者とする。ただし、後期高齢者医療制度の保険料を滞納している者は除く。

(助成金の額等)

第4条 助成金の額は、1泊につき2,500円とする。

2 利用の助成限度は、被保険者1人につき1年度2泊までとする。

なお、近隣他市は以下のとおりであり、越谷市は補助金額が若干多いとも考えられる。

- 草加市：なし
- 春日部市：同一年度に2泊まで、1泊2,000円
- 川口市：なし
- 川越市：あり(金額明示なし)

2) 使用実績確認

当助成金は、利用者が越谷市に申請書を提出し、越谷市は利用助成券を発行し、利用者は助成券を宿泊施設へ提出することで、助成金額控除後の料金で宿泊することが可能となる。宿泊施設は埼玉県国民健康保険団体連合会から助成金額分を受領し、越谷市は埼玉県国民健康保険団体連合会へ助成金額を支払うため、最終的には市が利用実績をもとに助成金額を負担している。

国民健康保険加入者が減少する一方、後期高齢者医療制度加入者は増加しており、令和2年度の新型コロナウイルスの影響を除けば助成金実績額も増加している。一方で予算額は一般会計の中で割当額が増額できておらず、予算に対して実績が上回っている。

(ウ) 監査手続

1) 当補助金に係る概要を把握し、関連する法令、条例、規則、要綱等を閲覧した。

2) 当補助金に係る資料(補助金交付申請書及び添付資料、実績報告書及び添付資料、支出負担行為書、支出命令書、補助金交付決定通知書、補助金交付請求書)を入手し、その内容(整合性及び承認証跡)を検証した。

- 3) 当補助金に関連するデータを入手し、年度推移や関連する指標との関係を分析した。
- 4) 担当部署の担当者に質問を実施した。

(エ) 指摘と意見

特に指摘すべき事項及び意見はない。

(2) 生活衛生課

① 越谷市飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費補助金

(ア) 補助金等の概要

担当部課	保健医療部 生活衛生課					
補助金等の名称	越谷市飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費補助金					
補助金等の性格	運営費 <input checked="" type="radio"/> 事業費 <input type="radio"/> その他 <input type="radio"/>					
補助事業の開始年度	平成28年度					
補助事業の終了予定年度	有 (年度) <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>					
終了予定年度が設定されていない理由	飼い主がいない猫の繁殖を抑制する観点から事業を継続する必要があるため					
根拠法令 (交付要綱) 等	越谷市飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費補助金交付要綱					
財源の内訳	国 %、 県 %、 市 100 %、 その他 %					
交付先 (団体の場合には、令和2年度の交付額上位3団体の名称)	越谷市内に居住し、又は越谷市内で飼い主のいない猫の不妊・去勢手術の活動を行っている者					
交付先件数	221件					
交付目的	市内に生息する飼い主のいない猫に対して、不妊・去勢手術を行うことを奨励し、不必要な繁殖による猫の増加を抑え、猫による被害の軽減と殺処分削減を図り、人と動物が共生する社会を実現する。					
対象経費	飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費の一部 (上限：オス 4,000円、メス 6,000円)					
算定方法	同様の補助事業を行う政令市及び中核市の補助額の平均					
支払方法	<input checked="" type="radio"/> 完了払 <input type="radio"/> 前金払 <input type="radio"/> 概算払 <input type="radio"/> その他 ()					
交付先からの事業報告書の入手の有無	<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無					
交付先からの決算書の入手の有無	有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>					
補助制度の周知方法 (追加)	越谷市ホームページ、イベントへのブース出展、広報こしがや、動物愛護推進員による地域への周知など					
効果の内容	所有者不明の猫の増加の抑制、猫に関する苦情件数の減少					
効果測定の方法	<input checked="" type="radio"/> 数値 <input type="radio"/> アンケート <input type="radio"/> 市民等からの声・評判 <input type="radio"/> その他 ()					
効果測定の方法が数値である場合の具体的な数値の内容	保健所で収容した所有者不明の猫の数					
過去5年の交付実績・予算						(単位：千円)
年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
予算	500	500	1,000	1,000	1,000	1,000
決算	497	498	975	998	1,000	
予算と決算との乖離 (不用額) が予算に対して30%超える場合の理由	乖離なし					
効果測定の数値						(単位：匹)
年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
実績 (カッコ内は子猫の数)	126 (99)	64 (53)	61 (48)	73 (52)	67 (56)	

(イ) 概要の補足

1) 背景

当補助金は、越谷市が中核市になったことで、保健所を平成27年に設立した際に、上記

目的のために開始された。飼い主がいない猫を放置すると、ケンカや発情など鳴き声の騒音、糞尿の匂い、害虫、ゴミあさり、人獣共通感染症等の被害が生まれ、住環境が悪化するほか、猫の感染症の蔓延や負傷動物が増加し、保健所で収容する猫が増加し、ひいては殺処分数の発生につながる恐れがある。

以前は、動物愛護団体の方々が自主的に実施しており大きな負担となっていた。また、他の中核市等でも同様の補助金がある。そのため、越谷市でも当該補助は必要と考えられる。

2) 金額の根拠

補助金額は、他の中核市・政令市の調査を行い、平均的な単価で設定している。総予算額 50 万円という少額から開始したが、ニーズが多かったため平成 30 年度に 100 万円に増額している。

埼玉県内政令市・中核市における、飼い主のいない猫の不妊・去勢補助金（令和 3 年度予算（担当者にて近隣市に口頭確認））は下記のとおりである。

さいたま市	650 万円
川口市	740 万円
川越市	70 万円
越谷市	100 万円

予算は申請順で消化されていき、残額がなくなった時点で申請をストップしている。平成 30 年度、令和元年度は 1 月頃に予算残がなくなり、令和 2 年度は 11 月頃に予算残がなくなっている。

3) 使用実績確認

申請の流れは以下のとおりである。まず、保健所に申請者から猫について相談があり、申請書を記載してもらう。申請書内で第三者にも猫の存在を証明してもらう項目もあり、それらを記載してもらった上で提出してもらう。保健所は、内容に問題ないか審査した上で交付決定通知を出し、申請者はそれを持って動物病院へ行き手術してもらい、実績報告書と領収書を保健所に提出してもらう。保健所は、内容確認の上、交付額を決定し、申請者へ振込、というものである。

補助金の使用実績確認について、申請書類において、飼い主がいない猫についての調査票、不妊・去勢手術の領収書等が必要であり、この手術料金を上限として補助金を算定している。そのため、手術料金と補助金が明確に紐づけられ、目的に合致した補助となっている。

(ウ) 監査手続

1) 当補助金に係る概要を把握し、関連する法令、条例、規則、要綱等を閲覧した。

- 2) 当補助金に係る資料（補助金交付申請書及び添付資料、実績報告書及び添付資料、支出負担行為書、支出命令書、補助金交付決定通知書、補助金交付請求書）を入手し、その内容（整合性及び承認証跡）を検証した。
- 3) 当補助金に関連するデータを入手し、年度推移や関連する指標との関係を分析した。
- 4) 担当部署の担当者に質問を実施した。

(エ) 指摘と意見

1) 効果測定の数値について【意見】

当補助金の効果測定数値は、保健所で収容した所有者不明の猫の数としている。潜在的にどの程度の数があるのかは調査できておらず、対処している率での算出まではできていない。この実態調査には200万円～300万円程度要するが、予算がなく実施できていない状況である。

現状は、予算の範囲内で対処しており、予算を大幅に超える申請があったり、苦情件数が大幅に増えている状況でもないため大きな問題はないと考えられるものの、潜在的に飼い主がいなかった猫が増加している可能性もある。補助金の効果を測るうえで、定期的な調査が必要であると考えます。

【意見 45】 効果測定の数値について

当補助金等の目的は、市内に生息する飼い主不明の猫の生息数の無秩序な拡大を防止することであるが、現時点での当該生息数は不明である。当補助金等の効果の検証のためには、コストを考慮したうえで、定期的に実態調査を行うことを検討すべきである。

2) 補助金額の妥当性について【意見】

不妊・去勢手術に要する経費は補助金額を超えていることが多い。また、予算は申請順で消化されていき、残額がなくなった時点で申請をストップしている。

そのため、市民の費用負担が原因で、不妊・去勢手術が行えないケースが発生し、結果的に飼い主のいない猫が減少しない要因となっている。

そこで、市民の費用負担を極力減らすため、①必要十分な件数の不妊・去勢手術をできるようにすること②補助金の上限額を引き上げることが肝要と考える。

【意見 46】 補助金額の妥当性について

現時点での市内に生息する飼い主不明の猫の生息数が不明であることから、当補助金等が生息数の無秩序な拡大を防止するために必要な不妊・去勢手術数をカバーするに足る予算額を下回っている可能性がある。複数年度にわたる予算の配分方法を検討すべきである。

7. 環境経済部

(1) 環境政策課

① 越谷市住宅用太陽光発電設備等設置費補助金

(ア) 補助金等の概要

補助金等の名称	越谷市住宅用太陽光発電設備等設置費補助金					
補助金等の性格	運営費 <input checked="" type="radio"/> 事業費 <input type="radio"/> その他 <input type="radio"/>					
補助事業の開始年度	平成21年度					
補助事業の終了予定年度	有 (年度) <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>					
終了予定年度が設定されていない理由	地球温暖化対策の有効な手法の一つであり、現段階では事業を促進する必要があるため。					
根拠法令(交付要綱)等	越谷市住宅用太陽光発電設備等設置費補助金交付要綱(平成21年12月施行)					
財源の内訳	国 0% 県 0% 市 100% その他 0%					
交付先(団体の場合には、令和2年度の交付額上位3団体の名称)	市内に居住する者若しくは申請年度内に市内に居住する予定の者等で、自ら対象設備を購入し、自らの居住の用に供する一戸建て住宅又は管理するマンションに太陽光発電設備等を設置する者等					
交付先件数	令和2年度114件					
交付目的	クリーンな太陽光エネルギーの活用を推進し、地球温暖化問題の解決に貢献するとともに持続可能な社会づくりを推進するため。					
対象経費	自ら対象設備を購入し、自らの居住の用に供する一戸建て住宅又は管理するマンションに太陽光発電設備等に係る経費					
算定方法	2万円/kWで住宅上限4kW(市内事業者契約は上限5kW)・マンション上限10kW 蓄電池に対する補助 1件につき5万円					
支払方法	<input checked="" type="radio"/> 完了払 <input type="radio"/> 前金払 <input type="radio"/> 概算払 <input type="radio"/> その他 ()					
交付先からの事業報告書の入手の有無	<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無					
交付先からの決算書の入手の有無	<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無					
補助制度の周知方法(追加)	広報紙(広報こしがや)、市HP等					
効果の内容	住宅用太陽光発電設備等の発電能力の合計値					
効果測定の方法	<input checked="" type="radio"/> 数値 <input type="radio"/> アンケート <input type="radio"/> 市民等からの声・評判 <input type="radio"/> その他 ()					
効果測定の方法が数値である場合の具体的な数値の内容	設置した住宅用太陽光発電設備の ①太陽光パネルの最大出力の合計値(kW) ②蓄電池の最大容量の合計値(kWh)(平成30年度から実施)					
過去5年の交付実績・予算						(単位:千円)
年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
予算	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
決算	9,754.2	9,442.6	9,513.4	9,920.4	9,960.0	
予算と決算との乖離(不用額)が予算に対して30%超ある場合の理由	該当なし					
効果測定の数値						(単位: kW)
年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
①実績(太陽光パネルの最大出力の合計値(kW))	621.55	626.32	535.64	429.50	390.66	
②実績(蓄電池の最大容量の合計値(kWh)(平成30年度から実施))	-	-	147.40	425.80	560.46	

(イ) 概要の補足

1) 補助事業の沿革

「地球温暖化防止」という国の施策にそって、平成 21 年度から補助事業を開始している。その趣旨は、クリーンな太陽光エネルギーの活用を推進し、地球温暖化問題の解決に貢献するとともに持続可能な社会づくりを推進するため、住宅用太陽光発電設備等を設置する者に補助金を交付するとしている。

当初は太陽光発電のみを対象としていたが、平成 30 年度からは定置用リチウムイオン蓄電池も対象としている。また令和 3 年度からは、別建ての補助金であるが、対象を個人ではなく事業者とする補助事業も開始した。

2) 交付内容

○補助対象者 補助金の交付を受けることができる者は、次の要件を全て満たす必要がある。

1. 自ら居住する住宅に新規に購入した設備を設置する市民若しくは申請年度内に越谷市に居住予定の者、またはマンション管理適正化法に規定する管理組合
2. 市税等の滞納がないこと
3. 対象施設を設置する建築物の敷地及び建築物等に法令違反がないこと

○設補助対象設備

1. 太陽光発電設備
2. 定置用リチウムイオン蓄電池

3) 交付実績

過去 5 年の補助対象設備ごとの交付件数及び補助金額は下表のとおりである。

	太陽光				蓄電池			
	交付件数			補助金額(円)	交付件数			補助金額(円)
	既存	新築	計		既存	新築	計	
平成28年	87	39	126	9,754,200				
平成29年	66	53	119	9,442,600				
平成30年	74	25	99	8,263,400	19	6	25	1,250,000
令和元年	60	28	88	6,970,400	50	9	59	2,950,000
令和2年	43	36	79	6,010,000	59	20	79	3,950,000

環境政策課作成資料より

4) 根拠法令等

当該補助事業は、「地球温暖化防止」という国の施策、具体的には「2050 年脱炭素社会の

実現」を目指して、越谷市住宅用太陽光発電設備等設置費補助金交付要綱に基づき交付されている。

また草加市、越谷市、八潮市、三郷市、吉川市、松伏町の埼玉県東南地域5市1町で「ゼロカーボンシティ」共同宣言を締結し、「2050年二酸化炭素排出実質ゼロ」を目指している。

5) 他市比較

「地球温暖化防止」という国の施策に基づき交付されている補助金であるため、埼玉県の他市でも同様な補助金は広く存在する（埼玉県 HP「太陽光発電・省エネ設備補助制度実施一覧（PDF）」参照）。

(<https://www.pref.saitama.lg.jp/documents/125592/kannipdf.pdf>)

これを見ると、太陽光及び蓄電池のみではなく、他の対象設備に補助金を交付している市町村があることが分かる。例えば、さいたま市等においては、V2H（ビークル・トゥ・ホーム）【電気自動車等に搭載された蓄電池と宅内の分電盤を接続することで、自動車と住宅で電気を融通しあう受給電システム】、地中熱利用システム【年間を通じて、安定した温度の地中熱（地下水熱を含む。）を熱源とし、ヒートポンプの活用により、空調又は給湯等を行うシステム】、高遮熱塗装【太陽の光や熱の一部を強く反射させ、屋内への熱侵入を抑制する効果が高い塗料により、既存建築物の屋根や屋上に行く塗装】及びHEMS（ホームエネルギーマネジメントシステム）【家庭の電力使用量等を自動で実測し、エネルギーの「見える化」を図るとともに、エネルギー使用の効率化及び電力需要の制御を図るシステム】も補助対象としている。

6) 効果測定の数値

設置した住宅用太陽光発電設備の

①太陽光パネルの最大出力の合計値（kW）

②蓄電池の最大容量の合計値（kWh）（平成30年度から実施）

を効果測定の数値としている。

（ウ） 監査手続

- 1) 当補助金に係る概要を把握し、関連する法令、条例、規則、要綱等を閲覧した。
- 2) 当補助金に係る資料（申請書、支出負担行為書、交付額確定通知書、支出命令書及び領収証等の添付書類）を入手し、その内容（整合性及び承認証跡）を検証した。
- 3) 当補助金に関連するデータ（補助金等に関するアンケート表等）を入手し、年度推移や関連する指標との関係を分析した。
- 4) 担当部署の担当者に質問を実施した。

(エ) 指摘と意見

1) 補助対象設備の拡大について【意見】

平成 30 年度より太陽光に加え定置用リチウムイオン蓄電池を補助対象とした。交付実績を見ると蓄電池の交付件数及び補助金額も順調に伸びている。また令和 3 年度より個人に加え事業者（法人及び個人事業主）にも、別建ての補助金を交付することとした。

しかしながら、埼玉県のお市々の状況を見ると、V2H（ビークル・トゥ・ホーム）、地中熱利用システム、高遮熱塗装及びHEMS（ホームエネルギーマネジメントシステム）等の様々な対象設備を選べるようにしている市町村も相当数存在する。「地球温暖化防止」及び「2050 年二酸化炭素排出実質ゼロ」を目指すには、省エネの選択肢を増やすことは有効であるとする。今後、市民のニーズ等を踏まえ、更なる補助対象設備の拡大に向けて努力すべきである。

【意見 47】 補助対象設備の拡大について

当補助金等の目的は、「地球温暖化防止」及び「2050 年二酸化炭素排出実質ゼロ」にあり、その目的達成のためには、平成 30 年度に交付対象設備に定置用リチウムイオン蓄電池を加えたような対象範囲のさらなる拡大が必要である。

(2) リサイクルプラザ

① 越谷市資源回収奨励補助金

(ア) 補助金等の概要

補助金等の名称	越谷市資源回収奨励補助金					
補助金等の性格	運営費 事業費 <u>その他</u> (資源回収を実施した登録団体への活動費)					
補助事業の開始年度	平成元年度					
補助事業の終了予定年度	有 (年度) <u>無</u>					
終了予定年度が設定されていない理由	ごみの減量化並びに市民の環境美化及び資源の有効利用に対する意識の高揚を図るため					
根拠法令 (交付要綱) 等	越谷市資源回収奨励補助金交付要綱					
財源の内訳	国	%	県	%	市	100% その他 %
交付先 (団体の場合には、令和2年度の交付額上位3団体の名称)	赤山3丁目自治会 969,100円 大里東自治会 759,400円 弥十郎第二自治会 559,100円					
交付先件数	453件					
交付目的	自主的な資源回収を行う団体に対し、活動費を交付し、地域コミュニティづくりを推進するため。					
対象経費	衛生費 清掃費 清掃総務費					
算定方法	資源回収実績量1キログラムあたり8円を乗じて得た額。100円未満は切り捨て。					
支払方法	<u>完了払</u> 前金払 概算払 その他 ()					
交付先からの事業報告書の入手の有無	有 <u>無</u> (回収実績の報告はあり)					
交付先からの決算書の入手の有無	有 <u>無</u>					
補助制度の周知方法 (追加)	ホームページ、自治会長ガイドブック					
効果の内容	市民のリサイクル意識の向上、行政回収以外の資源化のルート確保					
効果測定の方法	<u>数値</u> アンケート <u>市民等からの声・評判</u> その他 ()					
効果測定の方法が数値である場合の具体的な数値の内容	古紙の資源化量における集団資源回収量の割合 (令和2年度の実績：行政回収量4,202トン、集団資源回収量5,054トン)					
過去5年の交付実績・予算						(単位：千円)
年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
予算	64,000	64,000	60,000	58,000	56,000	45,000
決算	59,264	55,822	52,592	48,748	43,102	
予算と決算との乖離 (不用額) が予算に対して30%超える場合の理由						
効果測定の数値						(単位：%)
年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
実績	70	69	67	62	55	

(イ) 概要の補足

1) 資源回収実施団体

越谷市資源回収奨励補助金交付要綱第1条において、「市は、ごみの減量化による処理経費の節減並びに市民の環境美化及び資源の有効利用に対する意識の高揚を図り、地域コミ

ユニティづくりを推進するため、自主的な資源回収を行う市内の地域住民で組織する団体に対し、その活動費として」本補助金を交付する、とされている。

また、補助の対象は、同第2条において、以下のように規定している。

「補助金の交付の対象となる団体は、次に掲げる要件をすべて備え、かつ、市に登録した団体(以下「資源回収実施団体」という。)とする。

- (1) 営利を目的としていないこと。
- (2) おおむね 20 世帯以上の地域住民で構成されていること。
- (3) 会員による自主的な資源回収を、団体発足後 3 ヶ月以上又は 3 回以上継続的に実施している実績があり、原則として年 4 回以上定期的に実施する予定があること。
- (4) 資源回収にあたっては、会員の居住する地域の一般家庭から出された資源を回収し、当該地域外のもの及び事業活動に伴うものは回収しないこと。
- (5) 資源の提供者に対して、決算報告及び活動報告をしていること。
- (6) 団体が発足してから原則として 1 年以上活動し、会則、規約等の写し、役員名簿、会員名簿、決算書、当該年度の活動計画書、前年度の活動報告書等を市長に提出できること。」

令和 3 年 4 月 1 日時点での資源回収実施団体の内訳は、以下のとおりである。

資源回収実施団体の内訳	
団体種別	団体数
自治会	218
子供会	96
スポーツクラブ	15
福祉団体	7
学校関係	12
その他	105
(合計)	453

令和3年4月1日現在地区別内訳より

2) 回収品目

越谷市資源回収奨励補助金交付要綱第 6 条において、資源回収実施団体が資源として回収する品目は、以下に掲げるものとされている。

- (1) 古紙類(新聞、雑誌、段ボール、紙パック、雑紙)
- (2) 古繊維類
- (3) 金属類(空き缶、金属くず類)
- (4) 生きびん(ビールびん、一升びん等、洗浄すれば繰り返し使用できるリターナブルび

んのことをいう。以下同じ。)及びびんケース
 令和2年度の資源回収品目実績は以下のとおりである。

品目	回収量(t)	割合(%)
紙類	5,054	93.7
繊維	117	2.2
金属	222	4.1
ビン	1	0
(合計)	5,394	100

資源回収品目別実績より

3) 資源回収量

古紙の資源化量における古紙の集団資源回収量の推移は、以下のとおりである。

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
行政回収量(t)	3,047	2,923	3,091	3,557	4,202
集団資源回収量(t)	7,085	6,651	6,246	5,767	5,054
行政回収量+集団資源回収量(t)	10,132	9,574	9,337	9,324	9,256
集団資源回収割合(%)	70%	69%	67%	62%	55%

リサイクルプラザ作成資料より

行政回収とは、ごみ集積所に排出された資源物を市が収集するものである。たとえば古紙の場合、令和2年度においては4,202トンを行政回収している。古紙の場合、市から資源回収業者への売払単価が2.1円/キロなので、行政回収が4,202トンの場合、市としては、平均単価で売却されたと仮定した場合、882万円の収入が計上されることになる。ただ、古紙の回収と運搬に要する費用(市から回収・運搬業者への支払)が6,461万円かかっているので、結果差引5,579万円の支出超過となる。したがって、費用対効果として、市は、5,579万円の範囲であれば、古紙の集団資源回収に対して補助金を提供するメリットがあると考えている、とのことである。

なお、補助金の趣旨として前出の要綱1条に掲げられているとおり、市民の環境美化及び資源の有効利用に関する意識の高揚等の目的がある。

4) 回収単価

越谷市資源回収奨励補助金交付要綱第7条において、奨励補助金の額は、「回収品目ごとに、資源回収実績量に1キログラムあたり8円を乗じて得た額とする。」とされている。自治会等のうち、市に登録をした資源回収実施団体は、回収日次・回収品目・収集場所等を決定し、回収業者を選定する。資源物を業者に引き渡す際、品目ごとに回収所や売却代金の明細が記載された計量証明書又は仕切り書を受け取り、これを補助金交付申請書・資源回収実績報告書とともに市に申請する。

資源回収実施団体は、資源を処理業者に引き渡す際に処理業者から収入を得（買取単価は処理業者ごとに様々である。逆に処理業者に対して引取料を支払う場合もある。）、補助金の交付により市から8円/kgを得る。

平成13年以降の補助単価・補助金の推移は、以下のとおりである。

平成13年以降の補助単価・補助金の推移				
回収品目	H13	H14	H15	H16~
古紙類	5円 (-2~0円)	6円	7円	8円
古繊維類	100% (0円)	6円	7円	8円
金属類 (アルミ以外)	100% (実績無)	6円	7円	8円
金属類 (アルミ)	100% (50円)	70%	40%	8円
空き瓶類	100% (3~5円)	6円	7円	8円

注1 %は売上高に対する助成率

注2 ()書きはH13の市場価格

リサイクルプラザ作成資料より

また、資源回収単価の周辺自治体との比較は、以下のとおりである。

資源回収奨励補助金交付事業近隣自治体単価及び集団回収量（令和元年度現在）			
自治体	単価	備考	※集団回収量 (t)
A	10円/kg	*古紙類(新聞・雑誌・雑紙・段ボール)、繊維類の補助	11,823
B	8円/kg	*びん、缶類は売却金額の30% *ペットボトルを回収してリサイクルプラザに自己搬入した団体に、4半期あたり定額で5千円を補助	729
C	7円/kg	*びん、缶類は補助なし	3,744
D	2.5円/kg	*平成28年度からは、ペットボトルを対象外	3,228
E	6円/kg	*びん、缶類は補助なし	2,587
F	4円/kg	*古紙類(新聞・雑誌・雑紙・段ボール)、衣類の補助 *びん、缶類は補助なし *雑紙、紙パックは6円/kg	1,189
G	5円/kg		178
越谷市	8円/kg		6,101

※集団回収量については、埼玉県一般廃棄物処理事業の概況（令和元年度）から抜粋リサイクルプラザ作成資料より

(ウ) 監査手続

- 1) 当補助金に係る概要を把握し、関連する法令、条例、規則、要綱等を閲覧した。
- 2) 当補助金に係る資料（交付要綱、交付申請書、資源回収実績報告書、交付決定兼確定通知書、請求書、支出命令書）を入手し、その内容（整合性及び承認証跡）を検証した。
- 3) 当補助金に関連するデータ（補助金の推移、等）を入手し、年度推移や関連する指標との関係を分析した。
- 4) 担当部署の担当者に質問を実施した。

(エ) 指摘と意見

1) 資源回収団体による資源回収量の減少について【意見】

平成28年度から令和2年度で、資源回収団体による資源回収量は7,085トンから5,054トンに減少している。また、行政及び資源回収団体による資源回収量に占める資源回収団体による資源回収量の割合は、70%から55%に低下している。

市の担当者によれば、この原因として考えられるのは、登録団体の活動停止、資源回収業者の回収単価が下がっていること、等によるものとのことであった。

このうち、回収単価については、資源回収業者は各資源回収団体が選定しており、回収単価は、業者によって1キロ当たり4円の場合もあれば-2円という場合もあり、様々とのことであった。回収単価が低いケースや、回収単価がマイナス（業者に引取料を支払う）のケースでは、収入面で、資源回収団体が資源回収を行う誘因が低くなり、結果、資源回収が行われなくなっていく恐れがある。

そこで、たとえば、資源回収団体が業者を選択する際の参考となるように、市が資源回収団体に複数の資源回収業者の情報等を伝えること等が考えられる。

【意見 48】 資源回収団体による資源回収量の減少について

近年、資源回収団体による資源回収量は減少傾向にある。当該傾向を改善するため、同団体に資源回収を促すための情報を伝えることを検討すべきである。

2) 回収実績が無かった団体について【意見】

令和3年4月1日時点での資源回収実施団体の登録数は453であるのに対して、令和2年度に実際に回収実績があった団体数は403であった。登録数と実際に活動実績があった団体数との乖離について所管部課の担当者に確認したところ、

- (i) すでに解散をしている団体
- (ii) 解散はしていないが、令和2年度に回収実績が無かった団体があるとの回答であった。

(i) 既に解散している団体について

越谷市資源回収奨励補助金交付要綱第4条第2項には、「資源回収実施団体は、資源回収を行わなくなったときは、越谷市資源回収実施団体登録廃止申請書(第4号様式)を速やかに市長に提出しなければならない。」と記載されている。

また、団体が解散をしているにもかかわらず資源回収実施団体としての登録を廃止しない場合、その登録数は資源回収実施団体の団体数の実態を適切に反映してないものとなり、資源回収実施団体の適切な管理の面からも望ましいものとは言えない。

したがって、既に解散している団体については、すみやかに登録廃止申請書を市長に申請するよう指導することを検討することが望ましい。

(ii) 解散はしていないが、令和2年度に回収実績が無かった団体について

本補助金の趣旨は、ごみの減量化による処理経費の節減並びに市民の環境美化及び資源の有効利用に対する意識の高揚を図り、地域コミュニティづくりを推進することにある(要綱第1条)。

このためには、資源回収実施団体には、団体として登録されるのみならず、実際に回収活動を実施してもらうことが有用である。

この点、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響もあり回収活動を実施しなかった団体もあるものの、これらも含め、回収活動を実施しなかった理由を把握し、回収活動を実施頂くよう施策をとることが望ましい。

【意見 49】 回収実績が無かった団体について

資源回収実施団体の登録数と実際に回収実績があった団体数との乖離があり、この乖離が近年の資源回収団体による資源回収量の減少傾向の一因である可能性がある。当該傾向を改善するために、上記の乖離の原因を確認し、適切な対応を検討すべきである。

3) 補助金の単価について【意見】

令和2年度の本補助金の単価は1キログラムあたり8円(越谷市資源回収奨励補助金交付要綱第7条)であった。市の担当者によれば、この単価の見直しは、業者の引き取り金額、他市町村の補助単価を勘案して決定しているとのことであった。

本補助金は、「自主的な資源回収を行う市内の地域住民で組織する団体に対し、その活動費として」(同要綱第1条)交付するものであるから、入手した決算書で、資源回収実施団体の活動状況を把握し、単価の見直しの参考にすることが望まれる。

【意見 50】 補助金の単価について

当補助金等の回収単価については、資源回収実施団体の活動状況を反映し、定期的な見直しを行って行く必要がある。そのためには、同団体から入手した決算書から、同団体の活動状況を把握し、当該見直しの参考とすることが望まれる。

(3) 産業支援課

① 一般事業費補助金

(ア) 補助金等の概要

補助金等の名称	一般事業費補助金					
補助金等の性格	運営費 <u>事業費</u> その他					
補助事業の開始年度						
補助事業の終了予定年度	有(年度) <u>無</u>					
終了予定年度が設定されていない理由	市内商工業の振興を図るため継続的な支援が必要なため。					
根拠法令(交付要綱)等	越谷商工会議所事業補助金交付要綱					
財源の内訳	国 0% 県 0% 市 100% その他 0%					
交付先(団体の場合には、令和2年度の交付額上位3団体の名称)	越谷商工会議所					
交付先件数	1					
交付目的	市内事業者が商工会議所事業や各種支援施策を活用できるよう広く周知するとともに、若手後継者の育成を支援することにより、市内商工業の振興を図る。					
対象経費	総合振興事業に要する経費、税務対策事業に要する経費、労務福利対策事業に要する経費、商工会議所広報誌等の発行に要する経費、青年部及び女性会の活動推進のための講習会、研修会、交流会等の開催、組織の拡大強化等の若手後継者等育成事業に要する謝金、旅費、会議費、資料費等の経費、市長が認める事業に要する経費					
算定方法	補助対象経費の3分の1以内の額					
支払方法	完了払 前金払 <u>概算払</u> その他()					
交付先からの事業報告書の入手の有無	<u>有</u> 無					
交付先からの決算書の入手の有無	<u>有</u> 無					
補助制度の周知方法(追加)						
効果の内容	商工会議所事業活動の推進					
効果測定の方法	<u>数値</u> アンケート 市民等からの声・評判 その他()					
効果測定の方法が数値である場合の具体的な数値の内容	商工会議所の組織率					
過去5年の交付実績・予算						(単位:千円)
年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
予算	4,400	5,000	5,000	5,000	5,000	4,000
決算	4,400	5,000	5,000	5,000	5,000	
予算と決算との乖離(不用額)が予算に対して30%超ある場合の理由						
効果測定の数値						(単位:%)
年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
実績	51.3	50.3	48.1	49.9	50.6	

(イ) 概要の補足

1) 商工会議所

商工会議所は、「商工会議所法」に基づく特別認可法人である。令和2年4月時点、全国で515商工会議所がそれぞれの地域で活動している。商工会議所は(1)地域性—地域を基盤としている、(2)総合性—会員はあらゆる業種・業態の商工業者から構成される、(3)公共性—公益法人として組織や活動などの面で強い公共性を持っている、(4)国際性—世界各国に商工会議所が組織されている、という4つの大きな特徴を持っており、全国の商工会議所の会員数は122万(令和3年3月時点)を数えている。

(日本商工会議所ホームページより)

2) 越谷商工会議所

越谷商工会議所は、市内の商工業者の経営に関する相談と支援、地域内の経済振興を図るための諸活動を通して、豊かで住みよい地域づくりを目的とした産業の推進と地域活性化のための様々な事業を行っている。

商工会議所に入会すると、商工業に関する最新情報が提供され、各種の講演会、講習会、研修会、交流会に参加でき、経営・金融・税務・労働・共済など、経営全般にわたって様々なサポートを受けることができる。

商工会議所会員は、商工業者の業種や業態の相違をこえて商工会議所活動に参加するなかで、商工業の振興を図るとともに、地域の社会的、文化的側面においても大きな役割を果たしている。

(越谷商工会議所ホームページより)

3) 越谷商工会議所の収支及び財務状況

令和2年度の越谷商工会議所の収支及び財務状況は、以下のとおりである。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により、事業収入及び交付金が大きく減少している。

収入の部			
科目	決算額	予算額	増減
1. 会費	88,002	88,640	△ 638
2. 事業収入	105,716	146,638	△ 40,922
3. 受託料	2,320	2,320	0
4. 交付金	193,150	204,280	△ 11,130
5. 雑収入	299	496	△ 197
6. 繰越金	36,877	46,586	△ 9,709
7. 繰出金	27,257	27,257	0
収入合計	453,621	516,217	△ 62,596
支出の部			
科目	決算額	予算額	増減
1. 事業費	188,894	261,680	△ 72,786
2. 給与費	127,731	135,770	△ 8,039
3. 管理費	52,348	63,215	△ 10,867
4. 繰出金	29,142	38,852	△ 9,710
5. 予備費	0	16,700	△ 16,700
支出合計	398,115	516,217	△ 118,102
越谷商工会議所 令和2年度 収支決算 総括表より 単位：千円			

科目	令和2年度決算書	科目	令和2年度決算書
I 資産の部		II 負債の部	
1.流動資産	65,488,282	1.流動負債	9,981,439
現金	194,525	未払金	9,660,875
普通預金	62,523,318	仮受金	282,064
未収金	2,770,439	前受金	38,500
2.固定資産	833,533,114	2.固定負債	4,431,787
(有形固定資産)	747,004,148	退職給与引当金	4,431,787
建物	316,633,827	負債合計	14,413,226
構築物	502,741		
車両運搬具	371,253	III 正味財産の部	
什器備品	2,203,034	1.積立金	81,904,505
土地	427,293,293	資産取得積立金	42,881
(その他の固定資産)	86,528,966	財政調整積立金	23,276,019
電話加入権	147,674	記念事業積立金	572,539
リース保証金	20,000	産業会館特別積立金	58,013,066
投資有価証券	25,000	2.剰余金	802,703,665
資産取得積立預金	42,881	固定財産	747,196,822
財政調整積立預金	23,276,019	収支剰余金	55,506,843
記念事業積立金	572,539	正味財産合計	884,608,170
産業会館特別積立預金	58,013,066		
退職給与引当預金	4,431,787	負債及び正味財産合計	899,021,396
資産合計	899,021,396		
		令和2年度 4会計合計	貸借対照表 単位：円

4) 一般事業費補助金の補助対象経費は以下のとおりである。

広報事業については、越谷商工会議所の活動の紹介だけでなく、会員事業者への情報提供も行っている。このため、当補助金等は、運営費としての性格もあるものの、事業費として交付されている。

	予算額	要望額	
広報事業	13,240	3,800	
若手後継者等育成事業	3,700	1,200	
令和2年度 一般事業費補助金収支予算内訳より 単位：千円			
広報事業の内訳	予算額		
① 商工会議所広報誌関係費			
・印刷費	6,372		
・配送費	5,702		
・予備費	26		
小計	12,100		
② ホームページ管理関係費			
・運用管理費	1,002		
・通信費	26		
・Wi-Fi使用料	110		
・予備費	2		
小計	1,140		
合計	13,240		
令和2年度 一般事業費補助金収支予算内訳より 単位：千円			
若手後継者等育成事業の内訳		予算額	
① 青年部講習会、広報誌発行、委員会活動費他事業費補助		2,150	
② 女性会、講習会、広報誌発行、（一社）埼玉県商工会議所女性会連合会記念		1,550	
	合計	3,700	
令和2年度 一般事業費補助金収支予算内訳より 単位：千円			

(ウ) 監査手続

- 1) 当補助金等に係る概要を把握し、関連する法令、条例、規則等を閲覧した。
- 2) 当補助金等に係る資料（越谷商工会議所事業補助金交付申請書、支出負担行為書、越谷商工会議所事業補助金交付決定通知書、支出命令書、通常議員総会資料）を入手し、その内容（整合性及び承認証跡）を検証した。
- 3) 当補助金等に関連するデータ（商工会議所組織率）を入手し、年度推移や関連する指標との関係を分析した。
- 4) 担当部署の担当者に質問を実施した。

(エ) 指摘と意見

- 1) 概算払いについて【意見】

当補助金等は、概算払いによって交付されている。なお、越谷商工会議所事業補助金交付要綱には、概算払いに係る規定はない。

当補助金等の支払日は、以下のとおりである。

一般事業費補助金の支払日	
支払日	金額（千円）
2020/6/9	2,500
2020/9/15	2,500
	支出命令書より

この点について、所管部課の担当者にヒアリングを行ったところ、その結果は、以下のとおりである。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、多くのイベントなどが中止、縮小しました。それにより支出が減少し、年度末の剰余金が例年より3,000万円程度多く発生しております。例年は7月までに4,000万円程度の支出があり、財政調整積立貯金を一時的に取り崩して利用している状況です。そのため概算払いをする必要性があると判断しております。

しかしながら、令和2年度の決算書の現金、預金及び金銭債権と金銭債務、借入金及び引当金との差額は、以下のとおりであるため、概算払いにより資金ショートを回避する緊急性は低いと考えられる。

現金、預金、金銭債権		金銭債務等、引当金	
現金	194,525	未払金	9,660,875
預金	62,523,318	仮払金	282,064
未収入金	2,770,439	前受金	38,500
合計①	65,488,282	退職給与引当金	4,431,787
		合計②	14,413,226
	差額（①－②）		51,075,056
越谷商工会議所 令和2年度 決算書より（単位：円）			

【意見 51】 概算払いについて

越谷市補助金等の交付手続き等に関する規則によれば、補助金等は補助事業等が完了した後に交付することが原則である。当補助金等交付要綱においても、同規則に従い、補助金等の交付は、補助事業等の完了後とすることを原則とし、特に事情がある場合には、補助事業等の完了前に交付することができるよう、規定の修正を検討すべきである。

② 越谷市地域支え合いの仕組み推進事業費補助金

(ア) 補助金等の概要

補助金等の名称	地域支え合いの仕組み推進事業費補助金					
補助金等の性格	運営費 <u>事業費</u> その他					
補助事業の開始年度	平成23年度					
補助事業の終了予定年度	有() <u>無</u>					
終了予定年度が設定されていない理由	商店街の賑わい作りのために継続的な支援が必要のため。					
根拠法令(交付要綱)等	越谷市地域支え合いの仕組み推進事業費補助金交付要綱					
財源の内訳	国 0% 県 0% 市 100% その他 0%					
交付先(団体の場合には、令和2年度の交付額上位3団体の名称)	越谷商工会議所					
交付先件数	1					
交付目的	越谷商工会議所が実施する、蒲生駅前商店街内の空き店舗を活用した越谷市地域支え合い仕組み推進事業について、運営費の一部を補助し、商店街の賑わい作りに寄与することを目的とする。					
対象経費	空き店舗の改装費、賃借料、備品購入費、人件費、光熱水費、需用費、役務費、その他の事業の実施のために要する費用					
算定方法	市長が定める額					
支払方法	完了払 前金払 <u>概算払</u> その他()					
交付先からの事業報告書の入手の有無	<u>有</u> 無					
交付先からの決算書の入手の有無	<u>有</u> 無					
補助制度の周知方法(追加)						
効果の内容						
効果測定の方法	<u>数値</u> アンケート 市民等からの声・評判 その他()					
効果測定の方法が数値である場合の具体的な数値の内容	利用登録している会員数					
過去5年の交付実績・予算						(単位:千円)
年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
予算	6,600	6,600	6,600	6,600	6,600	6,600
決算	6,281	6,408	6,448	6,429	6,348	
予算と決算との乖離(不用額)が予算に対して30%超ある場合の理由						
効果測定の数値						(単位:)
年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
実績	152人	180人	196人	214人	218人	

(イ) 概要の補足

1) 当補助金等の交付目的と補助事業の概要

越谷商工会議所が商店街の活性化及び地域における高齢者等による支え合いの仕組みづくりの推進を目的として実施する地域支え合いの仕組み推進事業に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものである。

補助の対象となる地域支え合いの仕組み推進事業は、商店街の空き店舗を活用し、高齢者等のボランティアが援助の必要な高齢者等に対して買物代行、外出支援等の日常生活の援助を行う地域における支え合いの仕組みを整備し、及び推進するとともに、地域の商業振興を図るための事業である。

2) 『「ふらっと」がもう』の概要

上記事業として、越谷商工会議所は、蒲生駅前商店街内の空き店舗を活用し、商店会の活性化と、地域の困りごとを地域で支える仕組みづくり事業（越谷市地域支え合いサービス事業）と高齢者の居場所づくり事業（越谷市助け合いの仕組み事業）として、『「ふらっと」がもう』を設立し、同事業の運営を越谷市社会福祉協議会に委託している。

蒲生駅前商店街内『「ふらっと」がもう』では、日常のちょっとした困りごとをお手伝いする地域のサポートスタッフを派遣している。具体的には、利用者は、1時間あたり500円分の利用券を『「ふらっと」がもう』で購入し、サポートスタッフは以下のサービスを行う対価として同利用券を受け取る。同利用券は、蒲生駅前商店街内で商品購入に使用することができる。

具体的な、サービスの内容は以下のとおりである。

1. 生活必需品の買い物同伴、代行
2. 住居の清掃、衣類の洗濯・繕い、食事の準備・片付け
3. 介護を有しない外出の付き添い
4. 話し相手
5. 電球交換
6. 病院等の予約、診察券入れ
7. 庭の草取り
8. 代筆、朗読
9. ゴミの運び出し（ゴミ捨て場まで）
10. 軽微な枝切り
11. その他専門性を有しない作業

(3) 事業の収支の状況

当補助事業の令和2年度の収支の状況は、以下のとおりである。

事業収支決算書			
1 収入の部		(単位：円)	
区分	金額	説明	
市補助金	6,348,000	越谷市地域支え合いの仕組み推進事業費補助金	
商工会議所	2,116,394		
	8,464,394		
2 支出の部		(単位：円)	
区分	金額	説明	
事業実施に係る経費	8,464,394	①賃料	1,956,000
		②委託料	5,525,300
		③通信運搬具	153,079
		④備品費	101,958
		⑤広報費	0
		⑥光熱水費	263,707
		⑦消耗品費	146,595
		⑧保険料	69,550
		⑨リース料	125,405
		⑩その他(商店会費ゴミ処理等)	122,800
合計	8,464,394		
越谷市地域支え合いの仕組み推進事業費補助事業等実績報告書より			

(ウ) 監査手続

- 1) 当補助金等に係る概要を把握し、関連する法令、条例、規則等を閲覧した。
- 2) 当補助金等に係る資料(越谷市地域支え合いの仕組み推進事業費補助金交付申請書、支出負担行為書、越谷市地域支え合いの仕組み推進事業費補助金交付決定通知書、支出命令書、通越谷市地域支え合いの仕組み推進事業費等補助事業等実績報告書)を入手し、その内容(整合性及び承認証跡)を検証した。
- 3) 当補助金等に関連するデータ(利用会員数、利用券販売枚数)を入手し、年度推移や関連する指標との関係を分析した。
- 4) 担当部署の担当者に質問を実施した。

(エ) 指摘と意見

- 1) 補助金の金額について【意見】

事業収支計算の収入の部には、市補助金と商工会議所の補助金だけが収入として計上されており、『「ふらっと」がもう』の自己収入（利用券）は、収入には計上されていない。

この点について、所管部課担当者に質問したところ、以下の結果であった。

利用券はサポートスタッフが受け取り、『「ふらっと」がもう』で商品券と交換された後、登録店で使用されると、『「ふらっと」がもう』が額面どおりに換金し、収支はゼロとなるため計上していない。

確かに、利用券に係る役務の提供は、サポートスタッフ及び登録店で行われ、『「ふらっと」がもう』は、その仲介を行うだけであるため、利用券の販売及び回収を収入及び支出に計上しないという会計処理は誤りとは言えない。

しかしながら、補助事業の収支計算書を作成する場合には、当該事業の資金収支を明らかにするという目的もあるため、利用券の販売及び回収を収入及び支出に計上する方法を適用した方が適切である。

【意見 52】 補助金の金額について

事業収支計算の収入の部には、市補助金と商工会議所の補助金だけが収入として計上されており、『「ふらっと」がもう』の自己収入（利用券の販売）は、収入には計上されていない。補助事業の収支計算書を作成する場合には、当該事業の資金収支を明らかにするという目的もあるため、利用券の販売及び回収を収入及び支出に計上する方法を適用した方が適切である。

2) サポートスタッフの実稼働人数と利用券の使用状況について 【意見】

サポートスタッフの登録数は、令和3年3月時点で27名であり、その実稼働人数は10名程度である。また、利用券は蒲生駅前商店街の登録店であれば、使用することができるが、サポートスタッフの実稼働人数が少ないことから、利用券が使用される店舗は以下のように限定されている。

越谷地域支え合いサービス事業ささえ愛商品券換金実績			
令和2年度			
事業所名	枚数	換金額合計（円）	構成比
ヤオミ蒲生店	139	69,500	86%
吉田家	8	4,000	5%
更科	9	4,500	6%
丸正	6	3,000	4%
合計	162	81,000	100%
経済振興課作成データより			

当補助事業の目的を考えると、サポートスタッフの実稼働人数及び利用券の使用店舗が限定されていることは好ましい状況とはいえない。サポートスタッフの実稼働人数を上げる工夫（サービス内容の追加や周知活動等）と利用券の使用店舗の拡大が必要である。

【意見 53】 サポートスタッフの実稼働人数と利用券の使用状況について

当補助金等の補助事業におけるサポートスタッフの実稼働人数が少ないこと及び利用券の使用店舗が実質的に限定されていることは、公平性の観点からは問題がある。補助事業の継続性には、サポートスタッフの実稼働人数の増加と利用券の使用店舗の拡大が必要である。

③ 公益社団法人越谷市シルバー人材センター補助金

(ア) 補助金等の概要

補助金等の名称	公益社団法人越谷市シルバー人材センター補助金					
補助金等の性格	運営費 <u>事業費</u> その他					
補助事業の開始年度	S57年（H18年に当時の高齢福祉課より事務移管）					
補助事業の終了予定年度	有（ 年度 ） <u>無</u>					
終了予定年度が設定されていない理由	高齢者自らの生きがいの充実や社会参加の場として、センターへの継続的な支援が必要のため					
根拠法令（交付要綱）等	公益社団法人越谷市シルバー人材センター補助金交付要綱					
財源の内訳	国 0% 県 0% 市 100% その他 0%					
交付先（団体の場合には、令和2年度の交付額上位3団体の名称）	公益社団法人越谷市シルバー人材センター					
交付先件数	1					
交付目的	センターが高年齢者の定年退職後等において、補助的、短期的な就業を通じて自己の労働能力を活用し、自らの生きがいの充実や社会参加への就業機会の増大と福祉の増進を図るために行う事業及び高年齢者の能力を生かした活力ある地域社会づくりに寄与するために行う事業に補助金を交付してセンターを支援する					
対象経費	上記事業の実施に要する経費の一部					
算定方法	毎年予算の範囲内で市長が別に定める					
支払方法	完了払 <u>前金払</u> 概算払 その他（ ）					
交付先からの事業報告書の入手の有無	<u>有</u> 無					
交付先からの決算書の入手の有無	<u>有</u> 無					
補助制度の周知方法（追加）						
効果の内容	就業機会の提供、地域社会づくりへの貢献					
効果測定の方法	<u>数値</u> アンケート 市民等からの声・評判 その他（ ）					
効果測定の方法が数値である場合の具体的な数値の内容	会員数					
過去5年の交付実績・予算						(単位：千円)
年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
予算	13,000	13,000	13,000	13,000	13,000	13,000
決算	13,000	13,000	13,000	13,000	13,000	
予算と決算との乖離（不用額）が予算に対して30%超ある場合の理由						
効果測定の数値						(単位：人)
年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
実績	1,419	1,420	1,377	1,327	1,266	

(イ) 概要の補足

1) シルバー人材センター

シルバー人材センター（以下、センターという）とは、高年齢者が働くことを通じて生き

がいを得ると共に、地域社会の活性化に貢献する組織である。

センターは、定年退職者などの高齢者に、そのライフスタイルに合わせた「臨時的かつ短期的又はその他の軽易な業務（その他の軽易な業務とは、特別な知識又は技能を必要とすることその他の理由により同一の者が継続的に当該業務に従事することが必要である業務をいう）」を提供するとともに、ボランティア活動をはじめとするさまざまな社会参加を通じて、高齢者の健康で生きがいのある生活の実現と、地域社会の福祉の向上と、活性化に貢献している。

センターは、原則として市（区）町村単位に置かれており、国や地方公共団体の高齢社会対策を支える重要な組織として、「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」に基づいて事業を行う、都道府県知事の指定を受けた公益法人である。

（公益社団法人全国シルバー人材センター事業協会ホームページより）

2) 越谷市シルバー人材センターの収支及び財務状況

越谷市シルバー人材センターの収支及び財務状況は、以下のとおりである。

科目	当年度		科目	当年度
I 資産の部			II 負債の部	
1.流動資産			1.流動負債	
現金	74,150		未払金	41,216,187
普通預金	7,249,860		前受金	12,800
未収金	40,187,991		預り金	20,795
立替金	62,758		流動資産合計	41,249,782
前払金	72,000		2.固定負債	
流動資産合計	47,646,759		退職給与引当金	4,977,432
2.固定資産			リース債務	2,729,627
(1) 特定資産			固定負債合計	7,707,059
退職給与引当資産	1,824,292		負債合計	48,956,841
財政運営資金積立資産	16,000,000			
特定資産合計	17,824,292		III 正味財産の部	
(2) その他固定資産			1.指定正味財産	0
什器備品	165,939		2.一般正味財産	19,463,555
リース資産	2,633,438		(うち特定資産への充当額)	(16,000,000)
電話加入権	149,968		正味財産合計	19,463,555
その他固定資産合計	2,949,345			
固定資産合計	20,773,637		負債及び正味財産合計	68,420,396
資産合計	68,420,396			

令和2年度 貸借対照表 単位：円

科目	当年度
Ⅰ 一般正味財産増減の部	
1.経常増減の部	
(1) 経常収益	
受託事業収益	438,453,053
労働者派遣事業等受託収益	2,218,761
受取会費	3,264,600
受取補助金等	26,000,000
雑収益	765,763
経常収益計	470,702,177
(2) 経常費用	
事業費	454,751,258
管理費	19,199,014
経常費用計	473,950,272
当期経常増減額	△ 3,248,095
2.経常外増減の部	
(1) 経常外収益	0
(2) 経常外費用	0
当期経常外増減額	0
当期一般正味財産増減額	△ 3,248,095
令和2年度 正味財産増減計算書 単位：円	

(ウ) 監査手続

- 1) 当補助金等に係る概要を把握し、関連する法令、条例、規則等を閲覧した。
- 2) 当補助金等に係る資料（補助金交付申請書、支出負担行為書、補助金交付決定通知書、支出命令書、補助金事業実績報告書、財務諸表）を入手し、その内容（整合性及び承認証跡）を検証した。
- 3) 当補助金等に関連するデータ（会員数、受注件数等）を入手し、年度推移や関連する指標との関係を分析した。
- 4) 担当部署の担当者に質問を実施した。

(エ) 指摘と意見

1) 事業仕入に係る消費税相当額報告書について【指摘】

公益社団法人越谷市シルバー人材センター補助金交付要綱には、事業仕入に係る消費税

相当額報告書に係る規定はない。

この点について、所管部課担当者に確認した結果、以下のとおりであった。

事業仕入に係る消費税相当額報告書については、行財政部からの通知「補助金等における消費税及び地方消費税の取扱いの確認について（平成 29 年 4 月 25 日付）」を受けて、対応方法の確認及び整理を行った経過があります。当該補助金の対象経費及び交付額については、要綱において「補助事業の実施に要する経費の一部とし、補助金の額は、毎年予算の範囲内で市長が別に定める」としており、年度ごとの事業内容に応じた政策的な判断によること、補助率（注）による計算を行っていないことから、要綱への規定を行っておりません。

（注）越谷市は、補助金等を交付するにあたり、交付団体の種類（公的団体、準公的団体、その他の団体、個人）に応じて、事業費に対する補助率（4/4 以内、3/4 以内、2/4 以内）を定めている。（補助基準 平成 11 年 3 月 3 日 市長決裁）

確かに、当補助金等については、補助率による計算を行っていないが、事業仕入に係る消費税相当額報告書の提出が必要な理由は、以下のように他の補助金等と同様である。消費税の納付税額は、課税期間中の課税売上げに係る消費税額からその課税期間中の課税仕入れ等に係る消費税額（仕入控除税額）を控除して計算する。したがって、交付先の事業者が消費税課税事業者である場合、補助金の対象となる経費に消費税が含まれていると、その仮払消費税相当額が、消費税納税額の減少を通じて、交付先事業者の手元に残る可能性がある。そのような場合は、相当額を交付先事業者から返還させる措置をとる必要がある。

したがって、当補助金等の要綱についても、事業仕入に係る消費税相当額報告書の提出についての規定を設けるべきである。

【指摘 12】 事業仕入に係る消費税相当額報告書について

当補助金等の要綱には、事業仕入に係る消費税相当額報告書の提出についての規定がないが、補助事業者が課税事業者である可能性がある以上、同要綱には上記の規定を設ける必要がある。

2) 対象経費について【指摘】

公益社団法人越谷市シルバー人材センター補助金交付要綱に対象となる経費については、以下のように記載され、具体的な経費の名称等が記載されていない。

同要綱第3条の規定は、以下のとおりである。

補助の対象となる経費は、当該補助事業の実施に要する経費の一部とし、補助金の額は、毎年予算の範囲内で市長が別に定める。

この点について、所管部課担当者に確認した結果、以下のとおりであった。

具体的な対象経費の明記はありませんが、補助対象事業に係る経費として、給与手当、法定福利費、賃借料等へ補助金が支出されています。

所管部課において、補助対象事業に係る経費が認識されているのであれば、補助金の算定手続の明確化の観点より、上記の経費を補助対象事業に係る経費として、同要綱に明確に規定すべきである。

【指摘 13】 対象経費について

当補助金等の要綱には、具体的な経費の名称等が記載されていない。一方、所管課では実際の経費の具体的な内容は把握している。補助金等の算定や使途の明確化の観点から、要綱には、具体的な経費の名称等を記載すべきである。

3) 効果測定の数値について【意見】

当補助金等の効果測定の数値として、会員数を採用している。しかしながら、同会員数は、高齢化社会にもかかわらず、継続的に会員数が減少している。

この点について、所管部課担当者に確認した結果、以下のとおりであった。

「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」の改正に伴い高齢者の雇用を取り巻く環境（定年引上げ等）がここ数年で変化し、高齢者の選択肢が多様化していることが一因として考えられる。また、令和2年度においては、新型コロナの影響により、会員獲得のきっかけとなる入会説明会が数多く中止となった点も影響していると考えられる。さらに、会員数はKPIの一つではあるが、就労による高齢者の生きがいがづくりや社会参加などの公益性の観点から、その増減のみをもって事業を評価することはできない。

確かに、上記の社会環境の変化による影響は大きいものと考えられる。また、就労による高齢者の生きがいがづくりや社会参加などの公益性も高齢者福祉の観点から評価すべき点で

ある。しかしながら、当該変化は、継続的に同額の補助金等を交付する理由とはならない。また、同センターの補助金等の交付の所管が経済振興課である以上、当補助金等の効果測定については、経済的な数値あるいは少なくともそれに関連する数値を用いるべきである。

したがって、同センターが当該変化に対応し、同要綱第2条に規定される補助事業の目的のために会員の社会参加の機会を創出するように促すために、当補助金等を交付すべきである。また、当該目的を達成できない場合には、補助金等の削減及び補助事業の縮小あるいは所管部課の変更を検討すべきである。

同要綱第2条の規定は、以下のとおりである。

(補助対象事業)

第2条 補助の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、センターが高年齢者の定年退職後等において、補助的、短期的な就業を通じて自己の労働能力を活用し、自らの生きがいの充実や社会参加への就業機会の増大と福祉の増進を図るために行う事業及び高年齢者の能力を生かした活力ある地域社会づくりに寄与するために行う事業とする。

【意見 54】 効果測定の数値について

過去5年間の推移を考慮すると、当補助金等の金額が一定であるのに対し、当補助金等の効果測定の数値である会員数は減少傾向にある。所管課の性格から、当補助金等には一定の経済効果が要求されるため、当該効果が得られない場合には、補助金等の削減及び補助事業の縮小あるいは所管課の変更を検討すべきである。

④ 住宅・店舗改修促進補助金

(ア) 補助金等の概要

補助金等の名称	住宅・店舗改修促進補助金					
補助金等の性格	運営費 <input checked="" type="radio"/> 事業費 <input type="radio"/> その他 <input type="radio"/>					
補助事業の開始年度	令和2年度					
補助事業の終了予定年度	有 (年度) <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>					
終了予定年度が設定されていない理由	市内事業者の受注拡大による産業活性化を図ることから、継続した支援が必要なため。					
根拠法令(交付要綱)等	越谷市住宅・店舗改修促進補助金交付要綱					
財源の内訳	国 % 県 % <input checked="" type="radio"/> 市 100% その他 %					
交付先(団体の場合には、令和2年度の交付額上位3団体の名称)						
交付先件数	98件					
交付目的	地域経済の活性化を図るため、市内の施工業者を利用し、住宅又は店舗の長寿命化等のための改修工事を行う者に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。					
対象経費	補助対象工事に要した経費(税抜)					
算定方法	補助対象経費の20%(上限額100,000円)※交付額1,000円未満切り捨て					
支払方法	<input checked="" type="radio"/> 完了払 <input type="radio"/> 前金払 <input type="radio"/> 概算払 <input type="radio"/> その他 ()					
交付先からの事業報告書の入手の有無	<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無					
交付先からの決算書の入手の有無	有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>					
補助制度の周知方法(追加)	ホームページ・広報こしがやへの掲載、越谷商工会議所等への募集要項の配布					
効果の内容	住宅リフォームの受発注サイクルを促進することによって地域経済の活性化を図る。					
効果測定の方法	<input checked="" type="radio"/> 数値 <input type="radio"/> アンケート <input type="radio"/> 市民等からの声・評判 <input type="radio"/> その他 ()					
効果測定の方法が数値である場合の具体的な数値の内容	改修を行った総工事金額					
過去5年の交付実績・予算						(単位：千円)
年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
予算	/	/	/	/	10,000	12,000
決算	/	/	/	/	9,164	/
予算と決算との乖離(不用額)が予算に対して30%超ある場合の理由						
効果測定の数値						(単位：円)
年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
実績	/	/	/	/	98,832,024	/

(イ) 概要の補足

1) 補助金等の目的

当補助金等は、地域経済の活性化を図るため、市内の施工業者を利用し、機能の維持、向上等のための住宅又は店舗の改修工事を行う者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものである。

また、補助対象工事は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 改修工事に要する経費が 200,000 円以上であること。
- (2) 住宅等の長寿命化若しくは高効率化、日常生活の支障改善、危険箇所の解消又は店舗の魅力向上のいずれかを目的とするものであること。
- (3) 補助金の交付決定後に着工したもので、当該年度の 2 月末日までに完了が見込まれるものであること。

(越谷市住宅・店舗改修促進補助金交付要綱第 3 条より)

(ウ) 監査手続

- 1) 当補助金等に係る概要を把握し、関連する法令、条例、規則等を閲覧した。
- 2) 当補助金等に係る資料(越谷市住宅・店舗改修促進補助金交付申請書、支出負担行為書、越谷市住宅・店舗改修促進補助金交付決定通知書、支出命令書、越谷市住宅・店舗改修促進補助金実績報告書)を入手し、その内容(整合性及び承認証跡)を検証した。
- 3) 当補助金等に関連するデータ(工事件数、工事金額)を入手し、年度推移や関連する指標との関係を分析した。
- 4) 担当部署の担当者に質問を実施した。

(エ) 指摘と意見

1) 補助金等の事務手続きについて【意見】

当補助金等の事務手続きについては、交付申請、実績報告の 2 回の手続きが必要である。これは、以下の理由によるものである。

越谷市住宅・店舗改修促進補助金交付要綱第 3 条第 3 号に補助対象工事は「補助金の交付決定後に着工したもので、当該年度の 2 月末日までに完了が見込まれるものであること。」と明記しているため、工事完了後の申請は対象外となる。

また、補助対象経費等の確認のため、補助金申請時に工事の見積書や工事前の写真の提出を求めていることから、適正な事務の執行の観点からも工事完了後に申請を受け付けることは検討していない。

当補助金等の交付件数、事務手続を考慮して、上記の原則的な手続が所管部課及び申請者の双方にとって負担となる場合には、以下の対応により、工事完了後の確認のみでも適切な補助金等の事務手続きの適正化を図ることは可能であるため、事務手続きの合理化を検討すべきである。

・同要綱の規定については、「補助金の交付決定後」とある文言を「補助金の受付後」と改正する。

- ・工事の完了後に工事前の写真の提出を義務付ける。

【意見 55】 補助金等の事務手続きについて

当補助金等の交付件数、事務手続きを考慮し、申請者と所管課の双方の事務手続きの合理化を図る観点から、工事完了後の確認のみでも適切な補助金等の事務手続きの適正化を図ることができるように、事務手続きの変更を検討すべきである。

2) 財産処分の制限の実効性確保について **【意見】**

当補助金等により改修された住宅又は店舗の財産処分の制限期間は、補助対象工事完了後5年とされている。また、補助金の交付を受けて補助対象工事を実施した者が、前項に規定する期間が経過する前に、補助事業により取得した財産を処分しようとするときは、越谷市住宅・店舗改修促進補助金に係る財産処分承認申請書(第10号様式)により市長の承認を受けなければならないとされている。

(越谷市住宅・店舗改修促進補助金交付要綱第14条より)

しかしながら、現実的には、上記の制限期間内に住宅又は店舗の売却が行われたかどうかの確認は行われていない。これは、当補助金により改修工事が行われた住宅又は店舗の件数が多いため、現物確認や課税資産台帳による確認が現実的には困難であるためである。

当補助金等の目的が、市内の施工業者の受注増加による地域経済の活性化にあることを考えれば、上記の財産処分の制限期間内に住宅又は店舗が売却されることに問題はないとも考えられる。ただし、住宅については、改修工事により資産価値が増加した住宅が市場に流通することには、地域経済にとってプラスの影響があるが、一方で、店舗については、個人事業の廃業や転用の困難さから廃業数の増加につながる可能性があるため、地域経済にとってマイナスの影響となる可能性がある。

したがって、同14条の規定の実効性を確保するため、店舗については、現物確認や課税資産台帳による確認を実施すべきである。ただし、店舗についても資産価値が向上した物件の流通につながることもあるため、新規出店や業態転換であれば街なかの賑わいづくりの観点からもプラスの影響があると考えられるため、上記の確認手続きは画一的手続によるものでなく、当該財産処分の内容を検討して運用すべきである。

【意見 56】 財産処分の制限の実効性確保について

当補助金等の要綱には、財産処分の制限についての規定が設けられているが、その実効性の確保のための手続は現実的には行われていない。当補助金等の趣旨を考慮したうえで、店舗については、事後的な報告を条件とする等の手段を講ずることを検討すべきである。

⑤ 商店街活性化推進事業費補助金

(ア) 補助金等の概要

補助金等の名称	商店街活性化推進事業費補助金					
補助金等の性格	運営費 <u>事業費</u> その他					
補助事業の開始年度	平成19年度					
補助事業の終了予定年度	有(年度) <u>無</u>					
終了予定年度が設定されていない理由	市内商業の振興育成を図るため、継続した支援の必要があるため。					
根拠法令(交付要綱)等	越谷市商店街活性化推進事業費補助金交付要綱					
財源の内訳	国 0% 県 0% 市 100% その他 0%					
交付先(団体の場合には、令和2年度の交付額上位3団体の名称)	商店街団体					
交付先件数	19					
交付目的	商店街の活性化を促進するために事業を実施する商店街団体に補助金を交付し、市内商業の振興育成を図ることを目的とする。					
対象経費	事業実施にあたり商店街団体が負担した費用					
算定方法	要綱に定める補助率					
支払方法	<u>完了払</u> 前金払 概算払 その他()					
交付先からの事業報告書の入手の有無	<u>有</u> 無					
交付先からの決算書の入手の有無	<u>有</u> 無					
補助制度の周知方法(追加)						
効果の内容						
効果測定の方法	<u>数値</u> アンケート 市民等からの声・評判 その他()					
効果測定の方法が数値である場合の具体的な数値の内容	商店街活性化推進事業の新規事業数					
過去5年の交付実績・予算						(単位:千円)
年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
予算	15,900	14,000	17,800	11,200	12,700	11,500
決算	12,720	9,915	15,484	9,630	9,558	
予算と決算との乖離(不用額)が予算に対して30%超ある場合の理由						
効果測定の数値						(単位:)
年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
実績(累計)	29事業	31事業	32事業	34事業	39事業	

(イ) 概要の補足

1) 目的

当補助金等の目的は、商店街の活性化を促進するための各種事業を実施する商店街団体等に対し、予算の範囲内で越谷市商店街活性化推進事業費補助金を交付するものである。

(越谷市商店街活性化推進事業費補助金交付要綱第1条より)

個人商店の減少は、全国的な傾向であり、その要因は大規模チェーン店の出店、インター

ネットショッピングの普及、後継者の不足等の外部環境によるものと言われている。越谷市においても、その例外ではなく、また、越谷市特有の要因としては、郊外のイオンモールに買い物が流れていることも大きな要因である。

2) 補助事業

そのような状況のなかで、越谷市は、商店街の活性化を図るべく、各商店街が主体となって自ら企画する事業等に補助金を交付している。また、商店会の役割として、個店の売上向上も一つの要素ではあるものの、賑わいづくりや防犯、防災といった地域の生活基盤としての重要な役割も担っていると考えている。一方、ソフト事業のマンネリ化が課題の一つであることから、商店会だけでなく地域の商業者グループ等も含め、新規に実施する事業数を効果測定の数値としている。

補助事業の内容、補助率、補助金の限度額は以下のとおりである。

補助事業	補助事業の内容	補助率	補助限度額
環境施設整備事業	(1) 街路灯・アーチ (2) モニュメント・案内板 (3) カラー舗装 (4) 小公園・水のみ場 (5) 街路樹・花壇・噴水 (6) ベンチ・ごみ入れ等ストリートファニチャー類 (7) 放送施設 (8) 統一看板 (9) 治安維持施設 (10) その他市長が必要と認める施設	設置の場合1/3以内 改修の場合1/3以内 修繕の場合1/3以内	設置の場合 2,000万円 改修の場合 300万円 修繕の場合 10万円
整備基盤事業	次に掲げる施設の基本計画・実施計画の策定及び設置 (1) 駐車場・駐輪場施設 (2) ショッピングモール (3) アーケード (4) その他市長が必要と認める施設	1/3以内	3,000万円
	次に掲げる施設の用地借上げ事業 (1) 共同駐車場 (2) 共同駐輪場	用地借上料(施設に必要な土地の借上げに要する直接的経費(不動産業者等の仲介料及び借上げに伴う間接的経費を除く。)をいう。)又は既存の駐車場借上料の1/3以内	市長が定める額
街路灯等維持管理事業	街路灯、防犯カメラ等の維持管理を行う事業	1/2以内	100万円(ただし、電気料及び治安維持施設等の維持管理に要する経費を除くものについては、市長が別に定める額)
運営改善事業	計画的に実施する計画策定、調査、研修会等の事業	1/3以内	100万円
販売促進事業	商店街の活性化及び個店の販売を促進するために、計画的に実施するイベント等の事業	1/2以内(3年目以降は1/3以内)	100万円
法人組織化事業	事業協同組合の設立のための事業	1/2以内	10万円
地域連携促進事業	商店街の活性化及び個店の販売を促進するために、個店、団体等が連携し計画的に実施するイベント等の事業	1/2以内(3年目以降は1/3以内)	100万円
地域拠点運営事業	空き店舗等をチャレンジショップ、創業支援室、農産物直売所、子育てひろば等のための営業用に活用する営業活用事業	店舗改装1/2以内	店舗改装 100万円
		賃料及び土地賃料 3/5以内	賃料及び土地賃料 192万円
		事業費 1/2以内	事業費 10万円
	空き店舗等をギャラリー、観光案内所、民間交番等のための非営業用に活用する非営業活用事業	店舗改装1/2以内	店舗改装 100万円
		賃料及び土地賃料 3/5以内	賃料及び土地賃料 192万円
事業費 1/2以内	事業費 150万円(2年目は100万円、3年目以降は50万円)		
空き地を駐車場、駐輪場等として活用する事業	土地賃料1/2以内	120万円	
その他市長が認める事業	市長が補助の対象として適当と認める事業	1/3以内	100万円

越谷市商店街活性化推進事業費補助金交付要綱第3条及び別表

また、令和2年度の補助事業ごとの金額、申請数は、以下のとおりである。
(一事業当たりの補助金額の補助金交付額が265千円である)

補助事業名	決算額（千円）	申請数（件）
環境施設整備事業	1,144	2
街路灯等維持管理事業	2,660	18
販売促進事業	4,754	15
地域連携促進事業	1,000	1
合 計	9,558	36

経済振興課作成資料より

（ウ） 監査手続

- 1) 当補助金等に係る概要を把握し、関連する法令、条例、規則等を閲覧した。
- 2) 当補助金等に係る資料（越谷市商店街活性化推進事業費補助金交付申請書、支出負担行為書、越谷市商店街活性化推進事業費補助金交付決定通知書、支出命令書、越谷市商店街活性化推進事業費補助金実績報告書）を入手し、その内容（整合性及び承認証跡）を検証した。
- 3) 当補助金等に関連するデータ（新規事業件数）を入手し、年度推移や関連する指標との関係を分析した。
- 4) 担当部署の担当者に質問を実施した。

（エ） 指摘と意見

1) 補助金等の効果について【意見】

当補助金等の交付対象となる商店会数は、商店会連合会を含め20団体である。所管部課では、商店会の役割として、賑わいづくりや防犯、防災といった地域の生活基盤としての重要な役割も担っていると考えているため、その存続を主たる目的としている。また、補助対象事業については、継続的な事業を実施する傾向もあることから、交付先を限定する等により補助金を重点配分するような検討はしていない。

その結果、商店会からの要望に応じた補助金を交付することになり、予算上の制約により各商店会の補助事業に交付される補助金が少額なものとなっている。商店会に属している個人商店が減少しているなかで、上記のような補助金の交付方法に効果があるかどうかは疑問である。

予算的な制約があるなかで、商店会に属する個人商店の存続を支援するためには、所管部署は商店会としての事業計画や事業結果を評価し、その評価に応じて補助金を交付できるような仕組みを検討することが必要である。

【意見 57】 補助金等の効果について

当補助金等の交付対象である商店会からの要望に応じた補助金等を交付しているため、予算上の制約により各商店会の補助事業に交付される補助金が少額なものとなっている。当該制約下で、当補助金等の効果を高めるためには、所管課で事業評価に基づく補助金等の算定を行うことを検討すべきである。

⑥ 中小企業経営支援事業費補助金

(ア) 補助金等の概要

補助金等の名称	中小企業経営支援事業費補助金					
補助金等の性格	運営費 <input checked="" type="radio"/> 事業費 <input type="radio"/> その他 <input type="radio"/>					
補助事業の開始年度						
補助事業の終了予定年度	有 (年度) <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>					
終了予定年度が設定されていない理由	市内商工業の総合的な改善発達を図るため、継続的な支援が必要なため。					
根拠法令(交付要綱)等	越谷商工会議所事業補助金交付要綱					
財源の内訳	国 0% 県 0% 市 100% その他 0%					
交付先(団体の場合には、令和2年度の交付額上位3団体の名称)	越谷商工会議所					
交付先件数	1					
交付目的	市内商工業の総合的な改善発達を図るため、越谷商工会議所が行う経営改善普及事業について補助金を交付し、中小企業者等の振興と安定に寄与することを目的とする。					
対象経費	補助対象職員の設置に係る人件費(福利厚生費を含む。)等の経費及び相談所事業に要する事務費等の経費					
算定方法	補助対象経費の3分の1以内の額					
支払方法	完了払 <input type="radio"/> 前金払 <input type="radio"/> <input checked="" type="radio"/> 概算払 <input type="radio"/> その他 () <input type="radio"/>					
交付先からの事業報告書の入手の有無	<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無					
交付先からの決算書の入手の有無	<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無					
補助制度の周知方法(追加)						
効果の内容	市内中小・小規模事業者の経営改善					
効果測定の方法	<input checked="" type="radio"/> 数値 <input type="radio"/> アンケート <input type="radio"/> 市民等からの声・評判 <input type="radio"/> その他 () <input type="radio"/>					
効果測定の方法が数値である場合の具体的な数値の内容	経営等に関する相談指導件数					
過去5年の交付実績・予算						(単位：千円)
年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
予算	37,800	35,200	35,200	35,200	35,200	35,000
決算	37,800	35,200	33,690	30,270	30,750	
予算と決算との乖離(不用額)が予算に対して30%超ある場合の理由						
効果測定の数値						(単位：件)
年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
実績	3,759	3,664	3,305	3,923	3,174	

(イ) 概要の補足

1) 補助対象事業の概要

補助対象事業は、越谷商工会議所が市内小規模事業者を対象に経営及び技術の改善発達のために行う経営改善普及事業である。

事業費の内訳は、以下のとおりであるが、相談所事業に係る事業が総事業費の80%を占めている。

	予算額	要望額
1. 相談所事業	85,100	28,070
2. 支援能力強化事業	850	280
3. 小規模事業施策普及事業	1,070	350
4. 経営指導推進事業	14,350	4,700
5. 経営支援強化事業	5,520	1,800
合計	106,890	35,200

令和2年度 中小企業経営支援事業費補助金収支予算内訳より 単位：千円

各事業の事業費の内訳は、以下のとおりである。

1. 相談所事業の内訳	予算額
① 経営指導員人件費（9名分）	54,000
② 補助員人件費（3名分）	12,500
③ 記帳専任職員人件費（1名分）	4,200
④ 福利厚生費（13名分）	12,000
⑤ 退職給付引当金（13名分）	2,400
計	85,100
2. 支援能力強化事業の内訳	
① 指定研修旅費	50
② 大学校研修旅費	400
③ 研修費	400
計	850
3. 小規模事業施策普及事業の内訳	1,070
4. 経営指導推進事業の内訳	
① 講習会等開催費	3,000
② 金融指導事業費	600
③ 記帳指導費	5,500
④ 指導旅費	300
⑤ 事務費	3,050
⑥ 記帳機械化システム費	100
⑦ 情報活用事業費	300
⑧ 車両関係費	1,000
⑨ 税務指導事業費	500
計	14,350
5. 経営支援強化事業の内訳	
1) 地域プラットフォーム事業	2,200
小計	2,200
2) がんばる企業応援事業	
① 創業しやすい街”越谷”パッケージ事業	1,150
② 企業人財力強化支援事業	990
③ セミナー・オンデマンド事業	600
④ クラウド会計推進事業	220
⑤ 販路拡大事業	360
小計	3,320
計	5,520
合計	106,890

令和2年度 中小企業経営支援事業費補助金収支予算内訳より 単位：千円

経営指導員の人数等は、埼玉県小規模事業経営支援事業費補助金の基準に準拠して決定している。

具体的な算式は、以下のとおりである。

市内事業所数 10,198 者、その内、小規模事業者数は 7,187 者

$2 + (7,187 - 1,000) \div 1,000 = 8.187$ 人

よって、経営指導員 9 人（同様に基準により補助員 3 人）を配置している。

また、相談所事業の経営指導員、補助員、記帳専任職員は全て越谷商工会議所の正規職員である。これらの経営指導員等は、中小企業者の経営改善普及事業に従事しており、他の業務には従事してはいない。

（ウ） 監査手続

- 1) 当補助金等に係る概要を把握し、関連する法令、条例、規則等を閲覧した。
- 2) 当補助金等に係る資料（越谷商工会議所事業補助金交付要望書、支出負担行為書、越谷商工会議所事業補助金交付決定通知書、支出命令書、中小企業経営支援事業費補助金に係る実績報告書）を入手し、その内容（整合性及び承認証跡）を検証した。
- 3) 当補助金等に関連するデータ（経営指導員の指導件数）を入手し、年度推移や関連する指標との関係を分析した。
- 4) 担当部署の担当者に質問を実施した。

（エ） 指摘と意見

1) 相談所事業の人件費の確認について【指摘】

補助事業の対象経費の 80%は相談所事業に従事する経営指導員等の人件費であるため、これらの職員の業務実績の確認が必要である。
効果測定の数値として、経営等に関する相談指導件数を採用しているため、令和 2 年度の実績件数 3,174 件を営業日（220 日）、人員数（13 名）で割ると、以下のとおりとなり、非常に少ない件数となる。

$3174 \text{ 件} / (220 \text{ 日} \cdot 13 \text{ 名}) = 1.1 \text{ 件} / \text{日} \cdot \text{人}$

この点について、所管部課担当者に質問したところ、以下の結果であった。

令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症の影響もあり、巡回指導の件数が大幅に制限された（前年比 749 件減）。また、本実績件数は、経営指導員（9 名）による指導件数となっており、補助員、記帳専任職員は含まれていない。令和元年度の実績でみると、効果測定値は以下のとおりとなる。

・ 3923 件 / (220 日・9 名) = 1.9 件 / 日・人

これは主に相談案件ごとの新規指導件数となっており、これが起点となりその後の電話やメール等の個別指導が発生している。電話やメールでの指導については、実績件数には含まれていない。

確かに、新規の指導案件が起点になり、その後に電話やメールによる継続的な指導が行われることは予想できる。しかしながら、これらの継続的な指導については、実績件数には含まれないため、その実数は不明である。

所管部署は、経営指導員等の業務実績を適切に把握するため、継続的な指導を含めた実績を確認することが必要である。

【指摘 14】 相談所事業の人件費の確認について

当補助金等の補助事業の対象経費の 80%は相談所事業に従事する経営指導員等（商工会議所職員）の人件費であるが、所管課では、当該指導員の新規指導件数の実績は確認しているが、継続的な指導も含めた実績の確認までは行われていない。所管課は、当補助金等の算定方法の検証のため、上記の確認を行うことを検討すべきである。

(4) 観光課

① 一般社団法人越谷市観光協会補助金

(ア) 補助金等の概要

補助金等の名称	一般社団法人越谷市観光協会補助金					
補助金等の性格	運営費 事業費 その他					
補助事業の開始年度	平成26年度					
補助事業の終了予定年度	有(年度) 無					
終了予定年度が設定されていない理由	観光と産業の健全な発展による地域経済の活性化を図るため、継続的な支援が必要である。					
根拠法令(交付要綱)等	一般社団法人越谷市観光協会補助金交付要綱					
財源の内訳	国 0% 県 0% 市 100% その他 0%					
交付先(団体の場合には、令和2年度の交付額上位3団体の名称)	一般社団法人越谷市観光協会					
交付先件数	1					
交付目的	観光事業と観光開発の促進をし、併せて市民の文化厚生の向上及び産業経済の進展に寄与するため					
対象経費	事業費全般					
算定方法	市長が定める額					
支払方法	完了払 前金払 概算払 その他()					
交付先からの事業報告書の入手の有無	有 無					
交付先からの決算書の入手の有無	有 無					
補助制度の周知方法(追加)						
効果の内容						
効果測定の方法	数値 アンケート 市民等からの声・評判 その他()					
効果測定の方法が数値である場合の具体的な数値の内容	観光入込客数					
過去5年の交付実績・予算						(単位:千円)
年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
予算	73,000	76,000	76,000	74,000	74,000	66,000
決算	68,361	76,000	68,863	70,040	54,074	
予算と決算との乖離(不用額)が予算に対して30%超ある場合の理由						
効果測定の数値						(単位:人)
年度	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
実績(※年単位で集計)	57,733,325	58,282,514	59,197,192	60,454,140	42,735,529	

(イ) 概要の補足

1) 一般社団法人越谷市観光協会

越谷市観光協会の目的及び事業は、以下のとおりである。

当法人は、越谷市における観光に関する計画をつくり推進するとともに、越谷市並びに関

連する事業者、団体等との密接な連携のもと観光と産業の健全な発展を図り、もって地域経済の活性化及び文化の向上に寄与することを目的とし、これを達成するため次の事業を行う。

1. 観光資源の調査、研究、保全及び開発
2. 観光に関する情報の収集と発信
3. 旅行商品の企画、開発事業
4. 観光施設等の受託及び管理、運営
5. 物産振興に関する調査、研究、商品企画開発及び物産販売事業と販売店舗の運営
6. 観光に寄与する受託事業
7. 観光に関する研修、講演等に関する事業
8. 観光振興に寄与する各種行事の実施及び支援
9. 農業、商工業の振興に関する観光事業
10. 観光ボランティアの育成、活用に関する事業
11. 観光事業を行う機関並びに団体との連絡協調
12. その他、当法人の目的を達成するために必要な事業

(越谷市観光協会定款より)

2) 同協会の収支及び財務状況

同協会の収支及び財務状況は、以下のとおりである。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大の防止の観点より、中止あるいは休止となった事業が多数あったため、事業活動収入及び支出が予算に比して大きく減少している。

科目	令和2年度予算	令和2年度決算	予算対比
I 事業活動収支の部			
1 事業活動収入			
① 受取会費収入	1,300,000	1,240,000	△ 60,000
② 事業収入	104,080,000	85,072,753	△ 19,007,247
③ 受取補助金等収入	74,100,000	54,218,852	△ 19,881,148
④ 受取寄付金収入	10,100,000	153,000	△ 9,947,000
⑤ 受取負担金収入	800,000	0	△ 800,000
⑥ 雑収入	20,000	2,579,037	2,559,037
事業活動収入計	190,400,000	143,263,642	△ 47,136,358
2 事業活動支出			
① 事業活動支出	176,280,000	127,857,993	△ 48,422,007
② 管理費支出	17,530,000	15,951,906	△ 1,578,094
法人税、法人市県民税	70,000	70,000	0
事業活動支出計	193,880,000	143,879,899	△ 50,000,101
事業活動収支差額	△ 3,480,000	△ 616,257	2,863,743
一般社団法人 越谷市観光協会 収支計算書より 単位：円			

科目	金額	科目	金額
I 資産の部		II 負債の部	
1 流動資産		1 流動負債	
現金	2,596,493	未払金	15,831,136
預金	33,330,795	仕入未払金	4,026,031
未収金	2,391,549	前受金	12,500
前払金	4,519,419	預り金	298,821
貯蔵品	465,854	仮受金	19,925,682
仮払金	8,000	未払法人税等	70,000
流動資産合計	43,312,110	流動負債合計	40,164,170
2 固定資産		負債合計	40,164,170
有形固定資産			
建物附属設備	1,074,326	III 正味財産の部	
船舶	114,001	1 指定正味財産	0
車輛運搬具	1	指定正味財産	0
什器備品	1,312,567	2 一般正味財産	5,658,835
有形固定資産合計	2,500,895	正味財産合計	5,658,835
その他固定資産			
保証金	10,000	負債及び正味財産合計	45,823,005
その他固定資産合計	10,000		
固定資産合計	2,510,895		
資産合計	45,823,005		

一般社団法人 越谷市観光協会 貸借対照表より 単位：円

3) 補助金等の精算

当補助金等は、令和2年5月19日に概算払いとして交付されている（74百万円）。令和2年度では、新型コロナウイルス感染症拡大の防止のため、事業の多くが中止あるいは休止となったため、概算払いによって交付された補助金等のうち使用されなかった金額について、令和3年5月7日に同協会から越谷市に返還されている（19,925,682円）。

補助金等の補助対象事業ごとの使用状況は、以下のとおりである。

北越谷桜まつり事業	135,824
花火大会事業	311,997
花壇事業	2,000,000
観光ボランティア活動事業	67,047
田んぼアート事業	1,178,956
レイクタウン事業	5,232,175
サイクリング事業	1,265,290
ガーヤちゃん蔵屋敷事業	3,397,748
観光PR事業	4,516,842
都市未来創造塾事業	419,274
法人会計	35,549,165
合計	54,074,318

4) 効果測定の数値

当補助金等の効果測定の数値として、観光入込客数を使用している。

観光入込客とは、日常生活圏以外の場所へ旅行し、そこでの滞在が報酬を得ることを目的としない者である。観光入込客統計に関する共通基準では、観光地点及び行祭事・イベントを訪れた者を観光入込客としている。(観光入込客統計に関する共通基準：国土交通省観光庁)

(ウ) 監査手続

- 1) 当補助金等に係る概要を把握し、関連する法令、条例、規則等を閲覧した。
- 2) 当補助金等に係る資料（一般社団法人越谷市観光協会補助金交付要望書、支出負担行為書、一般社団法人越谷市観光協会補助金交付決定通知書、支出命令書、一般社団法人越谷市観光協会補助事業実績報告書、定時社員総会資料）を入手し、その内容（整合性及び承認証跡）を検証した。
- 3) 当補助金等に関連するデータ（観光入込客数）を入手し、年度推移や関連する指標との関係を分析した。
- 4) 担当部署の担当者に質問を実施した。

(エ) 指摘と意見

1) 事業仕入に係る消費税相当額報告書について【指摘】

一般社団法人越谷市観光協会補助金交付要綱には、事業仕入に係る消費税相当額報告書に係る規定はない。

この点について、所管部課担当者に確認した結果、以下のとおりであった。

事業仕入に係る消費税相当額報告書については、行財政部からの通知「補助金等における消費税及び地方消費税の取扱いの確認について（平成 29 年 4 月 25 日付）」を受けて、対応方法の確認及び整理を行った経過があります。当該補助金の対象経費及び交付額については、要綱において「観光協会の事業に要する経費」、「補助対象経費の額を超えない範囲内において、そのつど市長が定める」としており、年度ごとの事業内容に応じた政策的な判断によること、補助率（注）による計算を行っていないことから、要綱への規定を行っておりません。

（注）越谷市は、補助金等を交付するにあたり、交付団体の種類（公的団体、準公的団体、その他の団体、個人）に応じて、事業費に対する補助率（4/4 以内、3/4 以内、2/4 以内）を定めている。（補助基準 平成 11 年 3 月 3 日 市長決裁）

確かに、当補助金等については、補助率による計算を行っていないが、事業仕入に係る消費税相当額報告書の提出が必要な理由は、以下のように他の補助金等と同様である。

消費税の納付税額は、課税期間中の課税売上げに係る消費税額からその課税期間中の課税仕入れ等に係る消費税額（仕入控除税額）を控除して計算する。したがって、交付先の事業者が消費税課税事業者である場合、補助金の対象となる経費に消費税が含まれていると、その仮払消費税相当額が、消費税納税額の減少を通じて、交付先事業者の手元に残る可能性がある。そのような場合は、相当額を交付先事業者から返還させる措置をとる必要がある。

したがって、当補助金等の要綱についても、事業仕入に係る消費税相当額報告書の提出についての規定を設けるべきである。

【指摘 15】 事業仕入に係る消費税相当額報告書について

当補助金等の要綱には、事業仕入に係る消費税相当額報告書の提出についての規定がないが、補助事業者が課税事業者である可能性がある以上、同要綱には上記の規定を設ける必要がある。

2) 効果測定の数値について【意見】

当補助金等の効果測定の数値として、観光入込客数を使用しているが、この数値には、イオンモールへの来客数を含んでいる。

観光入込客数	令和元年実績 (2019/1/1~12/31)	令和2年実績 (2020/1/1~12/31)
① イオンモールを含む人数	60,454,140	42,739,581
イオンモールを含まない人数	4,263,565	1,502,229
②上記差異（イオンモール）	56,190,575	41,237,352
全体に占めるイオンモールの割合 (②/①)	93%	96%
経済振興課作成データ 単位：人		

観光入込客の定義では、「日常生活圏以外の場所へ旅行し」とあることから、イオンモールへの来客数を除くべきであるが、所管部課では他の市町村からの来客もあることからイオンモールへの来客数を含んだ数値を効果測定の数値としている。

確かに越谷市にとって、イオンモールは他の市町村からの集客という点で重要な商業施設であり、また、そこを起点とした市内の観光地への回遊も期待できる。

しかしながら、越谷市の観光入込客数におけるイオンモール集客数は圧倒的であり、当該数値を対象とした場合、その他観光地やイベントの集客数が全体に占める割合が僅少となってしまう、越谷市の観光政策の参考となくなる可能性がある。この点については、所管部課でも認識はしており、観光入込客数について、イオンモールを含む数値と除く数値との両方を集計している。

したがって、対外的な数値として、イオンモールを含む観光入込客数を使用することに問題は無いものの、内部的な評価としての補助金等の効果測定の数値としては、イオンモールを除いた数値を使用すべきである。

【意見 58】 効果測定の数値について

当補助金等の効果測定の数値は、越谷市の観光入込客数を採用している。対外的な数値としては問題は無いものの、内部的な評価で同数値を採用すると、所管課の補助事業の評価が適切に行われない可能性があるため、内部的な評価には、同数値からイオンモールの数値を除いた数値を効果測定の数値として採用すべきである。

3) 無償の役務提供について【意見】

一般社団法人越谷市観光協会は、越谷市所有の土地（レイクタウン四丁目1-4の一部他

4,806 m²) を無償で使用している。当該土地の減免前の使用料は、27,255,690 円 (年額) であるが、越谷市行政財産の使用料に関する条例第 5 条第 1 号に該当することから、全額の免除を受けている。

この点について、目的及び手続き等で特に問題となる点はないが、内部的な当補助金等の評価を行う際には、上記のような土地の無償使用についても、評価対象に含むべきである。

越谷市行政財産の使用料に関する条例の規定は以下のとおりである。

(使用料の減額及び免除)

第 5 条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、規則で定めるところにより、使用料を減額し、又は免除することができる。

- (1) 国、他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体において、公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するため行政財産を使用するとき。
- (2) 災害その他緊急やむを得ない事態の発生により、応急施設の用に供するため行政財産を使用するとき。
- (3) その他市長が特別の理由があると認めるとき。

【意見 59】 無償の役務提供について

補助事業者に対して越谷市所有の土地を無償で貸与している。当該貸与の目的、手続には、特に問題となる点はないものの、当該貸付は、無償の役務提供であるため、補助金等の評価にあたっては、予算計上されている補助金等の金額に当該無償貸付の経済的な価値を含めるべきである。

(5) 農業振興課

① 越谷市特別認定農業者補助金

(ア) 補助金等の概要

補助金等の名称	越谷市特別認定農業者補助金					
補助金等の性格	事業費					
補助事業の開始年度	平成25年度					
補助事業の終了予定年度	無					
終了予定年度が設定されていない理由	持続的に農業経営を行うことのできる担い手の確保及び育成並びに優良な農地の保全及び有効活用を図るため、継続して補助事業を行う必要があるため。					
根拠法令（交付要綱）等	越谷市特別認定農業者補助金交付要綱					
財源の内訳	市100%					
交付先（団体の場合には、令和2年度の交付額上位3団体の名称）	個人					
交付先件数	1件					
交付目的	優良農地の保全及び農業経営の効率化を図るため					
対象経費	8,108,408円					
算定方法	三者見積					
支払方法	概算払					
交付先からの事業報告書の入手の有無	有（実績報告書）					
交付先からの決算書の入手の有無	有（概算払清算書）					
補助制度の周知方法（追加）	補助対象者に対し、要望調査を実施					
効果の内容	農業用機械の導入により作業時間の短縮並びに農作業の省略化及び効率化が図られた					
効果測定の方法	数値					
効果測定の方法が数値である場合の具体的な数値の内容	要綱第3条第1号に該当する場合、現況水田の耕作面積をおおむね5ha以上拡大することを求める。要綱第3条第2号に該当する場合、20ha以上の現況水田を耕作し、保全することを求める。要綱第3条第3号に該当する場合、農業経営改善計画に基づく農業経営の規模拡大を求める。					
過去5年の交付実績・予算						(単位：千円)
年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
予算	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	3,000
決算	4,145	5,000	4,937	4,445	4,054	
予算と決算との乖離（不用額）が予算に対して30%超ある場合の理由						

効果測定については、以下のとおりである。

年度	補助対象者	件名	事業	決算額（千円）	拡大目標	達成状況
平成28年度	個人	稲作	規模拡大 トラクター一式 アタッチメント一式	4,145	5.1ha面積拡大	済
平成29年度	個人	稲作以外	収益拡大 急速冷凍機一式	5,000	冷凍いちごの高品質 化及び生産量増加	済
	個人	稲作以外	規模拡大 ねぎ皮むき機一式		30a面積拡大	済
	個人	稲作以外	規模拡大 トラクター一式		30a面積拡大	済
平成30年度	個人	稲作以外	規模拡大 トラクター一式	4,937	20a面積拡大	済
	個人	稲作以外	規模拡大 トラクター一式		小松菜の年度収量 3,125Kg増加	済
令和1年度	(有)楽農三恵園	稲作以外	規模拡大 一輪管理機	4,445	30a面積拡大	済
	(株)渋谷農園	稲作以外	規模拡大 トラクター一式		30a面積拡大	済
	個人	稲作以外	規模拡大 播種機 選別機		30a面積拡大	済
令和2年度	個人	稲作	現況水田の耕作及び保全 トラクター一式 畦塗機 側条施肥機	4,054	なし（*）	済
（*）要綱第3条第2号及び第4条第2号に該当する20ha以上の現況水田を耕作する者のため					実績報告書より	

（イ）概要の補足

1）第3次越谷市都市農業推進基本計画

越谷市は、平成15年（2003年）に「市民との協働による越谷農業の展開」を基本理念とする「越谷市都市農業推進基本計画」を策定した。その後、平成23年度（2011年度）には「第2次越谷市都市農業推進基本計画」を策定し、基本理念「持続的に農業が行われる環境づくり」をもとに、農業経営の安定化、農地の保全・有効活用、農業経営を担う人材の育成、市民理解の向上の4つの基本方針を定め、その推進を図った。また、平成27年度（2015年度）には、前期5年間の進捗状況や社会状況を反映し、後期5年間の推進事業の実効性を向上させるため同計画の「中間見直し」を行った。「第2次越谷市都市農業推進基本計画」が令和2年度（2020年度）に終了することから、越谷市の農業の特性を活かしたさらなる農業施策を計画的に推進するため、令和3年度（2021年度）から令和12年度（2030年度）を計画期間とする「第3次越谷市都市農業推進基本計画」を策定された。

（越谷市のホームページより）

また、同計画では、4つの方針が定められており、そのうちの方針（3）の内容は、以下の

とおりである。

方針（3）持続的に農業経営を担う人材を育成する

研修事業を継続実施し、新規就農者・農業後継者を確保・育成することに加え、経営規模の拡大を進めている中核的な農業者により、越谷市の農業が牽引されるよう支援を行う。また、企業の農業参入の推進や、多様な労働力の確保をすることで、持続的に農業経営を担う人材を確保・育成する。

（越谷市のホームページより）

2）認定農業者等

上記の方針に基づき、越谷市は認定農業者に対して、持続的に農業経営を行うことのできる担い手の確保及び育成並びに優良な農地の保全及び有効活用を図るため、農業経営の安定化及び効率化のために大規模な農地を耕作し、又は経営規模の拡大その他の経営改善を図る農業者又は農地所有適格法人に対し、予算の範囲内において補助金を交付している。

認定農業者、農地所有適格法人の定義は、以下のとおりである。

- ・認定農業者：農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 12 条第 4 項の規定により、市が認定した農業者をいう。
- ・農地所有適格法人：農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 2 条第 3 項に規定する農地所有適格法人をいう。

（越谷市特別認定農業者補助金交付要綱より）

（ウ）監査手続

- 1）当補助金に係る概要を把握し、関連する法令、条例、規則、要綱等を閲覧した。
- 2）当補助金に係る資料（越谷市特別認定農業者補助金交付申請書、越谷市特別認定農業者補助事業実績報告書、支出負担行為書、支出命令書、）を入手し、その内容（整合性及び承認証跡）を検証した。
- 3）当補助金に関連するデータを入手し、年度推移や関連する指標との関係を分析した。
- 4）担当部署の担当者に質問を実施した。

（エ）指摘と意見

1）概算払いについて【意見】

当該補助金等は、概算払いによって交付されている。

この点について、所管部課の担当者にヒアリングを行ったところ、その結果は、以下のとおりである。

補助金等の交付は、原則は完了払いであるが、農家からの申請に基づき、概算払いを行っている。また、越谷市特別認定農業者補助金交付要綱第 10 条の規定でも概算払いを行う旨の規定がある。

越谷市特別認定農業者補助金交付要綱第 10 条の規定は、以下のとおりである。

(補助金等の交付等)

第 10 条 (越谷市補助金等の交付手続き等に関する) 規則第 18 条第 1 項ただし書の規定により、補助金等の交付決定後に概算払いにより補助金等を交付する。

越谷市補助金等の交付手続き等に関する規則によれば、補助金等の交付時期は補助事業等が完了した後に交付することが原則である。

越谷市補助金等の交付手続き等に関する規則第 18 条の規定は、以下のとおりである。

(補助金等の交付時期)

第 18 条 市長は、第 16 条の規定により額を確定した補助金等を補助事業等が完了した後に交付するものとする。ただし、市長が補助金等の交付の目的を達成するため特に必要があると認めるときは、補助事業等の完了前に補助金等の全部又は一部を交付することができる。

したがって、所管部課では、越谷市特別認定農業者補助金交付要綱第 10 条の規定を見直し、越谷市補助金等の交付手続き等に関する規則第 18 条にしたがって、完了払いを原則とし、特に事情がある場合には、概算払いを認めるように規定を修正することを検討すべきである。

【意見 60】 概算払いについて

越谷市補助金等の交付手続き等に関する規則によれば、補助金等の交付時期は補助事業等が完了した後に交付することが原則である。当補助金等交付要綱においても、同規則に従い、補助金等の交付時期は、補助事業等が完了した後に交付することを原則とすべきである。

2) 継続的な評価について 【意見】

当補助金等の交付先である認定農業者は、農業機械(トラクター、畦塗機、側条施肥機)を購入し、領収書・写真・預金通帳のコピーを添付して、越谷市特別認定農業者補助事業実績報告書を提出している。しかしながら、当補助金等の申請の際の添付資料である補助事業

の効果（「耕作面積の拡大に関する計画」）についての報告は行われてない。

この点について、所管部課の担当者に質問したところ、以下のような回答であった。

令和2年度の補助金対象者は、「越谷市特別認定農業者補助金交付要綱第3条第1項第2号の市内においておおむね20ha以上の現況水田を耕作するもの」に該当する。第1号の規定は「稲作経営の規模拡大を図る認定農業者等で、市内においておおむね10ha以上の現況水田を耕作するもの」、第3号の規定は「稲作以外の農業経営を行う認定農業者等で、農業経営改善計画に掲げる事業をおこなうもの」と定められており、第1号及び第3号は面積拡大又は農業経営改善計画の達成が、補助金交付の要件となっている。また、「越谷市特別認定農業者補助金運用規程第4条第1項」により、「補助金の交付を受けた翌々年度末までに達成される見込みがあるもの」とされていることから、第1号及び第3号により補助を受けたものについては達成状況の報告を受けている。

ただし、第2号においては、面積拡大等の条件は無く、要綱、規程上は報告の義務はないため、報告を受けていない。これは、既に要綱の趣旨である農業経営の安定化及び効率化に資する大規模な農地を耕作しているためである。

また、認定農業者の更新は5年ごとに行われるため、その際に農業経営状況を確認することが出来ることに加え、農業委員会との連携を通じて耕作状況を確認することも可能である。

確かに第2号の規定にある「20ha以上の現況水田を耕作するもの」は、農業経営の安定化及び効率化に資する大規模な農地を耕作しているといえるが、当補助金等の効果を検証する必要があることに変わりはない。また、認定農業者の更新が翌年度に行われ、かつ、当該更新対象者が前年に当補助金等を受けていたことが明確化されていれば、上記のような確認は可能であるが、そのような条件は現実的なものとはいえない。

したがって、当補助金等の事業実績報告書は、単なる設備投資の購入結果のみで終了することなく、当補助金等の交付目的である優良農地の保全及び農業経営の効率化についての進捗状況を継続的（少なくとも同計画の3年間）に報告するものであるべきである。

【意見 61】 継続的な評価について

所管課は、当補助金等の補助事業者である認定農業者から、申請の際の添付資料である補助事業の効果（「耕作面積の拡大に関する計画」）についての報告は行われていない。当補助金等の目的（優良農地の保全及び農業経営の効率化）を考慮し、所管課は上記計画の進捗状況について報告を受ける必要がある。

② 株式会社埼玉県東部流通センター

(ア) 補助金等の概要

越谷市は、農業振興を目的として、株式会社埼玉県東部流通センター（以下同センターという）に対して、越谷市所有の土地の無償貸付及び低廉貸付を行っている。

当該貸付は、無償あるいは低廉の役務提供であることから、経済的効果としては補助金等と同一であることから、監査の対象とした。

当該貸付の対象となる土地は、以下のとおりである。

所管課	大字	本番	枝番	現況地積 (㎡)	評価額 (円) (注1)	備考	利用状況	分類 (注2)
農業振興課	流通団地三丁目		2 3	6,666.63	380,104,576	東部流通センター	市場敷地	有償
農業振興課	流通団地三丁目		2 2	11,333.64	646,198,818	越谷総合食品卸売市場用地	市場敷地	無償
			合計	18,000	1,026,303,394			
公共施設マネジメント推進課の土地一覧より								

(注1) 固定資産税評価額

(注2) 有償：賃貸借契約では賃貸借の記載はあるが、減免により無償貸付となっている。

無償：当初より、無償貸付となっている。

当該土地は、越谷市流通団地内に位置し、周辺には物流倉庫が多数存在しており、当該土地についても物流倉庫としての活用が見込めるため、その有用性は高いと考えられる。ただし、現状、当該土地の用途は市場に限定されており、都市計画法上の用途変更についても手続が必要である。

(イ) 概要の補足

1) 株式会社埼玉県東部流通センター

以前、埼玉県は、県内に公設市場を整備していくという計画があり、埼玉県東部地区の公設市場（越谷総合食品地方卸売市場）の運営を目的として設立された株式会社、同センターである。なお、現在、埼玉県には、公設市場の建設計画はない。

越谷市及び周辺の5市1町が、農業振興のために設立した会社であることから、同社の持分（株式保有割合）の約80%が越谷市以下の5市1町である。

出資者	株式数	出資額（千円）	比率（％）
越谷市	318,000	159,000	50.51
草加市	65,938	32,969	10.47
八潮市	34,244	17,122	5.44
三郷市	44,082	22,041	7.00
吉川市	28,200	14,100	4.48
松伏町	22,536	11,268	3.58
5市1町の合計	513,000	256,500	81.48
その他	116,600	58,300	18.52
合計	629,600	314,800	100

(株)埼玉県東部流通センター 第40期 事業・決算報告書より

2) 同センターの財務状況

同センターの過去10年度の財務状況の推移は、以下のとおりである。

売上・純利益の推移		単位：千円
年度	売上	当期純利益
平成23年度	212,391	1,190
平成24年度	213,100	-184
平成25年度	210,483	-1,013
平成26年度	206,125	-6,595
平成27年度	196,719	-5,529
平成28年度	190,805	7,188
平成29年度	190,214	6,497
平成30年度	193,493	628
令和元年度	190,426	-1,748
令和2年度	184,068	5,049

(株)埼玉県東部流通センター決算書より

純資産の推移			単位：千円
	資本金残高	欠損金残高	純資産
平成23年度	314,800	123,740	191,060
平成24年度	314,800	123,924	190,876
平成25年度	314,800	124,938	189,862
平成26年度	314,800	131,533	183,267
平成27年度	314,800	137,063	177,737
平成28年度	314,800	129,874	184,926
平成29年度	314,800	123,377	191,423
平成30年度	314,800	122,748	192,052
令和元年度	314,800	124,497	190,303
令和2年度	314,800	119,447	195,353
	(株)埼玉県東部流通センター決算書より		

上記の財務数値には、後述する土地賃借料の減免後の金額である。本来、同センターが負担すべき土地賃借料を支払っていた場合には、後述するように、上記の財務数値は著しく悪化することとなる。

3) 越谷市の持分に係る土地賃借料及びその根拠

越谷市の持分に係る土地賃借料及びその根拠は、以下のとおりである。前述のとおり、当該土地賃借料は、その全額が減免の対象となっている。

所有者	面積 (㎡)	賃借料 (契約額、円)	貸付料の根拠
5市1町共有持ち分(越谷持分)	11,333	27,140,350	当該年度の固定資産評価額の4.2/100
越谷市単独所有分	6,666	5,759,964	土地賃貸借契約書 (平成27年4月1日付)
	合計	32,900,314	

伺書 (越谷総合食品地方卸売市場の用地に係る令和2年度土地賃借料の減免について) より

4) 減免が行われない場合の純利益及び純資産の推移

同センターの土地賃借料について、過去10年度において減免が行われないと仮定した場合の過去10年度の純利益及び純資産の推移は、以下のとおりである。

純利益の推移			単位：千円
年度	当期純利益	土地賃借料減免額	修正後の当期純利益
平成23年度	1,190	63,675	-62,485
平成24年度	-184	61,988	-62,172
平成25年度	-1,013	61,292	-62,305
平成26年度	-6,595	63,247	-69,842
平成27年度	-5,529	62,314	-67,843
平成28年度	7,188	63,160	-55,972
平成29年度	6,497	63,299	-56,802
平成30年度	628	64,537	-63,909
令和元年度	-1,748	64,537	-66,285
令和2年度	5,049	64,537	-59,488
			同センター決算書、農業振興課データより

純資産の推移					単位：千円
	資本金	欠損金	純資産	土地賃借料減免額	修正後純資産
平成23年度	314,800	123,740	191,060	63,675	127,385
平成24年度	314,800	123,924	190,876	61,988	65,213
平成25年度	314,800	124,938	189,862	61,292	2,907
平成26年度	314,800	131,533	183,267	63,247	-66,936
平成27年度	314,800	137,063	177,737	62,314	-134,780
平成28年度	314,800	129,874	184,926	63,160	-190,750
平成29年度	314,800	123,377	191,423	63,299	-247,553
平成30年度	314,800	122,748	192,052	64,537	-311,461
令和元年度	314,800	124,497	190,303	64,537	-377,747
令和2年度	314,800	119,447	195,353	64,537	-437,235
					同センター決算書、農業振興課データより

上記のとおり、土地賃借の減免がないと仮定した場合、同センターの純利益は継続してマイナスであり、また、平成26年度以降は債務超過となっていると推定される。

5) 5市1町の農産物直売所

近隣農家の振興のため、JA越谷は、農産物直売所を2店舗運営している。また、同センターの株主である、草加市、三郷市、吉川市、八潮市、松伏町においても、それぞれJAさいたま、JAさいかつが農産物直売所を運営している。5市1町の農家は、上記の直売所を通して、近隣住民に農産物を販売することができる。

(ウ) 監査手続

- 1) 当貸付に係る概要を把握し、関連する法令、条例、規則等を閲覧した。
- 2) 当貸付に係る資料（契約書、覚書、公有財産貸付料減額等申出書、事業報告・決算書）を入手し、その内容（整合性及び承認証跡）を検証した。
- 3) 当補助金に関連するデータ（同センターの財務データ、地権者の土地賃借料及びそれぞれの減免額のデータ）を入手し、年度推移や関連する指標との関係を分析した。
- 4) 担当部署の担当者に質問を実施した。

(エ) 指摘と意見

1) 株式会社埼玉県東部流通センターの支援の継続について【意見】

同センターは、地権者、特に株主となっている5市1町の土地賃借料の減免により、その存続が図られている。当該減免は、本来、5市1町が得られたであろう土地賃借料及び他の用途に転用した場合に得られる機会損失（仮に越谷市の都市計画による用途制限が卸売市場から流通業務施設等に変更された場合に通常支払われるべき土地賃借料）と同額であると推定される。

同センターへの支援の継続は、上記のコスト（機会損失）とベネフィット（農業振興）を考慮したうえで決定されるべきである。

【意見 62】 株式会社埼玉県東部流通センターの支援の継続について

越谷市は、農業振興の目的で、市所有の土地を株式会社埼玉県東部流通センターに対して貸与している。同センターの財務状況を考慮して、過去10年間にわたり、当該貸付に係る土地賃借料は減免されている。当該減免により、機会損失が発生しているため、同センターへの支援については、上記の機会損失を考慮したうえで検討すべきである。

8. 都市整備部

(1) 建築住宅課

① 越谷市既存建築物耐震改修補助金

(ア) 補助金等の概要

補助金等の名称	越谷市既存建築物耐震改修補助金					
補助金等の性格	運営費 事業費 その他					
補助事業の開始年度	平成18年度					
補助事業の終了予定年度	有 (年度) 無					
終了予定年度が設定されていない理由	終了時期は現時点で未定。市内の補助対象建築物の耐震化が完了するまで継続していく予定。					
根拠法令(交付要綱)等	建築物の耐震改修の促進に関する法律 越谷市既存建築物耐震診断補助金交付要綱 越谷市建築物耐震改修補助金交付要綱					
財源の内訳	国 50% 県 % 市 50% その他 %					
交付先(団体の場合には、令和2年度の交付額上位3団体の名称)	市民(個人)、分譲マンション管理組合					
交付先件数	2件(令和2年度)					
交付目的	木造住宅および分譲マンションの耐震診断、耐震改修工事費用の一部助成					
対象経費	耐震診断及び耐震改修工事に要した費用					
算定方法	契約金額×2/3 かつ 上限額以内					
支払方法	完了払 前金払 概算払 その他 ()					
交付先からの事業報告書の入手の有無	有 (契約書の写し、完了報告書) 無					
交付先からの決算書の入手の有無	有 無					
補助制度の周知方法(追加)	広報誌、HPでの周知、窓口や防災訓練等におけるチラシ配布					
効果の内容	耐震診断、耐震改修工事における補助制度の活用					
効果測定の方法	数値 アンケート 市民等からの声・評判 その他 ()					
効果測定の方法が数値である場合の具体的な数値の内容	補助制度を活用した耐震診断、耐震改修工事の件数					
過去5年の交付実績・予算						(単位：千円)
年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
予算	4,700	4,700	4,700	6,600	4,700	6,000
決算	3,837	2,216	1,287	5,356	947	
予算と決算との乖離(不用額)が予算に対して30%超える場合の理由	当初見込んでいた申請件数に達しなかったため。					
効果測定の数値						(単位：件)
年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
実績	31	15	14	9	2	

(イ) 概要の補足

1) 住宅耐震改修の意義

越谷市既存建築物耐震改修補助金は、既存建築物改修促進事業の一環としてなされている。当事業の目的は、既存建築物の所有者に対し、耐震改修費用の一部を助成することで、

建築物の安全性を確保するとともに、災害に強い安全で安心なまちづくりを推進することにある。財源は 国 50%・市 50%の折半である。

2) 補助金の交付額等

補助金の交付額は、次の耐震改修の区分に応じ定められている。

- ①一般耐震改修 一般耐震改修に要した費用の 23%に相当する額とし、400,000 円を限度とする。
- ②簡易耐震改修 簡易耐震改修に要した費用の 23%に相当する額とし、200,000 円を限度とする。
- ③マンション耐震改修 マンション耐震改修に要した費用の 23%に相当する額とし、当該マンションの住戸の数に 200,000 円を乗じて得た額を限度とする。

3) 住宅の耐震化率の推移

住宅の耐震化率の推移は、下表のとおりである。

	昭和56年5月までの旧耐震基準の住宅			昭和56年6月以降の新耐震基準の住宅	計	耐震化率
	a(= b + c)	耐震性なし b	耐震性あり c			
平成25年 10月1日時点	23,601	16,986	6,615	107,429	131,030	87.0%
平成30年 10月1日時点	21,304	13,124	8,180	118,136	139,440	90.6%
令和2年 3月31日現在	20,642	12,327	8,315	121,348	141,990	91.3%
令和3年 3月31日現在	20,162	11,197	8,965	123,648	143,810	92.2%

「越谷市建築物耐震改修促進計画」（令和3年3月改定）より

4) 根拠法令等

耐震診断及び耐震改修の補助金の根拠となる法令は、以下のとおりである。

- ・ 建築物の耐震改修の促進に関する法律
- ・ 越谷市建築物耐震改修促進計画（平成20年6月策定 令和3年3月改定）
- ・ 越谷市既存建築物耐震改修補助金交付要綱

「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき策定された「越谷市建築物耐震改修促進計画」で設定された住宅耐震化率の目標は、95.0%である。越谷市では、その達成目標年度を令和7年度末としている。また最終的には100%を目指すとのことである。

5) 他市比較

「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき交付されている補助金であるため、埼玉県他市でも同様な補助金は広く存在する（埼玉県 HP「耐震診断への補助制度を持つ市町村一覧（PDF）」参照）。

(https://www.pref.saitama.lg.jp/documents/5268/kaisyuuhozyo__210401.pdf)

これを見ると、補助率や限度額にはバラつきがあるように思われる。加えて、改修工事のみではなく、建替工事や解体工事に補助金を交付している市町村があることも分かる（例えば、さいたま市、川口市、飯能市、本庄市、志木市、新座市等）。

6) 効果測定の数値

担当課への事前アンケートによると年度に耐震改修した戸数としている。

効果測定の数値となる耐震改修した戸数を上げるため、担当課においては、現在

- ①市の広報（4月）、HPへの掲載及びチラシの配布
- ②公益社団法人埼玉県宅地建物取引業協会等へ協力依頼
- ③建築住宅課で以前に耐震の簡易診断を行った住宅に個別に補助金の案内の郵送等の取組を実施している。

(ウ) 監査手続

- 1) 当補助金に係る概要を把握し、関連する法令、条例、規則、要綱等を閲覧した。
- 2) 当補助金に係る資料（交付申請書、交付適合通知書、支出負担行為書、交付額確定通知書、支出命令書及び領収証等の添付書類）を入手し、その内容（整合性及び承認証跡）を検証した。
- 3) 当補助金に関連するデータ（補助金等に関するアンケート表等）を入手し、年度推移や関連する指標との関係を分析した。
- 4) 担当部署の担当者に質問を実施した。

(エ) 指摘と意見

1) 効果測定の数値について【意見】

事前アンケートでは、成果指標を耐震改修した戸数としている。効果測定の数値となる耐震改修した戸数を上げるため、担当課においては広報に案内を掲載する等取組を行っているところである。しかし、耐震化が済んでいない住宅は昭和56年5月以前建築のものであり、建築されてから40年以上が経過している。したがって改修工事の費用が高額となることから耐震化が進まない状況である。

「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき策定された「越谷市建築物耐震改修促進計画」で設定された住宅耐震化率の目標は、95.0%である。越谷市では目標達成年度を令

和7年度末に設定している。改修戸数ではなく、この住宅耐震化率を成果指標として効果測定を実施し、次に述べるように補助金を適時適切に運用するよう検討すべきである。

【意見 63】 効果測定の数値について

当補助金等の効果測定の数値を耐震改修工事件数としているが、住宅の耐震化率の上昇とともに当該件数は頭打ちの傾向にある。効果測定を適切に行うため、当補助金等の上位計画である「越谷市建築物耐震改修促進計画」の達成度を効果測定の数値とすることを検討すべきである。

2) 耐震化率の向上について【意見】

耐震化が済んでいない建築物は、昭和56年5月以前建築のもので、令和3年3月31日現在で11,197戸存在する。建築後40年以上過ぎて改修費用が過大にかかることから、担当課の取組にかかわらず、改修戸数は伸び悩んでいる。これらの住宅に対する耐震改修のための補助金の補助率及び限度額が適正であるかを検討することはもちろんのこと、概要の補足で述べたように、改修工事のみではなく、建替工事や解体工事に補助金を交付している市町村も埼玉県にはいくつかある。具体的には、さいたま市、川口市、飯能市、本庄市、志木市、新座市等である。

現状耐震改修率の向上も頭打ちとなっており、単に耐震改修戸数を増やすだけでは限界があるようにも考えられる。今後更なる耐震化率の向上のため、耐震が済んでいない住宅を建て替える又は解体する等に対しても補助金を交付可能か幅広く検討すべきと考える。

【意見 64】 耐震化率の向上について

当補助金等の効果測定の数値を耐震改修工事件数としているが、住宅の耐震化率の上昇とともに当該件数は頭打ちの傾向にある。建築後40年以上経過した住宅についての耐震化工事の費用は多額となることから、これらの住宅については、改修工事のみではなく、建替工事や解体工事に對する補助金等の交付の可能性についても検討すべきである。

9. 消防本部

(1) 予防課

① 越谷市幼少年婦人防火委員会補助金

(ア) 補助金等の概要

補助金等の名称	越谷市幼少年婦人防火委員会補助金					
補助金等の性格	運営費 <u>事業費</u> その他					
補助事業の開始年度	平成8年度					
補助事業の終了予定年度	有(年度) <u>無</u>					
終了予定年度が設定されていない理由	継続して必要なため					
根拠法令(交付要綱)等	越谷市幼少年婦人防火委員会補助金交付要綱					
財源の内訳	国 % 県 % 市 100% その他 %					
交付先(団体の場合には、令和2年度の交付額上位3団体の名称)	越谷市幼少年婦人防火委員会					
交付先件数	1件					
交付目的	幼年消防クラブ及び婦人防火クラブの組織と活動拡大強化を推進するため					
対象経費	事務費、事業活動費、教材購入費					
算定方法	婦人防火クラブ：1クラブ定額2万円+加算額会員20人につき5千円 幼年消防クラブ：一律1万円					
支払方法	完了払 <u>前金払</u> 概算払 その他()					
交付先からの事業報告書の入手の有無	<u>有</u> 無					
交付先からの決算書の入手の有無	<u>有</u> 無					
補助制度の周知方法(追加)	なし					
効果の内容	各クラブからの事業報告					
効果測定の方法	数値 アンケート 市民等からの声・評判 <u>その他</u> (事業報告書)					
効果測定の方法が数値である場合の具体的な数値の内容	なし					
過去5年の交付実績・予算	(単位：千円)					
年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
予算	1,355	1,345	1,255	1,250	1,250	
決算	1,345	1,255	1,250	1,235	1,175	
予算と決算との乖離(不用額)が予算に対して30%超ある場合の理由	なし					
効果測定の数値	(単位：)					
年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
実績						

(イ) 概要の補足

1) 越谷市幼少年婦人防火委員会の意義等

越谷市幼少年婦人防火委員会は、会則によると「幼年消防クラブ及び婦人防火クラブの組織拡大強化等を図り、もって火災予防思想の高揚と防火防災体制の充実に資するとともに、

地域住民の安全を確保するため」に設置された。幼年消防クラブ・婦人防火クラブは、各々越谷市幼年消防クラブ連絡協議会・越谷市婦人防火クラブ連絡協議会を組織している。越谷市幼少年婦人防火委員会及び両連絡協議会ともに、それらの事務局は越谷市消防本部予防課内に置かれている。令和3年現在越谷市幼年消防クラブは18団体、越谷市婦人防火クラブは33団体存在する。また上位計画としては、第5次越谷市総合振興計画（計画期限令和13年度末）が該当する。

2) 補助金の流れ

毎年越谷市幼少年婦人防火委員会補助金交付要綱にしたがって、越谷市幼少年婦人防火委員会にまとめて補助金を交付。令和2年度実績によると6月下旬に1,175,000円前金払で行っている。事務局は予防課であり、通帳管理及び金銭出納も予防課が行なっている。そして前金払で交付を受けた後、事務局は各幼年消防クラブに1万円また各婦人防火クラブに2万円と加算額を支払っている。加えて年度末に用途確認を事務局で実施している。

3) 成果指標

事前のアンケート調査では、担当課から成果指標の記載はなかった。ヒアリング調査等を通じて、各クラブのクラブ数及びクラブ員数等の推移を確認したところ、次表のとおりであった。

	幼年消防クラブ			婦人防火クラブ	
	クラブ数	クラブ員数	指導者数	クラブ数	クラブ員数
H28	19	4,303	349	38	1,131
H29	18	3,834	320	35	1,046
H30	18	3,786	308	35	1,035
R1	18	3,696	312	35	1,010
R2	19	3,704	341	33	942

予防課作成資料より

この表から、幼年消防クラブ及び婦人防火クラブともに、クラブ員数は減少傾向にあることが分かる。

(ウ) 監査手続

- 1) 当補助金に係る概要を把握し、関連する法令、条例、規則、要綱等を閲覧した。
- 2) 当補助金に係る資料（交付申請書、支出負担行為書、交付決定通知書、支出命令書、事業実績報告書、事業報告・収支決算書）を入手し、その内容（整合性及び承認証跡）を検証した。

3) 当補助金に関連するデータ（補助金等に関するアンケート表等）を入手し、年度推移や関連する指標との関係を分析した。

4) 担当部署の担当者に質問を実施した。

(エ) 指摘と意見

1) 前金払について【意見】

当該補助金は、越谷市幼少年婦人防火委員会補助金交付要綱第9条に基づき、前金払を行っている。

越谷市幼少年婦人防火委員会補助金交付要綱第9条の規定は、以下のとおりである。

(補助金等の交付等)

第9条 (越谷市補助金等の交付手続き等に関する) 規則第18条第1項ただし書の規定により、補助金等の交付決定後に前金払として補助等を交付する。

しかしながら、越谷市補助金等の交付手続き等に関する規則によれば、補助金等の交付時期は補助事業等が完了した後に交付することが原則である。

越谷市補助金等の交付手続き等に関する規則第18条の規定は、以下のとおりである。

(補助金等の交付時期)

第18条 市長は、第16条の規定により額を確定した補助金等を補助事業等が完了した後に交付するものとする。ただし、市長が補助金等の交付の目的を達成するため特に必要があると認めるときは、補助事業等の完了前に補助金等の全部又は一部を交付することができる。

したがって、所管部課では、越谷市幼少年婦人防火委員会補助金交付要綱第9条の規定を見直し、越谷市補助金等の交付手続き等に関する規則第18条にしたがって、完了払を原則とし、特に事情がある場合には、前金払を認めるように規定を修正することを検討すべきである。具体的には、幼年消防クラブは、幼稚園及び保育園が母体であり年1万円の事業を支弁することに問題はないと考えられるため、幼年消防クラブへの支給分については、原則どおり完了払とするよう規定を修正すべきである。

【意見 65】 前金払について

越谷市補助金等の交付手続き等に関する規則によれば、補助金等は補助事業等が完了した後に交付することが原則である。当補助金等交付要綱においても、同規則に従い、補助金等の交付は、補助事業等の完了後とすることを原則とし、特に事情がある場合には、補助事業等の完了前に交付することができるよう、規定の修正を検討すべきである。

2) 効果測定の数値について【意見】

事前アンケートによると、効果測定の数値は示されていない。しかしながら、幼年消防クラブ・婦人防火クラブのクラブ数及びクラブ員数が直接にこの補助金の効果を測定するのに適していると考えられる。担当課に聞き取り等で確認すると、特に両クラブともにクラブ員数は減少傾向にあるといえる。担当課においてはこの数値を支える方策を検討すべきであるが、クラブ数及びクラブ員数の減少が続いていることから時代の趨勢から当該クラブの役割は終えていると思われる。クラブ員数の減少傾向に歯止めがかからないようであるならば、上位計画である第5次越谷市総合振興計画の計画期限である令和13年末を待たずに当該補助金の廃止も含めて検討すべきであるとする。

【意見 66】 効果測定の数値について

当補助金等の効果を測定するため、補助事業の活動指標となる具体的な数値が把握できる場合には、当該数値（クラブ数及びクラブ員数）を把握すべきである。当補助金等の金額は、過去5年間にわたりほぼ同額であるが、当該数値が減少傾向にあるのであれば、対策を講じることを検討すべきである。また、そのうえで同傾向が改善されないのであれば、補助事業の継続の必要性を検討すべきである。

10. 教育総務部

(1) 教育総務課

① 越谷市私立幼稚園振興補助金

(ア) 補助金等の概要

補助金等の名称	越谷市私立幼稚園振興補助金					
補助金等の性格	運営費 <u>事業費</u> その他					
補助事業の開始年度	平成元年度					
補助事業の終了予定年度	有(年度) <u>無</u>					
終了予定年度が設定されていない理由	越谷市内には公立幼稚園が設置されていない。そのため、私立幼稚園及び認定こども園において、幼児教育の振興を担う学校教育機関としての重責を今まで果たしてきており、その継続のために、今後もこの補助金制度により、幼児教育の振興及び環境向上を図る必要がある。					
根拠法令(交付要綱)等	越谷市私立幼稚園振興補助金交付要綱					
財源の内訳	国 % 県 % 市 100% その他 %					
交付先(団体の場合には、令和2年度の交付額上位3団体の名称)	大袋幼稚園、越谷わかば幼稚園、アスナロ幼稚園、さなえ幼稚園(アスナロ幼稚園とさなえ幼稚園は交付額が同額)					
交付先件数	28件					
交付目的	幼児教育の振興及び環境向上を図ることを目的とする					
対象経費	(1) 教具、教材、図書その他幼児の教育に係る基礎を培うものに要する経費 (2) 幼児教育の環境の整備に要する経費 (3) 幼児の安全確保に資する設備、備品等の購入又はリースに要する経費					
算定方法	市長決裁により決定の、均等割額及び園児割額単価により算出した額を合算し算定 (令和2年度各単価→均等割額単価:625,800円、園児割額単価:2,900円)					
支払方法	完了払 前金払 <u>概算払</u> その他()					
交付先からの事業報告書の入手の有無	<u>有</u> 無					
交付先からの決算書の入手の有無	有 <u>無</u>					
補助制度の周知方法(追加)	補助対象者である市内の私立幼稚園の設置者に対し、制度の手続について通知している。					
効果の内容	補助金を活用することで、より一層幼児教育の幅を広げることとなり、また、幼児教育の環境整備及び安全確保につながっている。					
効果測定の方法	<u>数値</u> アンケート 市民等からの声・評判 その他()					
効果測定の方法が数値である場合の具体的な数値の内容	幼稚園等就園率(越谷市に住所がある3歳~5歳の人口に対する、補助対象園児数の割合)					
過去5年の交付実績・予算						(単位:千円)
年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
予算	34,000	34,000	34,000	34,000	34,000	27,500
決算	33,861	33,761	33,961	33,744	33,555	
予算と決算との乖離(不用額)が予算に対して30%超える場合の理由						

効果測定の数値

(単位: %)

年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
実績	66	65	62.4	65.4	62.6	

(イ) 概要の補足

1) 補助対象の概要

学校教育法第 1 条又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 2 条第 6 項に基づいて、越谷市内に設置された幼稚園・認定こども園（教育部分）のうち、現に運営されている施設の設置者。

（「越谷市私立幼稚園補助金等事務の手引【私立幼稚園振興補助金】（令和 2 年（2020 年）5 月）」より）

越谷市には、私立幼稚園等が 28 園設置されている。越谷市では、市内に公立幼稚園が無いことから、幼児期の教育の振興において私立幼稚園等が担う役割は大きいと考えている。

2) 補助基準

均等割：1 園当たり 625,800 円

園児割：1 人当たり 2,900 円

※園児数は令和 2 年 5 月 1 日現在の学校基本調査に基づく 3～5 歳の全園児数

（「越谷市私立幼稚園補助金等事務の手引【私立幼稚園振興補助金】（令和 2 年（2020 年）5 月）」より）

3) 補助対象経費

越谷市私立幼稚園振興補助金交付要綱第 3 条に掲げる経費の一部。

※越谷市私立幼稚園振興補助金交付要綱（平成 31 年告示第 67 号）抜粋
（補助対象経費）

第 3 条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げる経費とする。

- （1）教具、教材、図書その他幼児の教育に係る基礎を培うものに要する経費
- （2）幼児教育の環境の整備に要する経費
- （3）幼児の安全確保に資する設備、備品等の購入又はリースに要する経費

4) 補助金の額

補助金の額の概要は以下のとおりである。

（補助金の額）

第 4 条 補助金の額は、前条に規定する補助対象経費を超えない範囲で、毎会計年度において市長が定める額とする。

※なお、第 4 条（補助金の額）については、越谷市私立幼稚園振興補助金交付要綱（令和 3 年告示第 162 号）では、以下のように改定されている。

（補助金の額）

第 4 条 補助金の額は、前条に規定する補助対象経費に 4 分の 3 を乗じて得た額を超えない範囲において市長が定める額とする。

すなわち、補助金の額は、

- ・補助対象経費の4分の3以内の額
- ・補助単価により算出された額

のいずれか低い方の額となった（「越谷市私立幼稚園振興補助金事務の指針(令和3年(2021年)5月)」6. 補助金の額）。

5) 令和2年度交付額

令和2年度の事業者ごとの交付額は、以下のとおりである。

令和2年度交付額		
No.	幼稚園名	確定額(円)
1	越谷	953,500
2	萩原第一	1,454,518
3	照蓮院さくら	991,200
4	越谷わかば	1,556,700
5	愛隣	1,539,300
6	越谷くるみ	1,124,600
7	ぶどうぞの	1,008,600
8	精華	1,034,700
9	あやの	828,800
10	大沢	1,333,400
11	大袋わかば	1,289,900
12	アスナロ	1,542,200
13	大袋	2,148,300
14	南越谷	1,188,400
15	松沢	1,403,000
16	萩原第二	1,492,900
17	さなえ	1,542,200
18	清浄院	1,248,530
19	まどか	988,300
20	あゆみ	747,600
21	レイクアスナロ	1,142,000
22	認定こども園小牧	1,095,600
23	第二愛隣こども園	1,130,400
24	幼保連携型認定こども園越谷さくらの森	1,301,500
25	こばとの里こども園	852,000
26	認定こども園しらこぼと	910,000
27	認定こども園北越谷	1,043,400
28	しらとりこども園	663,500
	合計	33,555,048

令和2年度越谷市私立幼稚園振興補助金交付額一覧より

(ウ) 監査手続

- 1) 当補助金に係る概要を把握し、関連する法令、条例、規則、要綱等を閲覧した。
- 2) 当補助金に係る資料（交付申請書、交付決定通知書、実績報告書、支出負担行為書、支出金精算書）を入手し、その内容（整合性及び承認証跡）を検証した。
- 3) 当補助金に関連するデータ（過去5年間の補助金額等）を入手し、年度推移や関連する指標との関係を分析した。
- 4) 担当部署の担当者に質問を実施した。

(エ) 指摘と意見

1) 見積書の添付について【意見】

越谷市私立幼稚園補助金等事務の手引【私立幼稚園振興補助金】（令和2年（2020年）5月）の、私立幼稚園振興補助金の概要は、交付申請時には「見積書」を提出することとされているが、相見積もりは要求されていないため、提出される申請書に添付される見積書は、いずれも1者の見積書のみであった。

見積書を1者からしか入手せず相見積もりをしない場合、幼稚園として実施事業の価格の妥当性を検討出来ないおそれがある。また、交付申請を審査する市としても、補助金金額の妥当性の検証ができない恐れがある。

たとえば、越谷市が物品の調達を行う場合には、50,000円を超える物品を購入する場合、原則として2人以上の相手方から見積書を徴さなければならないとされている（「越谷市契約規則」第25条2項）。本件は私立幼稚園による調達であるからこれをそのまま適用する必要はない。しかし、同じく税金を財源とする補助金を使用した調達であり、金額の妥当性の検討・検証の必要性は高いから、これを参考にできると考える。すなわち、越谷市私立幼稚園補助金等事務の手引【私立幼稚園振興補助金】（令和2年（2020年）5月）の私立幼稚園振興補助金の概要で、交付申請時に提出することとされている「見積書」について、越谷市の物品調達を参考に、一定の金額基準を設け、それを超える物品の購入等をする場合には、申請時に相見積もりによる見積書の提出を要件とすること等が考えられる。

【意見 67】 見積書の添付について

当補助金等の申請書に添付される見積書は1事業者のみで足り、複数の見積書は要求されていない。当補助金等の使途の適切化のため、越谷市の物品調達の基準に準じて、一定の金額を超える物品を購入する場合には、事業者に対して複数の見積を入手することを要求し、上記の申請書に添付される見積書も複数とすることを検討すべきである。

2) 実査について【意見】

「令和 2 年度私立幼稚園振興補助金実績報告書受領会の開催について（通知）」の提出書類に関する注意事項の、【購入品】欄には、「（後日訪問し直接確認させて頂く場合がございます）」と記載されている。しかし、担当者によれば、実際に確認したことはないとのことであった。

たしかに、直接確認をする場合がある、と記載するだけでも、購入した備品等を適切に管理する誘因になるといえる。しかし、実際にサンプルを抽出して実査を行い、現実化市が備品の実在性・管理の適切性を確認することで、さらに備品等の適切な管理への誘因が高まると考えられる。

そこで、サンプルを抽出して実際に訪問し、備品の実在性・管理の適切性を直接確認することが考えられる。

【意見 68】 実査について

当補助金等の補助事業者に対しては、所管課の訪問による現物確認の通知を行っているが、現時点では、当該確認は行われていない。当補助金等の使途の適切性を確認するため、サンプル的に現物確認を行うことを検討すべきである。

(2) 生涯学習課

① 文化連盟助成金

(ア) 補助金等の概要

補助金等の名称	文化連盟助成金					
補助金等の性格	運営費 <u>事業費</u> その他					
補助事業の開始年度	昭和45年					
補助事業の終了予定年度	有(年度) <u>無</u>					
終了予定年度が設定されていない理由	団体活動が継続中であり、終了予定年度が定まっていないため					
根拠法令(交付要綱)等	越谷市社会教育関係団体補助金等交付要綱					
財源の内訳	国 % 県 % <u>市 100%</u> その他 %					
交付先(団体の場合には、令和2年度の交付額上位3団体の名称)	越谷市文化連盟					
交付先件数	1件					
交付目的	市内文化団体の充実と育成に努め、市民文化の向上に寄与することを目的に活動している団体を支援することにより、市民が自主的に文化活動に参加できる環境を整え、活気ある文化のまちづくりの推進を図る。					
対象経費	2,076,505円					
算定方法	補助基準の割合は補助対象経費の4分3以内で、予算額の範囲内の金額を助成金額とする。					
支払方法	完了払 <u>前金払</u> 概算払 その他()					
交付先からの事業報告書の入手の有無	<u>有</u> 無					
交付先からの決算書の入手の有無	<u>有</u> 無					
補助制度の周知方法(追加)	越谷市文化連盟へ助成金に係る書類を送付					
効果の内容	コロナ禍において各団体が創意工夫のうえ活動を行い、その内容を機関紙に掲載して今後の活動の参考に資した。					
効果測定の方法	数値 アンケート 市民等からの声・評判 <u>その他(団体からの報告)</u>					
効果測定の方法が数値である場合の具体的な数値の内容						
過去5年の交付実績・予算						(単位:千円)
年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
予算	2700	2700	2700	2700	2700	2160
決算	2700	2700	2700	2700	2077	
予算と決算との乖離(不用額)が予算に対して30%超ある場合の理由						

効果測定の数値

(単位:)

年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
実績						

(イ) 概要の補足

1) 越谷市文化連盟の概要

○目的

越谷市における文化団体を統括し、相互の連絡調整を図り、団体の充実と育成につとめ、市民文化の向上に寄与することを目的とする（越谷市文化連盟規約第 3 条）。

○事業

上記目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 会員の連絡・交流と強化発展
 - (2) 文化事業の開催・参加と支援
 - (3) 文化活動の推進と奨励
 - (4) 文化向上に関する調査・研究
 - (5) その他・目的達成に必要な事業
- (越谷市文化連盟規約第 4 条)

なお、令和 2 年度の事業報告（抜粋）は以下のとおりである。

令和2年度事業報告（抜粋）			
月日	事業名	内容	備考
6/8・10	文化連盟表彰式	文化連盟表彰28名	
10/11	第46回越谷市民まつり「第6事業室（文化と国際交流）文化の広場」を運営		中止※
11/8~9	視察研修会	越谷市文化連盟視察研修（山形県方面） 視察地：山寺後藤美術館、米沢市上杉美術館 宿泊：天童温泉	中止※
11/20~23	第52回越谷市民文化祭		中止※
1/23	新春文化を語る会（和太鼓連盟）		中止※
2/21	こしがや文化芸術祭（U-20青春文化祭）		中止※

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため開催中止

越谷市文化連盟令和3年度定時総会議案・資料より

○組織

当連盟の目的に賛同する越谷市内の文化団体をもって組織する。（越谷市文化連盟規約第 5 条）

なお、加盟団体は以下のとおりである。

越谷市文化連盟加盟団体								
No.	団体名	加盟年月	No.	団体名	加盟年月	No.	団体名	加盟年月
1	越谷市華道協会	昭和45年1月	11	越谷市日舞協会	昭和45年1月	21	越谷市カラオケ連盟	平成11年5月
2	越谷市合唱協会	昭和45年1月	12	越谷市民謡協会	昭和45年1月	22	越谷市デザイン連盟	平成12年4月
3	越谷市茶道協会	昭和45年1月	13	越谷市工芸協会	昭和50年5月	23	越谷市民族舞踏協会	平成16年5月
4	越谷市詩吟協会	昭和45年1月	14	越谷市吹奏楽連盟	昭和53年6月	24	越谷市囲碁・将棋連盟	平成18年4月
5	越谷市写真協会	昭和45年1月	15	越谷市演劇協会	昭和56年7月	25	越谷市相撲碁句協会	平成20年5月
6	越谷市書道連盟	昭和45年1月	16	越谷市民交響楽団	昭和58年7月	26	越谷市演芸協会	平成20年5月
7	越谷市俳句連盟	昭和45年1月	17	越谷市郷土研究会	昭和60年4月	27	越谷ビデオ協会	平成28年4月
8	越谷美術協会	昭和45年1月	18	越谷市洋舞踊協会	昭和61年5月			
9	越谷市邦楽協会	昭和45年1月	19	越谷市ハワイアン連盟	平成10年4月			
10	越谷市謡曲協会	昭和45年1月	20	越谷市和太鼓連盟	平成11年5月			

越谷市文化連盟令和3年度定時総会議案・資料より

2) 補助金等の概要

○補助対象経費

企画費、普及啓発費等社会教育関係団体が実施する事業に要する経費（越谷市社会教育関係団体補助金等交付要綱第3条）

○社会教育関係団体

社会教育関係団体	補助金等の名称
越谷市人権教育推進協議会	人権教育推進協議会補助金
越谷市PTA連合会	PTA連合会助成金
越谷市文化連盟	文化連盟助成金
越谷市郷土芸能保存協会	郷土芸能保存協会助成金
越谷市体育協会	体育協会補助金
越谷市レクリエーション協会	レクリエーション協会補助金
越谷市ゲートボール協会	ゲートボール協会補助金

越谷市社会教育関係団体補助金等交付要綱別表より

(ウ) 監査手続

- 1) 当補助金に係る概要を把握し、関連する法令、条例、規則、要綱等を閲覧した。
- 2) 当補助金に係る資料（交付申請書、支出負担行為書、補助額算定表、交付決定通知書、支出命令書、交付請求書、実績報告書、決算報告書、変更報告書、変更承認通知、歳出戻入命令書）を入手し、その内容（整合性及び承認証跡）を検証した。
- 3) 当補助金に関連するデータ（過去5年間の助成金推移等）を入手し、年度推移や関連する指標との関係を分析した。
- 4) 担当部署の担当者に質問を実施した。

(エ) 指摘と意見

1) 視察研修費の補助対象額への参入について【意見】

「令和2年度越谷市文化連盟への補助額算定表」には、補助対象額 5,492,000 円のうち、視察研修の補助対象額として 2,240,000 円が計上されていた。

一方、「令和2年度予算」には、収入の部に視察研修として 2,240,000 円が、支出の部に視察研修として 2,240,000 円が記載されており、視察研修に関する支出と同額の収入（研修参加者から受け入れる参加料）が計上されていた（視察研修）。

その結果、算出額は 4,119,000 円となり、予算額が 2,700,000 円であったため、算出された補助額と予算額の小さい方の金額である 2,700,000 円が補助金額となっていた（下表参照）。

項目	対象	補助対象額(円) (A)	算出額(円) (A)×補助率3/4
事業費	文化芸術祭費	400,000	
	機関誌発行費	250,000	
	視察研修	2,240,000	
	市民まつり事業費	480,000	
	表彰費	170,000	
	事業推進費	872,000	
	加盟団体活動支援費	1,080,000	
小計		5,492,000	4,119,000

※令和2年度助成金額

2,700,000

令和2年度越谷市文化連盟への補助額算出表より

補助の対象となる経費は「事業に要する経費」（交付要綱3条）とされているところ、支出と紐づいた同額の収入（補助金以外の収入）で支出が補われている事業の場合、事業に要する収入は既に確保されているため、事業に要する経費には当たらないものと解する。

すると、本件視察研修に関する支出は、同額の収入で補われているから、補助額算出表に記載する事業費の対象にすべきではないとも考えられる。

この点、担当課にヒアリングしたところ、予算上の支出の部の事業費の視察研修に計上されている 2,240,000 円は下表の内訳で構成されていたとのことであった。

事業費 (R2)		
項目	金額	摘要
研修代支払	1,380,000	宿泊代・食事代他
	800,000	バス代・高速代他 ※2台分
写真代	25,000	
土産代	20,000	
通信費	5,000	
資料印刷コピー代	10,000	
合計	2,240,000	

対象事業費	840,000
団体負担分(1/4)	210,000 ①
補助額(3/4)	630,000
対象外事業費	1,400,000 ②
収入で賄う費用	1,610,000 ①+②

生涯学習課作成資料より

したがって、視察研修に関する支出のうち1,400,000円は事業費の対象外であり、事業費の対象となる支出(補助対象額)は840,000円にすべきだった、とのことであった。

R2年度補助金交付額算定表(是正案)

項目	対象	補助対象額(円)	算出額(円)
		(A)	(A)×補助率3/4
事業費	文化芸術祭費	400,000	300,000
	機関紙発行費	250,000	187,500
	視察研修会費	840,000	630,000
	市民まつり事業費	480,000	360,000
	表彰費	170,000	127,500
	事業推進費	872,000	654,000
	加盟団体活動支援費	1,080,000	810,000
合計		4,092,000	3,069,000
		予算額	2,700,000

生涯学習課作成資料より

また、予算上の収入の部の視察研修に計上されている2,240,000円については、宿泊代・食事代他等事業費の対象外の支出に対応している部分と、越谷市文化連盟に対する寄付的性格の部分とに区分して計上すべきであり、したがって、バス代・高速代等事業費の対象となる支出については、これと紐づいた同額の収入で補われているわけではない、とのことであった。

補助額算出表の視察研修に、視察研修に係る支出全額(2,240,000円)が記載されていたのは、視察研修に係る収入・支出について、事業費対象部分と事業費対象外部分とを区分していなかったことに起因すると考えられる。担当課としては、文化連盟の予算策定時に、事業費対象部分と事業費対象外部分とを区分するよう指導することが考えられる。

【意見 69】 視察研修費の補助対象額への参入について

当補助金等の算定資料(補助額算出表)に事業費対象外部分が含まれていた。所管課は、補助事業者に対して、上記資料の作成の際には、事業費対象部分と事業費対象外部分とを区分するよう指導するとともに、当該区分が適切に行われているかどうかの確認を行うことを検討すべきである。

(3) スポーツ振興課

① 越谷市レクリエーション協会補助金

(ア) 補助金等の概要

補助金等の名称	越谷市レクリエーション協会補助金					
補助金等の性格	運営費 <input checked="" type="radio"/> 事業費 <input type="radio"/> その他 <input type="radio"/>					
補助事業の開始年度	昭和53年					
補助事業の終了予定年度	有 (年度) <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>					
終了予定年度が設定されていない理由	越谷市レクリエーション協会は越谷市社会教育関係団体として、長年にわたり、本来市が単独で行わなければならないスポーツ活動の普及やスポーツ・レクリエーション団体の育成を、市とともに進めていただいているほか、市民体育祭の実施運営についても担っていただいている。 第5次総合振興計画および第3次教育振興基本計画においては、生涯にわたるスポーツ・レクリエーションに親しめる環境をつくることを目標とした施策を盛り込んでおり、今後も更なる充実が求められるスポーツ振興に欠かせない存在であるレクリエーション協会への補助事業は終了させるべき事業ではないと考えている。					
根拠法令(交付要綱)等	越谷市社会教育団体補助金等交付要綱					
財源の内訳	国 % 県 % 市 100% その他 %					
交付先(団体の場合には、令和2年度の交付額上位3団体の名称)	越谷市レクリエーション協会					
交付先件数	1件					
交付目的	市内スポーツ・レクリエーション振興を目的に活動する団体を支援することにより、いつでも、どこでも、だれもが生涯にわたるスポーツ・レクリエーション活動に親しみ、自分らしく、いきいきとした豊かな生活を送ることができる環境づくりを図る。					
対象経費	4,282,282円 (R2事業費支出済額)					
算定方法	越谷市の補助基準に基づき、補助対象経費の4分の3以内の額で算定					
支払方法	完了払 <input checked="" type="radio"/> 前金払 <input type="radio"/> 概算払 <input type="radio"/> その他 () <input type="radio"/>					
交付先からの事業報告書の入手の有無	<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無					
交付先からの決算書の入手の有無	<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無					
補助制度の周知方法(追加)	越谷市レクリエーション協会へ書面による通知					
効果の内容	コロナの影響により制限がある中、対策を施しながら、一部で活動を行った。					
効果測定の方法	数値 アンケート 市民等からの声・評判 <input checked="" type="radio"/> その他(団体からの報告) <input type="radio"/>					
効果測定の方法が数値である場合の具体的な数値の内容						
過去5年の交付実績・予算						(単位：千円)
年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
予算	5,150	5,150	5,150	5,150	5,150	4,120
決算	5,150	5,150	5,150	5,150	4,206	
予算と決算との乖離(不用額)が予算に対して30%超ある場合の理由						
効果測定の数値						(単位：)
年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
実績						

(イ) 概要の補足

1) 越谷市レクリエーション協会

越谷市レクリエーション協会は、昭和44年に設立された越谷市社会教育関係団体である。当会の目的は、「市民の体育レクリエーション活動の普及と生活文化を推進し、これの指導研究を行い併せて団体相互の研さん融和をはかり、以って健康にして明るい地域社会の建設に寄与すること」としている。その他、こしがやスポーツ・レクリエーションフェスティバルの開催運営を越谷市から委託で請け負っている。

令和3年現在、22加盟団体、その加盟団体の下部組織である所属団体数179及び会員数3,549人から構成されている。本部は、越谷市立総合体育館内にある。

2) 各競技団体への助成金

当補助金から各競技団体への助成金については、令和2年度実績では下表のとおりである。

団体活動支援費（円）	
1	民踊レクリエーション連盟 190,000
2	ハイキングクラブ 130,000
3	トランポリン連盟 170,000
4	バドミントン連盟 190,000
5	レク・バレーボールクラブ 100,000
6	フォークダンス連盟 100,000
7	婦人S・T・C 100,000
8	婦人卓級連盟 190,000
9	走友会 140,000
10	レディースバドミントン連盟 170,000
11	婦人体操クラブ 140,000
12	ソフトボール連盟 190,000
13	綱引連盟 110,000
14	グラウンド・ゴルフ連盟 140,000
15	ビーチボール競技連盟 110,000
16	ターゲット・バードゴルフ連盟 100,000
17	ウォーキング協会 90,000
18	なぎなた連盟 90,000
19	ユニカール協会 90,000
20	還暦野球連盟 80,000
21	ボウリング連盟 80,000
22	壮年野球連盟 80,000

越谷市レクリエーション協会 令和2年度 決算報告より

助成の基準は、従来より一律割（一団体 70,000 円）、会員数割（40 名ごとに 10,000 円）をベースに柔軟に運用している。

3) 根拠法令等

越谷市レクリエーション協会に対する補助金の根拠となる法令は、以下のとおりである。

○第 3 次教育振興基本計画

第 3 次教育振興基本計画各論 3-1-1「活動機会の充実」が当補助金に関連し、この基本計画の終了年度は令和 7 年度である。

○越谷市社会教育関係団体補助金等交付要綱

下表の同要綱別表（第 2 条関係）等に基づき、越谷市レクリエーション協会は社会教育関係団体として、レクリエーション協会補助金を交付されている。

別表（第 2 条関係）

社会教育関係団体	補助金等の名称
越谷市人権教育推進協議会	人権教育推進協議会補助金
越谷市PTA連合会	PTA連合会助成金
越谷市文化連盟	文化連盟助成金
越谷市郷土芸能保存協会	郷土芸能保存協会助成金
越谷市体育協会	体育協会補助金
越谷市レクリエーション協会	レクリエーション協会補助金
越谷市ゲートボール協会	ゲートボール協会補助金

4) 成果指標

「事前のアンケート調査では、担当課から成果指標の記載はなかった。ヒアリング調査等を通じて、構成団体等の推移を確認したところ、次表のとおりであった。

	H28	H29	H30	R 1	R 2
加盟団体数	25	25	25	24	22
所属団体数	220	217	197	181	175
会員数	4,627	4,589	4,397	3,900	3,809

スポーツ振興課作成資料より

この表から、加盟団体、その加盟団体の下部組織である所属団体、会員数ともに減少傾向にあることが分かる。

5) 効果指標

越谷市レクリエーション協会は、下表のとおり年間を通して、スポーツ・レクリエーション事業を主催または市との共催という形で運営しており、協会加盟団体からも多くの役員が運営に協力している。

事業への参加役員数(令和元年度)

	スポレク講習会	グラウンド ゴルフ大会	スポレク フェスティバル	健康マラソン祭
参加者数	231名	410名	1,262名	245名
役員数	39名	52名	55名	24名

スポーツ振興課作成資料より

これらの事業を市の職員のみで運営することは人員の確保の面からも、人件費の面からも非常に負担が大きいことを考えると、市のスポーツ・レクリエーション振興に対するレクリエーション協会の貢献度は多大であり、その点は評価に値する。

(ウ) 監査手続

- 1) 当補助金に係る概要を把握し、関連する法令、条例、規則、要綱等を閲覧した。
- 2) 当補助金に係る資料(補助金等交付申請書、支出負担行為書、補助金等交付決定通知書、支出命令書、終了実績報告書、事業報告・決算書)を入手し、その内容(整合性及び承認証跡)を検証した。
- 3) 当補助金に関連するデータ(補助金等に関するアンケート表等)を入手し、年度推移や関連する指標との関係を分析した。
- 4) 担当部署の担当者に質問を実施した。

(エ) 指摘と意見

1) 競技団体等への助成について【指摘】

越谷市レクリエーション協会は現在 22 の加盟団体から構成されている(加盟団体とは、競技団体のうち越谷市レクリエーション協会に加盟している団体である)。助成金は、80,000 円から 190,000 円までとばらつきがある。担当課に確認したところ、従来からの定めのとおり、一律割(一団体 70,000 円)と会員数割(40 名ごとに 10,000 円)をベースに配分しているとのことである。しかしながら、次に述べる体育協会の配分方法とも差異がある。また、一律割と会員数割で機械的に助成額を算出するのではなく、越谷市主催事業への寄与度及び加盟年数等他の要素も考慮されているようである。スポーツ振興課は、体育協会の配分方法と差異を設ける必要性が不明であること及び他の要素を斟酌する際の基準が曖

味であることから、競技団体等への助成については再考し明確な基準に基づき運用すべきと考える。

【指摘 16】 競技団体等への助成について

当補助金等の算定は、団体ごとの一定金額と会員数に比例した金額との双方を基準としているが、その他に越谷市主催事業への寄与度及び加盟年数等他の要素も考慮されている。当該要素の基準に不明な点があり、また、同じ性格の体育協会への補助金等の算定方法との差異を設ける必要性も不明である。スポーツ振興課は、公平性の観点より、補助金等の算定方法の明確化を検討すべきである。

2) 越谷市ゲートボール協会について【指摘】

越谷市レクリエーション協会は現在 22 の加盟団体から構成されている。しかしながら、越谷市ゲートボール協会はこの越谷市レクリエーション協会には属しておらず、単独で社会教育関係団体としてゲートボール協会補助金を受け取っている。ゲートボール協会補助金を、特段に別枠で設ける意義は見当たらないため、スポーツ振興課は、越谷市ゲートボール協会を越谷市レクリエーション協会に所属させ、他の団体（例えばグラウンド・ゴルフ連盟）と同様に越谷市レクリエーション協会を通じて助成すべきと考える。

【指摘 17】 越谷市ゲートボール協会について

越谷市ゲートボール協会は、越谷市レクリエーション協会に属してはならず、当補助金等の独立した補助事業者として、当補助金等を受領している。公平性の観点からは、越谷市ゲートボール協会に対する取扱いは問題であり、スポーツ振興課は、他の競技団体と同様に扱うように検討すべきである。

② 越谷市体育協会補助金

(ア) 補助金等の概要

補助金等の名称	越谷市体育協会補助金					
補助金等の性格	運営費 <u>事業費</u> その他					
補助事業の開始年度	昭和44年度					
補助事業の終了予定年度	有(年度) <u>無</u>					
終了予定年度が設定されていない理由	越谷市体育協会は越谷市社会教育関係団体として、長年にわたり、本来市が単独で行わなければならないスポーツ活動の普及やスポーツ・レクリエーション団体の育成を、市とともに進めていただいているほか、市民体育祭の実施運営についても担っていただいている。 第5次総合振興計画および第3次教育振興基本計画においては、生涯にわたるスポーツ・レクリエーションに親しめる環境をつくることを目標とした施策を盛り込んでおり、今後も更なる充実が求められるスポーツ振興に欠かせない存在である体育協会への補助事業は終了させるべき事業ではないと考えている。					
根拠法令(交付要綱)等	越谷市社会教育関係団体補助金等交付要綱					
財源の内訳	国 % 県 % 市 100% その他 %					
交付先(団体の場合には、令和2年度の交付額上位3団体の名称)	越谷市体育協会					
交付先件数	1件					
交付目的	市内スポーツ・レクリエーション振興を目的に活動する団体を支援することにより、いつでも、どこでも、だれもが生涯にわたるスポーツ・レクリエーション活動に親しみ、自分らしく、いきいきとした豊かな生活を送ることができる環境づくりを図る。					
対象経費	4,990,418円(R2事業費支出済額)					
算定方法	越谷市の補助基準に基づき、補助対象経費の4分の3以内の額で算定					
支払方法	完了払 <u>前金払</u> 概算払 その他()					
交付先からの事業報告書の入手の有無	<u>有</u> 無					
交付先からの決算書の入手の有無	<u>有</u> 無					
補助制度の周知方法(追加)	越谷市体育協会へ書面による通知					
効果の内容	コロナの影響により制限がある中、対策をしながら、一部で活動を行った。					
効果測定の方法	数値 アンケート 市民等からの声・評判 <u>その他</u> (団体からの報告)					
効果測定の方法が数値である場合の具体的な数値の内容						
過去5年の交付実績・予算	(単位：千円)					
年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
予算	6,210	6,210	6,210	6,210	6,210	4,970
決算	6,210	6,210	6,210	6,210	4,627	
予算と決算との乖離(不用額)が予算に対して30%超ある場合の理由						
効果測定の数値	(単位：)					
年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
実績						

(イ) 概要の補足

1) 越谷市体育協会

越谷市体育協会は、昭和 30 年に設立された越谷市社会教育関係団体である。当会の目的は、体育を振興し特に市民の体位の向上と親睦を図り、スポーツ精神を涵養することをもって市内体育文化の推進を図ることを目的としている。

令和 3 年現在、21 加盟団体、その加盟団体の下部組織である所属団体数 439 及び会員数 7,580 人から構成されている。本部は、越谷市立総合体育館内にある。

2) 加盟団体への助成

21 加盟団体への令和 2 年度の助成状況は次のとおりである。

事業助成金 (円)	
1	野球 185,000
2	剣道 129,000
3	柔道 94,000
4	空手道 87,000
5	スキー 87,000
6	卓球 122,000
7	山岳 87,000
8	バレーボール 122,000
9	陸上 87,000
10	中体連 80,000
11	小体連 80,000
12	ソフトテニス 94,000
13	サッカー 108,000
14	拳法 87,000
15	バスケット 164,000
16	ラグビー 94,000
17	テニス 108,000
18	弓道 101,000
19	太極拳 108,000
20	ゴルフ 87,000
21	スポ少 360,000

越谷市体育協会 令和 2 年度 決算報告より

助成の基準は、従来より一律割（一団体 80,000 円）、会員数割（100 名ごとに 7,000 円）としている。

3) 根拠法令等

越谷市体育協会に対する補助金の根拠となる法令は、以下のとおりである。

○第 3 次教育振興基本計画

第 3 次教育振興基本計画各論 3-1-1「活動機会の充実」が当補助金に関連し、この基本計画の終了年度は令和 7 年度である。

○越谷市社会教育関係団体補助金等交付要綱

下表の同要綱別表（第 2 条関係）等に基づき、越谷市体育協会は社会教育関係団体として、体育協会補助金を交付されている。

別表（第 2 条関係）

社会教育関係団体	補助金等の名称
越谷市人権教育推進協議会	人権教育推進協議会補助金
越谷市PTA連合会	PTA連合会助成金
越谷市文化連盟	文化連盟助成金
越谷市郷土芸能保存協会	郷土芸能保存協会助成金
越谷市体育協会	体育協会補助金
越谷市レクリエーション協会	レクリエーション協会補助金
越谷市ゲートボール協会	ゲートボール協会補助金

4) 成果指標

「事前のアンケート調査では、担当課から成果指標の記載はなかった。ヒアリング調査等を通じて、構成団体等の推移を確認したところ、次表のとおりであった。

	H28	H29	H30	R 1	R 2
加盟団体数	22	21	21	21	21
所属団体数	366	400	396	438	441
会員数	9,246	9,073	8,338	8,181	7,765

スポーツ振興課作成資料より

この表から、加盟団体数は横ばい、加盟団体の下部組織である所属団体数は増加傾向にあるものの、会員数は減少傾向にあることが分かる。

5) 効果指標

越谷市体育協会は、下表のとおり年間を通して、市のスポーツ・レクリエーション事業に数多く携わっており、毎回協会加盟団体から役員を選出している。

事業への参加役員数(令和元年度)

	中央大会	駅伝大会	元旦マラソン	体育賞
参加者数	5,829名	1,083名	1,749名	279名
役員数	63名	176名	138名	11名

スポーツ振興課作成資料より

それぞれの事業を市の職員のみで運営することは人員の確保の面からも、人件費の面からも非常に負担が大きいことを考えると、市のスポーツ・レクリエーション振興に対する体育協会の貢献度は多大であり、その点は評価に値する。

(ウ) 監査手続

- 1) 当補助金に係る概要を把握し、関連する法令、条例、規則、要綱等を閲覧した。
- 2) 当補助金に係る資料(補助金等交付申請書、支出負担行為書、補助金等交付決定通知書、支出命令書、終了実績報告書、事業報告・決算書)を入手し、その内容(整合性及び承認証跡)を検証した。
- 3) 当補助金に関連するデータ(補助金等に関するアンケート表等)を入手し、年度推移や関連する指標との関係を分析した。
- 4) 担当部署の担当者に質問を実施した。

(エ) 指摘と意見

1) 競技団体等への助成について【指摘】

越谷市体育協会は現在 21 の加盟団体から構成されている(加盟団体とは、競技団体のうち越谷市体育協会に加盟している団体である)。助成金は、80,000円から360,000円までとバラつきがある。担当課に確認したところ、従来からの定めのとおり競技団体である加盟団体に対しては一律割(一団体80,000円)と会員数割(100名ごとに7,000円)で助成額を算定しているとのことである。しかしながら、先に述べたレクリエーション協会の配分方法とは差異がある。また、競技団体以外の加盟団体に関しては、助成額の算定基準はなく、越谷市体育協会の理事会の裁量で決定されている。レクリエーション協会の配分方法と差異を設ける必要性が不明であること及び競技団体以外の加盟団体への助成額の決定が曖昧であることから、スポーツ振興課は、助成金の配分方法については今一度見直しをする必要が

あると考える。

【指摘 18】 競技団体等への助成について

当補助金等の補助事業者は、競技団体である加盟団体と競技団体以外の加盟団体とから構成されている。当補助金等の算定方法が前者（団体ごとの定額と会員数に比例した金額との合計額）と後者（越谷市体育協会の理事会の裁量）で異なっている。公平性の観点からは、当補助金等の算定方法が異なることは問題であり、スポーツ振興課は、同一の基準を採用すべきである。

2) 越谷市中学校体育連盟及び越谷市小学校体育連盟への助成について **【意見】**

越谷市体育協会は現在 21 加盟団体から構成されているが、越谷市中学校体育連盟及び越谷市小学校体育連盟も競技団体以外の加盟団体としてこの 21 団体に入っている。そして越谷市体育協会を通じて、両体育連盟は、8 万円を受領している。これとは別に中学校体育連盟は、主たる収入として越谷市中学校体育連盟補助金を交付されている。小学校体育連盟も同様に越谷市小学校体育連盟補助金を受領している。

上記のような補助金等の交付手続は、不透明な交付手続が行われ、効果測定が適切に行われないリスクがあるため、金銭の流れは、リスク管理上からもシンプルにするのがベストである。同じ越谷市の補助金が、主たる補助金に加えて体育協会を通じて両体育連盟に交付される必要性の説明を所管部課に求めたが、明確な回答は得られなかった。越谷市体育連盟から両体育連盟に交付されている 8 万円を、主たる連盟補助金に移管し、直接市から交付すべきと考える。

【意見 70】 越谷市中学校体育連盟及び越谷市小学校体育連盟への助成について

越谷市中学校体育連盟及び越谷市小学校体育連盟は、当補助金等の補助事業者として、当補助金等を受領している。一方で、両者は、それぞれ、越谷市より越谷市中学校体育連盟補助金、越谷市小学校体育連盟補助金を受領している。当補助金等の交付手続として、越谷市体育協会を経由した両者への補助金等の交付の合理性はないため、交付手続の明確化の観点からは、上記の手続については整理することを検討すべきである。

1 1. 学校教育部

(1) 学務課

① 越谷市学校保健会交付金

(ア) 補助金等の概要

補助金等の名称	越谷市学校保健会交付金					
補助金等の性格	○運営費 事業費 その他					
補助事業の開始年度	昭和45年度					
補助事業の終了予定年度	有(年度) ○無					
終了予定年度が設定されていない理由	学校保健活動の向上のための助成であり、今後の継続が不可欠であるため					
根拠法令(交付要綱)等	越谷市学校教育振興補助金等交付要綱					
財源の内訳	国 % 県 3% 市 91% その他 6%					
交付先(団体の場合には、令和2年度の交付額上位3団体の名称)	越谷市学校保健会					
交付先件数	1件					
交付目的	学校保健に関する調査研究を行い、学校保健活動に対する意識の向上と学校保健についての理解を深める					
対象経費	越谷市学校保健会の運営費					
算定方法	過去の実績を元に算定					
支払方法	完了払 ○前金払 概算払 その他()					
交付先からの事業報告書の入手の有無	○有 無					
交付先からの決算書の入手の有無	○有 無					
補助制度の周知方法(追加)						
効果の内容	実施講演会等で、学校保健について参考になった等の声を頂いている。					
効果測定の方法	数値 ○アンケート 市民等からの声・評判 その他()					
効果測定の方法が数値である場合の具体的な数値の内容						
過去5年の交付実績・予算						(単位：千円)
年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
予算	800	800	800	800	800	800
決算	800	800	800	800	800	
予算と決算との乖離(不用額)が予算に対して30%超ある場合の理由						
効果測定の数値						(単位：)
年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
実績						

(イ) 概要の補足

1) 越谷市学校保健会

越谷市学校保健会交付金は、昭和45年度から開始している補助事業である。

越谷市学校保健会は、会則によると「学校教育における保健衛生の研究並びに普及発達を図

り、学校教育の円滑なる実施に資することを目的」としている。

その目的の下、次の事項を行うこととしている。

- 学校保健に関する事業の企画及び実践
- 学校保健に関する調査研究
- 学校保健関係者の指導及び研修
- 県学校保健会との連絡
- その他本会の目的遂行に必要な事項

また、会員は次の各号による者からなる。

- 学校医、学校歯科医、学校薬剤師、校長、P T A役員、保健主事、体育主任、養護教諭、学校栄養士
- 市民健康事務担当課長、学校保健事務担当部長、学校給食事務担当課長
- その他本会の趣旨に賛同するもの

2) 専門部会

越谷市学校保健会の事業を運営するために、学校医部会、学校歯科医部会、学校薬剤師部会、P T A部会、校長部会、保健主事部会、体育主任部会、養護教諭部会及び学校栄養士部会の専門部会を置いている。

3) 補助金の流れ

毎年越谷市学校教育振興補助金等交付要綱にしたがって、越谷市学校保健会にまとめて補助金を交付している。令和2年実績では4月下旬に800,000円前金払で交付している。事務局は学務課内にあり、通帳の保管及び金銭出納も事務局で行っており、必要の都度、専門部会に金銭を交付している。

4) 根拠法令等

越谷市学校保健会への補助金交付は、越谷市学校教育振興補助金等交付要綱にしたがって行われている。上位計画として第3期越谷市教育振興基本計画があげられるが、同基本計画は令和7年度までの計画となっている。基本計画1-4-1-2「学校保健の充実」が学校保健会の取組と連動する内容となっている。

(ウ) 監査手続

- 1) 当補助金に係る概要を把握し、関連する法令、条例、規則、要綱等を閲覧した。
- 2) 当補助金に係る資料（交付申請書、支出負担行為書、交付決定通知書、支出命令書、事業実績報告書、事業報告・歳入歳出決算書）を入手し、その内容（整合性及び承認証跡）を

検証した。

3) 当補助金に関連するデータ（補助金等に関するアンケート表等）を入手し、年度推移や関連する指標との関係を分析した。

4) 担当部署の担当者に質問を実施した。

(エ) 指摘と意見

1) 効果測定の数値について【意見】

事前アンケートによると、効果測定の数値の記入はなく、空欄であった。その理由を聞き取り等で確認すると、当事業は各専門部会の活動がベースになっており、単一の指標のみでは学校保健会全体の効果が測定できないとのことであった。ただ担当課においては、各専門部会の活動実績例えば実施した講演会等の参加人数等を把握している。今後も事務局でもある担当課においては、各専門部会の活動実績を数値化して、成果指標として毎年度の予算執行及び終了更新年度における計画の見直し等に利用すべきと考える。

【意見 71】 効果測定の数値について

当補助金等の効果を測定するため、補助事業の活動指標となる具体的な数値が把握できる場合には、当該数値（実施した講演会等の参加人数等）を把握すべきである。

(2) 指導課

① 越谷市中学校体育連盟補助金

(ア) 補助金等の概要

補助金等の名称	越谷市中学校体育連盟補助金					
補助金等の性格	運営費 事業費 その他					
補助事業の開始年度						
補助事業の終了予定年度	有(年度) 無					
終了予定年度が設定されていない理由	補助事業の性質から、一定期間で補助の目標が達成されるものではなく、継続して支援を続けることにより、生徒の体力低下等の課題に対応していく必要があるため。					
根拠法令(交付要綱)等	越谷市学校教育振興補助金等交付要綱					
財源の内訳	国 % 県 % <u>市 100%</u> その他 %					
交付先(団体の場合には、令和2年度の交付額上位3団体の名称)	越谷市中学校体育連盟					
交付先件数	1件					
交付目的	市内中学校体育を振興し、教員の体育・運動部活動の指導力の向上と生徒の体力向上を図るとともに、生涯にわたって健康でスポーツに親しむことができる資質の向上を図る。また、各種の大会運営や授業研究会等を通して、教員の指導力の向上と生徒の体力向上や生涯スポーツの基礎づくりを図る。					
対象経費	中学校における体育の振興を図るために必要な経費(会議費、事務費、研究費、印刷製本費、大会費等)					
算定方法	補助対象経費の横上げによる。					
支払方法	完了払 前金払 概算払 その他()					
交付先からの事業報告書の入手の有無	有 無					
交付先からの決算書の入手の有無	有 無					
補助制度の周知方法(追加)	なし					
効果の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・授業研究会や実技研修会を通して、教員の指導力の向上が図られた。 ・体力テストの結果において、市内中学校の総合得点が埼玉県的目標値を達成するなど、生徒の体力向上を図ることができた。 					
効果測定の方法	数値 アンケート 市民等からの声・評判 その他()					
効果測定の方法が数値である場合の具体的な数値の内容	新体力テストの結果(体力総合得点A+B+Cの合計)					
過去5年の交付実績・予算						(単位:千円)
年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
予算	760	760	760	760	760	650
決算	760	760	760	760	760	
予算と決算との乖離(不用額)が予算に対して30%超ある場合の理由						
効果測定の数値						(単位:%)
年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
実績	85.1	86.4	86.6	86.6	-	

(イ) 概要の補足

1) 越谷市中学校体育連盟

越谷市中学校体育連盟は、昭和 55 年より越谷市における中学校体育を振興し体力の向上を図り、スポーツ精神を育成することを目的として活動している。この目的を達成するため、次の事業を行うこととしている。

- ・ 体育に関する理論及び実践研究
- ・ 生徒の体位・体力の向上のために諸般の研究調査
- ・ 体育大会の開催
- ・ 体育に関する研究・講習会の開催
- ・ 埼玉県中学校体育連盟及び越谷市体育協会に対し越谷市中学校を代表して加盟する。
- ・ その他、本連盟の目的達成のための必要な事項

そして、当該連盟は、越谷市内の各中学校をもって組織されている。

2) 根拠法令

越谷市中学校体育連盟に対する補助金の根拠となる法令は、以下のとおりである。

- ・ 第 3 期越谷市教育振興基本計画

越谷市中学校体育連盟への補助金交付の上位計画としては、第 3 期越谷市教育振興基本計画があげられるが、同基本計画は令和 7 年度までの計画となっている。基本計画 1-4-1-1 「児童生徒の体力向上」が越谷市中学校体育連盟の取組と連動する内容となっている。5 カ年計画であり令和 7 年度が最終年度となっている。

- ・ 越谷市学校教育振興補助金等交付要綱

なお同交付要綱による交付先の団体及び補助金等は、次表のとおりである。

別表（第 2 条、第 3 条関係）

団体等の名称	補助金等名	担当課
越谷市学校保健会	越谷市学校保健会交付金	学務課
越谷市小学校体育連盟	越谷市小学校体育連盟補助金	指導課
越谷市中学校体育連盟	越谷市中学校体育連盟補助金	指導課
教育長が認定する学校教職員 自主研究団体	学校教職員自主研究団体研究助成金	教育センター
学校応援団づくり推進委員会	学校応援団推進事業交付金	指導課
越谷市教育研究委員会	教育研究員助成金	教育センター

3) 越谷市中学校体育連盟の収支

越谷市中学校体育連盟補助金は、越谷市学校教育振興補助金等交付要綱第9条に基づき、年度当初に前金払で交付される。

越谷市中学校体育連盟の収入は、この市補助金に加え市体育協会からの補助、私立学校からの負担金、市負担金及び預金利子があり、令和2年度実績で1,860,002円である。支出についても収入額と同額で繰越金は生じていない。令和2年度の決算報告書より収支表を予算ベース及び決算ベースで作成すると次のようになっている。

収入の部			支出の部		
項目	予算	決算	項目	予算	決算
市補助金	760,000	760,000	事務費	77,600	42,761
市体協補助金	80,000	80,000	会議費	80,000	29,194
私立中学より	105,000	105,000	事業費	768,000	909,607
市負担金	915,000	915,000	負担金	934,400	878,440
預金利息	0	2			
合計	1,860,000	1,860,002	合計	1,860,000	1,860,002

越谷市中学校体育連盟 令和2年度 決算報告書より所管部課に確認したところ、令和2年に限らず例年繰越金0で収支が一致しているとのことであった。

4) 効果測定の数値

越谷市中学校体育連盟補助金の効果測定は、「中学校の新体力テストの結果」によっている。

(ウ) 監査手続

- 1) 当補助金に係る概要を把握し、関連する法令、条例、規則、要綱等を閲覧した。
- 2) 当補助金に係る資料（交付申請書、支出負担行為書、交付決定通知書、支出命令書、実績報告書、事業報告・決算報告書）を入手し、その内容（整合性及び承認証跡）を検証した。
- 3) 当補助金に関連するデータ（補助金等に関するアンケート表等）を入手し、年度推移や関連する指標との関係を分析した。
- 4) 担当部署の担当者に質問を実施した。

(エ) 指摘と意見

1) 越谷市中学校体育連盟の収支について【指摘】

越谷市中学校体育連盟の令和2年度決算報告書及び所管部課への聞き取りによると、越

谷市中学校体育連盟の収支は例年繰越金 0 で一致している。

上に掲げた令和 2 年の収支表を見ると、支出の部で予算額と決算額に乖離があるが、合計額では収入の部と一致している。予算どおりの定額の支出が行なわれるならば、例年繰越金 0 で収入支出が一致していても理解できる。しかしながら、支出項目を精査すると定額の支出ではなく、事業費等はその時々に必要な支出をしているようである。このような状況下で繰越金 0 では、補助金の返納を避けるために支出金額の作為的な調整を行っているとの疑念が生じる。指導課は、事業費等の適切性を監督すべきである。同じ越谷市学校教育振興補助金等交付要綱によって補助金を交付されている越谷市学校保健会は、例年繰越金を生じており、このほうが現実的で効果的効率的な運用していると推測できる。

指導課は、越谷市学校保健会のように越谷市学校教育振興補助金等交付要綱を柔軟に運用して、やむを得ない繰越金は計上して収支報告するよう指導すべきである。

【指摘 19】 越谷市中学校体育連盟の収支について

当補助金等の補助事業者である越谷市中学校体育連盟の収支は例年繰越金 0 である。補助事業の活動結果として、繰越金が生じていないのであれば問題はないが、例年、その傾向にあることは不自然である。所管課は、補助事業者に対して、収入金額に一致した支出を行う必要性はなく、補助事業の活動結果として生じた繰越金については、翌年に繰り越せるように指導すべきであり、また、その調整に使用されていると考えられる経費については、その内容を検証すべきである。

2) 効果測定の数値について【意見】

生徒の体力の向上が重要な目標であり、「中学校の新体力テストの結果」を成果指標としていることに異論はない。ただし、越谷市中学校体育連盟の事業は、体育に関する理論及び実践研究、生徒の体位・体力の向上のために諸般の研究調査、体育大会の開催及び体育に関する研究・講習会の開催等からなっている。したがって「中学校の新体力テストの結果」のみでなく、体育大会の開催数及び研究・講習会の開催数も成果指標とし採用し、毎年度の予算執行及び終了更新年度における計画の見直し等に利用すべきと考える。

【意見 72】 効果測定の数値について

当補助金等の効果測定数値については、事前アンケートに記載されている中学校の新体力テストの結果の他に、補助事業の活動の直接的な指標としての体育大会の開催数及び研究・講習会の開催数も考えられる。これらの数値も当補助金等の効果測定の数値として採用すべきである。

② 越谷市部活動等競技会派遣助成金

(ア) 補助金等の概要

補助金等の名称	部活動等競技会派遣助成金					
補助金等の性格	運営費 事業費 その他					
補助事業の開始年度	平成9年度					
補助事業の終了予定年度	有(年度) 無					
終了予定年度が設定されていない理由	補助事業の性質から、一定期間で補助の目標が達成されるものではなく、今後も、児童生徒が全国大会や関東大会へ出場する機会を支援することにより、部活動へ取り組み意欲の発揚を図っていく必要があるため。					
根拠法令(交付要綱)等	越谷市部活動等競技会派遣助成金交付要綱					
財源の内訳	国 % 県 % 市 <u>100%</u> その他 %					
交付先(団体の場合には、令和2年度の交付額上位3団体の名称)	市内の該当小中学校					
交付先件数	4件					
交付目的	市内小中学校の児童生徒を競技会に派遣する際に、助成金を交付することにより、部活動の振興を図る。					
対象経費	競技会に係る経費のうち、参加費、交通費、宿泊費、そのほか市長が適当と認めるもの					
算定方法	補助対象経費の積上げによる。					
支払方法	完了払 前金払 概算払 その他()					
交付先からの事業報告書の入手の有無	有 無					
交付先からの決算書の入手の有無	有 無					
補助制度の周知方法(追加)	市内小中学校の校長会において制度を案内している。					
効果の内容	令和元年度の成績では、全国大会に延べ14校・160名、関東大会に延べ22校・237名の児童生徒が出場するなど、部活動の振興を図ることができた。					
効果測定の方法	数値 アンケート 市民等からの声・評判 その他()					
効果測定の方法が数値である場合の具体的な数値の内容	関東大会・全国大会の出場校数					
過去5年の交付実績・予算						(単位:千円)
年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
予算	3,000	3,799	3,135	3,000	3,000	3,000
決算	2,971	3,705	3,134	2,092	616	
予算と決算との乖離(不用額)が予算に対して30%超える場合の理由	令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により上位大会の開催が中止されたことから、交付件数は少なかった。					
効果測定の数値						(単位:校)
年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
実績	27	35	35	36	4	

(イ) 概要の補足

1) 越谷市部活動等競技会派遣助成

部活動等競技会派遣助成の趣旨は、市内小中学校の児童生徒を競技会に派遣する際に、助成金を交付することにより、部活動の振興を図ることにある。

ここで競技会とは、児童生徒が部活動等に係る学校の代表又は学校体育団体の編成する埼玉県選手団として参加する関東大会以上の規模の大会であって、次に該当するものをいう。

- ・学校体育団体が主催する大会
- ・西関東吹奏楽連盟、全日本吹奏楽連盟又は日本マーチングバンド・バトントワーリング協会が主催又は共催する大会
- ・その他、文部科学省が主催、共催又は後援する大会で、市長が適当と認めるもの

2) 根拠法令等

越谷市部活動等競技会派遣助成金の根拠となる法令は、以下のとおりである。

- ・第3期越谷市教育振興基本計画

越谷市部活動等競技会派遣助成金交付の上位計画としては、第3期越谷市教育振興基本計画があげられるが、同基本計画は令和7年度までの計画となっている。基本計画1-4-1-1「児童生徒の体力向上」が越谷市部活動等競技会派遣助成の取組と連動する内容となっている。5カ年計画であり令和7年度が最終年度となっている。

- ・越谷市部活動等競技会派遣助成金交付要領

同要領第4条第1項に基づき、次表のとおり助成している。

(第4条第1項)

競技会区分		助成金交付額
関東大会	個人参加	1人につき、5,000円
	団体参加	1校につき、50,000円
全国大会	個人参加	1人につき、50,000円
	団体参加	1校につき、500,000円
備考 団体とは、1競技会につき参加登録実人数10人以上のものをいう。		

3) 効果測定の数値

越谷市部活動等競技会派遣助成金の効果測定は、「関東大会・全国大会の出場校数」としている。

(ウ) 監査手続

- 1) 当補助金に係る概要を把握し、関連する法令、条例、規則、要領等を閲覧した。
- 2) 当補助金に係る資料（交付申請書、支出負担行為書、交付決定通知書、支出命令書、事業実績報告書）を入手し、その内容（整合性及び承認証跡）を検証した。
- 3) 当補助金に関連するデータ（補助金等に関するアンケート表等）を入手し、年度推移や関連する指標との関係を分析した。
- 4) 担当部署の担当者に質問を実施した。

(エ) 指摘と意見

1) 効果測定の数値について【意見】

交付条件は関東大会及び全国大会への派遣であり、「関東大会・全国大会の出場校数」を成果指標としている。しかしながら、出場校数だけでは何人の児童生徒が派遣されたかは分からない。また、年々児童生徒数も減少していることから、派遣の人数ではなく、「派遣者数÷児童生徒数」との率で評価するほうが、効果測定としては有効ではないかと考える。

なお、この「派遣者数÷児童生徒数」を成果指標としている他市の事例も存在する。

【意見 73】 効果測定の数値について

当補助金等の効果測定の数値は、関東大会・全国大会の出場校数であるが、当該校数のみでは、児童生徒の派遣数は不明である。したがって、当補助金等の効果測定の数値は、児童生徒数が減少傾向にあることから、単純な派遣数ではなく、児童生徒の派遣割合（派遣者数÷児童生徒数）とすることを検討すべきである。

(3) 教育センター

① 教育研究員助成金

(ア) 補助金等の概要

補助金等の名称	教育研究員助成金					
補助金等の性格	運営費 <u>事業費</u> その他					
補助事業の開始年度	平成16年度					
補助事業の終了予定年度	有(年度) <u>無</u>					
終了予定年度が設定されていない理由	第3期越谷市教育振興計画 基本目標1「生きる力を育む学校教育を推進する」に基づき、小中一貫教育の推進と学習指導の更なる改善に向け、各教科・領域などにおける指導法や指導課程の評価のあり方、新たな教育課題の研究奨励を継続し、本市の教育力の向上に努めることは今後も必要であるため。					
根拠法令(交付要綱)等	越谷市学校教育振興補助金等交付要綱					
財源の内訳	国 % 県 % 市 100 % その他 %					
交付先(団体の場合には、令和2年度の交付額上位3団体の名称)	越谷市教育研究委員会					
交付先件数	1件					
交付目的	教育研究委員会は市教委が委嘱した教育研究員により構成されており、教育に関する基礎的な調査研究や今後必要とされる分野の調査研究を行い、本市教育の発展充実に寄与するとともに教員の資質向上を図ることで本市の教育力を高めることを目的とする。					
対象経費	300,000円					
算定方法	教科・領域別の部会数や人数、研究に必要な資料の購入費や推進校視察にかかる費用などによる					
支払方法	完了払 <u>前金払</u> 概算払 その他()					
交付先からの事業報告書の入手の有無	<u>有</u> 無					
交付先からの決算書の入手の有無	<u>有</u> 無					
補助制度の周知方法(追加)	補助事業についての案内文書の配付並びに校長会での補助事業の案内。					
効果の内容	市内の教員の資質・能力の向上につながっている(教育研究員の授業を公開することで、実際に質の高い授業を見る機会を設定するとともに、レポート等の成果物を市内の教職員の使用するグループウェアに掲載することで実践研究の内容を教育研究員以外の教員も閲覧し、自身の教育実践の参考にできるようにしている)。					
効果測定の方法	<u>数値</u> アンケート 市民等からの声・評判 <u>その他</u> (各教科・領域の担当指導主事による事業の報告及び成果物)					
効果測定の方法が数値である場合の具体的な数値の内容						
過去5年の交付実績・予算						(単位:千円)
年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
予算	300	300	300	300	300	240
決算	300	300	300	300	300	
予算と決算との乖離(不用額)が予算に対して30%超える場合の理由						
効果測定の数値						(単位:)
年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
実績						

(イ) 概要の補足

<背景>

「第3期越谷市教育振興基本計画」(令和3年度から令和7年度までの5か年計画)にて、基本目標1「生きる力を育む学校教育を推進する」が掲げられ、この中の1つに、「信頼される、質の高い教育環境をつくる」があげられている。

質の高い教育環境をつくるには教職員の資質向上が必要である。越谷市は教職員が市で学ぶ場を提供するのみならず、良いものを幅広く取り入れることにも積極的に取り組んでいる。また、教科によっては越谷市独自の教材も作成する必要がある。

このような研究に必要な資料の購入や先進校視察等のために当助成金を設置している。各学校では当該費用の捻出が難しいため、市からの補助は必要と考えられる。

<金額の根拠>

他の予算との兼ね合いから、過去から30万円/年の割当で変動はなかったが、令和3年度は予算削減の必要があったため24万円/年に減額されている。

<使用実績確認>

教育研究委員会には財源がないため、まず市から、当助成金により教育研究委員会に前払を行い、教育研究委員会から各教科担当教職員に前払を行い、教職員は教育研究委員会に領収書等の実際の支払額の証明を提出し、過不足分を精算している。それらをまとめて市に報告している。そのため、教材や研修費と補助金が明確に紐づけられ、目的に合致した補助となっている。

実際に教職員が使用する費用は予算よりも少ないこともあり、余剰分は教育センターで利用する複合機のコピー用紙代、インクカートリッジ代に充てている。研究のため資料の印刷等が必要となるが、教育センターの複合機を使用して印刷するため、当該費用を補助している。概ね予算の1~2割が余り、このコピー費用に充てられている。令和3年度の予算削減はこの費用額と同程度が削減対象となっている。

<効果>

当補助金の性質的に、効果を定量的に測定するのは難しい。そのため、各教科・領域の担当指導主事による事業の報告及び成果物を効果としている。教職員一人当たりの助成は数千円~数万円程度であるが、成果物としては合計100ページ超の報告書がまとめられており、金額に見合った一定の成果があるものと推察する。

(ウ) 監査手続

- 1) 当補助金に係る概要を把握し、関連する法令、条例、規則、要綱等を閲覧した。

- 2) 当補助金に係る資料（補助金交付申請書及び添付資料、実績報告書及び添付資料、支出負担行為書、支出命令書、補助金交付決定通知書、補助金交付請求書）を入手し、その内容（整合性及び承認証跡）を検証した。
- 3) 当補助金に関連するデータを入手し、年度推移や関連する指標との関係を分析した。
- 4) 担当部署の担当者に質問を実施した。

(エ) 指摘と意見

特に指摘すべき事項及び意見はない。